

パブリックな存在としての遺跡・遺産

— 平成24年度 遺跡等マネジメント研究集会(第2回)報告書 —

“Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public”

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 2nd)

2013

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties



ソンマ・ヴェスヴィアーナの遺跡出土の大理石彫像のレプリカを使った「火山噴火時の文化財レスキュー」の訓練
(Somma Vesuviana, Napoli, Italia © 東京大学ソンマ・ヴェスヴィアーナ遺跡発掘調査団) @松田陽



世界遺産メリダ市内のローマの水道橋で暮らすコウノトリ
(スペイン, メリダ市, 2012年) @関雄二



日本調査団が発掘した
クントウル・ワシ遺跡の
デザインが入った
1 ヌエボ・ソル硬貨
(ペルー, 2012年) @関雄二



2008年に独立宣言したコソボ共和国を走るタクシーに登場する新石器時代の土偶。この土偶は同共和国の国旗のイメージとしても採用されかけた。
@松田陽



クントウル・ワシ遺跡の名前を冠し、石彫や石壁をデザインに取り入れたカジノ
(ペルー, カハマルカ市, 2013年) @関雄二



【アイヌ語由来の地名】知床ウトロ地区にある通称「ゴジラ岩」は、景観の構成要素の一つになっている。写真からも分かるように、岩と岩の間に細い道があり、かつては村と浜辺をつなぐ道として利用されていた。そのため、この近辺は「ウトゥル・チ・クシ・イ (uturu-ci-kus-i = その間を・我らが・通行する・所)」と呼ばれるようになり「ウトロ」の語源になった、とアイヌの言語学者である知里真志保は説明している (1955年『斜里町史』)。先人たちの精神文化や彼ら／彼女らを取り巻いていた景観も遺産と捉えるならば、ウトロをはじめとするアイヌ語由来の地名は、先住民族として暮らしていたアイヌの人々の文化を現代に伝える遺産だと言える。

@岡田真弓



JR 横須賀線・田浦駅 (神奈川県横須賀市)

「谷戸地形」を呈する周辺地域は、トンネルが多い。この駅も両端をトンネルで挟まれており、プラットホームが11両編成の長大な通勤形列車を捌くに十分な長さ確保できない。トンネル内に停車することとなる前方の車両ではドアを開けることができず、乗降客は2両目以降に移動しなければならない。このような負の条件が、トンネル内での「ドアカット」というあまりにも珍しい光景を生み出し、多くの鉄道ファンを魅了し続けてきた。今や「名所」と呼べる駅である。一見、滑稽なこの光景。しかしその背後には、明治時代に軍事鉄道として整備され、戦後の急激な宅地化によって東京圏の通勤鉄道へと変貌する横須賀線そのものの歴史が深く刻まれている。

@岡田昌彰



【浜離宮恩賜庭園と汐留】特別名勝及び特別史跡旧浜離宮庭園と汐留地区の巨大複合都市“汐留シオサイト (siosite)”。新橋駅に隣接してあった汐留貨物駅が1986に廃止され、1995年から2004年にかけての再開発によって生まれ変わった“汐留”は、いまや“お台場”や“六本木ヒルズ”、そして、“東京スカイツリー”などと並ぶ東京の新しい観光名所としてよく知られている。高層ビル群は主景たる汐入の池の水面にまでその姿を映し、文化財庭園保存の立場からは望ましくないと考えられるこの風景は、未来と過去が共生するメガロポリスへの歓迎の象徴として、かつて羽田空港到着口に大きく掲げられていたこともある。左の写真には、“汐留”を背景に記念写真を撮影する団体 (右上: 同位置からの写真) が写る。右下の写真はこの構図に向かって写生する人々。

@平澤毅



豊郷小学校旧校舎（滋賀県豊郷町）

- * 1937年、アメリカ人建築家ウィリアム・ヴォーリズ的设计によって竣工した名建築。1999年に始まる解体計画を巡っては、町長と町民との間に激しい対立を生み、全国的に注目を浴びた。最終的には保存が決定するが、その後予想もしなかった新しい眼差しが注がれることとなる。2009年、この建築をモデルとしたアニメが大ヒットし、今や「アニメファンの聖地」と化したのである。ここには連日、コスプレをまとったアニメファンが多数訪れ、旧図書館を転用した喫茶店には一見異様な雰囲気が漂う。売店ではアニメ関連のグッズが売れる。アニメの巨大なイラストの描かれた家用車がエンジン音を鳴らす。オタクの力は、ついに架空の物語を現実化する装置へと、文化財を変えてしまった。旧校舎内はその3年後（2012年）、登録有形文化財に登録された。 左写真@岡田昌彰
- * ヴォーリズによる建築として著名な旧豊郷小学校校舎は、一度は老朽化のため解体されると決まったが、保存を求める声により残されることとなった。その後、アニメ『けいおん!』の舞台のモデルとされたことから、いわゆる「聖地巡礼」としてファンが訪れるようになり、現在ではアマチュアバンドの演奏会やコスプレ撮影会など、さまざまな催しに活用されている。（モデル：小野愛代さん） 右写真@石村智



トイトッキのトーチカ（北海道豊頃町）

太平洋戦争末期1944年に整備されたトーチカ。ここには現在、お宮が加えられている。一見、戦没者慰霊を目的としたものにさえ見える。実は戦後、この「国防目的で沿岸部に設置された巨大コンクリート塊」は、定置網漁のアンカーとして地元の漁師たちに重宝された。やがて、大漁祈願の神を祭るべき対象へと昇華したのだった。「八百万の神」という日本の文化体系の一部を垣間見ることができるが、同時にこれは、使えるものを大切に使い続けながら戦後の苦難を乗り越えた日本人の逞しさが反映されているように思えてならない。 @岡田昌彰



熱田神宮境内の眼鏡碑（愛知県名古屋市）

草薙の剣を御神体とする熱田神宮の境内に、玉祖命を崇拝し眼鏡の功德に感謝しつつ60年余りにわたって生業に勤しんできた名古屋眼鏡商業協同組合が、啓蒙と精神文化向上の一助とすべく、著名な彫刻家の手による遮光器（メガネ）土偶の模倣像を据えて建立した顕彰碑。 @松田陽

三井化学の排気塔：通称「大竹のエッフェル塔」（広島県大竹市～山口県和木町）

@岡田昌彰
※本文 37 頁参照



世界遺産チャピン・デ・ワタル遺跡の神殿入り口をデザインに取り入れた公園（ペルー、チャピン・デ・ワタル村、2009年）@関雄二



日干しレンガでできたピラミッドのそばで、遺構の建材を利用する焼きレンガ窯（ペルー、ランバイエケ地方、1996年）@関雄二



Playden Oasts Hotel, East Sussex, UK
※オーストを転用したB&B



Fake Oast,
Foresters Leisure Park,
Derbyshire, UK

英国伝統ビール「エール」の製造に不可欠なホップの乾燥窯、オースト。現在はその機能を失いながらも、ケント州などイングランド南東部やウースター州の一部に現存している。ただし、ここダービシャーには建設の記録は無い。一見本物と見間違いが、これは偽物である。英国中級ホテルチェーン Premier Inn の支店の1つであり、「Oast House」という名称を掲げている。実際、ケント州などでは本物のオーストは地域センターや高級住宅、B&Bなどに転用されている。それがいつしかブランドとなり、このような確信犯的フェイクの出現に至ったのだろう。

@岡田昌彰



アンデス・アマゾン of 遺跡カラヒーヤの埋葬用象形棺をデザインしたホテルのランプ（ペルー、レイメバンバ市、2013年撮影 八百板季穂）

@関雄二



100年前の殺人現場であることを掲げて営業するパブ。Norwich, UK @松田陽



イタリア、ポッツォーリの町にあるレストラン「廃墟」"Il Rudere"。古代ローマ時代の壁体を見ながら食事をお楽しみあれ。

@松田陽



世界遺産ペトラ（ヨルダン）にあるお土産屋さん。インディーズの映画がペトラで撮影されたこともあって、やっぱりここにはインディーズが登場して、買い物を促している。

@松田陽



世界遺産バールベック（レバノン）の遺跡内に設置されたトイレ。ローマ時代の壁を見ながら用が足せる。

パブリックな存在としての遺跡・遺産

— 平成24年度 遺跡等マネジメント研究集会(第2回) 報告書 —

目 次

グラビア 遺跡・遺産 の パブリック Curious Links between Heritage and the Public

凡 例

I. 研究報告 A

- [1] 遺跡管理における住民参加の意味を問う —国際協力の現場から— …… 004
関 雄二 [国立民族学博物館/教授]
- [2] 公共財としての遺産 —歴史的建造物の公共性について— …… 010
ウーゴ・ミズコ [UGO Mizuko: 学習院女子大学/准教授]
- [3] 遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか
—マイクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例— …… 016
石村 智 [奈良文化財研究所国際遺跡研究室/研究員]
- コラム: 残された教会、残されなかった教会—福島における被災教会堂のゆくえ— …… 021
石村 智 [奈良文化財研究所]
- [4] パブリック、遺産、文化財、考古学の関係について …… 022
松田 陽 [英国・イーストアングリア大学/講師]
- [5] 「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方
—世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から— …… 028
張 漢賢 [CHONG Hon Shyan: 鳥取環境大学/教授]
- [6] 産業遺産の公共性: その価値は何から生じるのか? …… 036
岡田 昌彰 [近畿大学/教授]
- [7] SEEDS OF FURUSATO ~人々の心にある遺産~ …… 042
土井 祥子 [公益財団法人日本ナショナルトラスト/主任研究員]
- プレゼンテーション画像 …… 046

II. 研究報告 B

- [a] 世界遺産ジョージタウンにおける「パブリック」への介入と参画 [原文/日本語訳] …… 086
ジャネット・ピライ [Janet Pillai: マレーシア科学大学/准教授]
- [b] 遺跡・遺産が伝える先住民族の歴史と文化 …… 098
岡田 真弓 [北海道大学アイヌ・先住民研究センター/博士研究員]
- [c] 歴史・文化を「つたえる」 “まなび” にまつわる取り組みから思うコト …… 108
渡邊 淳子 [奈良文化財研究所企画調整部/アソシエイトフェロー]
- [d] ローカルからはじめる遺跡・遺産～太宰府市民遺産 …… 118
城戸 康利 [太宰府市教育委員会/文化財課副課長]

[e] 遺跡の「資料化」と「遺産化」	124
魚津 知克 [大手前大学史学研究所／主任]	
[f] 遺跡・遺産の経験と意味	128
平澤 毅 [奈良文化財研究所文化遺産部／景観研究室長]	
コラム：遺跡と盗掘とパブリック	134
田代亜紀子 [奈良文化財研究所企画調整部／アソシエイトフェロー]	

Ⅲ. 資料A

国際憲章等にもみる遺産のパブリック	136
菊地 淑人 [奈良文化財研究所文化遺産部／アソシエイトフェロー]	
資料 パブリックな存在としての遺産に関する重要憲章・勧告・宣言（英文）	138

Ⅳ. 資料B

平成24年度遺跡等マネジメント研究集会（第2回）の開催成果について（平澤毅）	152
1. 開催概要	154
2. 参加者・事務局名簿	155
3. 開催状況	156
4. 記録（趣旨説明，討論 a，講演・報告の要約，討論 b）	157

Summary Record of the Symposium / Table of Contents	212
-----------------------------------------------------	-----

凡 例

- 1 本書は、平成24年（2012）12月21日（金）及び22日（土）に、平城宮跡資料館講堂において開催した「遺跡等マネジメント研究集会（第2回）『パブリックな存在としての遺跡・遺産』」（以下、「研究集会」という。）の成果を取りまとめた報告書である。
- 2 「研究集会」は、「遺跡等の保存管理・整備等に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所の文化遺産部遺跡整備研究室が企画・主催し、小野健吉・平澤毅・青木達司が担当した。参加者は、地方公共団体職員・研究者・実務者のほか、遺跡等保護の関係者など、100名余りであった。
- 3 本書において、研究報告については平成25年度に執筆等を依頼したもので、新たに寄稿いただいた部分の所属等については平成25年（2013）12月時点のものとしているが、開催記録に該当する部分の所属等については「研究集会」開催当時のままとした。
- 4 本書は、「グラビア」、「Ⅰ. 研究報告A」、「Ⅱ. 研究報告B」、「Ⅲ. 資料A」及び「Ⅳ. 資料B」の5部構成とした。
- 5 「グラビア」では、本書執筆者の協力を得て、遺跡・遺産とパブリックの興味深い関係を示す事例を掲載した。
- 6 「Ⅰ. 研究報告A」では、講演・報告者によって「研究集会」における検討成果を踏まえつつ取り纏められた論考とともに、「研究集会」開催時に使われたプレゼンテーション画像の一部を収録し、「Ⅱ. 研究報告B」では、「研究集会」の主題に関連する新たな論考を収録した。
- 7 「Ⅲ. 資料A」では、遺跡・遺産のパブリックに関連する国際会議・憲章等とその総括的解説を付与し、「Ⅳ. 資料B」では、「研究集会」開催の記録として、開催概要、参加者名簿のほか、「趣旨説明（12月21日）」、「討論 a（12月21日）」、「講演・報告の総括（12月22日）」、「討論 b（12月22日）」の記録を掲載した。なお、討論等の記録については、録音から音声起こししたものを参照しながら、平澤毅がまとめ、各発言者の校閲を経たものである。各発言における言い回し等については、その趣旨の変更を伴わない範囲で修正を加えた部分がある。また、このうち、「討論 b」については、報告書の取りまとめに当たり、質問票を提出しつつも、討論に欠席された質問者に対して、討論の記録 draft を送付して、新たに示されたコメントも付記した。
- 8 巻末には、英文で、「研究集会」の摘要及び本書の目次を付した。
- 9 「凡例」及び「開催成果について」（Ⅳ. 資料B）の英訳及びジャネット・ピライ氏の英文論考の日本語訳については、株式会社テクボウの協力を得た。なお、ジャネット・ピライ氏への寄稿依頼及びその論考内容の監修については張漢賢氏の協力を得た。
- 10 本書の編集は平澤毅が行った。

I. 研究報告 A

I. Study Reports A

遺跡管理における住民参加の意味を問う —国際協力の現場から—

Rethinking the Participation of Local Communities in the Cultural Heritage Management

関 雄二（国立民族学博物館） SEKI, Yuji (National Museum of Ethnology)

1. コミュニティからの発言と行動

(1) 消滅の危機とコミュニティからの反動

今日の国際協力の現場で、「持続的な開発」、あるいは「住民参加」という言葉を耳にするのは日常茶飯事となっている。むしろ、それを前提にしたプログラムが立案されることは当然という雰囲気さえある。本論では、この「住民参加」に焦点を絞り、国際協力の中でも、文化遺産関係の現場でどのようにこのコンセプトを取り込んでいくべきなのかを考えてみたい。

そこで、まず「住民参加」のコンセプトが定着してきた背景を探ることにする。1960～70年代にかけて米国で文化資源管理（CRM）制度が成立し¹⁾、日本でも埋蔵文化財に関する関心が高まったのは、経済成長を背景にした開発に伴う遺跡の破壊や、逆に破壊するために行う事前調査で重要な遺跡が発見された点に原因があるといわれている。その後も日本ではこの開発と遺跡破壊あるいは消滅の問題に重きが置かれた議論が展開し続けるが、世界の国々では別の大きなうねりを体験する。

私が調査を行っているアメリカ大陸の場合も例外ではない。この地に考古学や人類学をもたらしたのはヨーロッパ起源の研究者達であり、彼ら／彼女らが研究対象としたのは、彼ら／彼女らがアメリカ大陸に到着する以前から、生活を営んできた先住民であり、その痕跡としての遺跡や遺物であった。その研究対象でしかなかった先住民が異議申し立てを開始したのである。米国では、2007年の先住民の権利に関する国際連合宣言を待たずとも、国内の非先住民と同様の地位と権利を確保することを望み、政府と衝突しながらも交渉を重ねてきたことは有名であり、ラテン・アメリカ諸国でもこの傾向は認められる²⁾。

一見して、直接結びつかないように思える遺跡や遺物と先住民の権利も、じつは生活域が開発で脅かされるといった即物的な問題ばかりなく、彼ら／彼女らの聖地がしばしば遺跡として指定され、非先住民系の専門家によって、発掘、分析、そして展示という「冒瀆行為」が強行され、さらに先住民の世界観とは全く異なる近代的



図-1. エクアドルのインガピルカ遺跡の管理を求める先住民カニヤリのデモを阻止しようとする警官
提供：セグンド・パルチサカ

な枠組みで管理されるようになったことを想起すれば、意外にも直結した問題であることがわかる（図-1）。

(2) ポストコロニアル転回と文化の所有

私自身は、この事態ともに、学問そのものの変貌が大いに関わっていると考えている。いわゆる人文系学問の世界で、よく指摘される「ポストコロニアル転回」であり、人類学で言えば、人類学者による人類学批判である³⁾。ことにアメリカのように考古学が人類学の影響下にある地域では無視できない流れである。

エドワード・サイードに代表されるポストコロニアル思想が人類学に与えた影響は絶大であった。植民地行政官や宣教師の協力の下に成立した近代人類学もさることながら、その批判として成立したはずの、フィールドにおける参与観察に基づく現代人類学とて、対象社会の文化を静的、あるいは同質的に切り取り、情報提供者からの私的収奪を行う行為として激しい批判に晒されたのである。

こうしたことから、収奪した物質文化を保管し、公開してきた装置である博物館に批判の矛先が向けられた。展示における展示される側の権利が論じられ、やがて好奇の眼差しの先にあった展示される側の集団の参加が、展示企画の中で実現されていくのである⁴⁾（図-2）。



図－2. 大英博物館アフリカ展示にある「いのちの木」。
武器を材料にモザンビークの芸術家と博物館
が共同制作した。内戦の記憶と復興がテーマ。

このような学術界の変貌は、先にあげた先住民の権利主張の動きと相関関係にあることはいまでもない。いずれにせよ、文化を語るのが、もはや研究者に限定されるものではないことが社会で共有されてきたと言えよう。

(3) 新自由主義の文化政策

さらに、文化政策にも目を向ける必要がある。世界全体でいえることだが、90年代以降に生じた大きな流れの一つは新自由主義である。もちろん国によってその適用はさまざまではあるが、この思想に重きを置いた国々では、小さな政府を実現するために、多くを市場経済におもねる政策が展開されると同時に、国家の庇護から緩やかな形で解放された市民による自律性が声高に唱えられ、文化関係予算の削減を補強するイデオロギーとしても利用された。先住民なり、コミュニティなり、市民なりの自律性は奨励されながらも、資金面は自助努力せよとの号令が発せられ、文化と経済開発が直結せざるをえなくなったと言えよう。

このような経緯を振り返れば、文化活動におけるコミュニティの参加というスローガンが、これまで阻害されてきたコミュニティ自体、それを研究する専門家、そして文化政策を推進する国や地方行政体などすべてのアクターにとって必然であり、一致した目標であることが容易にわかる。したがって、現代社会において、文化政

策におけるコミュニティの参加の是非を問うことの意味はほとんどない。

にもかかわらず、文化遺産の管理や活用をめぐる、常にこの問題が取りざたされるのはなぜなのであろうか。私自身が注目するのは、コミュニティとは何なのかという問いもさることながら、参加とは何なのかという点にある。あるいはこの問題に関わるさまざまなアクターにおける「参加」の意味のズレに関心があるといってもよい。

ここではとりあえず、コミュニティを遺跡周辺で暮らす人々に限定して話を進め、対象は私が携わってきたラテン・アメリカ社会を念頭に置いていることを断っておく。

2. コミュニティの参加の拒絶

(1) 知識の保有をめぐる非対称性

たしかに日本を含む欧米先進国のように、いわゆる市民からの提言や発想が文化政策に直結する事例は存在する。しかし途上国を含む多くの国々では、いわゆるコミュニティ参加は容易ではない。まずは、相も変わらずコミュニティの参加が拒絶されるケースについて述べてみたい。

これにはいくつかの要因が考えられる。無形ではなく、有形の歴史遺産に限って言うが、文化遺産に関する知識にアンバランスが認められることも理由の一つである。無形遺産であるならば、研究者によって暗黙知が明らかにされることもあるにしても、文化遺産の担い手としてのコミュニティ側が保持する知識は、研究者のそれを上回ることには不思議ではない。

ところが有形の歴史遺産、たとえば考古学者が発掘する遺跡のような場合、保存すべきは現在の人間の文化ではなく、過去の遺物、遺構であり、その調査と分析には特殊なスキルが求められる。それが故に、解釈を巡る話題に非研究者が参加できる余地は少ないのである。繰り返すが、在野の古代史家や考古学ファンの多い日本では状況がやや異なる。

いずれにせよこの種の知識を有するのは一般に考古学者であり、法律を根拠に責任と権利を主張する行政側の文化財関係者である。すなわち彼ら／彼女らと無知な一般人という非対称性が存在し、当然のことながら、これを前提に文化政策が立案されるのである。こうして遺跡の管理は、一部の考古学や文化財関係者が立案する計画をもとに、彼ら／彼女らだけが操作するという構造ができあがる。

この構造においては、たとえば遺跡の周辺で暮らす住



図-3. 遺跡説明会も重要だが、専門的情報の伝達に終わることが多い（ペルー北部パコパンバ遺跡）。

民は、「遺跡の真の価値を知らない無知な人々」というレッテルを貼られ、無視されるか、仮にコミュニティ参加が謳われたとしても、考古学的知識を有する文化財関係者が立案するプログラムに参加し、学ぶことが強要されるだけである。教える側と、教えを享受する側とが上下関係にあり、知識は垂直方向に流れていく。いわば、遺跡周辺の住民に主体性の発揮は期待されないのである（図-3）。

（2）新自由主義と非対称性の強化

こうした文化財関係者とコミュニティの非対称の関係は古典的な姿といえるかもしれないが、じつは、現代社会において逆に強化されている点にも触れておかなばならない。

先にとりあげた新自由主義の流れが関わる。小さな政府をめざす政府による遺跡保存関係予算の縮小、民活の導入は、研究者や文化財関係者にとっては死活問題であり、当然、批判の対象となる。結果として国家自体が国家の文化財を放棄するのか、というナショナリズム的な非難が研究者や文化財関係者の口から発せられることになる。

さらに新自由主義は、国家の籐がはずれかけた文化財に対して、民間がアクセスできるという新しい面も生み出す。実際に、遺跡の整備などに民間資本が入り、観光開発が奨励される事例は多い。文化財研究や管理の占有を主張してきた考古学者や文化財関係者の目には、領域の侵犯、崇高な対象の商品化と映り、許しがたい事態となる。

多くの場合、こうした事態にコミュニティが口を挟もうとすると、非対称的な関係はかえって強化されてしまう。遺跡が現在のコミュニティの聖地、あるいは所有地として独自の意味を持つが故の異議申し立てであるならば、ナショナルな価値を優先する立場から排除、阻害される。また、観光開発に関連した利益配分を主張するの



図-4. インカ時代、山の神に捧げられた少女の冷凍乾燥ミイラ。提供：イルダ・ビダル

であるならば、金にまみれた、聖域を侵す行動として非難される。まるでキリスト教の強制布教を目的とし、植民地時代に展開された偶像崇拜撲滅運動のようである。

筆者が調査したペルー南部高地で発見された少女のミイラのケース（図-4）でも、山の神の生け贄として自分たちとつながりがあり、それゆえ管理や観光資源として利用する権利があると主張するコミュニティを嘘つき呼ばわりし、DNA鑑定によって、現在のコミュニティとの直接的系統関係を否定する考古学者が現れたほどである⁵⁾。新自由主義と観光開発のグローバル化が、考古学者や文化財関係者の頑なな態度を生み出していることになる。グローバル現象と言ってもよい。

さらにこの状態に拍車をかけているのが、先進国が進める遺跡保存、文化財保存に関わる技術移転プログラムであろう。ユネスコに牽引されるグローバル化の流れともいえる。もちろんこの国際協力自体は決して否定されるものではなく、むしろ現地専門家の養成という面では高い評価とすぐれた効果を生み出していることは間違いない。しかしながら、遺跡保存が単なる技術移転という枠組みの中で実施されている傾向が強くなり、遺跡の保存だけを目的とし、コミュニティ参加に思い至らないエリートを生み出している面も否定できないのである。

市民層が確立した先進国での研修において、コミュニティ参加の方策を学んだとしても、自国の状況を十分に吟味しなければ、その適用は応用ではなく強要となってしまう。実際に、そこまで深く問い続ける研修プログラムは少なく、結果として先に述べた非対称性の解消につながらないケースが多いのである。

3. 社会開発と遺跡の保存

ミイラの例は極端かもしれないが、この種の軋轢が日常茶飯事であることは間違いない。一方で、この軋轢を解消しようという動きも近年目につく。先に述べたよう



図-5. 出土品のレプリカ製作と販売を行うペルー北海岸サン・ホセ・デ・モロ村の職人

に、遺跡保存関係の予算が先細る中で、行政側があてにするのは遺跡の存在する地域のコミュニティの参加なのである。これに気付いた行政側が取り始めた方策とは、遺跡保存を地域開発の枠組みに組み込むことである。具体的には、遺跡保存を単体で行うのではなく、観光開発など社会開発と関連させることを指す。

現在、日本がペルー北部アマソナス州で推進する円借款事業もその一つであり、私が携わる北部高地の複数の遺跡保存案件すべてにおいて、経済投資計画が盛り込まれている。逆に言えば、その計画抜きに遺跡保存は難しいということになる（図-5）。

こうした動きは一概に否定はできない。途上国においては経済的格差が歴然としており、貧困や極貧に分類される人々が遺跡周辺で暮らすケースも多く見受けられるからである。生活が困窮している彼ら／彼女らに、目の前にある遺跡の価値だけを押しつけ、保存を叫んだとて聞く耳を持たないことは誰にでも予想できよう。

しかし、遺跡に経済的価値付けが与えられるならば、話は違ってくる。生活水準の向上が可視的になれば、その恩恵の源である遺跡自体に対する見方も変化してこよう。遺跡保存が自らの生活基盤を支えていることに気付けば、遺跡管理にコミュニティが自主的に参加する可能性も高まる。とはいえ、このウィン・ウィン状態はさほど期待できないのが率直な感想である。

なぜならば、観光で経済的恩恵を享受できるような遺跡は一握りしか存在しないのが現実だからである。しかもそうした文化遺産観光が成り立つ遺跡では、一般に住民参加が難しいマスツーリズムが導入され、行政が収入源確保のために直轄地として君臨するケースがほとんどだからである（図-6）。

ならばどのようにすれば、経済的効果が期待できないような遺跡でもコミュニティ参加を実現することが可能



図-6. マチュ・ピチュ遺跡はマス・ツーリズムのメッカ。入場料収入は文化省の貴重な財源。

なのであろうか。少なくともまず考えるべきは、経済的自律が可能かどうかの判断であろう。遺跡、あるいは関連施設を維持管理していくためには費用がかかる。これをまかなった上での、自律的経営は可能であるのか。もし自律的経営が困難な場合には、自治体や国丸抱えになるか、もしくはコミュニティのボランティアとなるが、これを実現することができるのか。遺跡のマネジメントを独立単体のもので扱うのではなく、地域計画の中に位置づけておくことが出発点であろう。その上で、コミュニティ参加が実現するために必要なものがある。これについて最後に論じたい。

4. 社会的記憶と歴史との融合の可能性

(1) 遺跡観の多様性

私自身は、文化財関係者あるいは考古学者が、遺跡の価値を説明し、管理のプログラムを立案し、実行していくことに反対ではない。また行政が主体となって、社会開発の枠組みに遺跡保存を位置づけることにも反対ではない。むしろ積極的に推進していくべきとさえ考えている。遺跡の保存には確かにある種のスキル、そしてかなりの資金が必要であり、それを専門家が社会還元し、行政側が工夫しながら解決しようという道筋は当然である



図-7. 発掘の思い出を交えながら説明するクントゥル・ワシ博物館（ペルー北高地）のガイド

と考えるからである。しかし一方で、こうした考古学的知識だけが遺跡の価値を認定するという立場には危惧を持つ。

先述したように、過去の文化を語る担い手が研究者や文化財関係者だけでないという事態を受け入れるならば、一見して「関係のない」地域住民やコミュニティが保有する遺跡に対する記憶、いわゆる遺跡観が無視されることこそ問題に思える。たとえ、それが直接考古学的知識と関係がないものであってもである。

この点は、単にコミュニティの声を吸い上げるというパフォーマンスを見せるためではない。現代の遺跡保存が、先に述べた新自由主義的な政策のもとで推進される以上、コミュニティの参加は必然であり、それを実現するためにも、コミュニティの自律性を確保する有効な手段が必要であるからだ。その場合、観光開発など、単なる経済的恩恵だけで、遺跡とコミュニティを結びつけるのではなく、コミュニティの世界観の導入が必要である⁶⁾。コミュニティ成員自らが保有する別の遺跡観、これを社会的記憶といってもよいが、その存在を認め、核となる考古学的な歴史観、いわゆる歴史と接合させる必要がある。いわば遺跡観の多様性の容認である(図-7)。

考古学的歴史観を核にと述べたのは、遺跡保存の目的ともいえる活用を念頭においてのことである。自らのコミュニティのためだけに遺跡を守るというケースも想定できないわけではないが、一般に保存した遺跡には、コミュニティ外のさまざまな観光客が訪れ、しかも彼ら／彼女らはコミュニティ成員とは異なる世界観、歴史観を持つことが多い。

だからコミュニティだけが理解できるような仕組みや説明ならば、逆にこうした異なる文化的背景を持つ人々を排除することになってしまう。それを避けるために



図-8. カミナルフユ遺跡公園内に設けられた祭壇で儀礼を行う先住民マヤの人々（グアテマラ）

は、基礎的な考古学情報を共通回路として確保しておくことが必要となる。考古学的歴史観の重要性はここにある。どの地域の人々が来ても理解可能な装置を備えておくことにより、遺跡は多様な歴史観を保有する人々が集まる場となる。

こうした場が形成されることで、結果として、遺跡保存に参加するコミュニティの成員は、他者の視線を浴びることになり、ひいては彼ら／彼女らのアイデンティティの確認や強化につながっていくと考えられる。

すなわちコミュニティの成員が考古学的歴史観を反映させた装置によって自らの位置を確認した上で、さらに自らが保有する社会的記憶を発露させることが重要であり、これにより、よりいっそうコミュニティの自律性が高まり、現代の社会状況に応じた遺跡の管理も可能になると考えられるのである。

このように異なる歴史観や世界観を共存させている事例ならば数多くあげられる。中米のマヤ文化では、観光客が訪れる巨大なピラミッド複合の脇に、現在のマヤ系住民が利用する祭壇が設けられているし(図-8)、日本の博物館とて、歴史的脈絡の中で展示されているはずの仏像の前に賽銭が捧げられることもよく目にする。多声の遺跡保存計画とでもいえよう。

(2) 遺跡観をめぐる齟齬と対立

こうした点を指摘すると、必ず問いかけるのが、コミュニティ独自の社会的記憶が考古学的歴史観と全く相容れない場合はどうするのか、という点である。想定できる事例としては、盗掘があげられる。盗掘は、商業的目的を持って実行されることが多いのだが、私の調査によれば、深い歴史的背景や世界観が関連しているケースもある⁷⁾。こうした相対する世界観同士に交渉の余地はあるのだろうか。

この問いには、今のところストレートに答えるほどの妙案は持ち合わせていないが、希望を捨てたわけではない。なぜならば、社会的記憶は根強く、またそれに根ざした行動は一朝一夕で変化するものではないものの、新たに生成されていく面があるからだ。地域コミュニティ成員と考古学者の交流、開発に伴う新たな遺跡観の発生も一例であろう。

この立場に立てば、先に挙げたミイラの商業的利用に目くじらを立てる考古学の態度も一蹴できる。過去における系統関係や霊的つながりが存在したかどうかという本質主義的な議論は、まさにポストコロニアル転回以降、批判されるべき研究者の姿勢であり、コミュニティの声を収奪する態度に他ならない。むしろコミュニティがミイラと新たに結ぼうとする関係は、新たな社会的記憶の生成ととらえてはどうだろうか。研究者とコミュニティに溝は埋まるように思う。遺跡の発掘、遺物の発見が始まった時点で、そのマテリアリティとの相互関係の中で社会的記憶、そしてそれと関わる新たな行為が発生するのであって、コミュニティは不変であり続けるわけでもない。だからこそ、保存と盗掘の対立にしても、互いに交渉の余地はあるはずだと考えたい。

いずれにしても、社会的記憶の現在を知り、分析する作業は遺跡管理に多くの恩恵をもたらす可能性は高い。それゆえ、住民参加を有効なものとするためには、遺跡の整備や管理のプログラム自体に、この社会的記憶を見いだす基礎調査を組み込む必要がある点を指摘し、本稿の結論としておきたい。

【文献】

- 1) Kerber, Jordan E. (1994) : *Cultural Resource Management: Archaeological Research, Preservation Planning, and Public Education in the Northeastern United States* ; Bergin & Garvey, Westport
- 2) 関雄二 (2004) : 「遺跡観光と先住民蜂起 : 南米エクアドルのインカ遺跡」 ; 西山徳明編 『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』 (国立民族学博物館調査報告51) pp.195-208
- 3) 杉島敬志 (2001) : 『人類学的実践の再構築 : ポストコロニアル転回以降』 ; 世界思想社
太田好信 (2003) : 『人類学と脱植民地化』 ; 岩波書店
- 4) 関雄二 (1996) : 「異文化理解としての博物館 : 「文化」を語る装置」 ; 藤巻正巳ほか編 『異文化を「知る」ための方法』 ; 古今書院 pp.226-242
吉田憲司 (1999) : 『文化の発見—驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』 ; 岩波書店
クリフォード、ジェイムズ (2002) : 『ルーツ : 20世紀後期の旅と翻訳』 毛利嘉孝他訳 ; 月曜社
- 5) 関雄二 (2003) : 「インカのミイラ「フワニータ」の保存と展示 : 文化財の帰属をめぐる関係者間の対立」 ; 『民族藝術』 19号 pp.90-99
- 6) 関雄二 (2007) : 「文化遺産の開発と住民参加」 ; 『季刊民族学』 121号 pp.42-45
- 7) 関雄二 (1996) : 「盗掘者の論理と発掘者の論理 : 北部ペルーの遺跡保護をめぐる諸問題」 ; 『天理大学学報』 183号 pp.197-214

Abstract: In our international cooperation program, we expect to develop protocols for participation by local communities. With regard to this, international efforts to support indigenous people's rights are important, as are post-colonial limitations on what academic researchers can and cannot do when seeking to describe the cultures of others, and the rising neoliberal requirement for civic participation. Usually, when an international cooperation project related to cultural heritage is developed, the participation of local communities is restricted in a one-sided manner: a researcher or research group draws up a plan as usual, and the local community is then asked to follow it. In this article I will try to suggest ways that allow local communities to participate voluntarily in a project, without excessive intrusion from the outside. To be concrete, I suggest that social memory buried within the local community can be connected to the universal perspective of history in a way that allows the community to communicate with outsiders who have different cultural backgrounds. I also describe the necessity of securing an economic foundation for cultural heritage projects, by positioning them within the framework of social and regional development programs.

公共財としての遺産 —歴史的建造物の公共性について—

Heritage as Common Good - The case of the architectural heritage

ウーゴ ミズコ (学習院女子大学) UGO, Mizuko (Gakushuin Women's College)

1. 「パブリック」の概念

ここではパブリックという概念を軸に、主として西洋における文化遺産や自然遺産（以下、遺産という）の公共性にまつわる議論を考えてみたい。一般に、「パブリック」という概念には二通りの考え方がある。一つ目は、プライベート、私有に対する、つまり公、公有という考え方。二つ目は、シークレットに対するパブリック、つまり、秘密、非公開に対する公然、公開という考え方である。いずれも利益や利権にかかわり、私益と公益、個人の利益と集団の利益の対立とも言える。古代より、個人や法人の権利や義務を定める私法、さらに、国や公共と個人の間を定める公法は対立してきた。古代ローマの法令は私の権利を擁護したことで知られるが、事実、ビザンティン皇帝ユスティニアヌスが6世紀に完成させたローマ法大全 (Corpus Iuris Civilis) を基盤として、個人の権利 (Pandetteの権利) は発展する。19世紀まで、家族、個人所有、契約、遺言書等、個人にかかわる権利や義務が重視されてきた。これに対して、公法の整備は14世紀より確認されるが、本格化は近代国家設立の時代を待たなければならない¹⁾。以上の歴史的背景を踏まえた上で、遺産の公共性を、所有形態とは無関係に、何らかの形で一般の人々が遺産に関わる可能性、という意味で捉えてみたい。ここでの遺産は、指定文化財に限らない。文化遺産や自然遺産、または広い意味での歴史的建造物といった有形のものである。

2. 公共財としての文化遺産・自然遺産

文化遺産や自然遺産の保護と活用においては、独自の方針や方法が確立されている。そこでは様々な取り組みのなかで、歴史的・芸術的・考古学的・人類学的に価値のある資産を今後の社会発展のために活かすことが目標となっている。しかしながら、このような取り組みは、多くの場合、直接の対象である遺産の「保護」に集中し、「文化財・自然遺産保護」の領域内の検討に終始することで、激変する社会情勢から取り残されてしまうことがある。結果、遺産の保護は社会の発展や変化の一側面と

して捉えられるどころか、場合によってはその妨げと考えられることで、遺産の保護と活用自体が行き詰まってしまうことも多々ありうる。この状況を少しでも改善すべく、社会における遺産の立場、その所有や伝統的な管理のあり方 (公共、民間、個人) が注目されるようになった。近年は遺産の保護と活用の分野にとどまらず、これまで交流の少なかった社会学、経済学、法学といった他分野との連携が重視されるようになってきている²⁾。文化遺産 (博物館や美術館を含む) や自然遺産を公共財として捉えるなかから、公共財のあり方や扱い方に関する議論が文化財等に導入されるようになった。

より良い社会を考える中で、1970年代後半以降、公共財についての議論が活発になっており、その所有や管理についてさまざまな解決方法が提案されてきた³⁾。

一般に公共財といえば、牧草地や森林、池や海岸といった地球環境に付随する資源のことなのかもしれない⁴⁾。しかし、コモンズ研究を基にした公共財の管理方法は多くの分野に大きな刺激を与えている⁵⁾。遺産の保護と活用の分野もまさにその影響下にある。公共財を、社会に役立ちコミュニティに資する資源だと考えるならば、その中には文化遺産と自然遺産も含まれるだろう。この見解に沿って、公共財の考え方や管理の仕方を遺産の扱いにも適用すべきと考えるようになった近年の議論をピックアップしてみたい。文化財を、19世紀や20世紀前半までに確立された特別なモノとしてではなく、社会に自然と溶け込んでいる文化遺産、自然遺産として捉えること、さらに文化財保護を、哲学、社会学、経済学の方法を借りてより良く実践しようとする道が現在注目されつつある。

3. 公共財とその管理

数十年前から、社会における様々なサービスが徐々に官から民へと移り変わってきている。この傾向は、公共財、そして遺産関連事業でも同様であり、文化財保護に最も相応しいあり方が民間化なのか、についてははまだ議論され続けている。

この問題は、言うまでもなく社会全体と関連してお

り、文化財保護の領域のみで解決されることはありえない。そうしたなか、文化財を人間の「福祉 Wellbeing」の一部として捉え、社会学、哲学、経済学における考え方や方法を文化財の領域に適用する流れが出てきた⁶⁾。

公共財は、これまで倫理、歴史、法によって捉えられてきたが、こうした価値観は現在も依然として有効である。また、公共財が備える価値として、市場の価値も挙げられる。美術史家やインテリのなかには、この市場価値を積極的に捉えなければいけないと考える人も多い。加えて、ここ数年は、公共財管理の最も良いあり方として、民営化へ進む必要性を主張し、公共財は何らかの利益を生まなければいけないことが政治家の間で統一的な見解になっているくらいである。言い換えれば、利益を出すことに公共財の価値が見出されているのであり、公共財が市場の情勢に影響されることは当然と思われる。だが、はたしてそうだろうか。また、このような利益重視の考え方を遺産や公共建築にもすべきだろうか。

以上のような公共財のあり方の問題として、しばしば事例に挙げられるのが「共有地（公共財）の悲劇」(the tragedy of the commons)である。周知のように、「共有地の悲劇」は、アメリカ人の生物学者、G. ハーディンが、1968年に科学雑誌『サイエンス』に発表した有名な論文の題目である⁷⁾。しかしながら、時が経つにつれて、「公共財の悲劇」というイデオロムは、ハーディンの結論だけを強調し、私有化の有効性を訴えるべく用いられるようになった。ハーディンの考えによると、公共財は公共の財であるがゆえに、それを利用する権利を持つ人は、自身のために最大限に公共財を利用する。この制限の無い利用によって、公共財は消費されてしまい、最終的にそれを共有しているコミュニティにとって公共財は不足の事態に陥るのである⁸⁾。

最も有名でわかりやすい事例が牧草地である。羊飼いの利益は、牧草をできるだけ利用し、自分が所有する羊を増やすことからなる。しかし、複数の羊飼いが共有する牧草地でこのような振る舞いが横行すれば、羊は増えすぎ、牧草が不十分になり、牧草が支えていた経済の仕組みは崩れてしまう。当初、利益を出していた共有の牧草地という経済的な仕組みが崩壊してしまうのである。この事例によって、牧草地を共有するコミュニティが公共財を管理しきれないことがあきらかとなり、最終的に、公共財の私有化 (privatization) が提案されるのである。

ただ実のところ、ハーディンの提案の重要性は、以上のような結論にあるのではなかった。結論は、あくまで

やむを得ない解決方法にすぎない。重要なのは、資源管理の必要性を人々に意識させるだけでは不十分であると指摘したところにある。人々はまず、資源利用の調整ルールに同意する必要がある。そして、このルールは人々の生活習慣や価値観までを変えるほどに明快で、場合によっては強制を伴う必要すらある。このようにハーディンは、人々の倫理観の転換、新しい振る舞いや生き方の必要を論じたのであって、たんに資源の所有を公共から個人にすべきと訴えたのではなかった。実際、ハーディンは「技術的な解決方法」(technical solution) は不可能であると論じ、人々の倫理観さえ覆すような規則の必要に活路を見出した。

ハーディンの論文より、三十年後の1998年に、アメリカ人の法律家、M. ヘッラーは「非共有地の悲劇」(the tragedy of the anticommons) を発表した⁹⁾。論文の副題に説明されているように、ヘッラーは、共産主義政権崩壊後のロシアや東ヨーロッパにおける不動産所有の民営化過程を分析している。そこでは、多数の購買者を募るべく不動産所有権を細かく分散させたが、所有権が小さすぎ十分な利益を生み出すにいたらなかった事実を確認している。さらに、所有者ごとに意向が異なるがゆえ、所有物の活用が不十分で収益はますます落ち込んだ。ヘッラーは、ロシアの不動産の居住権、借地権、利用変更権の分割販売のほか、阪神・淡路大震災後の神戸市の復興にまつわる問題も考察している。

やむを得ず資源の私有化を示唆したハーディン、所有権を公に残すべきというヘッラー、両者の立場を踏まえると、前者は資産所有の共有化が資源の使い過ぎに、後者は資源所有の細かい分散が資源の使いにくさに繋がり、どちらにしても「悲劇」を招いてしまうのであった。

こうした問題に対処すべく、一定の限られた者のみによる資産の所有も提案されたが、それもやはり望ましくないだろう。

M. オルソン¹⁰⁾によると、公共財を共有し、グループとしてそれと利害関係にある人々と、そのグループの一人である個人の利益とは、どうしても衝突する。公共財を共有するグループのメンバーは共通の利益のため合意を得て行動を起こすはずなのだが、実際には個人はそれぞれ自分の利益のために行動し、市場の競争原理に振り回される。つまり、オルソンはグループの利益よりも個人の利益の方が必ず勝るため、グループのルールを守る人々にプラス利益を確保するか、規則を強要する、のどちらかしかない、と指摘している。

共有財の利用について、関係者全てのグループとしての利益と、それぞれ個人の利益の衝突をどのように解決

できるのかという以上の問題に取り組み、解決方法を提案したのは、経済学者、E. オストロム¹¹⁾である。オストロムは、ハーディン等の研究を参考にした上で、世界各地のいくつかの具体的なコミュニティを選択し、それぞれの公共財の伝統的な管理方法を分析した。オストロムが分析したアジア、北米、中央ヨーロッパのコミュニティは、漁業のできる海域や牧草、森林や土地、水路などと、それぞれの資源使用にルールを設けている。これらのコミュニティは、何百年にも渡る資源利用の調整を自分たちで決めたルールにしたがっておこなっている。オストロムは、これらのコミュニティでは公共財の管理や生産は共有化されており、そのルールに従わない者は、利益の享受から外されてしまうことを確認している。彼らは限りある資源を協力しあって利用し、その有効な利用方法を新しい世代に受け継ぎ、長期的に継続させている。

オストロムの著書『Governing the Commons』は、国など官による柔軟性のない管理システムと、市場原理が左右する民のシステムの対立を避けるべく、世界中に見られる公共財の共有管理の伝統や習慣を再評価したものである。コモンズ (Commons)、すなわち、共有の土地や資源においては、地域ごとに細かい利用規則や習慣が共有政策に他ならず、それらはコミュニティ内で決められる。各コミュニティでは、共同体、すなわち、コミュニティ内でルールを定め、自分たちでその運用を行うことこそ最善、とするのがオストロムの主張である。オストロムが推奨する資源管理方法は、資源を有するコミュニティがそれぞれ、実際的な必要に応じてふさわしい管理や政策を築きあげている事例を手本とし、公共財の周りに関連のコミュニティを創出する策と言え、その内容は文化遺産の活用にも大いに適用可能な方法に思われる。

事実、文化遺産や自然遺産の領域でも、近年、専門家たちはオストロムが示した事例に注目するようになってきている。ただし、コミュニティの規模によって事情は異なる。すなわち、コミュニティが一万五千人を超えるような場合には、やはりコミュニティ内の規則が守られるよう働きかける機関、官の役割が必要だろうと推定された。人口が大きくなると、コミュニティを構成するメンバー間でなされる互いのコントロールと共有のものとして得られる利益の調整はどうしても複雑化してくるので、役所や公共機関が積極的に働きかけ、コミュニティ全体の利益が守られるようにする必要があるだろう。いずれにしても、公共財の周りにコミュニティをつくり出すことを契機として、コミュニティは共有の

ためのルールを定め、公共財の維持に努めてゆくことが期待できる。この仕組みこそ、社会の将来をより良いものにしてゆくためのソーシャル・キャピタルと考えられる¹²⁾。

4. 「パブリック」な歴史的建造物

公共財の考え方を建築に応用するとどうであろうか。そもそも、たいていの建築は、公共性と無縁ではいられないはずだ。特に都市の中に建てられた場合、建物は都市景観の一部をなし、所有者が誰であっても、少なくともその外観は一般の人々の目にさらされる。

歴史的に見ると、たとえば西洋の中世都市では、個人的な権力の争いや自己顕示が壮麗な宮殿や背の高い塔に表現された。だが、ほどなくして、都市全体の美観に通じる制御力、すなわち、建築規制が公布された。都市の美観を規制する条例こそ、建造物がもつ公共性、その効果的な使用法をほのめかすように思われる。イタリア中部トスカーナ州のフィレンツェ市、あるいはシエナ市で塔の高さを制限する都市美観条例が出されたことは有名である。自分たちの都市や街が他のどこにも負けない特別な価値を持つために、個々の建築に規制がかけられ、その公共性が強調され、結果的に公共の利益が追求された。

また、ルネサンス以降の建築論には、「市民建築」が建築論と設計における重要なテーマの一つとして浮上してくる。多くの『建築論』では、宗教建築、軍事建築と並んで、都市内の一般的な建築、すなわち、市民建築と呼ばれる建築について、どういうふうにしてそれを建てるべきかが論じられている。

初期ルネサンスの建築家、フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニは有力なメディチ家などに仕えた。作品の一つに、イタリア中部の都市、ウルビーノ市の宮殿パラッツォ・ドゥカーレの設計が挙げられる。パラッツォは、個人所有、権力者の館ではあるが、公共性の高い、ウルビーノ市全体の美観を左右する建造物である。

続くバロックの時代に、『市民建築』を出版した建築家、グアリーノ・グアリーニは17世紀北イタリアのバロック様式を代表する建築家である。作品のひとつであるトリノ市のパラッツォ・カリニャーノ宮殿は、当時の権力者の館でありながら、ファサードなどは都市の一部として建てられた。現在は、博物館として利用されており、その公共性が継続している。

18世紀の建築家フランチェスコ・ミリツィアが著した『市民建築の原理』でも、都市の建築の重要性が美観、

美しい都市を生み出す目的で説明されている。

近代国家が形成され、都市の工業化が進んだ時代に、市民建築から公共建築へ言葉が変わる。図書館や博物館、都市サービスや設備を提供する建築がクローズアップされる。行政サービスの一環として、都市計画などで必ず組み込まれるようになる。現代でも公共建築にはそういった役割がある。設計コンペ等で社会の注目を集めるとともに、まちづくりの起爆剤として地域環境形成に重大な影響を与えるところまで公共建築が担う役割は広がってきている。

では、遺跡や歴史的建造物の場合、「パブリック」はどのように捉えられるのだろうか。これに関しては、二つの関連するキーワードが考えられる。一つは、今回のメインテーマである公共財である。さらに、もう一つが、文化的自由である。両者を通じて、最終的には、人間開発、社会開発との接点までを見通すことができる。

(1) 公共財というキーワード

新築される建造物に公共性の概念が捉えられていたのと同様に、遺跡や歴史的建造物も徐々に公共財の範疇として捉えられるようになっていく。そして、それらを維持管理する際の考え方は、これまでに述べてきた公共財の議論、あるいは、経済分野の考えを積極的に導入したものとなっている。ただし、遺跡や建造物に関して注意しなければならないのは、とくに短期での利益を目的とする成長モデルにおいて、遺産（資産）を利用することが、逆に遺産の消耗を招いてしまうことである。したがって、どちらかと言えば持続的で長期的な維持管理のあり方が訴えられる。考えてみれば、これは当然のことで、遺跡や建造物が社会にもたらす利益はそもそも長期的な視点に立たねば見出しにくいものだ。

2005年に欧州会議がつくった条約に、社会における遺産の価値に関する条約がある¹³⁾。また、2011年にパリで行われたイコモス総会においても、「発展の原動力としての遺産」というテーマが掲げられた。ここでも、遺産が保存の分野のみならず、経済の状況、社会づくりと無関係ではいられないという認識が強くなる。とりわけ、環境や文化遺産の保存と活用が、社会づくりに重要な役割を果たすことができるという考えが徐々に拡大している事実を見逃すことはできない¹⁴⁾。これまでの研究の中で、公共財を有する社会は、結束力が強く、住みやすい（例えば、犯罪の少ない社会になる）ということが分かっている。そうした社会づくりの一環として、人間の環境および文化遺産の保存と活用は重要な役割を担う。それは、保護活動に地域コミュニティを参

加させることで、共通認識が生まれ、社会の将来を自分たちがつくり上げるのだという意識も高くなる。遺産が公共の活動範囲に存在し続けることによって、社会は多くの利益を得ることができる、と言える。

自然・文化遺産を公開し、人々がそれに関与できるようにするのは、管理や修理に当てる収益につながり、ひいては持続的な保存を可能とする。しかし、それ以上に、遺産の一般公開や公共化は、複数のコミュニティが遺産に関わることを活発化する。遺産の所有意識が拡大し、遺産を通じて人々は他者と触れ合う。遺産を介した交流は、多民族社会において直接的に有効だが、たとえどのような社会においても利害の異なる複数のコミュニティが共存しているわけだから、やはり社会的団結には欠かせない手段となる。極論すると、遺産を訪れる海外の観光客でさえ、遺産を通じて関係を結ぶコミュニティの一つであり、こうした異質なコミュニティの交流は今後ますます重要度を持つにちがいない。

以上が、「公共の遺産」(Public heritage)の哲学的・倫理的基盤である。これらの遺産は、多民族・多文化社会における交流の一助であり、社会のソーシャル・キャピタルとも考えられる。

実は、文化遺産・自然遺産の社会貢献という課題は、決して近年の話題ではない。文化・自然遺産保護の国際的基盤や国際協力を振り返ってみると、既に1964年のヴェニス憲章の第五条に、歴史的建造物を社会に役立て活用することがその保存修復につながる、と記されており、文化遺産の社会的な役割が期待されている¹⁵⁾。さらに、1972年の世界遺産条約でも、文化・自然遺産が人々の日常生活に役立つべき、と強調されている¹⁶⁾。

所有者が国であろうと民間であろうと、議論されなければならないのは文化財の活用のあり方である。とにもかくにも市民が文化財にきちんとアクセスでき、それらを楽しめなければ意味がない。また、個々の文化財や自然遺産が保護されるとしても、文化財や自然遺産が社会全体として保護されることが重要だとされている。たしかに遺産には所有の問題が付いて回る。公共か、個人か。一方で、遺産には必ず芸術的、歴史的、文化的価値が認められる。この価値は、紛れもなく公共的なものであり、市民が享受し共有する文化遺産や記憶、つまり市民の公共財にほかならない¹⁷⁾。

(2) 文化的自由というキーワード

建造物および遺産の保存分野が他分野の知見を吸収すべく広がっている事実はすでに見たとおりだが、そうした他分野で主流をなす考え方も少しずつ変化が起きてい

るという事実も見逃せない。たとえば、これまで、人間開発 (Human development) という概念は、生命に関わる基礎的なもの、水、食糧、住居の供給が第一に考えられてきた。しかし最近では、それらをただ与えるだけではなく、むしろ、人間が自ら必要なものを確保する能力を尊重し、発展させる、あるいは、強化することを重視するようになってきている (strengthening the human capabilities)。

インドの経済学者、A. セン¹⁸⁾ は、人間の発展のために、発展させるべき能力を十個提案したが、その一つに、自身の「文化的能力」、文化的な側面 (cultural dimension) を作り出す、その能力の向上が挙げられている。文化的能力を高めるには、あらゆる「文化」に触れることが欠かせない。この概念は、M. ヌスバウム¹⁹⁾ とともに発展させた人間の「可能性」の概念、幸福生活を送るため、どのような可能性 (capability) を磨くべきなのか、という研究にも繋がっている。様々な文化へのアクセスを通じて、文化を楽しみ、文化的な事業に参加し、それを他人と共有することによって、自身の文化を理解することが可能になる。最終的には、個人の文化的な能力が向上する。センは、人間のもつ能力の中で、文化的なレベルが最も次元の高いレベルであると主張している。

以上に示した文化的能力の向上は、同時に、文化の多様性を保証するプロセスでもある。文化へのアクセスを通じて、文化のあらゆる解釈が可能になる。決まりきった文化的パターンではなく、定められた文化的慣習に自身をあてはめるのではなく、真の意味で「文化的自由」(Cultural Liberty, UNDP 2004年)²⁰⁾ を達成することにもなる。

5. まとめにかえて

現在の国際連合の専門機関、あるいはイコモスが力を入れている、遺産の「保護・活用」に関する議論は、社会学、経済学の知見と成果を取り入れながら、あらたな段階に進もうとしている。そのなかで、関係の度合いを深めつつある経済学分野でも遺産に注意を向けながらあらたな知見を創出してきている。そうした取り組みの先に、相乗効果として、遺産や歴史的建造物が真の意味で公共財として機能するようになり、より一層社会との密接な連携を実現するようになってゆくのではないかと期待する。

※拙稿の執筆にあたって、ユネスコ世界遺産センターの G. ボッカルディ氏より多くの貴重なヒントを頂いた (2012年11月、京都にて)。ここに感謝の意を示したい。

【注および文献】

- 1) Bobbio, N (1980): "Pubblico/Privato", Enciclopedia; Vol. XI, Einaudi, Torino, p.p.401-415. なお、西洋では近代のナポレオンによってローマ法が近代法の基盤とされたが、実は様々な文化圏において様々な法的概念が共存している。ローマ法と異なる要素としては、たとえばゲルマン系の法があり、こちらは個人ではなく、土地共有を重視している。さらに、ローマ法は法律条項からなるが、ゲルマン系の法と関連する英国やアメリカの Common Law は慣習や裁判の前例等を基盤とする。これらの法では「所有」の概念が異なり、ローマ法を基盤とする法律では極めて有形的な内容を指すのに対し、英国の法では所有物の利用といった無形的な側面も含む。Common Law では、公共財、コモンズは、古くから非常に重要な位置づけにある。本稿で紹介する英語圏の経済学者の研究は、この Common Law の考え方を基盤としている。
- 2) こうした分野からも文化遺産や自然遺産に対して注目が向けられている。経済学と指定文化財の研究が一例である、Benhamou, F (2012): *L'économie du patrimoine*; Éditions La Découverte, Paris 126pp.
- 3) 公共財の研究は、コモンズ研究として、アメリカを中心に進められてきた。1980年代以降の議論や今後の課題をまとめた論文集、Committee on the Human Dimensions of Global Change (2002): *The Drama of the COMMONS*; The National Academy of Sciences、茂木愛一郎・三俣学・泉留維 監訳 (2012): 『コモンズのドラマー持続可能な資源管理論の15年』; 知泉書館 665pp. を参照。
- 4) 公共財はもともと、思想、宗教、社会経済、法律の分野で用いられている概念であり、また文化圏によってその定義は少しずつ異なっている。ここでは複数のコミュニティによって生産または利用される共有の有形資源や無形資源のことを指す。値段がつけられない、コミュニティ全体が利用しアクセス制限がない、また、人間の生存に欠かせないことがその特徴である。
- 5) 例えば、文化や都市に関連した分析として、コモンズそのものを文化として捉え、自然保護を目的に、コモンズ論をさらに多様化させようとするものがある (秋道智彌 (2004): 『コモンズの人類学 文化・歴史・生態』; 人文書院 245pp)。その他にも、都市内にある小公園、集合住宅、まちなみ景観といった「地域共同空間」の管理にコモンズという考え方をを用いている (高村学人 (2012): 『コモンズからの都市再生ー地域共同管理と法の新たな役割』; ミネルヴァ書房 287pp)。
- 6) 例えば、イタリア人考古学者、美術史家、サルヴァトーレ・セッティス (Salvatore Settis, 1941-) の業績を参照。Settis, S (2012): *Azione popolare. Cittadini per il bene comune*; Giulio Einaudi editore, Torino 228 pp. 「Wellbeing」については、Sen, A (1999): *Commodities and Capabilities*; Oxford India Paperbacks, New Delhi, 89pp (初版は1987, Oxford University Press) を参照。
- 7) ギャレット・ハーディン (Garret Hardin, 1915-2003)、アメリカ人の生物学者。「The Tragedy of the Commons」『Science』、December 13, 1968, pp. 1243-1248、地球の資源と人口増加の関係性の研究、資源に限りがあること、科学的・技術的解決方法のみならず、人間性や倫理的価値が問題の解決に欠かせないことを主張したことで知られる。http://www.sciencemag.org/content/162/3859/1243.full.pdf?sid=6a01efdc-afd0-4d79-a09d-6d3a9bf2658f [最終閲覧 2013年9月11日]。
- 8) 「共有地の悲劇」と「非共有地の悲劇」については、Settis S:

- 「6. «Commons» e «Anticommons»: due opposte “tragedie”」; 同上 p.p. 83-90を参照。
- 9) マイケル・ヘッラー (Michael Heller, 1963-), アメリカ人の法律家。「The Tragedy of the Anticommons. Property in the transition from Marx to Markets」『Harvard Law Review』, January 1998. 北富士市で行われた『国際コモンズ大会第14回世界大会 (北富士大会)』14th Biennial IASC (International Association for the Study of the Commons) Global Conference, Japan, 3-7 June 2013, Mount Fuji, Lake Yamanaka and Fujiyoshida Cityでは、この「非共有地の悲劇」について基調講演を行った。
<http://www.youtube.com/playlist?list=PLACDB0B74B9F24998>
<http://iasc2013.org/jp/> [最終閲覧 2013年9月11日].
 - 10) マンサー・オルソン (Mancur Olson, 1932-1998)、アメリカの経済学者、社会学者、『集合行為論』で知られている。Olson, M (1965): The Logic of Collective Action. Public Goods and the Theory of Groups; Harvard University Press, Cambridge, Mass.. Ostrom, E (1990): “The logic of collective action”, Governing the Commons - The Evolution of Institutions for Collective Action; Cambridge University Press, Cambridge/New York, p.p. 5-7.
 - 11) エリノア・オストロム (Elinor Ostrom, 1933 - 2012)、アメリカ人の経済学者で、2009年にノーベル経済学賞を受賞。『Governing the Commons - The Evolution of Institutions for Collective Action』, Cambridge University Press, Cambridge/New York 1990. 山中湖村 (山梨県) を日本の事例として分析している: 「Hirano, Nagaike, and Yamanoka (*sic*) villages in Japan」, pp. 65-69.
 - 12) Settis, S (2012)、同上、p. 90.
 - 13) (2007): “Council of Europe Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society, 27 October 2005”, International Journal of Cultural Property; Vol. 14, No. 4 (Nov. 2007), p.p. 432-440.
 - 14) (2011): ICOMOS General Assembly, Paris: Heritage as a driver of development. 最近では、Toyama Proposal on Heritage and Sustainable Development (Toyama, 5 November 2012)、稲葉信子2013「世界遺産条約採択四〇周年富山会合について～世界遺産と持続可能性～」『月刊文化財』第595号, p.p. 24-25、が挙げられる。
 - 15) Article 5. The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted, the Venice Charter, ICOMOS 1964.
 - 16) Article 5. To ensure that effective and active measures are taken for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage situated on its territory, each State Party to this Convention shall endeavor, in so far as possible, and as appropriate for each country: 1. to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes, the Convention for the Protection of the World Natural and Cultural heritage, UNESCO 1972.
 - 17) Settis, S (2012)、同上、p.p.82-83.
 - 18) アマルティア・セン (Amartya Kumar Sen, 1933-), インド人の経済学者、1998年ノーベル経済学賞受賞者。
 - 19) マーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum, 1947-), アメリカ人の哲学者、センとともに人間の可能性 (the capability approach) を追求し、人間の生活の質について研究を続ける。発展は、経済的な成長 (economic growth) のみならず、取引をする自由、政治活動に参加する自由、長寿の可能性、といった活動の自由や生活関連の権利も重要な要素であると考える。Nussbaum, M C, Sen, A K (ed.) (1993): The Quality of Life; The United Nations University, reprinted (2009) Oxford University Press 453 ppは、1988年にヘルシンキ (フィンランド) 会議での論文をまとめたものである。
 - 20) (2004): Human Development Report. Cultural liberty in today's diverse world; United Nations Development Programme (UNDP) 12 pp. 「多様な今日の世界における文化的自由」という題目が、国連開発計画 (UNDP) の2004年の人間開発報告書には付けられている。まさに、アマルティア・セン、ヌスバウム、オストロムなどが考えた経済分野における能力向上と関係しており、人間はやはり、発展の中で自分たちの能力を向上させ、そして、それによって自分たちの生活の質を向上できる、そのためには、文化的自由が欠かせないという主張がなされた。この文化的自由は、例えば遺産にアクセスし、それを自分なりに解釈する、また遺産を文化交流の場として利用することで達成可能である。

Abstract: In the dichotomies established by the Western thought, “public” is opposite to “private”, but also to “secret”. These concepts, linked to different aspects regulating our society and developed through many centuries starting from the Roman law, have also an influence on the management and access to cultural heritage, such as historic architectures. The field of conservation, restoration and management of historic monuments has developed its own methods and guidelines, however sometimes seems to be left aside from the real changes in society, if not even felt as a impediment to its progress. Therefore, in order to solve this issue and ensure that the field of heritage conservation could play an active role inside the society and its continuous transformation, attention has been drawn to the ownership and the regulation of common goods, of which historic monuments and sites should be part of. Although it originally pertained to the socio-economic, philosophical and legal fields, the concept of “common good” or “commons” is the more and more frequently used in relation to cultural heritage. Reflecting on “public heritage” and, in particular, on “public architecture”, it seems interesting to look back at the past debate over the public nature of architecture and its contribution to society, especially when it has been recognized as a cultural asset. Already in the Venice Charter (1964) a social use of the monuments is considered to be desirable, while the World Heritage Convention (1972) underlines the importance to give the heritage “a function in the life of the community”. These arguments have led to underline heritage to be “a driver of development” (ICOMOS General Assembly, Paris 2011) and to link it with strengthening the human capabilities, one of the most important of which is considered to be the cultural dimension. In this respect, the access to heritage and its role as a place of cultural interchange becomes an essential factor.

遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか —ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例—

How Are Local People Involved in Heritage Management?

Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage
at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia

石村 智(奈良文化財研究所) ISHIMURA, Tomo (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

1. はじめに

遺跡・遺産はそれ単独として存在しうるものであることはほとんどありえない。多くの場合、歴史的にも遺跡・遺産はその周囲に住む地域住民と何らかの関わりを保ち続け、そしてそれは現在においても継続しているのが一般的である。そのため、遺産・遺跡をマネジメントしていく上で地域住民が何ら関与しないというあり方は想定し得ないのである。

むしろ遺跡・遺産を持続的に保存・活用していく上で、地域住民はメイン・プレイヤーとしての役割を果たしているのである。なぜなら最も多く、日常的に遺跡・遺産に接する機会があるのは地域住民だからである。そのため、いかに地域住民を「巻き込んで」いくかということが、持続可能な遺跡・遺産のマネジメントのカギになってくると考えられる。

図-1に示すのが、筆者の考える「持続可能な文化遺産マネジメント」の図式である。いうまでもなくこれは「持続可能な発展 (Sustainable Development)」の図式からの援用である¹⁾。ここで示されるのは、遺跡・遺産を持続的に守っていくには、それを取り巻く社会および経済とのバランスが必要であるということである。

例えば、文化遺産を保護していくこと自体には、多くの人々は賛同するだろう。しかしもしその保護に莫大な費用が必要であり、人々に多大な税金の負担を強いるというならば、必ずしもすべての人々が賛成するとは限らないだろう。また、もしある遺跡を保存するために周辺

地域の開発が極端に制限され、地域住民の日常生活に不便が生じるようならば、その遺跡を守るために地域住民の協力を得るのは難しくなるだろう。

つまり持続的に文化遺産をマネジメントしていくには、その地域の社会や経済に多大な負担をかけることなく、むしろその地域の利益になると実感させるようなやり方で進めていくことが求められる。もちろんそれは容易ではなく、また遺跡・遺産や地域ごとに状況は異なるので、それぞれの事例にあわせた解決法が必要となる。本論ではそうした具体例のひとつとして、大洋州の島嶼国家であるミクロネシア連邦におけるナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産登録のプロセスにおける事例を見ていくこととしたい。

2. 問題の所在

ミクロネシア連邦は人口10万人あまり、国土の総面積は700平方キロメートル(対馬ほどの大きさ)というマイクロ・ステートであるが、大小600ほどの島から成り立ち、その排他的経済水域は300万平方キロメートル(日本は450万平方キロメートル)にもおよび、地政学的に重要な意味を持つ国家である。歴史的にも日本と強いつながりがあり、戦前には日本による委任統治を経験したため、今でも日本語を話すことができる高齢者も少なからずいる。今日においても国民の多くは非常に親日的であり、同国への国際的な援助も、日本からのものがアメリカに次いで二番目に多い。

ミクロネシア連邦はヤップ州・チューク州・ポーンベイ州・コスラエ州の4州から成り立っており、それぞれの地域で独自の文化が存在している。そのうちポーンベイ州に所在するナン・マドール遺跡は、玄武岩の巨石やサンゴ石灰岩などで構築された大小95の人工島からなる巨石文化の遺構であり、その威容からしばしば「太平洋のベニス」と呼ばれることもある。紀元500~1500年頃にかけて、ここポーンベイ島を支配したシャウテレウル王朝の首都・墳墓・宗教センターとして建造されたが、王朝滅亡後に廃都となり、遺跡の大部分はマングローブの密林に帰した。しかし今現在なお、地域住民からは聖



図-1. 持続可能な文化遺産マネジメントの図式



図-4. ナン・マドール遺跡の人工島

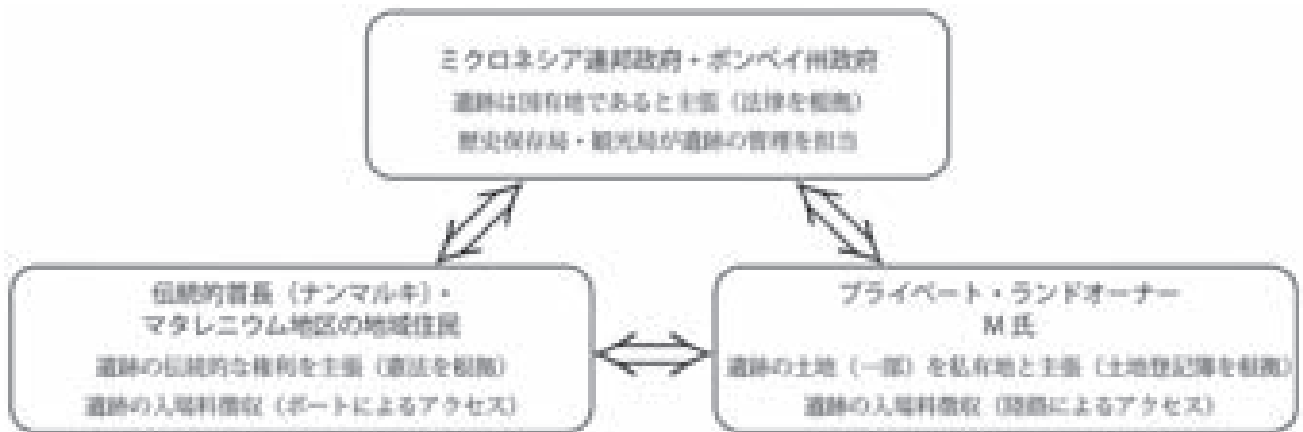
ル王朝は滅ぼされ、イショケレケルは初代ナンマルキとして即位し、この地域を支配した。現在のナンマルキもこのイショケレケルの血統を受け継いでいる。しかし19世紀前半頃からスペインによるポーンペイ島の支配が強まり、1899年からはスペインからとってかわったドイツによる植民地支配が強化された。ドイツは伝統的首長であるナンマルキの力を削ぐために土地制度改革を実施し、集落以外の山林や沿岸域を国有地とした。このとき、海に浮かぶ遺跡の大部分は国有地と定められたが、遺跡のうち陸上に建造された一部についてはM氏の先祖の所有地として認められ、土地登記簿が作成された。このうち、第一次世界大戦でのドイツの敗戦(1918)、日本による国際連盟委任統治領時代(1920～1945)、アメリカ合衆国による国際連合信託統治領時代(1947～1986)を経るが、土地制度は基本的にドイツ植民地時代のものが踏襲された。1986年のミクロネシア連邦独立にあたり、憲法によって伝統的首長制による首長・地域住民の権利が尊重されることがうたわれたが、いっぽうで土地に関する法制度はドイツ植民地時代以来のものが踏襲された。そのため、遺跡の所有権をめぐるのは、憲法ではナンマルキおよび地域住民の権利を認めるものの、法的には政府の所有および一部の個人土地所有者



図-5. 人工島の内部・玄武岩で構築された石室

の私有を認めるという、自家撞着的な状況となったのである。

このため遺跡の所有権をめぐるステークホルダー間の利害は複雑で、そのため遺跡の保存・活用に関する包括的な保存管理計画を実施することは困難であった(図-6)。特に、不明瞭な入場金徴収のありかたは、ユネスコ世界遺産への登録においても大きな障害となることが予測された。



図－6. ナン・マドール遺跡をめぐるステークホルダー間の対立

4. 持続可能な遺跡の保存・活用にむけて

こうした状況を受け、私たちは2011年11月に独立行政法人国際交流基金の助成（文化協力（助成）プログラム）を受け、政府関係者、ユネスコ関係者、ナンマルキおよびその関係者、さらに個人土地所有者M氏を含む、遺跡に関するステークホルダーの全員を招き、「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の保護に資する人材育成ワークショップ」をポーンペイ州コロニア市内にて開催した（文化遺産国際コンソーシアム、日本ユネスコ信託基金との共催）。日本からは、考古学専門家として筆者、環境学専門家として田淵隆一氏（森林総合研究所）、観光学専門家として金子貴一氏（秘境添乗員・作家）の3名に加え、原本知実・城野誠治（東京文化財研究所）が参加した³⁾。

ここではまず日本人専門家およびユネスコ関係者からの提言があり、それを受けてステークホルダーたちによるディスカッションがなされた。その結果、それぞれのステークホルダーには利害の差異があるものの、遺跡は自分たちのアイデンティティに関わる重要なものであると、それを適切に保存・活用していくべきであると考えている点では共通していることが確認された。そのうえで、ステークホルダーたちはこれまでの対立を乗り越え、ユネスコ世界遺産への登録を通じ、遺跡を持続的に守る取り組みに共同してあたっていくというコミニケが表明された。長年、遺跡の保存・活用に取り組んできた政府関係者のひとは「まさに歴史的な瞬間だ」と涙ぐんで語った。

もちろんこれですべてが解決したわけではなく、すべてのステークホルダーが納得し、持続的に実施していくことが可能な保存管理計画を策定するには、まだまだ

多くの解決すべき課題があるのも事実である。特に入場料徴収を一元化し、それを遺跡の保存・活用および地域住民に適切に利益配分していく仕組みを作るには多くの困難が予想される。

ここで現実的かつ効果的な手法として、地域住民を巻き込んだローカルガイドの育成と、それを活用したヘリテージ・ツーリズムの実践ということが考えうるだろう。

現在のところ、ナン・マドール遺跡におけるヘリテージ・ツーリズムは十分実践されているとはいえない。十分な知識と技術をもったガイドがアテンドするツアーは極めて少なく、また遺跡の理解を手助けしてくれる案内板やパンフレットも十分ではない。また博物館についても、ミクロネシア連邦には国立博物館が存在せず、ポーンペイ州立の博物館は現在閉館中であり再開のメドは立っていない。現地にも遺跡博物館・資料館のようなものは設置されていない。そのためせっかく遺跡を訪れても、多くの観光客はその価値を十分認識する機会を得られていないと考えられる。

そこで、地域住民の中からローカルガイドを育成し、彼らが観光客にアテンドするという形のヘリテージ・ツーリズムを実践することで、地域社会に現金収入の機会を与えると同時に、観光客にも十分な遺跡の情報を提供することができると思う。またこうした形のツアーをおこなうことで、遺跡に対するツーリズムからのインパクトをある程度、コントロールすることができると思う。ナン・マドール遺跡の内部は無数の水路によって区切られているため、遺跡の多くの部分はボートやカヌーによって訪れる必要がある。また遺跡の大部分は未だにマングローブなどの樹木に覆われているが、それもまた自然と遺跡が一体となった魅力を醸し出す役割を果たし



図-7. 2011年11月にコロニア市で開催されたワークショップの様子

ている。そのため、本来この遺跡は大勢の観光客が訪れるマス・ツーリズムには不向きである。それよりむしろ、少人数によるガイドツアーに特化したほうが、遺跡の持続可能なマネジメントに調和的であると考えられる。

地域住民をツーリズムに巻き込むことは、必ずしも経済的な側面のみで彼らに利益をもたらすものではない。むしろガイドの実践を通じて地域住民が遺跡のことを学び、伝えることで、彼らが祖先の歴史・文化とより深く関わり、その価値を再発見していくという効果も期待できるからである。つまり地域住民主体によるヘリテージ・ツーリズムの実践は、広い意味でも地域の振興につながっていく可能性があるのである。

5. おわりに

筆者が最初に現地を訪れたとき、ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産登録について、多くの人々が「過度な期待」を寄せているように感じられた。確かに「世界遺産」というレッテルは、観光をはじめとする多くの利益をもたらしてくれる魅力を持っている。しかし一方で、「世界遺産」に登録されることがゴールとなってしまう、登録後も持続的に遺産を守っていく体制ができていなかったなら、それは本末転倒の結果になってしまうだろう。

ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産登録へのプロセスは、2012年に暫定リストに記載されることによって本格的に開始され、現在も日本ユネスコ信託基金(SIDSプログラム)などの支援を受けながら着実に進められている。しかしすべてのステークホルダーを満足させながら遺跡を持続的にマネジメントしていくためのマスタープランの作成には、まだまだ乗り越えなければならない課題が多いことも事実である。しかし未だに多くの国・地域において、地域住民とは関係のないレベルで「世界遺産」のプロセスが進められ、地域に混乱と不

信を引き起こしている事例が枚挙にいとまないとわれている。そうした状況を省みると、多少の時間と労力がかかるかもしれないが、当初からマネジメントに地域住民を「巻き込む」ほうが結果的には近道になると筆者は信じている。

【文献】

- 1) Barbier, E. 1987: The Concept of Sustainable Economic Development. *Environmental Conservation* 14 (2): pp. 101-110
- 2) 文化遺産国際協力コンソーシアム 2012『ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡現状調査報告書』文化遺産国際協力コンソーシアム平成22年度協力相手国調査報告書 50pp.
- 3) 石村智 2013「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の保存と活用にかかる国際協力」『奈良文化財研究所紀要』2013: pp. 10-11

Abstract: In this paper I argue that the involvement of local community into a management of cultural heritage is important and essential. Local community may play a leading role in implementation of heritage management in a sustainable way in its local context. In the case of the archaeological site of Nan Madol in the Federated States of Micronesia, there have been a confrontational situation over the ownership of the site between stakeholders including government, local community and individual landowner. The government has wanted to inscribe the site on the List of UNESCO World Heritage for a long time. However, this situation may be an obstacle not only on the nomination process but also on the implementation of heritage management. In order to solve this issue, the workshop, initiated by Japanese experts (funded by the Japan Foundation and the Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage) and UNESCO Office for the Pacific States, was took place inviting all stakeholders to discuss how to conserve and manage the site. Finally all stakeholders arrived at an agreement that they cooperate and work well together in safeguarding Nan Madol. This case will be a showcase of heritage management involving various stakeholders including local community.

コラム 残された教会、残されなかった教会 —福島における被災教会堂のゆくえ—

2つの会堂 2011年3月11日の東日本大震災では多くの文化財が深刻な被害をこうむった。福島市内にはW・M・ヴォーリズ(1880～1964)の設計による2つのキリスト教会堂があり、震災により甚大な被害を受けたが、そのうちのひとつは残り、もうひとつは取り壊されるという運命をたどった。

ヴォーリズは日本各地に教会建築や学校建築を数多く残し、日本基督教団大阪教会(1922)や神戸女学院大学校舎群(1931)、アニメ「けいおん!」の舞台として一躍有名となった旧豊郷町立豊郷小学校校舎(1937)がその代表作である。福島市内には日本基督教団福島新町教会(1928)と日本基督教団福島教会(1909)の2つの建築があったが、東日本の一都市にヴォーリズの複数の作品が残っているのは珍しい。このうち福島新町教会の会堂は大きな被害を受けたものの、修復工事を施すことによって復活を上げた。いっぽう福島教会の会堂は震災後まもない3月22日に解体が決まり、4月はじめまでに取り壊された。

私は2012年7月に福島を訪れ、2つの教会を訪問する機会を得た。そのとき見聞きしたことを、私見とともに以下に記したいと思う。

福島新町教会の状況 福島新町教会は木造平屋(一部3階)の構造で、福島市内の中心部に位置する。現在の担任牧師は瀧山勝子牧師で、この教会で牧会をもって約30年になる。

福島新町教会は地震によって大きな被害を受け、地震直後は立入禁止の「赤紙」を貼られるほどだった。しかし地震の十数年前に大改修を施していたためか、構造には思いのほか被害が少なかったため、修復工事をおこない会堂を残すという選択がなされた。

しかし福島新町教会は文化財としての指定を受けておらず、公的な援助は一切なく、修復工事は自分たちでまかなわざるを得なかった。教会員の献金に加え、他教会からの支援金、日本基督教団からの支援金・借入金などにより、2千万円におよぶ修復建築費をなんとかまかない、2012年11月に修復が完了した。

もちろん修復にいたるのは困難な道のりで、牧師と教会員の間で15回にもわたる建築委員会の話し合いがもたれ、ようやく合意形成にいたったという。福島新町教会は比較的小規模な教会ではあるものの、長年にわたって通い続ける教会員も多く、会堂への愛着が深い人も多かったため、最終的に会堂を残すという判断にたどりつくことができたのではないかと、瀧山牧師は語る。

福島教会の状況 福島教会は木骨煉瓦造平屋(一部2階)の構造で、福島市内の中心部に位置し、福島新町教会とは400メートルほどしか離れていない。2001年には登録有形文化財に指定され、町のシンボルとして多くの人に親しまれた。

地震では大きな被害を受け、煙突が倒壊し、内部にも無数の亀裂が走った。周辺には住宅地が広がっているため、相次ぐ余震により会堂全体が倒壊すると、周囲にも多大な被害をおよぼすことが予想された。そのため「取り壊し」という苦渋の選択を強いられることとなった。

しかしその直後から、貴重な文化財を取り壊したことに対する「もったいない」「解体なんて」という批判が牧師や教会関係者に寄せられたという。おりしも牧師は体調を崩して担任牧師を辞せねばならない状況となり、一時教会は牧師不在という危機にまでおちいった。しかし2011年12月に、一度は現役を引退していた似田兼司牧師が着任し、無牧の状態を脱して再建の道を歩み始めた。

会堂は失われたものの、幸い伝道館の建物は残されたので、現在はそこで礼拝が守られている。新会堂建築の機運も高まり、ヴォーリズ建築事務所に設計を依頼し、2014年より施工が開始される予定だという。しかし以前のものとまったく同じものを再建するのは費用的にも厳しいという。そうでなくとも再建には数千万円の費用が見込まれ、一部は日本基督教団からの支援金・借入金でまかなうものの、多くは教会員の献金や他教会の支援に頼るしかないという。

震災後、福島では人口の流出に歯止めがかからないという。大阪からこの地に赴任してきた似田牧師が、転入の届けのために市役所の窓口をたずねると、「転入ですか?」と担当職員に念を押されたという。教会員の減少も深刻な問題で、とりわけこれからの教会を支えていく若い世代の少ないことが課題であるという。地震の被害だけでなく、原発事故の影響が、いまだにこの地を苦しめていることに胸が痛んだ。

生きている遺産をどう守るか 福島の2つの教会を訪れ、あらためてこれらの文化財が「生きている遺産」であることを深く印象付けられた。いうまでもないことだが、教会員にとって教会堂は文化財であると同時に礼拝の場である。彼らにとって文化財を守ること以上に、礼拝を守り続けることが重要なのである。

福島教会の取り壊しには一部からは批判も寄せられた。あるいは多額の費用をかければ修復することもできたかもしれない。しかしそれでは教会員に多大な負担をか

け、あるいは教会を維持していくことすら立ち行かなくなったかもしれない。いっぽうで福島新町教会では、文化財である教会堂を残すことが、礼拝を守っていく決意のシンボルともなっている。

残す、残さないという2つの選択の是非を決めることはおそらく出来ないし、意味のあることは思えない。いずれの判断も、礼拝を守っていくという意思から来たものであることは疑い得ないからである。

(石村 智/奈良文化財研究所)



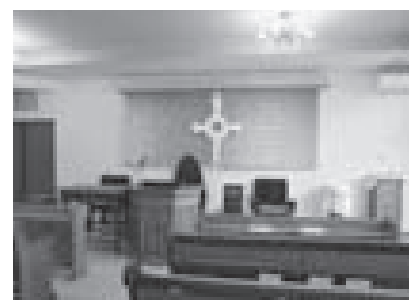
修復された福島新町教会の外観



福島新町教会の会堂の内部



更地になった福島教会の会堂の跡地



福島教会の伝道館には、かつての会堂の十字架が残されていた

パブリック、遺産、文化財、考古学の関係について

Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public

松田 陽 (イーストアングリア大学) MATSUDA, Akira (University of East Anglia)

1. パブリックと遺産という言葉について

本稿の狙いは、パブリック、遺産、文化財、考古学という言葉と概念の関係性を明らかにするところにある。その作業を始めるにあたってまず着目したいのは、「パブリック」と「遺産」という言葉の語感である。両者は英語ではそれぞれpublicとheritageに対応するが、いずれもなんと日本語にしにくい言葉なのだろうか。

英語のpublicが日本語に訳しづらいのは、その語に含まれる「公共、お上」(例: public bodies, public office)と「個々人の意思の総意、市民」(例: public opinion, public movement)という二つの意味を一言で表す日本語が存在しないためである。一般的に英語のpublicに対応すると考えられる「公共」という言葉は、前者の意味を強く表すが、後者の意味をほとんど表さない。本研究集会のタイトルが「パブリックな存在としての遺跡・遺産」となっていたのは、publicを「公共」と訳しても「市民」と訳しても不十分であることを見抜いていた主催者の判断ゆえだろう。

一方、英語のheritageを「遺産」と訳すのは、cultural heritageを「文化遺産」と訳すことに倣ったことだと思われる。しかし、「文化遺産」はすでに日本語として定着しているのに対し、「遺産」は、死者が残した金銭的財産のことを想起する人が多いのではないだろうか。遺産について論じると言う、あたかも家族内の遺産相続について話し合うかのような印象を与えてしまうかもしれない。

だが、「文化遺産」ではなく「遺産」という言葉を採用した点については、主催者の主張を深読みすることができる。というのも、前年度の研究会にて、文化財における自然要素の重要性が議論され、文化と自然とを対比するものとみなすことが批判的に再考されたからである¹⁾。世界遺産の影響からか、文化遺産は自然遺産と対を成すものとみなされがちで、そのため文化遺産に限って考察を行うと、自然要素を中心として構成される天然記念物や名勝などがこぼれ落ちてしまいかねない。前年度の研究会がいみじくも結論づけたように、日本の文

化財は自然を切り離しては考えられないものであり、そこには文化遺産のみならず自然遺産も含まれる。こうした事柄を考慮した結果、文化遺産も自然遺産も包括するものとして「遺産」という言葉を研究会のタイトル内に採用した意図を感得できるのである。

英語のheritageの意味での「遺産」という言葉が日本では市民権を得ていないと言っても、あくまでも現時点での話である。近い将来にこの語法が定着する可能性は十分にある。と言うのも、「文化遺産」という言葉も、日本社会で広く使われるようになったのは比較的最近のことだからである。その大きな契機となったのは、1992年の日本のユネスコ世界遺産条約(正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)への加盟であった。条約加盟後からの数年間、日本政府はほぼ毎年一件の割合で世界遺産登録を進め、また1996年からはTBS系列にて放映されたテレビ番組『世界遺産』が好評を博し、さらに1999年に松浦晃一郎氏がユネスコ事務局長に就任したこともあって、日本国内の世界遺産人気は急速に高まることになる。そして、これに押されるかたちで、「文化遺産」という言葉も徐々に市民権を得るようになる。

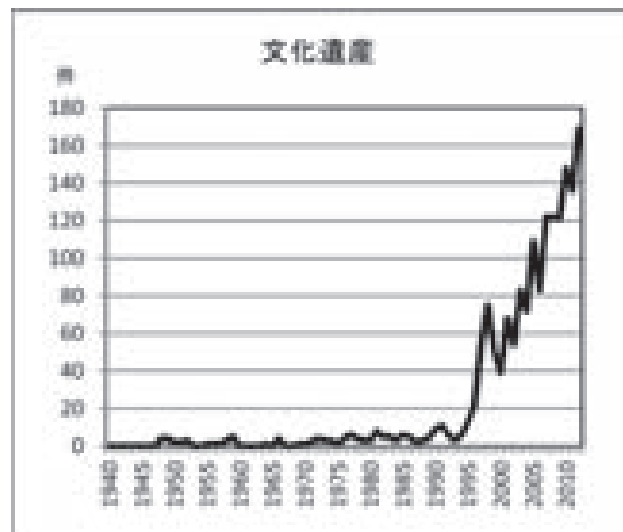


図-1. 「文化遺産」をタイトルに含んだ公刊物の数の推移

図-1は、国立国会図書館のオンライン検索データベースを利用して「文化遺産」という言葉を含んだ公刊物が1940年以降に毎年どれだけ出てきたかを示したグラフである²⁾。グラフからは、日本が世界遺産条約に加盟した1992年頃から「文化遺産」をタイトルに含んだ公刊物が急増していることが分かる。

それでは、1992年以前にはどのような言葉が「文化遺産」の意味で使われていたかという、それは「文化財」である。否、より正確に言うと、「文化財」という言葉は文化財保護法が施行された1950年頃からずっと一貫して使われ続け、今日でも広く用いられている。

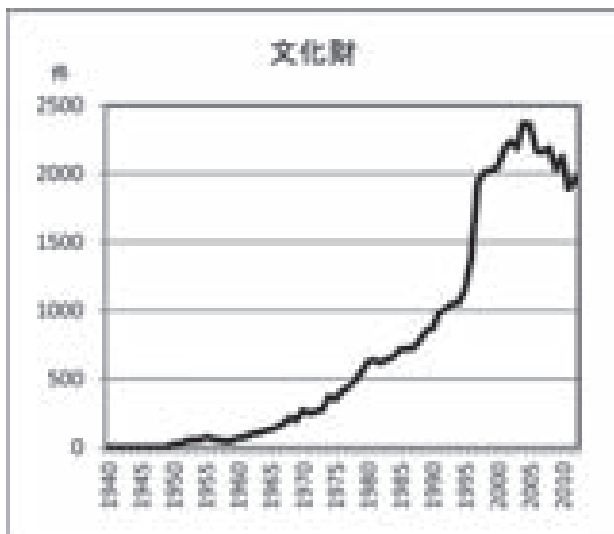


図-2. 「文化財」をタイトルに含んだ公刊物の数の推移

図-2は、図-1と同じ要領で「文化財」という言葉を含んだ公刊物が1940年以降に毎年どれだけ出てきたかを示したグラフである。このグラフからは、「文化財」という言葉を含んだ公刊物が1950年から45年以上にわたって着実に増えていき、1997年以降は2000本前後で増減していることが読み取れる。

図-1と図-2のグラフで2010年以降の数値を比べると、「文化財」は「文化遺産」の12~14倍ぐらゐの頻度で公刊物のタイトルに使われていることが分かる。とは言え、「文化遺産」の使用頻度が近年急速に伸びていることを考えると、この倍率はこの先にはもう少し小さくなると予想される。

2. 遺産と文化財との根本的な差

文化財と文化遺産は似たような言葉であり、交換可能かのようにみなされることもあるが、筆者は両者の間に根本的な差があると考え。そしてこの差があるがゆえに、「文化遺産」の使用頻度が高まっても「文化財」と

いう言葉が変わらず使用され続けていると考える。それでは両者間の差とは何なのか。前述したように、日本の「文化財」は天然記念物や名勝などの自然要素を主体として構成されるものを含むが、そのことが「文化遺産」との根本的な差ではない。言ってしまうと、「文化財」は文化遺産と自然遺産をまとめた「遺産」とも根本的に異なっているのである。

このことを確認するために思い出すべきは、文化財が法的に定められた言葉であり概念だということである。改めて説明するまでもないように、文化財は文化財保護法において定義・規定されている。これに対して、文化遺産を含めた遺産は法的に定められるものではない。したがって、誰しものが遺産を決めることができ、何であれ遺産となる可能性がある。もちろん、現実にはある程度の社会的合意が得られるものが遺産となることが多いのだが、仮にその合意が十分なものでなかったとしても、法的根拠にもとづいて異を唱えることはできない。

このことを典型的に象徴するのが、近年に多く見られるようになった遺産を勝手に決めていく試みである。その中でもタイトルからして象徴的だったのが朝日新聞大阪版が2004年11月に始めた「勝手に関西世界遺産」の特集で、この企画では7名の識者が各人の視点から「ユネスコ本家からは登録されそうにない、関西の愛すべきお宝の数々」(特集の紹介文より)を選び、関西世界遺産として紹介していった³⁾。選ばれたものの中には、「鯖街道」や「洲本城」のようないわゆる歴史的なものから、「タイガース」や「なんでやねん」のように思わずニヤリとさせられるものまでが含まれていた。

勝手に遺産を決めるというのは、選定をいい加減に行うという意味ではなく、法に則った行政的手続きを経ずに遺産を選ぶということである。「タイガース」や「なんでやねん」は、法的・行政的には遺産に定められることはないだろうが、たしかに関西の遺産と言えなくもない。このことから明らかなように、人々が遺産だと思うものの中には、法的・行政的な手続きとは無縁のものがたくさんある。これは、文化財が勝手に決められえないことと対照的である。

では、人々はどのようなものを自分たちの遺産だと思うのだろうか。近年の英語圏での遺産研究(heritage studies)にて遺産の定義としてしばしば採用される「人々が過去に自分たちのアイデンティティを感じるための社会的媒介」という考え方⁴⁾に依拠しながら検討してみよう。

アイデンティティは、単純化して言えば、自分の一部であるかのように思う感覚のことである。人々は自分た

ちの歴史に関連する（と感じられる）史跡や名勝を見たり訪れたりすると、それが現在の自分たちの一部であるかのように思うようになる。これが過去に集団的アイデンティティを感じるという感覚であり、この時の媒体である史跡や名勝が遺産になる。「タイガース」や「なんでもやねん」も、地元の人たちが自分たちの歴史の一部だと感じれば、遺産ということになる。アイデンティティは愛着や誇りという前向きな感情を通して表出するものばかりでなく、負の感情を介して表れるものもある。後者の例としては、戦争や残虐行為が行われた場所を遺産として記念する場合が挙げられる。自分たちの集団の過去を体現するものとして認識することが、アイデンティティが生まれるための条件となる。後述するように、それは恣意的な認識であり、そこに厳密な客観性は必要ない。

人々が過去にアイデンティティを感じる際の社会的媒体が遺産であるとすれば、それはとても画一的に決められるものではないから、法的・行政的手続きが介在しない——というよりも介在できない——例がたくさんあることは当然のこととなる。

しかし行政の立場からすると、法的・行政的に定められた文化財は、必然的に遺産でもあるという図式になる。文化財が「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）という前提がある以上、せっかく保護する文化財に対して日本国民がアイデンティティを感じないということがあっては困る。人々は文化財に対して愛着や誇りを感じ、それが自分たちの歴史を体現するものと思うはずだ——つまり行政としては、「文化財はすなわち遺産」という姿勢を無意識のうちにとることになる。

その行政は、法的に文化財を定める際には有識者の判断を仰ぐ。文化財保護法の運用の中では、文化審議会への諮問、そして同審議会からの答申がこの手続きに該当する（第153条）。有識者の判断は各人の専門知識と造詣に基づいたものであり、そしてこの判断を考慮して文化財を定めた後に、行政はその普及啓発活動を積極的に行っていく。こうして、法的手続き上の妥当性と公正性、有識者の専門知識と社会的影響力に基づいた説得力、そして普及啓発活動に支えられ、「文化財はすなわち遺産」の図式が成り立つ可能性は高くなる。実際、このようにして定められた文化財に対して人々は愛着や誇りを感じ、またそれらの文化財が体現する歴史を守っていかうと思う場合がほとんどなのだから、「文化財はすなわち遺産」の図式はほぼ正しいことになる。

しかし、勝手に遺産を決める試みでも見たように、

人々は法的・行政的手続きを経なくても遺産を自発的かつ柔軟に決められるわけであるから、行政が掲げる「文化財はすなわち遺産」という前提は、「文化財と遺産は同一」ということではなくて、あくまでも「文化財は遺産の部分集合」ということを意味していることになる。

しかも、文化財が遺産の一部であるかどうかは現実ではない。というのも、現実には人々がアイデンティティを感じていないような文化財が存在するからである。一部の人々以外にはほとんど知られていないような文化財、わずかの人がしか関心を示していないような文化財が全く存在しない、と断言できる者はなかなかいないのではないだろうか。

言うまでもなく、行政は人々があらゆる文化財に対してアイデンティティを感じるように不断の努力を行っている。しかし、それでもすべての文化財が同時に遺産となることは極めて難しい。それは、そもそも遺産が本質的に非画一的なものであり、したがってその決定基準が文化財が規定されるとき基準と一致するようなことがあり得ないからである。行政は、「文化財はすなわち遺産」という前提を掲げつつ、その前提が実際に成立するために日々努力を行っている、というのが現実なのではないだろうか（図-3）。

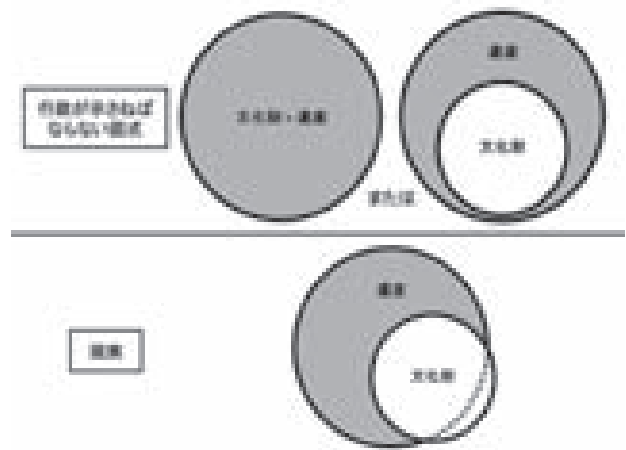


図-3. 文化財と遺産との関係（行政上の建前と現実）

3. 遺産と世界遺産と Heritage の関係

これまで、遺産が「人々が過去に自分たちのアイデンティティを感じるための社会的媒介」であり、自発的に生み出されるものとして論じてきたが、その例外とも言える世界遺産についても短く述べておこう。例外だというのは、世界遺産が世界遺産条約という国際条約によって法的に定義・規定されるからである。

遺産との関係で言うと、世界遺産は文化財と同位に置

かれる。遺産は人々が自分たちのアイデンティティに関連させて自発的かつ柔軟に決めていくものであるのに対し、文化財と世界遺産はともに法的に定められ、それを所管する行政機関（文化財については文化庁と地方自治体の教育委員会、世界遺産についてはユネスコ世界遺産センター）も存在する。そして、「文化財はすなわち遺産」の図式と同じく、世界遺産に対して人々（より正確に言うと、世界遺産条約加盟国の国民たち）はアイデンティティを感じるはず、という建前をユネスコは掲げていることになり、そしてその建前が現実にも成立するように普及啓発活動を通して努力を行っている。

現実にはすべての世界遺産に対して人々がアイデンティティを感じているわけではない、というのも文化財の場合と同様である。近年の遺産研究にしばしば出てくる「世界遺産批判」が問題視するのは、条約の手続きに沿って登録された世界遺産が社会的強者の価値観を色濃く反映しがちなことで⁵⁾、これはつまり、そうした価値観を共有しない人々が世界遺産にアイデンティティを感じにくいことを示唆している。もっとも、この問題はすでに20年ほど前から指摘されていることであり、以来ユネスコは是正に向けて努力している⁶⁾。

このように、法的・行政的な手続きを経るかどうかに着目することによって、文化財と世界遺産はともに遺産一般と分けて考えることができるわけだが、同じような区分は、日本の文化財保護にあたる行政を遺産 (heritage) という言葉を使って行う国においても見出せる。例えばイングランドでは、日本の文化財保護にあたる活動を行う国の行政機関はイングリッシュ・ヘリテージ (English Heritage) であるが、このイングリッシュ・ヘリテージが法律 (Ancient Monuments and Archaeological Areas Act 1979 や Town and Country Planning Act 1990 など) に基づいて保護する heritage は、時に最初の「h」を大文字にして「Heritage」と表記され、人々が過去にアイデンティティを感じる際の社会的媒体としての「heritage」一般と区別される⁷⁾。言い換えると、法的・行政的手続きを経たものが Heritage、人々が自分たちのアイデンティティと関連させて自発的に決めていくものが heritage ということになる。そして日本の文化財行政やユネスコの世界遺産運営の場合と同じく、イングリッシュ・ヘリテージは「Heritageはすなわち heritage」という建前が成立するように努めていることになる。

以上のことを踏まえると、「遺産 (heritage)」との関係では、「文化財」と「世界遺産」と「法的・行政的に定められた Heritage」の三者が同位に置かれる。

4. 考古学と文化財の関係

次に、考古学と文化財の関係について考えてみよう。まず確認すべきは、考古学と文化財に携わる人々がそれぞれ異なる時制に意識を向けるという点である。人間が残した物的痕跡を通して過去を探求する考古学に携わる者は、明らかにその意識を過去に向ける。一方、文化財保護法によって定義される文化財は、それ自体としては当然過去を表すものであるが、同法によると文化財は「保護」と「活用」(第1条)をすべき対象なのだから、そこに関わる人々の意識は必然的に現在を向くことになる。このように、考古学の関心はもっぱら過去にあるのに対し、文化財の関心はあくまでも現在において過去とどう関わるかにある。

過去、現在とそれぞれ異なる時制に意識を向ける考古学と文化財とが関連し合うのは、考古学の専門知識が文化財の判定に影響を及ぼす時で、ここに介在するのが考古学者による価値判断である。より具体的に言うと、遺跡の発掘調査では、出土物を考古学的に検討することによって文化財の判定が行われる。埋蔵文化財包蔵地を定める際には、考古学的な見地から踏査や表土採集遺物の確認作業が行われる。遺跡を史跡・特別史跡に、そして出土物を重要文化財・国宝に指定する際にも、考古学や歴史学の専門知識が判断基準となる。こうした価値判断を行う際に、考古学者の意識は過去を理解するという考古学の学問的本分を離れて、現在に向かう。しかし、通常はこの意識の切り替えは明確に意識されない。考古学者は、遺構や遺物が過去にどのように使われていたかを考察すると同時に、それらが現在においてどのような価値を持つのかも判断するからである。

このように、考古学は自らの生み出す専門知識にもとづく価値判断を通して文化財と関わるが、意識するかしないかを問わず、それは現在そして現代社会と関わっていくことを意味する。

5. 考古学と遺産の関係

文化財と同じく、遺産の関心も現在において過去とどう関わるかにある。しかし、文化財が考古学や歴史学などの専門知識に裏づけられ、法的・行政的手続きを経て文化財となるのに対し、遺産は人々が自分たちのアイデンティティとの関連で自発的に生み出していくものであるから、考古学と遺産との間に直接的な関わりはないことになる。

このことは、考古学と遺産とがそれぞれ「客観性」にどう関わっているかを考えてみるとより分かりやすい。

考古学は過去をできるだけ客観的に理解しようとするものであり、そしてそれを可能にするために型式学や層位学などの学問的方法論を構築してきた。無論、過去は再現不可能であるから、考古学が生み出す過去の解釈というのは完全に客観的なものにはなり得ない。しかし、より多くの資料を検討し、方法論の精度を高めることによって、考古学は過去の理解を限りなく客観的なものにしていくことができる。そしてこのような手続きを経るからこそ、考古学が生み出す過去の解釈にはある一定の客観性が担保されるようになる。

一方、遺産は現在において過去を称揚・記念しようとするものであるから、厳密な客観性を求めない。客観性を追求しすぎると遺産が遺産としての価値を失ってしまう場合すらある。例えば、伝説にまつわる場所や史実とは信じがたいような縁起話を持つ寺社を考えてみると、今日でも人々がこれらの伝説・縁起話をゆかしいと思いい、そのゆかりの地に自分たちの地域アイデンティティを感じるかぎり、これらの場所は間違いなく彼らにとっての遺産である。しかし、もしもここで研究者が厳密な客観性を追求し、伝説・縁起話の「誤り」を学問的に証明していったとすると、それらの場所の価値や魅力は損なわれかねない⁸⁾。

このように、考古学と遺産の間には直接的な関わりはない。しかし興味深いことに、両者はゆるやかな相互依存の関係にある。お互いがお互いにとってある程度役立つのである。

多くの人々は、わざわざ考古学の方法論を踏まえて過去をより客観的に理解しようとはしないが、その考古学が生み出す情報の一部に依拠して過去を称揚・記念することにはかなりの関心を示す。それは、過去に自分たちのアイデンティティを見出すという人間の性質ゆえである。したがって、もし我々が考古学に対する社会的支援を増やそうと思ったら、まず考古学に関連する遺産への一般市民の興味を高めることから始めねばならない。その意味で、考古学は遺産にゆるやかに依存する。

逆に、人々が自発的に生み出していくはずの遺産は、考古学を含めた学問の専門知識が担保する客観性をある程度求めることが多い。遺産が遺産であるためには厳密な客観的事実の裏づけは必要ない。しかし、遺産は個人ではなく集団に関わるものだから、その形成のためには何らかの集団的合意が必要となる。このとき、考古学が社会的に信頼されているかぎり、その専門知識が担保する学問的客観性が集団的合意の形成をある程度促進してくれる⁹⁾。その意味において、遺産は考古学にゆるやかに依存する。

6. 最後に

以上のことを念頭において我々はパブリックと遺産、文化財、考古学との関係を考えていかねばならないわけだが、ここでpublicという言葉の両義性を思い出そう。publicを「公共・お上」という意味で捉えると、我々が考えるべきは、法的・行政的な制度を通していかに考古学の研究成果を社会に還元するか、またいかに考古遺跡を文化財として行政的に保存・活用していくか、ということになる。一方、publicを「個々人の意思の総意、市民」という意味で捉えると、我々が考えるべきは、多種多様な人々がいかに考古学や過去の物質文化を参照しながら自発的に遺産を生み出し、使っているのか、そしてどうすればそれを社会的に望ましいかたちに導けるのか、考古学はそこにどう関われるのか、ということになる。

これまでに我々は前者の考察にはかなりの時間とエネルギーを費やし、またそれなりの成果を上げてきたと思われるが、後者については、いまだ考察を開始したばかりである。

本報告書の巻頭グラビアの写真でも見られるように、人々は考古学や文化財行政の枠組みを離れた次元で実に勝手に考古系の遺産を生み出し、社会的、商業的、政治的に活用している。無論、それはすべてが我々にとって好ましいものではない。遺産と関わっていくということは、我々の専門領域という安全地帯を離れ、必ずしも従順ではない市民と付き合っていくことを意味する。遺産は集団のアイデンティティに密接に結びついているため、現代のデリケートな政治問題に関わることも求められるかもしれない。それでも、多くの市民が良くも悪くも感情移入する遺産とうまく付き合っていないかぎり、今後の考古学の大きな社会的発展は見込めないだろう。

【註】

- 1) 亀山章 (2012) : 「文化財と自然」; 『自然的文化財のマネジメント—平成23年度遺跡等マネジメント研究集会 (第1回) 報告書—』奈良文化財研究所。平澤毅 (2012) : 「『自然的文化財』について」; 『自然的文化財のマネジメント—平成23年度遺跡等マネジメント研究集会 (第1回) 報告書—』奈良文化財研究所。
- 2) 国立国会図書館の蔵書検索・申込システム (NDL-OPAC) の詳細検索にて、「タイトル」に「文化遺産」を入れ、「出版年」に1940年から2012年までの各年を入れ、「広範囲検索 (ノイズ多め)」のオプションを外し、「資料選別」では「全選択」を選び、検索をかけて出てきた数をもとにした。検索日は2013年7月7日。縦軸は検索結果の数字で、該当する公刊物の数を表す。横軸は出版年を示す。図2のグラフも、「文化財」を検索語にして同じ方法で作成した
- 3) 石毛直道・井上章一・桂小米朝・木下直之・旭堂南海・島崎今日子・宮田珠己 (2006) : 『勝手に関西世界遺産』朝日新聞社
- 4) Graham, B. and Howard, P. (eds.) (2008) : *The Ashgate Research Companion to Heritage and Identity*. Ashgate, Aldershot, McLean, F (2006) : Introduction: Heritage and Identity. *International Journal of Heritage Studies* 12(1), p.p.3-7, Lowenthal, D (1998) : *The Heritage Crusade and the Spoils of History*. Cambridge University Press, Cambridge and New York.
- 5) Smith, L (2006) : *Uses of Heritage*. Routledge, London and New York, p.p.95-102, Tunbridge, J.E. and Ashworth, G.L (1996) : *Dissonant Heritage: The Management of the Past as a Resource in Conflict*. John Wiley and Sons, Chichester, p.p.275-276.
- 6) 青柳正規・松田陽 (2005) : 「世界遺産の理念と制度」; 『世界遺産と歴史学』山川出版社 p.p.12-16, Askew, M (2010) : The Magic List of Global Status: UNESCO, World Heritage and the Agendas of States. In *Heritage and Globalisation*, edited by Sophia Labadi and Colin Long. Routledge, London and New York, p.p.26-33, Cleere, H (2001) : The Uneasy Bedfellows: Universality and Cultural Heritage. In *Destruction and Conservation of Cultural Property*, edited by R. Layton, P. G. Stone and J. Thomas. Routledge, London and New York.
- 7) Hall, S (2005) : Whose Heritage? Un-settling 'The Heritage', Re-Imagining the Post-Nation. In *The Politics of Heritage: The Legacies of 'Race'*, edited by J. Littler and R. Naidoo. Routledge, London and New York, p.p.23-35.
- 8) 興味深いことに、我々はこうした場所にまつわる「間違っ」話をあえて訂正しようとしながが多い——それがあたかも無粋であるかのように。これは、我々が無意識のうちでこれらの文化遺産を守ろうと心情的に思っているからかもしれない。
- 9) 専門知識の裏づけがある文化財のことを我々が文化遺産だと比較的思いやすいのも、同じ論理で説明できる。文化財が学問的なお墨付きを受けていると思うことで、我々はそこにある程度感情移入ができるようになり、その文化財は文化遺産になりやすくなる。

Abstract: This article offers a critical analysis of the relationship between heritage, cultural properties, archaeology, and the public in Japan. Although the term 'cultural heritage (*bunka isan*)' – or more broadly, 'heritage (*isan*)' – and 'cultural properties (*bunkazai*)' are often considered synonymous, there is a fundamental difference between them. Cultural properties are defined and managed in legal and administrative terms, whereas heritage is essentially made through people's identification with the past, and as such is diverse, spontaneous, and emotive. Although archaeology as a discipline has been effectively informing the administrative judgement as to how archaeological cultural properties should be designated and managed, it still remains unclear how archaeology relates to heritage. It could be argued that archaeology seeks to understand the past as objectively as possible, while the aim of heritage is to commemorate and celebrate the past. Yet, the popularity of archaeology seems to derive in part from people's interest and engagement in heritage, and heritage too draws on archaeology in validating its claim to the ownership of the past. The dual meaning of the word 'public' invites us to consider not only how we, as experts, should manage archaeological cultural properties in the public interest, but also how various groups of people generate and use heritage spontaneously in reference to archaeology.

「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方 —世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から—

Relation between Historic Town Space and People in the thinking of 'Public'
Comparison of Melaka and George Town World Heritage Sites

張 漢賢 (鳥取環境大学) CHONG, Hon Shyan (Tottori University of Environmental Studies)

1. ひっくり返される空間の意味

都市と建築の計画・設計において、空間の領域をアクセス・利用の視点で定義しようとする時、しばしば「パブリック／プライベート」の概念が用いられる：不特定多数の人がアクセスできる「パブリックな空間」、個人または限定された人々しかアクセスできない「プライベートな空間」。アクセス・利用をコントロールする意味を含み、「パブリックとは、集団的に維持管理され誰でもいつでも立ち入れる領域であり、プライベートとはその維持管理に責任ある人や小さなグループによって立入りの可否が決められる領域¹⁾」として捉えることができる。

「パブリック／プライベート」の関係は入れ子構造のように、利用者、管理者に誰を含むか含まないかという相対関係、領域の重層性により、空間の「パブリック／プライベート」が逆転する場合もある。

例として「リビング・ルーム」：個人や家族からみれば、住宅の寝室は個人のためのプライベートな空間に対し、リビング・ルームは家族なら誰でも利用できるパブリック性の高い空間である。しかし招かれなければリビング・ルームには上がれない隣人を含んで考える場合、リビング・ルームはプライベートな空間となる。リビング・ルームがもつこの二重の意味は、それを取り巻く物理的な空間と、家族・地域の生活の営みの相互関係から生成されたものである。

もしこの様相に対し、更なる価値が発見・付与され、共有資源としてより多くの人がアクセス・利用できるように維持管理すべきとされた場合、これまでと異なった範疇の「パブリック」がその上にオーバーラップされることになる。完全なパブリックな空間は、誰に対してもオープンであり、誰でも自由にアクセスできる空間であるはず。このパブリックな空間は、あらゆる人々の席＝場所が「設けられている」空間であり、利用者が自由に各自の感受性や価値観をもって自己確認できる場である。

空間の計画・設計の視点では、そこに次元が異なった二つの課題がある。(1) 席＝場所の提供を可能にする空間の質の確保が必要と同時に、従来空間の等質性の維

持・改善または前者との矛盾への理解。(2) この「パブリックな空間」の目指すもの。

「パブリック性(公共性)」は、「同一化・固定する意志」(排他性)と、「複数価値を共有する意志」(開放性)の二面性をもっており、この排他性と開放性が拮抗し現れる存在であると認識できる。この拮抗は、同一化の過程に持ち込まれる「アイデンティティ²⁾」を、誰に向き合っ

て確立しようとするかにより、様相が変わってくる。多様な捉え方で現れる「パブリック」の存在が、都市空間の重層性を体現し、拮抗する排他性と開放性は、都市・建築文化を形作る源泉であるとも言える。生活者が自分でコントロールし守るべき生活環境は、どこまでの領域に包摂されるのが「適切」であるか。また、世界を対象にしてアイデンティティを主張する必要性自体は、この時代にとってどのような意味をもつか。この問いかけは前述(2)そのものでもある。

2. 世界遺産マラッカとジョージタウン

(1) 位置と概況

マレーシアのマラッカとジョージタウンは、マレー半島の西海岸に位置し、東西の海路を結ぶマラッカ海峡に面している歴史都市である。ジョージタウン(ペナン)は、タイ、スマトラ北端のアチェが近い半島の北部にあり、マラッカは半島南端のシンガポール、リアウ諸島に近い位置にある。

マラッカは王国の建国、ポルトガル、オランダ、イギリスの植民支配を経験し、600年の歴史をもっている都市である。ジョージタウンはイギリス人が建設した海港都市であり、200年の歴史を有する。2008年、両都市が「マラッカ海峡の歴史都市—マラッカとジョージタウン」として、世界文化遺産に登録されている。「海峡」という言葉から、英領「海峡植民地³⁾」のペナン、マラッカ、シンガポール3都市を容易に想起できるが、シンガポールは1965年にマレーシアから独立しており、この登録は、マレーシア側の両都市だけが対象となる。マレーシアでは自然遺産の登録経験があり、世界文化遺産の登録は初めてである。

世界遺産としてマラッカのプロパティ面積は4.51ha、建物はおよそ600棟ある。ジョージタウンのプロパティは150.04ha、建物はおよそ1700棟ある。両都市とも、世界遺産の登録前から観光客が賑わう歴史都市である。

(2) 都市的コンテクスト

ヨーロッパ植民地勢力のみならず、両都市はアラブ世界、インド、中国文化の影響を受けやすい地理的位置にあり、海港都市として人と物をひろく受け入れるオープンな風土をもっている。植民地勢力の盛衰、絶えることのなかった出身地別商人の滞在・居住によるコミュニティの沈積と流動が、マラッカとジョージタウンの多文化共存の都市形態を形成している。変化が多様性をもたらし、季節風＝モンスーンが痕跡を刻む時間を与え続けていた。

イギリスから独立後、マラッカ、ジョージタウンの都市形態に大きな影響を与えたものとして、1966年に施行され、2000年に撤廃された家賃統制令がある⁴⁾。戦前ショップハウスを多く抱えているマレー半島の大中小都市の歴史的市街地は、家賃統制によりショップハウスの不動産取引が長期にわたり沈滞し、開発圧力から離れたものが多かった。所有者や生活者、民間保存団体の努力により単体中心の保存事例があるものの、マラッカとジョージタウンの歴史的市街地に生きている伝統的な生活文化は、保存制度により巧みに守られてきたものと言いき難く、不動産取引の沈滞により激しい新陳代謝から逃れ生き残った結果であると言える。これまで絶えず異質な存在を受け入れ、そして時間をかけて形作ってきた時代と異なり、家賃統制のもとテナントの健全な入れ替えが阻害され⁵⁾、長年住み続けている者とその高齢化、長く営んできた伝統産業とその斜陽化、そして人口減、観光地化が両都市に新たな痕跡を刻んでいる。

2000年の家賃統制令の撤廃は、人間居住の視点では居住権の変化を意味し、住宅管理の視点では「テナント＝管理者＝維持修繕者」構図の崩壊を意味する。戦前ショップハウスが形成した歴史的環境、居住環境をコモンズとして捉えるとき、土地・建物の売買権限をもっていない、日々の生活を営んでいるテナント（生活者）はもはや唯一の当事者ではなくなり、所有者がしかるべき位置に戻った。パブリックの視点において、ショップハウス市街地は純然たる居住者たちの「生活の場」だけでなく、所有者が運用可能な「資産」として不動産市場に引き戻される。「伝統的な生活の場」はこれまでと異なった公共性が付与され、「資産運用」と格闘しながら維持されていく。2008年以降、その外側に、更に「世界遺産」がオーバーラップされるようになった。

(3) 世界遺産として

マラッカとジョージタウンが世界遺産として選ばれた3つのクライテリア⁶⁾：

- ◇ 基準 ii 「人類文化の発展に重要な影響を与えたもの」：500年にわたってマレー、中国、インド文化と3つのヨーロッパ植民勢力により形成された時代別多文化的な都市形態、建築、技術、モニュメントが刻印している。
- ◇ 基準 iii 「現存するか、既に消滅してしまった伝統や文明の手がかりを示すもの」：アジア・ヨーロッパの多文化的伝統が、宗教建築、居住地、言語、宗教行事、舞踊、服装、芸術、音楽、料理と日常生活に生きている。
- ◇ 基準 iv 「歴史の重要な段階を物語る建物や景観」：東アジア・東南アジアに見られない諸文化の影響を受けた建築と街並み景観が残っており、特にポルトガル、オランダ時代にも遡るショップハウスとタウンハウスの存在。

マレーシア政府は、800ページにも及んだ世界遺産の推薦書に、現行の歴史的建築物の保存条例・ガイドラインを盛り込み、保存制度の完備をアピールした。しかし、前述したように、マラッカ・ジョージタウンの生きている有形、無形文化は、保存条例・制度の効果的運用により守られてきたものであると言いき難い。保存対象として都市計画マスタープランのような上位計画に位置づけられた歴史的建築物、例えばBok House、Metropole Hotel、Eastern Hotel が行政の許可の下、取り壊された事例⁷⁾は枚挙にいとまがない。前節に述べたように、マラッカ、ジョージタウンをはじめ、マレー半島多くの古い市街地に見られる伝統的なショップハウスとその生活文化の継承は、家賃統制下の社会・経済状況から生まれた産物とも言える。間口が狭く奥行が深い敷地をもち、長屋形式で連担している戦前ショップハウスが、開発コストが不透明な市街地を構成していた。ジョージタウンの民間組織が家賃統制のタガが外された後の状況を憂慮し、その代替システムの構築を世界遺産に求めた。申請の動きは1998年頃ジョージタウンから始まった。

2000年の家賃統制令撤廃と2008年の世界遺産登録、短い期間に、両都市はこの2重のインパクトを受けている。生活者は家賃統制令撤廃のインパクトを理解できていたのに対し、「世界遺産」そのものをはじめ、その影響力についてはほとんど知らされていなかったと思える⁸⁾。流動も変化も、紛れもなく両都市のアイデンティティをなしているが、世界遺産登録後、古い痕跡が無防備に消耗され、ハイスピードに新しい痕跡に上書きされている。



図-1. 龍山堂邱公司街区



図-2. 龍山堂邱公司の祖廟と広場

3. 歴史的街区の「パブリック」考

(1) 生活がある観光地

少なくとも21世紀になったころまで、「外16間・内8間」⁹⁾と呼ばれていたジョージタウンの龍山堂邱公司 (Leong San Tong Khoo Kongsi) は、生活が見られる観光地であった。一銭も払う必要がなく、訪問者は自由に街区に入ることができ、邱公司の立派な祖廟と舞台を眺め、通過交通のない生活路や広場を散策し、そのこぢんまりした伝統的な住宅群の佇まいや生活感を五感で楽しみながら思い思い時間を過ごすことができた。公衆便所がなかった頃には住民が自宅のトイレを観光客に貸したり、話しかければ住民が界隈の歴史を語ったりしてくれた。住民たちは訓練されたガイドではなく、トイレを借りたり話を聞いたりすることに対し料金を払う必要もな

い。彼らはたまたま自宅前で休んでいる婆さんであり、買い物から帰ってきた奥さんやお昼を食べに帰ってきたご主人であった。言うまでもなく、そこは彼らの生活基盤である。トイレ貸しや歴史語りは、本来の生活を阻害しない程度「サービス」してくれるものであった。住民は長年来訪者の態度から、何となく自分たちが住んでいる場所は歴史的な価値があることに気付いている。来る人を拒まず、過干渉されることもなく、生きたままの邱公司をそのままの姿で触れることができる。その姿を感受する来訪者の「席」や「場所」は、遠い昔からすでに用意されているかのように、世界遺産の登録を待たず、当時の龍山堂邱公司はすでに世界のものであった。

住民全員が立ち退く前の2000年時点、街区には邱公司理事会の事務所建物以外、ショップハウス24戸のうち居住専用が20戸、業務専用が1戸、職住併用が3戸あった。居住歴50年以上の家族が半数を超え、居住歴100年以上は4家族あった。入居者が全員テナントであり、理事会が建物の所有者である。観光客が多く訪れるスポットにもかかわらず、意図的に整備された飲食店、お土産屋は皆無である。広場や路上では子どもたちが遊んだり、住民が雑談したり休憩したりしていた。旧暦7月、広場は祖廟の神事に使われ、中国オペラが舞台で行われる。その他にも新年会、忘年会など宴会の場として広場が貸し出される。街区が映画のロケ地として使われたこともある¹⁰⁾。来訪者に用意されている物理的な空間は、本来そこにあった、パブリックスペースでもある広場と生活路である。もともと生活者やコミュニティに共用されている空間が、そのまま各地からやってきた観光客たちにも開放されているに過ぎなかった。観光客は住民に話をかけたり、写真を撮ったりする。この光景は、家賃統制令の撤廃、住民が立ち退くまで長く続いていた。

このありふれた日常をそのままに接することができる環境は、共通したビジョンや目標設定により実現されたものではなく、意図をもったガイドラインや施策により導かれた結果でもなかった。観光客が大勢訪れることはつまり商機があることを、生活者も所有者も気付いていた。観光客を相手にしてフィルムやドリンクなどを提供することでふところが潤うのだろうと考えた住民もいた。しかし街区の一角で事務所を構えている所有者である邱公司理事会は現状以外の用途、とりわけ観光客向けの商業活動に難色を示した。理事会がこの「外16間・内8間」をいつか全て回収し、自ら使用する考えをもっていた。その計画はまさに観光客向けの開発そのものであり、街区内全体の用途変更を狙ったものである。儲かっている建物の回収が難しいため住民の行動が黙認されなかつ

たと推測される。一方、懸案であった家賃統制令の修正・撤廃が長い間議論されているなか、居住権を主張できるように、所有者ができなかった建物の維持修繕を居住者が肩代わりに行い、大金を使って修繕・改修を行った居住者もいた。観光客から伝統的な生活が見られる重要性を思い知らされた居住者も多く、居住権の保持に向けて、建物や街区への貢献を意識していた。ただし、こういったような貢献や意識は、計画的に街区保存に反映できるように構築されたことなく、居住権を守るなど法的な代替措置も導入されなかった。当時の生活環境と観光のバランスは、このような家賃統制下の、使用権を取り戻そうとする所有者と、居住権を守ろうとするテナントの緊張関係から生まれたものである。この環境は、共有された目標やコンセンサスに基づいて形成されたものではなく、成立基盤は脆弱なものだったと言わざるを得ない。

2000年1月1日の家賃統制令の撤廃に向けて、1999年3月、邱公司理事会が弁護士を通して、その年末まで建物から転出するように居住者たちに通告した。その後、期限は1年間延ばされたものの、住民全員が立ち退かされた。転出後の建物を理事会が自ら維持、修復することになった。理事会は街区をジョージタウンの観光中心地として位置付け、投資者に建物を修復する権利を与える¹¹⁾など、入居者を呼びかけたが、現時点に至り入居する者はまだ現れていない。

居住者がいなくなった後、街区内に入るために入場料



図-3. 居住者がいた頃の邱公司 (1999年)

が徴収されるようになった。訪問者の「席」や「場所」として、祖廟の下に併設された歴史展示室が加わった。以前のように、誰かの生活領域に入ってしまったような緊張感はなく、入場料を払ったため、そこに居る権利が付与されたかと思わせられる。観光客に向けられる眼差しは、生活している者のさりげない見守る眼から、スタッフの監視の眼に代わった。訓練されていない住民のオーラルヒストリーの代わりに、展示室のパネルや資料や模型が語ってくれる。入場料から収入源を得ている邱公司理事会は、以前よりも情報発信の力をもつようになり、街区全体をより効果的にプロデュースできるようになったと思われる。ギャラリーの開設、イベントやアトラクションの開催など、龍山堂邱公司在「生活がある場所」から「生活があった場所」として歴史が語られていく。

(2) 龍山堂邱公司街区にみられる「パブリック」

龍山堂邱公司のショップハウスはほとんど居住専用として使われていたが、その空間構成は職住一体のショップハウスと同じものであり、業務・居住の併用が可能な都市型住宅である。伝統的な利用例からみれば、ショップハウスには家族の生活、従業員の寝る場所、家族経営のお店や作業場、お客さんの買物や商談する場所まで確保可能な空間構成をもっている。「プライバシー」の捉え方はライフスタイルに伴い変化するものであるが、龍山堂邱公司の住民が自宅トイレを観光客にも貸していることは、つまり見知らぬ人が自宅のリビング・ダイニング・台所を通して奥のトイレの利用を許すことを意味する。ショップハウスとは言え、居住専用の一般民家へのトイレ借りは門前払いされても想像しがたいものではない。しかし、この街区の住民は違っていた。外部の来訪者に慣れている面もあり、自分が住んでいる場所は「価値ある場所」と自覚し、それを見に来る訪問者に対してもなしの意識が働いていたと考えられる。すなわち、居住専用住宅の奥にあるトイレは、家族生活にとってプライベート性の高い領域にあるにもかかわらず、「観光地」という異なった範疇の「パブリック」のオーバーラップにより、トイレの領域性はプライベートからパブリックに反転している。家に遊びに来る親戚や隣人を受け入れるリビングにも、このような「反転」が起きるが、対象は全くの見知らぬ人ではない。こういった「反転」(=変化)から生じる生活上のストレスがあるとすれば、ストレス低減のアプローチは2つある：すなわち、物理的な空間の分離・誘導による利用上の直接的な働きかけ、もしくは、使用ルールや意識、価値観の変化によるものが考えられる。龍山堂邱公司の場合は、観光客のために自宅トイレの位置を変え、アクセスを工夫し動線を迂回

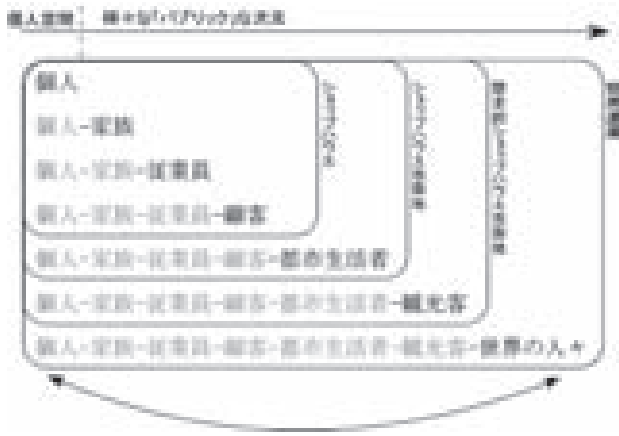


図-4. 個人空間と様々な「パブリック」な次元

するなどの物理的な空間操作は見られず、トイレ貸しは住民自身の意識変化により実現していたと推測する。なお、無視できない点として、多様な利用形態を可能にしているショップハウス元来の空間構成と、ショップハウスが一般的に支えてきた居住業務併用のイメージがその実現土台でもありと考えられる。

龍山堂邸会社の住民は、このように家族が中心に生活する領域の一部を観光客とシェアするという、「集団的に維持管理され誰でもいつでも立ち入れる領域」を創出した。「いつでも」とは言い過ぎだが、この空間は前出定義の「パブリック空間」に限りなく近いものである。ここで、「トイレ」の確保を、「席＝場所」の確保として捉える時に、この「席＝場所」は二重の意味をもっている。すなわち来訪者が使用できる物理的な空間としての「席＝場所」であると同時に、そこを維持管理する居住者の「席＝場所」もあることを意味する。そして無償で利用する訪問者にとっても、そのトイレをきれいに使用し、

生活を妨害しない責務が生じる。立場と役割は居住者と異なっているが、パブリック空間としてのこのトイレの維持に、訪問者もその責任を負う一員である。住民が生活を保ちながら、生活領域の一部をパブリック・アメニティとして提供し、街区全体の、従来空間の等質性の維持と矛盾せずに、来訪者の受け入れを可能にする空間の質を向上したと言える。この「パブリック空間」の目指したものは、歴史的街区の生きている生活に興味ある来訪者への居やすい環境の確保、居住者であるテナントがこの歴史的な環境づくりへの参加と貢献として解釈できる。

1章の「パブリック性」の「開放性」でみれば、この歴史的街区の価値を共有する対象は「観光客」まで拡大し意識されている。価値共有の実現方法について、次元が異なっているが、テナントも所有者も、「トイレ貸し」以上のことを考えていた。「排他性」からみれば、この歴史的街区から描き出すべき価値の所在、あるべき姿、その質の維持・管理する責任者・参加者は誰であるべきかに対し、テナントと所有者はそれぞれに思いをもち、接点は最後まで見つけられなかった。

龍山堂邸会社は誰のもの？ 理事会のものか。テナントのものか。みんなのものか。答えを試みることも自体が、その「パブリック」の範疇をなぞるようなものである。その街区の価値は何か誰と共有するか、その共有ルールは何か、そのルールをコントロールする人は誰か。「トイレ貸し」から「立ち退き」まで、幾重の「開放性」と「排他性」が拮抗するなかで、龍山堂邸会社の形態が作られてきた。パブリック性の高いもの＝開放を目指されているなか、家賃統制の導入により、テナントは居住権維持の意味で席＝場所が確保されたが、所有者には所有

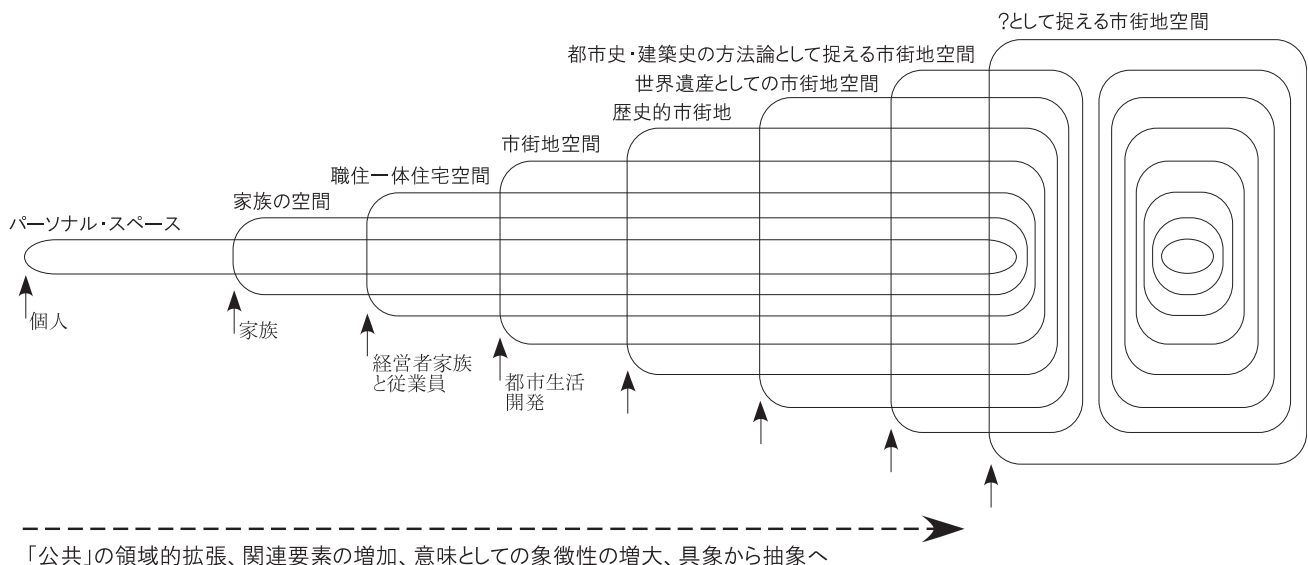


図-5. 公共の領域の拡張と生活空間

と管理以外、使用権はほぼ蚊帳の外に置かれた。観光や世界遺産で捉えられる時、龍山堂邸公司の場合テナント＝生活者ははじめから除外された。家賃統制の時代に、所有者のあるべき席＝場所に問題があると指摘されていたように、観光もしくは世界遺産の仕組みのなかで、テナント＝居住者が登場・参加可能な席＝場所は設けられていないことも長く指摘されている。「生活がある観光地」の龍山堂邸公司には、所有者、テナント、来訪者や観光客にも、しかるべき席＝場所があった。龍山堂邸公司を「アイデンティティ」の表徴として捉えるとき、街区は生活空間という実用的な機能をすでに失い、その存続理由は象徴性のみが残っているようになっている。「生活がある観光地」を「アイデンティティ」の表徴として捉える時、街区における「実生活」と「象徴性」の共存が求められる。その「パブリック」の範疇は「生活する場」のみならず、「来訪者・観光客の場」も含むようになる。この様相を保とうとする、所有者、テナント、観光客＝来訪者のそれぞれの席＝場所の確保について、特に家賃統制の撤廃、世界遺産登録といった「パブリック」の範疇を大きく変えようとする際、行政の力が重要であるがそれだけでは不十分である。「実生活」から「象徴性」まで、つまり実利的な生活と精神面の充実を両方満たすことに資する物理的な空間操作の可能性、または意識面・心理面の働きかけ方を模索するなかで、これまでになかった連携が必要になるはずである。その連携は、各ステークホルダーのあるべき席＝場所の確保から始まるとも言うべきである。邸公司の「アイデンティティ」は誰に向かってどのように示すものであるか。現行諸制度や世界遺産の仕組みに対する応用解釈はこの問いかけからはじまる。

4. ジョージタウンとマラッカ世界遺産の管理

(1) 世界遺産管理の方向

マラッカとジョージタウンの歴史的市街地管理の方向が異なっている。マラッカとジョージタウン両都市も政府主導のものであり、生活者を代表できるボトムアップ型の参加はまだ現れていない。

ジョージタウンは伝統的に、民間の意見を州政府に反映しやすい土壌をもっており、民間組織や個人が盛んに声を上げ、政府も、その声を汲み上げる柔軟性を示している。それに対し、マラッカは完全なトップダウンの形をとっている。官民協力の面において、ジョージタウンでは、民間の指摘を受けた自治体が許可を取り下げ、内容を修正するのに対し、マラッカではこのような指摘・批判・フォローは表に出ていない。



図-6. ジョージタウンの旧暦正月

ジョージタウンの民間組織が世界遺産登録推薦の際に大きな貢献したと考えられる。ただしこの過程は一部の民間有志（場合に有償）により成し遂げられたものである。世界遺産登録後に発生し得る諸問題を想定しながら、それらをコントロールする有権者である住民・所有者を巻き込むことをしなかった。

近年の保存・整備活動から、マラッカでは州政府主導のもと、観光客誘致を最優先し、世界遺産の登録をきっかけにテーマパーク化を加速している。

ジョージタウンは野心的な観光開発をしていない。保存推進のNGOと開発利権に群がるディベロッパー両方に州政府が耳を傾けている。面積、歴史的建築の数はマラッカの3倍近くあるジョージタウンでは、歴史的建築の転売、取り壊し、不法改修、居住者立ち退きなど、保存と開発の動きが激しくせめぎ合っている。伝統的な生活に無関心かと思われるほど対策づくりが遅れている。不法工事、不動産価格の高騰等が起り、政府の無策が批判的になっている。

(2) ジョージタウンにおけるWHIの設立と

民間組織の役割

世界遺産に関する政府機関内の管理担当者は、ほとんど地方政府職員により構成されている（世界遺産推薦書参照）。ジョージタウン・マラッカ両都市において、対応しているスタッフのほとんどは従来の都市計画、建築部門の担当者である。彼らは土木、上下水、都市計画や建築申請の専門職員であり、世界遺産登録後も従来の仕事をしながら世界遺産の管理業務を兼担している。従来の職能では対応できない建築史や、文化遺産の管理、生活文化など無形遺産の保存を外部の専門家や有識者の意見を受け入れ判断している。

その窓口として、世界遺産登録後、マラッカとジョージタウンにそれぞれ世界遺産事務局（World Heritage



図-7. カフェに転用された元コーヒー工場



図-8. 観光客で賑わうマラッカ

Office =WHO) が設けられた。ジョージタウンでは2010年に世界遺産公社 (World Heritage Incorporated = WHI) を設立し、外部意見を取り入れながら遺産サイトの管理・研究・広報・監視活動を行う。公社の執行責任者 (ジェネラル・マネージャー = GM) は、州政府が任命する者であるが、WHI 専属の職員である。

世界遺産登録翌年の2009年、世界遺産事務局WHOの設立とともに、ジョージタウンでは民間の諮問団体「CHAT」¹²⁾ も組織された。CHATは、保存・修復建築家、歴史・教育専門家、遺産保存活動家など、民間の有識者7、8人を中心に構成されている。メンバーはボランティアの形で非定期に開催される会議に出席する。WHO (後のWHI) が政府の要請や課題に応じ、会議を設定し、政府スタッフ、CHATメンバーを会議に招集する。議論の内容は、保存ガイドラインの検討、世界遺産に対する意識向上方策、不法建築活動の監視、建築申請物件のチェック、ホテル営業許可のあり方、看板の統制など多岐にわたり、実質的な問題解決、方策提言を目指している。ジョージタウン歴史的市街地の保存ガイドラインはほとんど民間の手によるものであり、ユネスコに提出する予定のジョージタウンのSpecial Area Plan (SAP) の建築ガイドライン草案も基本的にCHATが作成したものである。

歴史的建築の保存ガイドラインはまだ徹底的に周知されておらず、それを用いて指導できる体制も十分に整っていない。CHAT が建設業者向けのガイドライン説明内容を構築し、伝統的建築の修復指針の説明会開き、その内容をウェブ上に公開する。一般市民がショップハウスを理解するように、マンガ風のパンフレットを作成し配布する。政府が周知すべき多くの情報は実際CHATが代わりに公開し、行政機能を補完している。彼らは現場を熟知しているだけでなく、世界遺産の理念を理解しており、遺産サイト管理に不足している部分を察知し問題提起して可能な限り自ら補完する。その活動は、行政



図-9. 新設された水車

の指導方針に直接に反映されている場合が多い。専門家の監視活動で摘発された不適切な建築行為は、実は市に許可された工事の場合もある。市が専門家の指摘に従い、修正指示を出すのが、開発者が損失を被る。このようにジョージタウンでは、多くの非公式的な見解が公式的な見解を導いている。これは、活発な民間活動、行政側の対応、民間と行政の間にあるWHIの働きによるものである。ただし、責任所在の曖昧さは、時に行政、開発者、専門家間に軋轢を生じさせる。具体的な問題点と民意集め、その必要性を訴え、行動に反映させる現行の仕組みでは、善意的な非公式の見解を多く集め、共有していく必要である。

(3) マラッカにおける世界遺産管理の実態

トップダウンの体制で身を固めているマラッカでは、博物館の研究者が遺産管理の担当者に含まれているが、ジョージタウンのような、歴史研究、市民教育活動、古建築の修復等を携わりながら、世界遺産サイトの管理に参加し、活動資金を自ら確保している方がほとんど見られない。マラッカは歴史都市でありながら観光業が早い時期に発達している。地理的にシンガポールに近いため、国内外の観光客が大勢賑わう場所である。マラッカは「世界遺産」を観光地の「看板」としか捉えていない。

世界遺産登録後にも多くのアトラクションが追加された。マラッカ河の両側の歩道整備、川に遊覧船が導入された。遊覧船の定常運航を保つために、河口部に水位調節の水門が建設された。河口両側の古い倉庫群が取り壊されホテルや住宅が建設された。世界遺産としてのオーセンティシティへの配慮の欠如を新聞で指摘されるが、政府の耳を傾けさせるほどの力をもっていない。政府はむしろその「諸工夫」がもたらした観光効果を誇示している。

マラッカの都市組織を形成してきた人々は表から影を潜め、裏から都市を支えることに変わった。世界遺産サイトの管理・運営について、行政の対応に対し満足している民間有識者、専門家はほとんどいない。ボトムアップの機能がほとんど働かないマラッカ世界遺産の行方は、政治家や行政担当の倫理感覚と文化遺産の認識に委ねられている。マラッカでは、ユネスコやイコモスによるモニタリングに対応するために、不都合な情報は以前よりも流しにくい状況にある。大衆による監視の代替手法が要請され、マスコミ関係者（記者）、NGO、住民の間からも失望感と閉塞感を感じるという。

全体的に、2009～2011年の3年間、ジョージタウンの有識者の間に、次のような知識に対するニーズ変化があった。「世界遺産と観光」→「世界遺産サイト管理のための組織と仕組み」→「歴史的都市の有形・無形遺産を守るための住民・行政の巻き込み方」。行政に対し、内部組織の変化、意識変化を求める声は2009年には多かった。行政と協働しながら、有識者たちは「変化を相手に求める」ことから、「変化を相手に仕掛けていく」ことに興味をもちはじめた。世界遺産に対し、一般住民・経営者の意識も希薄であるため、有形・無形遺産の保存に向けて民間組織の活動により多くのステークホルダーを巻き込む方法が必要である。無関心、組織化されていない群衆がほとんどであり、無関心や無関係を関心や関係することに転換するまちづくり活動は現在試みられている。

本稿は、科学研究費基盤研究(C)(2009-2011)「マラッカ・ジョージタウン世界遺産のボトムアップ保存手法構築のための調査研究」の研究成果に基づき構成したものである。第4章は、張漢賢2013『マラッカ・ジョージタウン世界遺産管理の課題—ボトムアップ保存手法構築の視点から—』、日本建築学会中国支部研究報告集36巻、p.p.791-794より再編・加筆したものである。

【註】

- 1) 文献1) p.10
- 2) 文献2) p.102
- 3) Straits Settlements 1826-1946. 海峡 (Straits) と連帯した地域イメージが強く、今でも、シンガポールの主力英文紙に「Straits Times」、マレーシアには「New Straits Times」がある。
- 4) 詳しくは、文献4)、文献5)などを参照のこと。
- 5) 家賃統制令で既得権をもっているテナントの身分放棄が少なく、所有者にとって不平等となる又貸しによる変動はみられる。文献5)。
- 6) <http://whc.unesco.org/en/list/1223>をもとに、筆者仮訳。
- 7) Badan Warisan Malaysia 2006
- 8) 筆者、2008年現地調査。
- 9) 住民による呼ばれ方。「間」：戸の意味。
- 10) ハリウッド映画「アンナと王様」、1999年。
- 11) 2008年7月17日、Starmetro。
- 12) Cultural Heritage Alliance Team または Cultural Heritage Action Team

【文献】

- 1) ヘルマン・ヘルツベルハー、森島清太訳1995『都市と建築のパブリックスペース』、鹿島出版会
- 2) 齋藤純一 2000『公共性』、岩波書店
- 3) ハンナ・アレント、志水速雄訳1994『人間の条件』、ちくま学芸文庫
- 4) 張漢賢2001『アジア都市のショッピングハウスに関する研究 その8. マレーシア・ジョージタウンにおける家賃統制令撤廃前後の統制家屋の維持管理の実態』、日本建築学会大会学術講演梗概集F、日本建築学会、p.1017-1018
- 5) 張漢賢 2000『マレーシア・シンガポールにおける街路型職住複合建築「ショッピングハウス」の展開—その空間の融通性と持続的利用—』、京都大学博士論文、

ABSTRACT: The aspect of 'public' appears in many ways of its variety of participation. Diversity of 'public' consideration has power able to totally change the meaning of architecture or urban space, which formed the urban culture stratified. In other words, the manifold 'public' is a source of shaping urban and architecture culture. 'Publicness', can be understood as an aspect of competition between its dual nature of exclusiveness (a will to identify or fix) and openness (a will to share values). The phase of competition change, guided by the target of identification establish for. This study introduces the situation of management of World Heritage site of Melaka and George Town, Malaysia in the viewpoint of 'public'.

産業遺産の公共性：その価値は何から生じるのか？

Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value

岡田 昌彰 (近畿大学) OKADA, Masaaki (Kinki University)

1. 土木・産業遺産の価値が規定される過程

土木・産業遺産の価値は何から生じるのか？今回のセミナーにあたって、上記のような興味深いテーマを頂いた。これはまさに筆者が現在まで考察し続けてきた重要な研究課題の1つであるが、「文化財」を扱う本セミナーにてこのようなテーマを取り入れて頂けたことを新鮮に感じている。文化財あるいはそれらの形成する風景とはどのように形づくられるのか、という根源的なテーマを掘り下げる上での1つの切り口となれば幸甚である。

土木構造物や産業施設には、人々の日常生活そのものを成立させるという実用的な役割があるだけでなく、スケールの大きさや特徴的な形態によって地域のランドマークとなりやすい。特に工業都市においては煙突などの工業プラント、タワーなどが原風景を形成しているケースも少なくない。また、「Built-in Amenity」すなわち当初の機能達成の条件として産業施設が本質的に兼ね備えているアクセスの利便性、敷地の合理的配置や施設の合理的形態などが、廃止後の用途転用において価値ある要素として炙り出されるケースもある¹⁾。

ここでもう1点興味深いことは、このような価値発見・伝播のプロセスにおいて、専門家などの“目利き”がその価値を規定し文化財としてのステータスを付与する「トップダウン」のシステムに加え、一般市民あるいは「価値の第一発見者」によって価値を獲得・共有される「ボトムアップ」の事例が見られることである。特に近年は、必ずしも専門家ではない一般市民あるいはEnthusiast（趣味人やマニアなど）が現存する構造物などに新しい意味を付与し、それがSNSなどのネットメディアを通して広がり社会に共有されていくような現象も見られる²⁾。彼らの提供する情報の中には再検証を要する不確かなものもあることは事実だが、価値を発掘する上で必要となる選別眼や機動力、そして熱意には優れたものがある。例えば、現在進行中の奈良県近代化遺産調査では、一部に非専門家の調査委員による調査物件を取り入れているが、我々専門委員だけでは見落としがちな興味深い「文化財候補」が、綿密な調査情報

とともに挙げられている。委員会にて調査委員ご本人の寄せられた次の言葉は印象的だ。

「この情報は、今回の近代化遺産調査事業を目的として収集したものではない。自分の志で収集していた情報が、今回たまたま県のニーズに合致したに過ぎない。」

本稿においては、このようなボトムアップの価値発見・伝播・共有のプロセスに注目し、筆者が現時点で検証し得た以下の5項目、すなわち（1）工業都市におけるテクノスケープの原風景化・観光地化、（2）第一発見者の命名による名所化、（3）風物詩化、（4）偶発的な自然現象による存在の強調、そして（5）レプリカによるイメージの存続 について、それぞれ典型的な事例を取り上げ議論することとしたい。

2. ボトムアップの価値発見・伝播・共有

（1）工業都市におけるテクノスケープの原風景化、あるいは観光対象化³⁾⁴⁾

先進工業国日本に数多く存在する工業都市においては、工業施設の形成する風景（テクノスケープ）に対し、地域住民がさまざまな価値を付加する事例が見られる。特に、煙突や排気塔などの大規模な施設の中には、ランドマークとして都市の随所から眺められ、立地都市の原風景として認識されるものも少なくない。一方、近年は一般来訪者の間でもテクノスケープが即物的な観光対象として捉えられており、観光雑誌やウェブ上のSNS、個人ブログ等では夥しい数のテクノスケープが熱い眼差しをもって語られているほか、京浜工業地帯、堺泉北、四日市、室蘭、北九州、大竹、周南、姫路、尼崎などの諸都市では工場夜景ツアーが定期的実施されている。2011年には各市の観光課、商工会議所を中心とした「工場夜景サミット」なるものも開催されている。

生産・流通といった所与の機能を全うすべく形成されたテクノスケープに対し、必ずしもそれとは脈絡をもたない全く新しい意味がオブザーバーによって自ずと与えられ、それが新しい社会的価値観を形づくるのである。

このような事例は世界各地に見られるが、ここでは広島県南西端、広島湾に面する大工業都市、大竹市のテクノスケープをご紹介したい。明治以降、製紙・レイヨン工業などが発達していたが、恵まれた水質の用水や旧干拓地の広大な転用地を背景として昭和20年代後半に工業が著しく発達し、対岸の和木町を含む沿岸域に大規模な石油コンビナートが形成される。

ここでは、市民によるユニークなテクノスケープの扱い方が見られる。例えば、1970年発刊の「大竹市史」の口絵には金森群一氏によるテクノスケープの俯瞰景が掲載されており（図-1）、市の代表景の1つとして位置づけられていることがわかる。また、小瀬川河口付近には市内南栄地区と南隣和木町との間に三井化学のパイプラインが敷かれており、河川の中央部に特徴的なタワー状の構造物が立地している。ネット上ではその外観から「大竹のエッフェル塔」（グラビア iii 頁参照）などと言及されている。タワーから兩岸へはパイプラインが視点場まで約200mにわたって連続しており、明快なパースペクティブをもって連続的に視認できる。また、干潮時には護岸からタワーを仰観することも可能である。

実際、特徴的な大竹エッフェル塔のシルエットは地元小学校の社会科学習資料の小瀬川河口付近のイラストマップにも明確に描かれており、この構造物がこの地のアイコンの1つになっていることがわかる（図-3）。

また、2012年4月には市役所のウェブページに「大竹市の工場夜景」なる特設ページが設けられ、岩国・大



図-1. 「大竹市史」の口絵に掲載されたテクノスケープ俯瞰



図-2. 大竹市のテクノスケープ
左：市内立戸地区からの俯瞰
右：大竹エッフェル塔



図-3. 大竹市教育委員会の小学校社会科学習資料に表現されている「大竹エッフェル塔」

竹コンビナートの歴史や工場夜景の見どころスポット、海から見る工場夜景、さらには「コンビナートとサクラ」というユニークな視点から大竹市のテクノスケープの魅力が紹介されている。大竹市の魅力の一つとしてテクノスケープが広く認識されることを目的として開設されたもので、市民にも好評を得ているとのことである。

(2) 第一発見者の命名による名所化⁵⁾

地域の何気ない景観が、たった1人の先導者によって価値ある名所の風景へと昇華する事例がある。青森県八戸市にある、住金鉱業(株)の石灰石採掘場（図-4）がそれである。これは海拔-160m～+90mの露天掘り鉱山であるが、地元の郷土史家、江刺家均氏によって1990年代に「八戸キャニオン」と名づけられ、現在も地元ではこのような呼称で呼ばれている。現在八戸キャニオンは青森県庁の発行するドライブマップなどにも紹介されており、名付けが地域特有のランドスケープ遺産を創り出した事例として注目できるだろう。現地には石灰採掘と運搬、セメント合成のプロセスを説明した説明板とともに

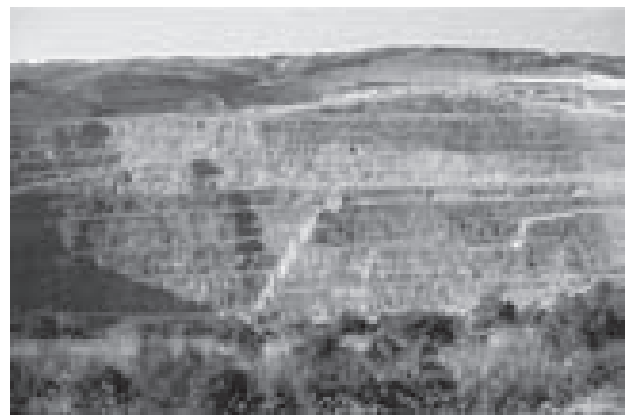


図-4. 住金鉱業(株)住金鉱山
(通称：八戸キャニオン：青森県八戸市)

に、キャニオンを眺められる展望台が設けられている。2012年からは八戸市全域に現存する工場を、景観、まちづくり等多角的な観点から捉え、「地域の宝」として工場の魅力を発信する「工場アート」「八戸工場大学」なるプロジェクトが八戸市まちづくり文化推進室によって実施されているが、これらの背景には八戸キャニオンの名所化の影響があったと言っても過言ではないだろう。

(3) 風物詩化⁶⁾

次に、本来の目的とは全く異なった新しい価値観をもって既存の施設が地元の「風物詩」として価値づけられる事例をご紹介します。

現在、大阪市内には無料で利用できる珍しい市営渡船が8ヶ所現存している(図-5)。これらは本来、対岸間の旅客輸送を目的とした交通機関であるが、近年は街歩きや遊覧の対象としても注目され、8ヶ所のうち7ヶ所が立地する大阪市大正区においては観光資源としての新たな役割も注目され始めている。2008年10月に大阪市主催で開催された「ベイサイドパーティ2008大阪」では渡船場をめぐるスタンプラリーが実施されるなど、「水都大阪」をアピールする上での媒体としても活用され始めている。

大阪の渡船の歴史は古く、古事記にもその記録が確認されている。天保年間(1830-43)には15ヶ所ほど存在し

ていたとされ、有料で人馬や貨物等が輸送されていた。明治以後は「橋梁に代わる対岸相互を連絡する機能」として位置づけられ、その後も長く民間によって運営されていたが、1892年に大阪府が渡船営業規則を定め管理を開始し、1907年には一部が市営へと転換される。さらに1920年には旧道路法の施行により渡船は無料化される。

1935年には31ヶ所存在したとの記録があるが、その後橋梁の架設やモータリゼーションの進展により減少し続け、1978年には12ヶ所、2001年には現在の8ヶ所に縮小されている。

4ヶ所の渡船場において筆者らが実施した調査研究では、各渡船場において7~8割の乗船客が「移動」目的に利用しているのに対し、「渡船への興味」すなわち乗船自体を目的として現地を訪れている利用者が2~3割を占めていることがわかった⁶⁾(図-6)。このことは、渡船を単なる移動手段ではなく「観光対象」に近い遊興的な捉え方をもって乗船している利用者が存在していることを意味している。

(4) 偶発的な自然現象による存在の強調⁷⁾⁸⁾

さらに、偶発的に発生した自然現象が特徴的景観を形づくり、その価値が何かをきっかけに発見され、価値に公共性を生起させた事例がある。

鹿児島県大口市の山間部にある「曾木発電所」は、1909年に付近の金山と市への電力供給を目的に建設された。1966年の鶴田ダム竣工に伴い、廃止された発電所上屋は大鶴湖の湖底に沈むこととなり、現在は水位の季節変動によって姿が見え隠れするという特徴的な景観を呈している。2006年には国の登録有形文化財に登録されているが、水没と現出を繰り返す現状は文化財の保全上必ずしも理想的とは言えない。だが、渇水期のみ姿を現すというこの特異な“様態”は新たな価値を生み出しており、産業観光に関する文献や観光ガイドなどにおいては歴史的価値よりもむしろこの“様態”のほうがクローズアップされている。この魅力的な“移ろい景観”



図-5. 落合上渡船場(大阪市大正区)

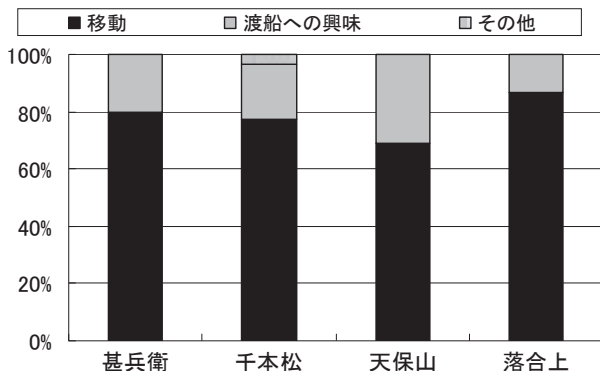


図-6. 各渡船場利用者の利用目的⁶⁾



図-7. 旧曾木発電所(2007年12月撮影)

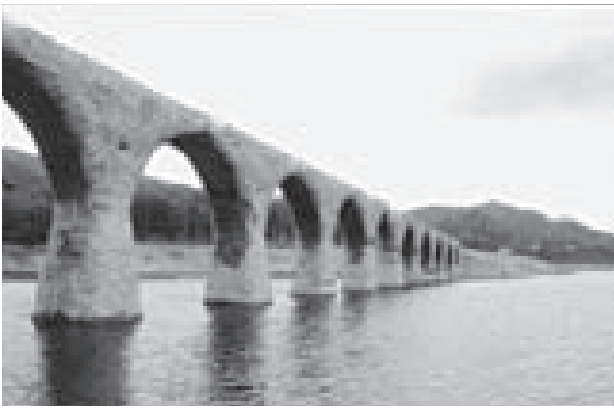


図-8. 旧タウシュベツ橋梁（北海道上士幌町）

がダム建設という土木の営為によって生成していることを考えれば、この様態自体も広義の土木遺産ひいては保全の対象と捉えることができるのかも知れないが、いずれにせよこの価値は従来の土木遺産の価値体系の枠外にあるといえる。

一方、北海道上士幌町には「タウシュベツ橋」というRCアーチの鉄道廃線橋がある（図-8）。今や土木史あるいは廃墟廃線探訪などの“専門分野”ではたいへん有名な事例であるが、近年はこれが写真集などのメディアへの露出によって広く一般市民にも認知されるに至っている。1939年の供用からわずか16年後の1955年に、鉄道に併走する川の下流に発電用のダムが整備され、上流側に「糠平湖」という人造湖が現出した。それに伴いタウシュベツ橋は廃線橋となったばかりか、湖底に沈むという数奇な運命を辿る。しかも、この糠平湖も水位の季節変動が激しく、タウシュベツ橋は極寒の地にて水没と現出を毎年繰り返すこととなる。そのたびコンクリート内の水分が凍結膨張を繰り返し、その結果コンクリートの表面が腐食することで奇しくも「印象的な外観」を呈することとなったのである。

1999年にはNPO法人ひがし大雪アーチ橋友の会が発足し、その保存・利活用事業を推進しているほか、2001年には橋梁が北海道遺産にも認定された。このように偶発的な要因によって公共性が獲得されるというこの事実にも注目すべきであるが、この遺産において最も興味深いのは、この価値発見の起源ではないだろうか。現地にて眼前に広がる何とも神秘的な景観の“第一発見者”は、確実に存在したはずである。野生のヒグマが出没する荒野に囲まれた湖に取り残された廃橋などに、「この人」はいったい何を目的に訪れたのであろうか。危険を顧みない探検愛好家だったか、あるいは命がけでも釣果を競う熱狂的な釣りファンだったのか。動機がどうであれ、結果的にこの地に足を踏み入れる機を得た「この人」は、廃橋の文明的幻影とでも呼ぶべき崇高な麗姿から大きな

感動を得たに違いない。何らかの動機によって「知的アドベンチャー」が誘発され、そこで醸成された好奇心や関心が、“セレンディピティ”とでも呼ぶべき価値の発見に繋がった。さらにこの発見が共有・伝播され、やがてこの土木遺産が地域づくりの核へと発展するという一連のプロセスがここに見出せるのである。

(5) レプリカによるイメージの存続⁹⁾

最後に、市民主導による産業遺産の移設ないしレプリカ製造によってそのイメージが地域にて存続されている興味深い事例をご紹介します。

堺市には、2004年まで特徴的な風車が現存していた（図-9）。これは、地下水の揚水による補給水確保を目的とした灌漑用風車であり、農作業の効率向上において重要な役割を果たした。オランダ風車をヒントに大正期に考案されたこの風車はたいへんユニークなものであり、1935年頃から1950年代初めまで大阪南部の泉南地域にひろく普及し、1965年頃までは市内石津地区を中心とした海岸線一帯に400基近くが林立していたという。その後、農業地の縮小やスプリンクラーなど新技術の導入によって風車灌漑そのものが徐々に衰退し風車も激減する（図-10）。堺市楠町にはこのオリジナル風車の最後の1基が現存していた。しかし筆者が訪れた2003年、周囲はゴミ捨て場となっており、とても歓迎



図-9. 最後のオリジナル灌漑用風車（堺市）2003年撮影

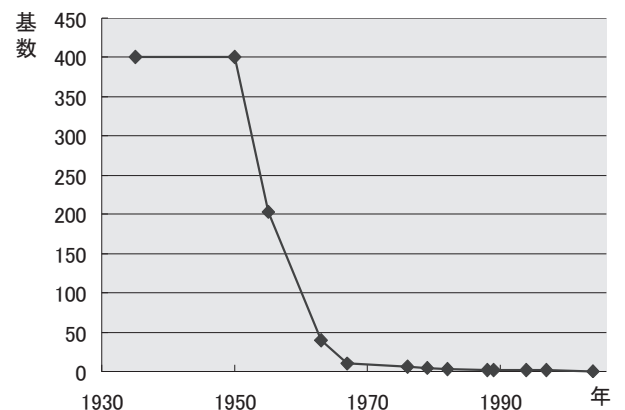


図-10. 堺の揚水風車数の変遷⁹⁾

表－1. 現存する主な堺市灌漑用風車の系譜と現況⁹⁾¹⁰⁾

設置場所	新造移設	設置年	設置目的	現況	備考
市小学校	移設	1966	記憶継承水道代の節約	ブレード回転・ポンプ稼動可	
浜寺石津小学校	新造	1968	記憶継承	ブレード固定・ポンプ有	中尾正治氏による製作
*晴美台小学校	新造	1973	理科教材	ブレード回転・ポンプなし	2004取り壊し検討中
浜寺石津西公園	新造	1973	科学の精神醸成	ブレード固定・ポンプなし	
*五ヶ荘東小学校	移設	1978	理科教材	ブレード固定 ポンプなし	1982・84年ソニー子ども教育科学プログラム優秀賞・優良賞受賞
服部緑地	移設	1979	記憶継承	ブレード回転・ポンプ稼動可	
大泉緑地	新造	1984	記憶継承	ブレード回転・ポンプ稼動可	中尾正治氏による製作
福泉小学校	新造	1985	記念事業の一環	ブレード回転・ポンプ有	
大仙公園	移設新造	1986	記憶継承 地域産業啓発 景観形成	ブレード回転・ポンプ稼動可	
茶山台小学校	不明	不明	不明	全ブレード欠落・ポンプなし・放置状態	
神石小学校	不明	不明	不明	全ブレード欠落・ポンプ有・放置状態	2004取り壊し検討中
宮山台小学校	不明	不明	理科教材?	ブレード回転・ポンプなし	1981年ソニー理科教育振興資金獲得
新湊小学校	新造	2005	記念事業	ブレード回転 ポンプ有	
浜寺公園 海浜生物観察場	新造	2003	揚水(海水)	ブレード回転 ポンプ有	

*は2004-13年にかけて取壊し

されている状態とは言い難かった。案の定これも翌年に取り壊され、事実上オリジナル風車は完全消滅したものと考えられていた。

しかし、翌年筆者らの調査研究⁹⁾によって、堺市内の小学校校庭や公園において、移設もしくはレプリカ風車が“現存”していることがわかった。当地で考案されかつ当地の農業生産に貢献した構造物が、1960年代より“堺市の風物詩”ないし“理科教材”として、移設ないしレプリカ(後述のように、レプリカの設計者がオリジナル風車の設計者と同一のものを含む)として現存しているのである。

調査の結果、2004年時点で堺市内には12基の移設もしくは新造の灌漑用風車が“現存”しており、その後2013年までに2基が取り壊されるも2基が新造されたことがわかった。たとえば、市(いち)小学校校庭にある風車(図-11)は回転軸までの高さ3.7m、ブレード直径2.2mの小型風車であり、1966年に「郷土名物の保存」および「水道代の節約」を目的として、廃止直後の“オリジナル風車”を移設したものである。16～17世紀初頭にはオランダ商館員が出入りしていた旧堺港内の埋立地に立地する同校は、“オランダ”を想起させる風車に対する関心も当時高く、移設前年度より中古風車の寄贈を募っており、市内石津東の小林吉次郎氏らの寄贈によって移設が実現した。なお、同校の風車は当時、実際に校庭内の井戸水を汲み上げており、文字通り「揚水風車」として機能していたことがわかる。さらに、当初風車はブレードや支柱などの傷みが激しく、同校の用務員2名が約20日間をかけて修理したとの記録もあり、当時の



図－11. 移設された灌漑用風車(堺市市小学校)



図－12. 灌漑用風車の“歴史的”レプリカ(堺市浜寺石津小学校)

風車に対する社会的関心の高さが伺える。現在は部分的に木材や鉄骨に改修されており、ブレードの回転やポンプの稼動も可能な状態にある。

一方、浜寺石津小学校校庭に現存する風車(図-12)は、激減する灌漑用風車の記憶を止める目的で1968年

に新設されたものである。当時存命であった灌漑用風車の初期の製作者である農鍛冶の中尾正治氏にPTAが製作を依頼した。ポンプは当初稼動していたが、現在鋼製6枚のブレードは安全管理上鎖で固定されている。このほか、堺の風車消滅に対し当時の職員が危機感を感じ移設されたものなどを含め、新造、移設はそれぞれ8件、4件、このような基礎的な情報が不明の状態にあるものが3件存在していたことがわかっている。(うち2件は2000年代に取壊し)。

堺市における灌漑用風車は地元農業に対する貢献が大きかったのみならず、それらの形成する特徴的風景は激減後に「歴史的記憶の継承」の対象となるなど、当地の心象風景を形成していたと考えられる。ここに市民による風車への強い愛着心が端的にうかがえるが、風車という構造物のスケール、ならびに製作の容易さという特性がその後の移設・新造という形での継承を可能としたといえる。

8. 終わりに

既に価値の認められた遺産の事後的な公共性獲得過程にも関心があったが、本稿ではそもそも遺産として認識されていなかったものが、公共性、あるいは地域資産としての価値を獲得する過程を概観することに焦点を当ててみた。これらの事例をさらに深く観察することで、公共性獲得の誘因がいくつか挙げられるものと考ええる。あくまで本稿における事例のみからファクターを抽出するとすれば、それは時間の経過、そして対象と公共との関わり方に集約することが可能であろう。後者には例えば風景、偶発的な出会い、メディアや名づけによる意識化など様々な関わり方が含まれている。また、前者を実現するためのタイムスパンが存在することも推察できる。ただしこれらはいずれも必要条件に過ぎず、対象に対する公共の「見方」に正の変化を促すような出来事や特有の媒体によってその十分性が満たされるものと考えられる。

今後はさらに特徴的な事例を収集・精査し、この興味深い現象の解明に挑んでいきたい。近い将来、本報告書を共同執筆した気鋭の諸氏とさらなる議論を展開する機会があれば幸甚である。

【文献】

- 1) リチャード・ハーグ (聞き手: 岡田昌彰) 2009 リチャード・ハーグインタビュー『テクノスケーブ利活用事業の嚆矢』土木学会誌 Vol.94, Jan, 2009
- 2) 林顕太郎、岡田昌彰 2008『インターネットを介した風景観の伝播に関する研究』土木学会土木計画学研究・講演集 Vol.38
- 3) 岡田昌彰 (2013) 瀬戸内海地域における産業景観 (テクノスケーブ) の社会的意義に関する研究、2012年度 (財) 福武学術文化振興財団助成報告書
- 4) 岡田昌彰 (2003) テクノスケーブ～同化と異化の景観論、鹿島出版会
- 5) 西田正憲・岡田昌彰・井原縁 (2009) 平成20年度「瀬戸内海の環境保全・創造に係る研究助成: 瀬戸内海の生業の風景の歴史の変遷とその特質に関する研究」報告書、(社) 瀬戸内海環境保全協会
- 6) 益永泰佑・岡田昌彰 (2009) 大阪市営渡船における景観特性と利用者意識に関する研究、土木学会海洋開発論文集第25巻
- 7) 岡田昌彰 (2008) 土木遺産の保全と観光開発 - その多義性と相克について、土木学会誌 Vol.93, May, 2008
- 8) 岡田昌彰 (2009) おそと巡検 - 好奇心をいざなう知的アドベンチャー、OSOTO Vol.6、(財) 大阪府公園協会
- 9) 花畑保志・岡田昌彰 (2006) 堺市灌漑用風車の系譜と現況に関する研究、土木学会土木史研究論文集 Vol.25
- 10) (公財) 大阪府文化財センター、日本民家集落博物館「堺の風車」修復記念シンポジウム「地域の文化遺産を次世代へ 堺の揚水風車」における筆者の講演 (堺の揚水風車～原風景の復活に向けて～) に伴う調査、2013.3.3 (調査員は筆者のほか、近畿大学・三井千久、松本悠大朗が実施)

Abstract: The value of industrial or civil engineering heritage is provided mostly by specialists. However, it can be also determined by general people or "the first non-professional discoverer". The latter could be called, "Bottom-up" process of determination of heritage. Recently, general people or enthusiasts discover the candidates of heritage, and the new meanings reflected on them expand in web media, such as SNS, and even obtain social approval in the end. This paper pays attention to "Bottom-up" process of determination of heritage value, and discusses on 5 case studies: (1) Generation of local landscape and tourism of technoscape in industrial cities, (2) Influence of naming by the first discoverer, (3) Scenerization, (4) Emphasis of existence caused by incidental natural phenomena and (5) Retained image with replica, and discusses on causes of obtaining publicness.

SEEDS OF FURUSATO ～人々の心にある遺産～

SEEDS OF FURUSATO

Cultural Heritage existing as the symbol of the regional people

土井 祥子（日本ナショナルトラスト）

DOI, Sachiko (Japan National Trust for Cultural and Natural Heritage Conservation)

1. 「誰かのもの」ではない「何か」へ

学生時代に出会ってから、いつも心の隅から消えることのない風景がある。会津・喜多方——。人口約5.4万人の地方都市にあって、現在でも4000棟を超える蔵がまちなかから農村部の至るところにみられる。道路建設や醸造業等の廃業によって蔵が壊されると聞けば、自分の敷地に曳家をしてでも守ってきた旦那衆。

所有者の肩にのしかかる維持管理の負担は増大する一方で、膨大な数の蔵を眼前して、個人資産への支援には及び腰の行政。しかし、蔵は所有者にとっては生活空間でもあり同時に、喜多方の重要な観光資源であることは疑いなく、地域住民も来訪者もその恩恵を受けている。

所有者でも納税者（住民）でもない「他所者」であっても、その「重荷」を分け合う何らかのしくみが必要なのではないか。それは、現在を生きる我々が「誰かがやってくれること」ではなく、「自分自身のこと」として、次世代へのバトンの一部を担おうとする行為である。そして、その行為は、関わるさまざまな主体にとって、ゆたかな経験や喜びを生み出し、分かち合えるものであり得るのではないだろうか。

2. 日本ナショナルトラストの遺産保護活動

英国The National Trustを範として日本ナショナルトラスト（以下、JNT）が設立された昭和43年は、明治100

年にあたり、高度成長に邁進してきた市民が自分たちのアイデンティティを確認するために歴史的環境に目を向けようとしていた時期である。同年、文化庁が発足し、長野県妻籠宿の町並み保存整備が開始したほか、金沢市や倉敷市における町並み保全条例の制定などが行われた。

活動の基本となる観光資源保護調査は、昭和47年から開始し54年からは公募形式として実施してきた。対象は、民俗芸能、歴史的建造物や町並み、自然景観、動植物、産業遺産などさまざまな分野にわたるが、とくに歴史的町並みを対象にした調査が多く、その後文化庁の伝統的建造物群（伝建）保存対策調査につながり重伝建地区に選定された例も少なくない。また、会員や地域住民、子どもたちの参加によって実施した調査もあり、調



図-2. 熊川宿の町並み¹⁾（福井県若狭町）



図-1. 旧嶋新商店・通称「38間蔵」（平成14年当時）



図-3. 舞鶴の赤煉瓦建造物群ⁱⁱ⁾（京都府舞鶴市）

査自体がその後の保存活動やまちづくりの担い手づくりにつながっていったものもある。

昭和59年に特定公益増進法人（免税団体）に認定されたことを機に、それまで助成金の交付や管理受託をするにとどまっていた保護対象を自ら取得し保護管理するようになる。募金での買取りや寄贈により、現在、12件の保護資産ⁱⁱⁱおよび9件のヘリテイジセンターを管理するとともに、62件の保護対象を認定するに至っている。

3. プロセスを共有することの重要性

JNTの保護活動にとって最も重要なことは、保護資産の取得や修復、活用などのさまざまなプロセスを、いかに多くの人と共有できるか、ということではないかと思う。そのプロセスは、もちろん困難を伴う場合もある（むしろ多い）し、所期の目標に完全に到達できることは稀かも知れない。また、関わる主体が増えれば増えるほど、多くの場合その意見を調整していくことは難しくなる。それでも、保護資産の運営を支えるボランティアや地域住民、学識経験者や専門家、行政、ときには元所有者も含めて、異なる主体がともに資産を見つめ、育ててゆくプロセスを共有することは、終わりのない保護活動にとって大きな意味をもつと考えている。そしてそれは、文化遺産の価値を共有することにもつながるように思う。

たとえば、東京都文京区にある保護資産「旧安田楠雄邸庭園」（以下「安田邸」）は、安田邸の保存を願う市民が発足させた「文京歴史的建物の活用を考える会（通称「たてももの応援団」）」が、調査・保存の提案、掃除のボランティア、見学会の開催などを行い、その橋渡しによって、当時の所有者からJNTに土地・建物が寄贈された。平成8年の取得から19年の一般公開開始に至るまでの間、修復調査や工事の過程においても、さまざまな機会をとらえてボランティア活動や見学会を実施し、そのプロセスを共有してきた。こうしたプロセスにおいて、専門家だけのものではなく市民が積極的に参画し、議論を重ねながらひとつひとつの機会を経験することで、安田邸という文化遺産を継承するための原動力が生まれ続けるといえるのではないだろうか。

安田邸の管理運営は、現在JNTからたてももの応援団に委託し、安田邸をこよなく愛するメンバーらによって、創意工夫に満ちた活動が展開されている。市民による身近な文化遺産の発見から始まった安田邸の保護活動は、歴史的建造物の保存・活用に取り組む全国各地の市民団体や行政から、モデルケースとして知られるようになっていく。



図-4. 安田邸の修理工事途中で瓦を下した屋根を見学



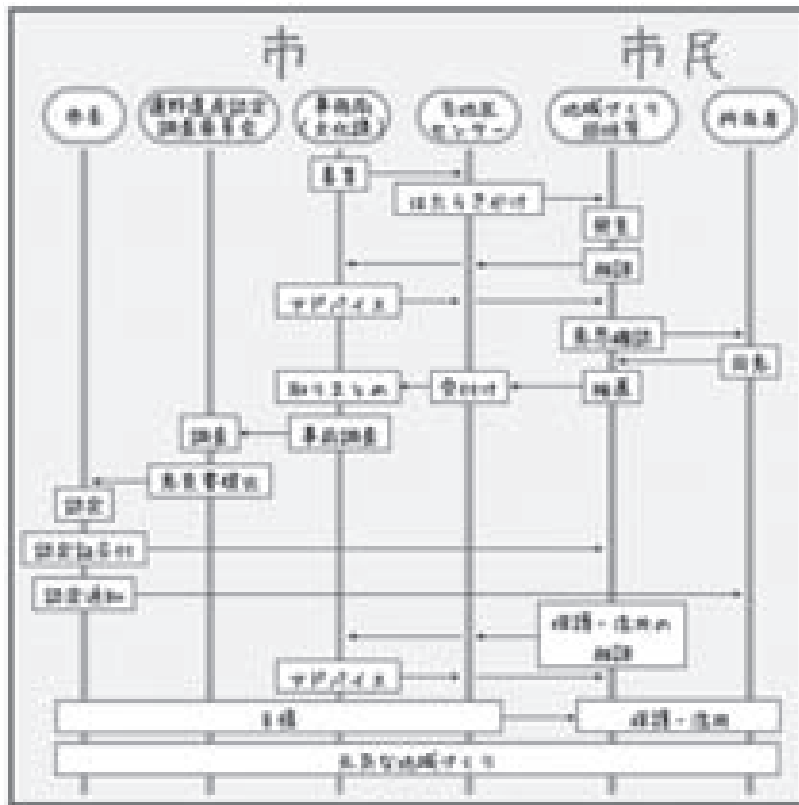
図-5. ボランティアで洗った瓦の山

4. 保護活動のプラットフォームとして

The National Trustを範としているとは言え、残念ながら、安田邸のような事例を容易に増やせる状況にはないのが実情である。財源やマンパワー不足の問題はもちろん、税制や寄付文化の違いを考えると、地価の高い日本の現状では、英国のように数多くの資産を買い取り等により保有するということは現実的ではないと言わざる



図-6. 保護資産・旧松井家の屋根葺き（岐阜県白川村）



図ー7. 「遠野遺産」認定のしくみ（遠野市文化政策部文化課「遠野遺産 平成20年度版公式ガイドブック」より）



図ー8. 地元建築士らによる応急修復（旧モーガン邸）

を得ない。そこでJNTでは、ナショナル・トラスト型の保護事業に加えて、地域の歴史的環境保全に取り組む市民活動を支援するシビック・トラスト型の支援事業も活動の主要な柱に位置づけている。自然や歴史をいかしたまちづくりの拠点である「ヘリテイジセンター」の整備や、共通テーマをもとに、各地の市民団体や行政が取り組む保護活動をつなぐネットワーク支援がそれにあたる。

一方で、近年、行政による文化財指定とは異なるベクトルとして、市民自らが発掘した各地域資源を顕彰したり、行政が認定し活動助成につなげたりする動きが活発である。たとえば、「客観的な評価基準」に加えて道民の「思い入れ価値」により選定された「北海道遺産」（北海

道・北海道遺産協議会）、「遠野遺産」（遠野市）、大宰府「市民遺産」、世田谷区「地域風景資産」といったように、既存の文化財類型等にこだわらず、地域独自の目線で多様な有形無形の資源が掘り起こされ、地域づくりにいかされている。こうした取り組みは、行政と所有者（地権者）という直線的な構図とは異なり、多様な主体が参画し、持続的なまちづくり活動への動機づけとなりやすい。

また、建築士などの地域の専門家が、行政の文化財担当部局や建築士会が主催する講習を受けて歴史的な建造物や集落・町並みの専門知識を習得し、地域の歴史まちづくりの担い手となっている事例も増加している。全国初の事例である兵庫県の「ヘリテージマネージャー」を皮切りに、神奈川県「邸園（歴史的建造物）保全活用推進員」、徳島県「文化財マイスター」、京都市「文化財マネージャー」などが続々と生まれており、広域的な広がりもみせている。また、静岡県建築士会のように、景観法にもとづく景観整備機構として「地域文化財専門家」の育成に取り組む例もみられる。

こうした機運の高まりの中で、これからのJNTには、資産の保護活動で蓄積したノウハウと、地域の支援活動で構築した人材や情報のネットワークをもとに、それらのニーズを相互に結び付ける文化遺産保護活動のプラットフォームとして機能することが求められているように思う。



図-9. 津波で全壊した尾形家住宅（気仙沼市）



図-10. 残った茅葺き屋根を解体保存するボランティア

5. SEEDS OF FURUSATO—東日本大震災による被災文化財の復旧・復興支援から—

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、登録文化財をはじめ、復旧や修復工事に国からの補助を受けることができない文化遺産にとりわけ大きな被害が及び、事態をより深刻化させていることが、発災後約1カ月の間に徐々に明らかになってきた。また、被災地域が多数の都県をまたぐ大変な広範囲に及んでいることに鑑み、JNTでは、同年5月20日「SEEDS OF FURUSATO～東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト」（以下「プロジェクト」）を立ち上げることとなった。

プロジェクトは、有形・無形の別、また国・自治体による文化財指定等の有無を問わず、地域の“シンボル”として認識され、周知されている文化遺産の復旧・復興を支援することにより、地域風土に根差した暮らしを取り戻すとともに、観光資源としての保護・活用への礎を築くことを目的としている。支援の対象は、文化遺産そのものの価値だけでなく、地域（集落）、自治体、NPOや専門家との連携体制にも重きを置いて選定している^{iv)}。また、所有者への助成だけでなく、被災文化遺産の復旧・復興を支援しようとするNPO等の活動団体とともに支援活動を行う「パートナー事業」も行っている。これは、復旧・復興のプロセス自体をJNTと活動団体が共同で担い、支援の輪を広げていく運動でもある。

阪神・淡路大震災の発生後、兵庫県文化財保護審議会は「愛着を持つことのできる再生都市の形成には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力や歴史は不可欠の要素である」という緊急提言を出した。こうした意識は、大震災のような天災や、取り壊しの危機といった有事の際に限らず、平時にあっても人々の意識に浸透しつつある。遺跡・遺産の「公共性」とは、そうした意識の顕在

化の先に共有される経験や共感から生み出されるのではないだろうか。

【註】

- i) 昭和60年度に実施したこの調査は、大学生と地元小学生の共同による歴史的町並み調査という全国初の試みでもあった。その後、平成8年に熊川宿は重要伝統的建造物群保存地区に選定された。
- ii) 当時（平成8年度）の調査により、舞鶴市内の赤煉瓦建造物114件の台帳が作成された。この後、平成11年に神崎ホフマン窯、同14年に北吸隧道と舞鶴市市政記念館が国登録有形文化財に登録、15年には、舞鶴旧鎮守府水道施設（1構）、さらに平成20年、舞鶴旧鎮守府倉庫施設（7棟、附1棟）が重要文化財に指定された。
- iii) うち名勝旧大乘院庭園（奈良市）については、文化財保護法にもとづく管理団体であり、所有者ではない。
- iv) 平成24年度（第一次）には14件、第二次15件の支援対象を選定した。

【参考文献】

- 1) 財団法人日本ナショナルトラスト 1994『財団法人日本ナショナルトラスト25年史—流した汗は、歴史に残る。』
- 2) 学芸出版社『季刊まちづくり25』2009 特別企画「地域資源とヘリテージマネージャー」pp.42-72
- 3) 土井祥子2011「自然・文化遺産の保全と大震災からの地域の復興～財団法人日本ナショナルトラストの支援活動～」『遺跡学研究』第8号 pp.201-204

Abstract: This paper refers to several activities of Japan National Trust (JNT), challenging to conserve the cultural heritage above a specific local area. Modeled after UK, there is such a large difference of the consciousness of the people and the social background between the two countries that JNT is searching for the feasible way to the situation in Japan. The value of JNT's properties acquired by fund raising or donation is shared by people in every process of repairing, making management plans, and promoting making use of them. At each stage, we need to make every effort to produce the open opportunities for the members and volunteers to participate in our activities. Today the movement is getting more and more remarkable to discover and make public the attractive resources in the local areas by the citizens themselves. The approach is not the conventional method of designation or registration as tangible cultural properties by the government. It might be the attitude and the action of the people sharing the various experiences in such process that make cultural heritage “public”.

- 遺跡管理における住民参加の意味を問う —国際協力の現場から—
Rethinking the Participation of Local Communities
in the Cultural Heritage Management 047
関 雄二/SEKI, Yuji
- 公共財としての遺産 —歴史的建造物の公共性について—
Heritage as Common Good The case of the architectural heritage 057
ウーゴ ミズコ/UGO, Mizuko
- 遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか
—ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例—
How Are Local People Involved in Heritage Management?
Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage
at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia 060
石村 智/ISHIMURA, Tomo
- パブリック、遺産、文化財、考古学の関係について
Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public 062
松田 陽/MATSUDA, Akira
- 「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方
—世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から—
Relation between Historic Town Space and People in the thinking of ‘Public’
Comparison of Melaka and George Town World Heritage Sites 074
張 漢賢/CHONG, Hon Shyan
- 産業遺産の公共性：その価値は何かから生じるのか？
Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value 081
岡田 昌彰/OKADA, Masaaki
- SEEDS OF FURUSATO ～人々の心にある遺産～
SEEDS OF FURUSATO
Cultural Heritage existing as the symbol of the regional people 083
土井 祥子/DOI, Sachiko

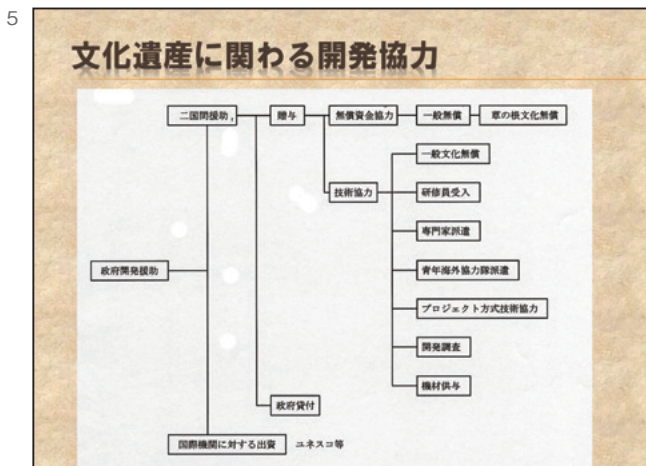
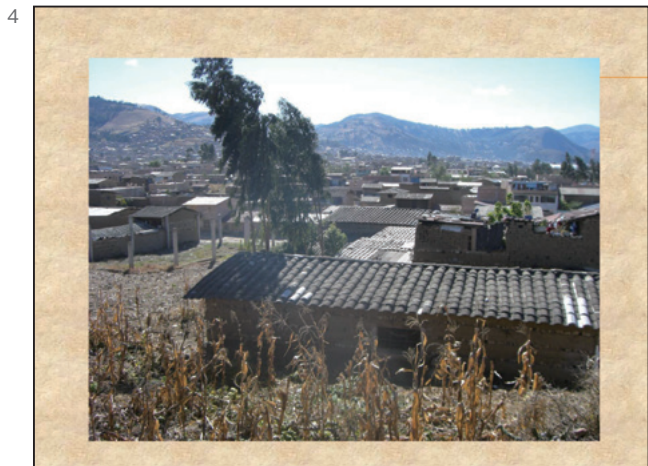
1

関 雄二
（国立民族学博物館）
2012/12/21

**遺跡管理における住民参加の
意味を問う—国際協力の現場から—**

2

ワカロマ遺跡での苦い経験

6


1. コミュニティからの発言と行動

(1)消滅の危機とコミュニティからの反動
米国CRM制度
先住民の権利に関する国連宣言

7

エクアドルの概況

- ✕ 国土面積：256,370km²（本州と九州を合わせた広さ）
- ✕ 人口：1,303万人（2004年統計）
- ✕ 首都：キト
- ✕ 人種：白人・先住民混血（メステソ）77%、白人10%、先住民7%、黒人・先住民混血（ムラート）3%、黒人2%
- ✕ 言語：スペイン語
- ✕ 宗教：カトリック
- ✕ 略史：1822年 スペインより独立
1830年 大コロンビアより分離独立
1979年 民政移管



8

インガピルカ遺跡



海拔3160メートル
インカ帝国の地方行政センター
観光客年間6万人



9



10

先住民によるインガピルカ遺跡の占拠

- × 2001年3月11日にインガピルカ遺跡の占拠
- × 理由) インガピルカ城塞委員会がインガピルカ農民先住民組織前線と交わした約束の反故(1ドル/6ドルの支払い)

↓

- × やがて批判は城塞委員会の運営そのものに向けられる

11

先住民の要求

- × 運動方針の練り直し
憲法第84条第10項
「先住民は文化遺産と歴史遺産を維持し、発展させ、管理する権利を有する。」
- × 要求
 - 1) 遺跡博物館長に専門家を任命すること
 - 2) 収入の50%は観光振興に用いる
 - 3) 城塞委員会にもう1名先住民を参加させる

→これが拒否されたら、中央政府に訴える

12



13

法令改正

- × 先住民団体の介入
エクアドル先住民同盟による法律顧問の派遣、法案の作成
→2001年5月9日新法令の施行
インガピルカ遺跡のみならず、カニヤル郡全体の文化遺産を、歴史遺産の維持、管理、警備、保護、修復、復元、観光開発を先住民団体に委託

14



15



16

17

1. コミュニティからの発言と行動

- (1)消滅の危機とコミュニティからの反動
米国CRM制度
先住民の権利に関する国連宣言
- (2)ポストコロニアル転回と文化の所有
文化を語るのは研究者に限定されず
- (3)新自由主義の文化政策
自己責任、自律性、資金カット
→コミュニティの参加は自明

18

2. コミュニティの参加の拒絶

- (1)知識の保有をめぐる非対称性
遺跡調査と分析に特殊なスキルと知識
この保有者（上）と非保有者（下）
- (2)新自由主義と非対称性の強化
民活を含めた民間資本の導入（観光）
感化されたコミュニティの主張
→商業的利用への反発、本質主義的批判

19

エクアドルのカニヤリ

- × 反インカなのにインカ遺跡を守り、インカの祭典に酔いしれる。

↓

本質主義的批判

- × スペインによる植民地支配の中で、受けた抑圧の中で、対スペイン意識の台頭
- × エクアドルとペルーの国境紛争
→和平協定締結 対立の歴史観解消

20

ペルーのケース




21

インカ帝国の版図



22

スペイン人が遭遇したインカ帝国



23

マチュ・ピチュ 民活運営化批判



EXPOSICIÓN CENSURADA DE PIERO QUIJANO
ES REPUESTA EN LA CULPABLE

DIBUJOS EN PRENSA 1990-2007

¡AHORA SÍ!
reinauguración
en protesta y
solidaridad
29 DE JUNIO
8 pm



Instituto Nacional de Censura

... y de lunes a viernes de
4 a 8 pm
Suave #100, Barranco
www.laculpable.org

piero QUIJANO

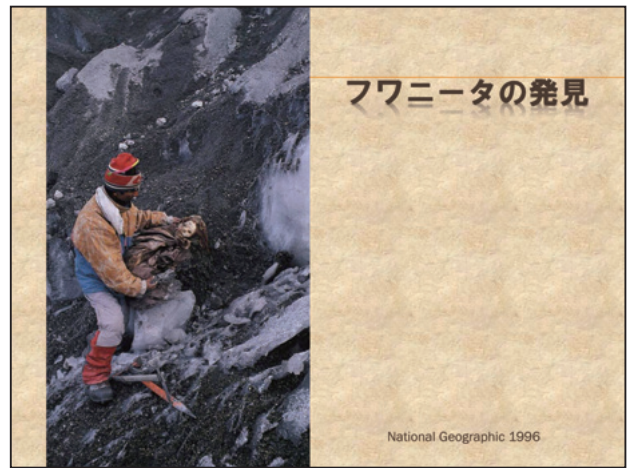
24

もう少し複雑な事例：ミイラの発見

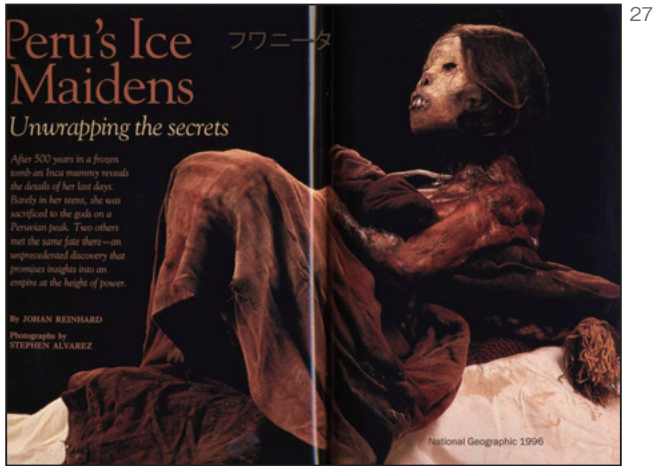




25



26



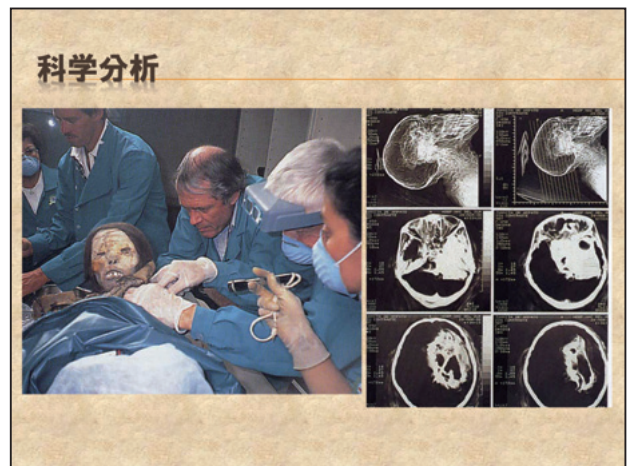
27



28



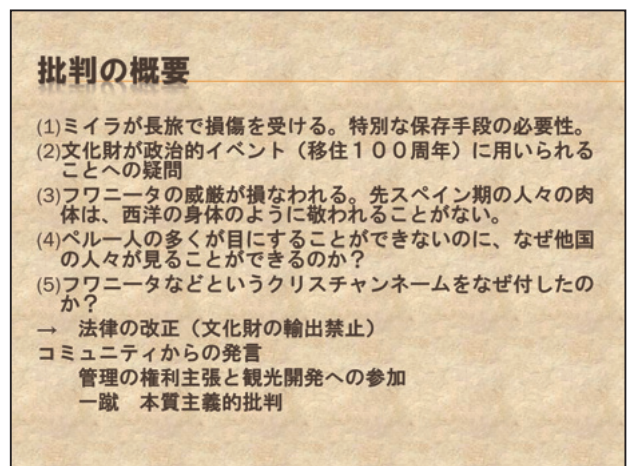
29



30



31



32



34

3. 社会開発と遺跡の保存

経済投資を含め地域開発計画に遺跡保存・活用を位置づける。

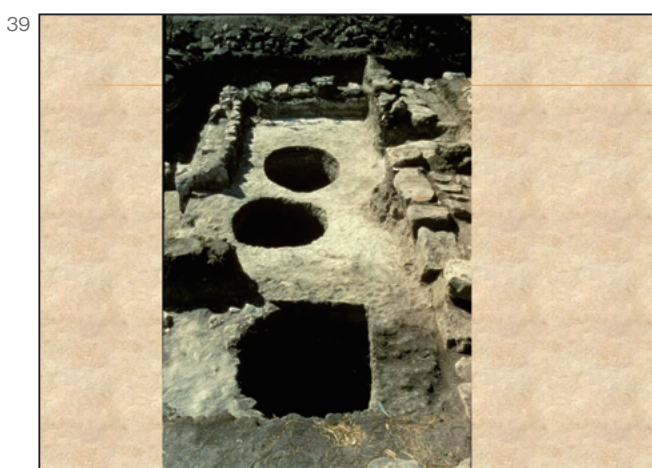
→ 貧困からの脱却
経済面は重要、しかし成功するケースは有名な遺跡など一部に限られ、その場合のコミュニティ参加は極めて限定的

35

4. 社会的記憶と歴史との融合の可能性

(1) 遺跡観の多様性
考古学的（客観的）歴史観を媒介に社会的記憶を接合させることで自律性を高める。

(2) 遺跡観をめぐる齟齬と対立
盗掘



14人面金冠の墓(1)

41



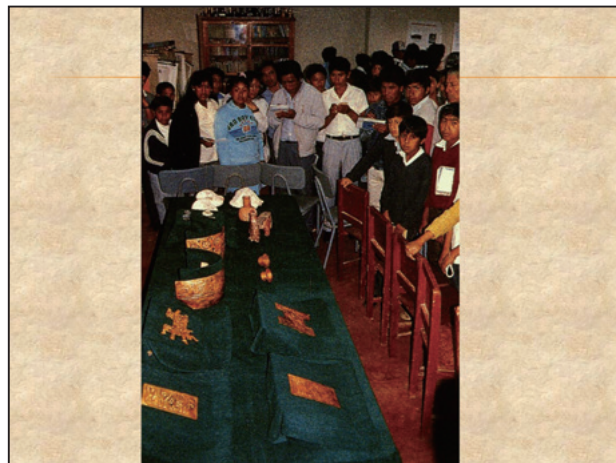
14人面金冠の墓(2)

42



5面ジャガーの墓(2)

43



44



45



46



47



48



博物館の屋根瓦の取り替え作業(2010)

57



58



59



60

遺跡までの通路の清掃(2011)

61



62

4. 社会的記憶と歴史との融合の可能性

63

- (1)遺跡観の多様性
考古学的(客観的)歴史観を媒介に
社会的記憶を接合させることで自律性を
高める。
- (2)遺跡観をめぐる齟齬と対立
盗掘

パコパンバ遺跡にUFO!

64



65

マチュ・ピチュ遺跡の靈感ツアー



66

調査地域

× ピウラ、ランバイエケ、ラ・リベルターの3県の海岸部



67



68

盗掘

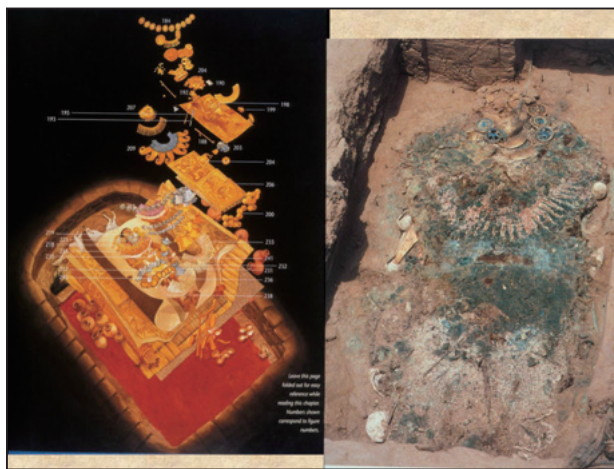


69

シバン遺跡



70



71

商業的盗掘の事例

× 事例1 (ピウラ県、チュルカーナス市近郊村、男性、盗掘歴あり、1991年)：ワッキーロ (huaquero=盗掘者)は昼間から掘りに行く。気心の知れた仲間2~3人に声をかける。スコップやツルハシをもっていきが、掘った土を穴から出すために穀物運搬用の布袋や縄を用意する。ねらいをつけた場所を掘り始める。灰や骨など周りと違う土が目印であり、ときには5メートルから10メートルの深さまで掘り下げる。万が一墓にでも当たれば、出土する副葬品は山分けにする。これらの品々は、仲介人に売る。

× 仲買人の存在、ブラックマーケット、骨董市場

72

盗掘



非商業的盗掘の事例

- (1) 住民の生活や習慣の中に組み込まれている四旬節（復活祭前の齋戒期間）の最後の1週間を聖週間に盗掘
出土品を家に保管しているか、身につけていると災禍から免れると信じられている。
- (2) 出土品を用いた病気治療
- (3) 呪術との関係

73



74



75

住民の持つ遺跡観

- × 遺跡の建設者
「自分達の祖先ではない」、「別の人種だ」、「別の時代だ」
- 歴史的断絶
- 植民地時代以来のキリスト教の布教
異教のシンボルとしてのワカ（遺跡）
邪悪な存在が眠る場所

76

断絶の復元

- × 文化行政を杓子定規に当てはめることのむなしさ、
- × 歴史教育の限界
- × 歴史観の復元の困難さ
- × 新たな回路の創造（文化遺産観光/社会的記憶）

77

結論

1. 文化遺産だけに焦点を合わせた保存・保護・修復の限界性を認識すること
2. 分野横断型（文化遺産保存+村落開発）のプロジェクト立案と実行（観光・地域開発）
3. 遺跡周辺の住民との関係性の構築
調査や保存の協同作業（参加型開発）
→ 基礎的社会調査の必要性
考古学的歴史観と社会的記憶の接合

78



1

遺跡等マネジメント研究集会(第2回)
「パブリックな存在としての遺跡・遺産」
Archaeological Sites and
Cultural Heritage in Public

**公共財としての遺産－
歴史的建造物の公共性について**

2012年12月21日
学習院女子大学
ウーゴ ミズコ
UGO Mizuko

2

パブリックについて

パブリック (公、公共) ↔ プライベート (私的、私有)

パブリック (公然、公開) ↔ シークレット (秘密、非公開)

3

遺産について

- 指定文化財に限らない
- 遺産の中でも、建築 → 歴史的建造物
パブリック → 公共性=アクセス
- 建築の公共性 → 歴史的建造物の一般公開=複数の関係コミュニティの交流の場、社会での役割

4

建築の公共性

—中世都市—
美観規制

—建築論—

「市民建築」(civil architecture)
(宗教建築、軍事建築)

「公共建築」(public architecture)

5




ジョルジョ・ヴァザーリ「フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニ」『画家、彫刻家、建築家列伝』フィレンツェ1550年、1568年

フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニ [シエナ 1439- フィギッレ (シエナ) 1501]、パラッツォ・ドゥカーレ、ウルビーノ1470年～



6



グアリーノ・グアリーニ『市民建築』、ベルナルド・ヴィットーネ編、トリノ1737年




グアリーノ・グアリーニ(モデナ 1624- ミラノ 1683)、パラッツォ・カリニャーノ(現リゾルジメント博物館)、トリノ1679～1785年

7

フランチェスコ ミリツィア(オリア 1725- ローマ 1789)
『市民建築原論』フィナーレ 1781年、～ ミラノ 1832年～

**「公共建築」
(public architecture)**

産業都市
サービス+設備 ← 都市計画
周辺の地域環境形成



8

歴史的建造物

設備 ← 都市計画
周辺の地域環境形成

社会との連携、社会への貢献

- 公共財 → 文化的多様性
- アクセス/交流 → 文化の自由
- 人間開発(human development)

公共財

Common good, Commons

複数のコミュニティによって生産または利用される共有の有形資源や無形資源

- ・市場の外(値段がつけられない)
- ・アクセスが制限されていない
- ・人間の生存に欠かせない
- ・その利用によって発展・成長できる

9

公共財の管理について

- 1968年 『共有地の悲劇』 G. ハーディン
➡ 私有化より、価値観や倫理観の転換
 事例: 牧草地
- 1998年 『非共有地の悲劇』 M. ヘッラー
➡ 私有化より、公有
 事例: 共産主義政権崩壊後のロシア

10

公共財としての歴史的建造物

「公共財」(Common good, Commons)

1980年代 ⇒ 『Governing the Commons』1990年
 【Elinor Ostrom, 2009年経済ノーベル賞】

- ・ 思想(宗教)、社会経済、法律の分野
- ・ 分野や文化圏によっては定義に相違も
- ・ 短期的な利益追求を基盤とする発展モデルに対抗 ⇒ 持続可能な資源の運営管理
- ・ 環境問題(地球温暖化、生物多様性や生態系の減少)と関連

↓
 公共財という概念によって、歴史的建造物に社会づくり・社会発展の重要な役割を担わせることができると考えられるようになっていく

11

公共財としての歴史的建造物 (続)

- ・ 遺産が社会における特殊な存在として孤立
- ・ 歴史的建造物の維持管理の運営

民営化(privatization) ← 正しい行為なのか
 どこまで可能なのか

思想、法律、経済学、社会学

- ・ ある程度は公共の範囲を残さなければいけない
 ⇒ 結束の強いコミュニティ(住みやすい、犯罪の少ない社会)を結成するための媒体として

12

ヴェニス・チャーター、1964年 (イコモス採択 1965年)

CONSERVATION
 Article 5.

The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted.

保存
 第5条

記念建造物の保存は、建造物を社会的に有用な目的のために利用すれば、常に容易になる。それゆえ、そうした社会的活用は望ましいことであるが、建物の配置や装飾を変更してはならない。機能の変更によって必要となる改造を検討し、認可する場合も、こうした制約の範囲を逸脱してはならない。

13

世界遺産条約、 ユネスコ 1972年

Article 5

To ensure that effective and active measures are taken for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage situated on its territory, each State Party to this Convention shall endeavor, in so far as possible, and as appropriate for each country:

to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes;

外務省「条約データ検索」
<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>

第五條
 締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとりて適当な場合には、次のことを行うよう努める。
 (a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え、並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。

14

アクセス・交流

- ・ 歴史的、美術的、学術的、民俗的価値
- ・ 社会的価値

↓
 交流の場としての歴史的建造物 (= ソーシャル・キャピタル)

↓
 人間開発 (human development)

15



2005年10月27日
 欧州会議
 Convention on the Value of
 Cultural Heritage for Society

パリ 2011年
 イコモス総会
 発展の原動力としての遺産

16

17

人間開発 (human development)

- 開発/発展 = 水、食糧を与える = 経済的成長

↓

人間が自ら水、食糧を確保できるようになる、
その能力(素質)を持つようになる


Amartya Sen “Capabilities” 【1998年経済ノーベル賞】
Martha Nussbaum、『生活の質』

「Creating human capabilities」『The quality of life』 1993年

18

国際連合開発計画 (UNDP)
『人間開発報告書』2004年

—この多様な世界で文化の自由を—
生活の質の向上



HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004
人間開発報告書 2004 概要
—この多様な世界で文化の自由を—
Cultural liberty in today's diverse world


19

ギオラ・ソラル(Giora Solar)「カルバー・シティ プロジェクト」『イコモス総会議事録』、第一部、パリ2011年、66頁。
生活の質の向上




New public space in the old building, Culver City, photo: Dror Solar

20



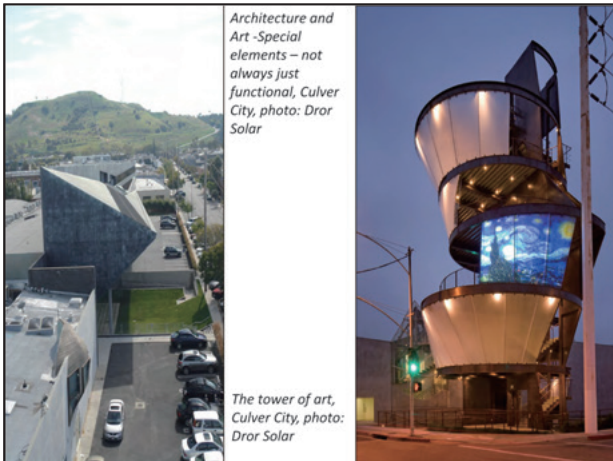
Old building, partial new facades, Culver City, photo: Dror Solar



A meeting room within the old structure, Culver City, photo: Dror Solar

21

Architecture and Art -Special elements - not always just functional, Culver City, photo: Dror Solar



The tower of art, Culver City, photo: Dror Solar

22

現在の議論

- 一般公開(アクセス/交流)
- 歴史的建造物(遺産)の管理運営をコミュニティが作り上げた機関・システム・施設に任せるのか【Elinor Ostrom、1990年】
- 文化の自由【UNDP、発展・開発】
- 生活の質【Amartya Sen、Martha Nussbaum、1993年】

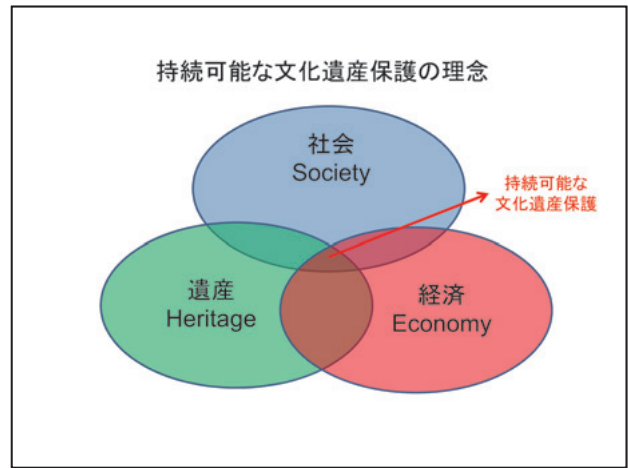


平成24年12月21日(金)～22日(土)
遺跡等マネジメント研究集会(於:奈良文化財研究所)

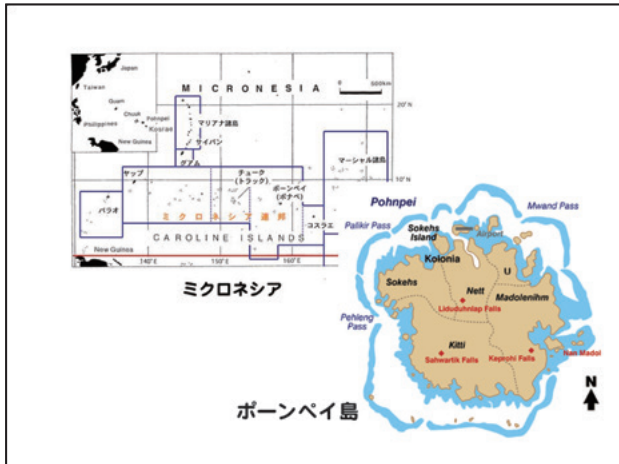
遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか
—ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例—
How are local people involved in heritage management?
Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia

石村 智(奈良文化財研究所)
Tomo Ishimura (Ph.D.)
Researcher, Nara National Research Institute for Cultural Properties
Visiting Researcher, Japan Center for International Cooperation in Conservation, National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo

1



2



3

遺跡の概要

- 「太平洋のベニス」と呼ばれ、100近くの人工島より構成される遺跡群
- 各人工島は柱状玄武岩の巨石により構築
- AD 500～1500頃にかけてポンペイ島を支配したシャウテレル王朝により建設

4

ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産登録に向けた動きと、我が国による国際協力

- 2010年8月 ユネスコ大洋州事務所(アピヤ)より文化遺産国際協力コンソーシアム(事務局:東京文化財研究所)に打診。ミクロネシア連邦(FSM)ポーンペイ島に所在するナン・マドール遺跡の世界遺産登録の可能性を探るためのミッション派遣を依頼。
- 2011年2月 文化遺産国際協力コンソーシアムによる平成22年度協力相手国調査を実施。
- 2011年11月 国際交流基金「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の保護に資する人材育成ワークショップ」開催(共催:文化遺産国際協力コンソーシアム・ユネスコ日本信託基金)。
- 2012年2月 ミクロネシア連邦、ナン・マドール遺跡をユネスコ世界遺産暫定リストに記載する書類をユネスコ世界遺産センターに提出。
- 2012年9月 国際交流基金「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡のドキュメンテーション作成にかかる能力強化ワークショップ」開催

5



6

ナン・マドール遺跡の保存に関するふたつの問題点

- 遺跡の毀損(物理的な課題)**
 - 経年変化による石材の崩落・浮動沈下
 - 環境(高波・植物・マングローブ)による影響
 - 観光用トレイル設置による遺跡部材の破壊・転用
- 不十分な保護体制(社会的な課題)**
 - 複数のステークホルダー(利害関係者)間の利害の対立
 - 不明朗な入場料徴収
 - 保存管理計画が不十分

7

遺跡の毀損

- 経年変化による石材の崩落・浮動沈下
- 環境(高波・植物・マングローブ)による影響
- 観光用トレイル設置による遺跡部材の破壊・転用

石材の崩落
植物の繁茂
観光用トレイルによる水路の閉塞

8

9

不十分な保護体制

ステークホルダー(利害関係者)の関係が複雑

ミクロネシア連邦政府・
ポンペイ州政府
遺跡は国有地であると主張(法律を根拠)
歴史保存局・観光局が遺跡の管理を担当

伝統的首長(ナンマルキ)・
マレニウム地区の地域住民
遺跡の伝統的な権利を主張(憲法を根拠)
遺跡の入場料徴収(ボートによるアクセス)

プライベート・ランドオーナー
M氏
遺跡の土地(一部)を私有地と主張(土地登記簿を根拠)
遺跡の入場料徴収(陸路によるアクセス)

10

複雑な歴史的背景

- 16世紀頃、ナン・マドールを築いたシャウテレウル王朝がイショケケルにより打倒される。ナンマルキ時代の始まり。
- 19世紀前半～1899 スペインによる植民地支配
- 1899～1914 ドイツによる植民地支配
土地制度改革をおこない、ナンマルキの影響力を弱体化させる
海・山林は国有地として植民地政府が管理
ナン・マドールの大部分は国有地となるが、陸上にある部分の一部はM氏の先祖の私有地とされ、土地登記簿が作成される
- 1920～1945 日本による国連委任統治時代
- 1947～1986 アメリカ合衆国による国連信託統治時代
- 1986 独立 ミクロネシア連邦発足
憲法では、伝統的首長制にもとづく権利を尊重することが明記
土地制度についてはドイツ植民地時代の制度を継承
→憲法と法律による土地制度が矛盾

11

不明朗な入場料徴収

- 陸路でアクセスすると、M氏に入場料を支払う
- ボートでアクセスすると、ナンマルキに入場料を支払う
- 政府当局は入場料を徴収しない
- これらの徴収された入場料は、遺跡の保全には全く使用されていない

現在の観光用トレイルの経路

12

ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産化をめぐるステークホルダー間の対立

- ナンマルキおよびランドオーナーは、遺跡が世界遺産に登録されることで、遺跡に関する自分たちの権利を政府にとりあげられるのではないかと不信感を抱いている。
- ナンマルキは遺跡が観光化されることで聖地が汚されるのではないかと不安に感じている。
- しかし「遺跡を守りたい」という気持ちは三者とも共通している。

ナンマルキからのヒアリング

歴史保存局でのヒアリング

13

ワークショップを通じた合意形成

実施内容

- 日本人専門家およびユネスコによる遺跡保護と世界遺産登録に向けた助言
- 現地(遺跡)での保存状況の評価とディスカッション
- 利害関係者間でのディスカッションと合意形成
→最終的に合意形成に至り、ステークホルダーが協力して遺跡を守っていくことが確認された。

日本人専門家によるプレゼンテーション

現地における遺跡保存状況の評価

サカウ(伝統的麻酔飲料)のセレモニー

14

世界遺産化による利益と課題

- 世界遺産になること自体による利益**
 - 遺跡の保護体制が整備される
 - 国際社会による支援を受けやすくなる
- 観光客の増加による利益**
 - 入場料収入による経済活性化
 - 観光開発にともなうインフラの整備
(遺跡の所在するマレニウム地域は経済的に恵まれずインフラも未整備)
- 解決すべき課題**
 - 適切な保存管理計画(マネジメント・プラン)およびそれを実施する体制の確立
→すべてのステークホルダーがこれらに関与
 - 適切なツーリズム・マスタープランの確立
→マス・ツーリズムによるネガティブ・インパクトを防止する
→持続可能なツーリズムを目指す

15

例:持続可能なツーリズムに向けた提言

- 改善案** ボート→トレイルという導線を設定する。
- メリット1: 入場料徴収を1本化できる。
- メリット2: 両方のステークホルダー(ナンマルキ・M氏)に利益が配分される。
- メリット3: マングローブに覆われた下ナン・マドールを観光することができる。
- メリット4: ローカル・ガイド添乗を義務化することで、遺跡の理解を助けることができる。
- メリット5: 地域住民がローカル・ガイドになることで雇用・収入源が発生する。
- メリット6: インフォメーションセンター(遺跡博物館)が遺跡管理の拠点となる。

新しい観光導線案

入口(チケットブース)
インフォメーションセンター(遺跡博物館)

16

さいごに

- ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産化は、それ自体が目的ではない。むしろ、遺跡保護のための手段でありプロセスである。
- 持続可能な文化遺産保護のしくみを構築することが重要であり、このときに地域住民・社会の協力・参加が不可欠である。

パブリック、遺跡、遺産、文化財、考古学の関係について

松田 陽
 イーストアングリア大学
 セインズベリー日本藝術研究所
 ロンドン大学UCL考古学研究所
 世界考古学会議
 a.matsuda@uea.ac.uk

パブリックな存在としての遺跡・遺産

Publicという語の二重の意味

1. 「公共、お上」
 例: public bodies, public buildings, public office
2. 「個々人の意思の総意、市民」
 例: public opinions, public movement

Heritageという語の訳しづらさ
 cultural vs natural

- 「文化財と自然は一体不可分である」
- 「自然遺産を含む文化財」
- 「自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない」

「自然的文化財のマネジメント」研究集会における亀山章先生のご論考

文化遺産 **?** 文化財
 cultural heritage **=** cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定



文化遺産 **=** 文化財
 cultural heritage **=** cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定

←

専門知識=公的権威

文化遺産 **≠** 文化財
 cultural heritage **≠** cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定

←

専門知識=公的権威

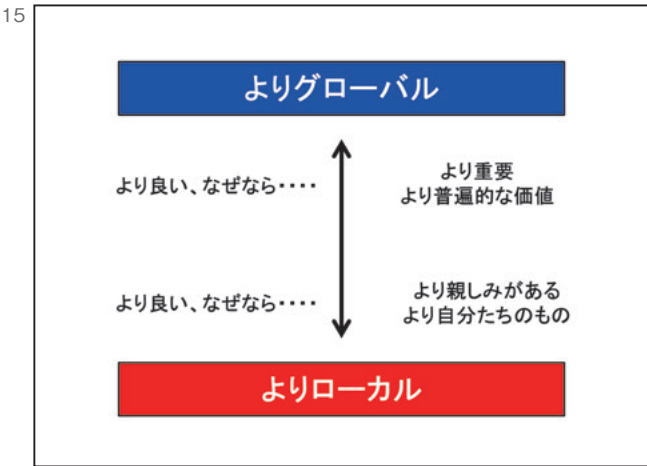
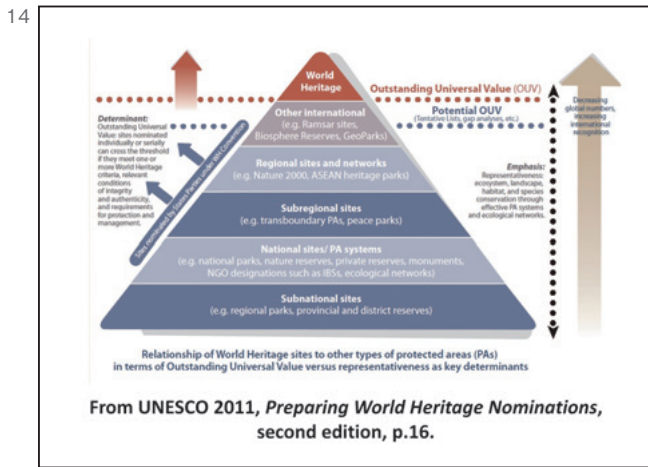
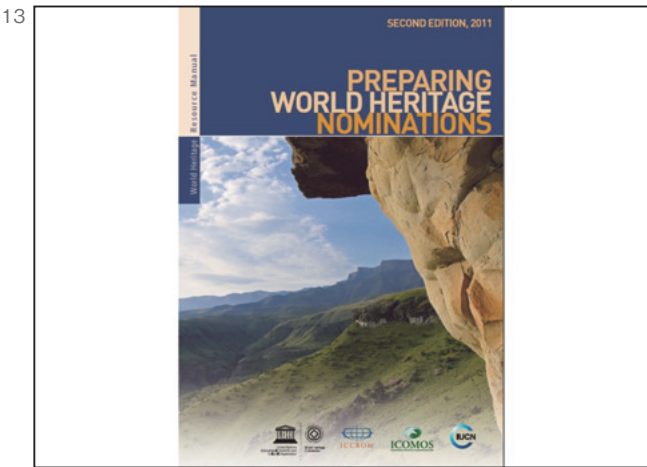


12

考古学・歴史学と文化遺産との差異

考古学・歴史学は過去をできるだけ客観的に理解しようとする

文化遺産は過去を称揚・記念する



16

パブリック・アーケオロジー

- 考古学を現代社会との関係において考察し、その考察に基づいた実践によって、両者の関係を改善していこうとする試み
- 考古資料という「モノ」と、「パブリック」すなわち「一般市民＝人」を、考察対象とする

パブリック・アーケオロジーへの取り組み方

1. 教育・広報的アプローチ

市民が過去、そして考古学という学問を考古学者と近い視点から理解できるように教育活動を通して導く。また、考古学の広報活動を展開することによって、市民が抱く考古学のイメージをより良いものにし、それによって考古学に対して社会的支援が得られるようになることを目指す。

2. 多義・批判的アプローチ

過去の人間が残した物質的痕跡がいかに多様な意味を持ちうるのかを探求する。また、考古学の実践や解釈が既存の社会政治的な体制のあり方にどのように関係・貢献しているのかを検証する。

17

教育・広報的アプローチ



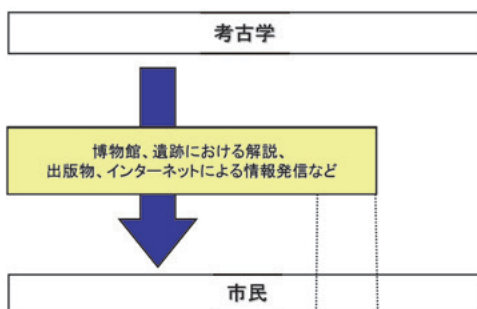
分類(形状、構造、制作方法)
化学組成
機能

年代決定
地理的分布
etc...



18

教育・広報的アプローチ



19

教育・広報的アプローチ



20

教育・広報的アプローチ



21

教育・広報的アプローチ



22

教育・広報的アプローチ



23

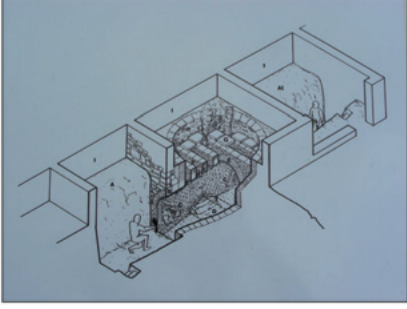
教育・広報的アプローチ



24

25

教育・広報的アプローチ



25

26

教育・広報的アプローチ



26

27

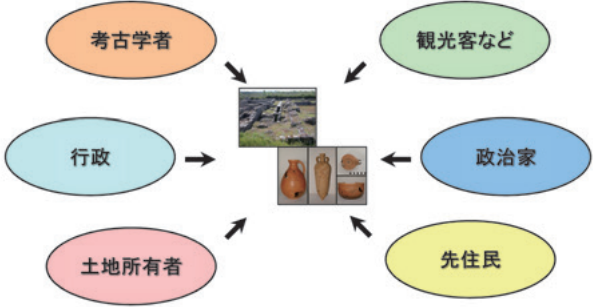
教育・広報的アプローチ



27

28

多義・批判的アプローチ



考古学者

観光客など

行政

政治家

土地所有者

先住民

29

多義・批判的アプローチ



Roman ruins in Bosra, Syria

29

30

多義・批判的アプローチ



Roman ruins in a small restaurant, Pozzuoli, Italy

30

31

多義・批判的アプローチ



Human remains recovered from Scotland, Canberra, Hobart, Melbourne, Sidney and Brisbane were reburied in Wamba Wamba country (Australia)

31

32

多義・批判的アプローチ



Alexandar Keiller Museum (Avebury)

32

33

教育・広報的アプローチ

権威主義的！
コミュニケーションが一方向的！

多義・批判的アプローチ

「考古学」ではない！
非科学的！

34

**ソマ・ヴェスヴィアーナ(イタリア)
における発掘調査**

人口 約34,000人
面積 30.74 km²

35

**ソマ・ヴェスヴィアーナ(イタリア)
における発掘調査**

1930年代の発掘による出土物

36

2004年の遺跡の概観

37

「アウグストゥスの別荘」遺跡の発掘調査では、

1. 教育・広報的アプローチ
2. 多義・批判的アプローチ

の両方を採用。

38

教育・広報的アプローチ

39

教育・広報的アプローチ

40

教育・広報的アプローチ

Cosa vedete?

Il visitatore può oggi osservare un grande ambiente di rappresentanza, costituito da un'importante stanza centrale da un sistema di quattro pilastri (a sinistra una parte del primo arco ad alcuni pilastri), colonne, due pareti parallele con tre nicchie ognuna ed in fondo una parete con un portale e due nicchie. Il pavimento in parte mosaico, in parte composto di ciottoloni (pezzi di mattoni, tegole e matiti). La stanza risponde al quartiere centrale in due sale ed una grande stanza (nella figura si vede quella di sinistra).

L'Università di Tokyo

41

教育・広報的アプローチ

Ma chi è questo Diniso?

Figlio di Zeus e Demetra, Diniso è il dio greco che ha inventato il vino e che sovrintende alla produzione agricola. Presso i Romani è noto col nome di Bacchus, Liber, o molti altri.

Storico al Vesuvio troviamo spesso raffigurazioni di Dioniso/Bacco su affreschi ed in forme di statua, poiché le pendici del vulcano, come oggi, venivano coltivate a vite, ed è così che tale produzione era tra i più apprezzati nel mondo romano.

Dioniso/Bacco era molto venerato anche perché prometteva, a chi si dedicava al suo culto e seguiva un lungo percorso di iniziazione, la vita dopo la morte.

E cosa significa peplofora?

Peplofora è il nome che diamo alle statue che raffigurano donne nel tipico abito greco, e pepla. Il termine è comunemente utilizzato genericamente e si riferiscono quando non riusciamo ad identificare bene cosa la statua rappresenta. Senza rifarsi le braccia, che sono andate perse in antico, non possiamo capire quali erano i suoi attributi, ma quali erano gli oggetti che venivano per identificarla, di momento pensiamo non avessero alcune spinte, e quindi si può trattare di una dea o di un personaggio legato a Demetra, come una offerta in una intervista che partecipa al 18 luglio al dia.

Università di Tokyo

41

42

教育・広報的アプローチ

42

43

教育・広報的アプローチ

43

44

多義・批判的アプローチ

1. 面接調査 (111 people)
2. 路上での質問票調査 (300 people)
3. 遺跡の訪問者への質問票調査 (685 responses)
4. 遺跡・発掘調査に関する地元の新聞記事の分析 (17 articles)
5. 遺跡の訪問者に「この遺跡・発掘調査について何が知りたいですか?どのような質問でも大丈夫です」という質問を投げかけて回収した質問群 (93 questions)
6. エスノグラフィー (since 2003)

45

多義・批判的アプローチ

45

46

多義・批判的アプローチ

46

47

多義・批判的アプローチ

	Have you ever visited the excavation?		N
	Yes (%)	No (%)	
Sex			
Male	43	57	145
Female	37	63	112
Age group (years)			
18-24	39	61	51
25-34	27	73	62
35-44	40	60	55
45-54	54	46	46
55-64	50	50	30
65 or more	29	71	14
Educational level			
Primary school degree or less	20	80	15
Secondary school degree	26	74	50
High school degree	44	56	145
University degree	48	52	48
All	40	60	258

47

48

多義・批判的アプローチ

48

多義・批判的アプローチ

Cosa volete sapere?

Fateci sentire cosa volete sapere sul sito archeologico, i ritrovamenti, la realtà archeologica di Somma, il nostro progetto, la nostra équipe italo-giapponese, ecc.

Risponderemo volentieri alle vostre domande!

Università di Tokyo

何が知りたいですか？

この遺跡のこと、遺物のこと、ソマの考古学のこと、日伊共同での発掘調査のこと等、なんでも自由に質問してください！

49

多義・批判的アプローチ



50

多義・批判的アプローチ



51

51

多義・批判的アプローチ

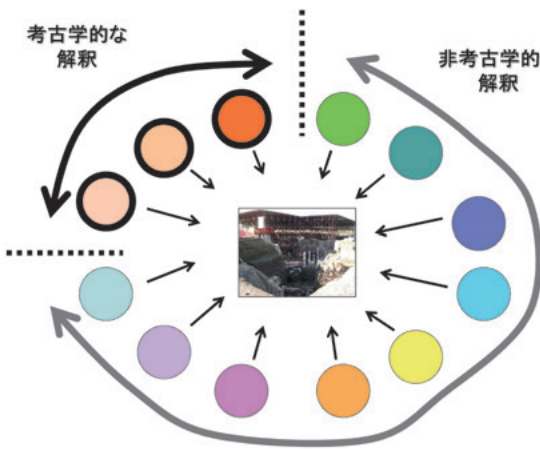


52

52

考古学的な
解釈

非考古学的な
解釈



53

事例 1

- 「私たちは『アウグストゥスの別荘』が発掘されるのを見たいのよ。なぜ公開してくれないの？」(多くの地元住民)
- 「訪問者がたくさん来てしまうと、発掘現場内で安全上の問題が出てくること、そして遺跡を保護するため、そして発掘作業を円滑を進めるために、遺跡は一般公開していないのですよ。」(調査隊)
- 「考古学は市民に開かれていなければならないはず。発掘現場を公開しましょう！」(松田)

54

事例 1

2003年と2004年、週末を利用して遺跡のオープンデーを実施



55

事例 1

2004年の冬、遺跡内の大理石製の持ち送りのペアが盗まれる



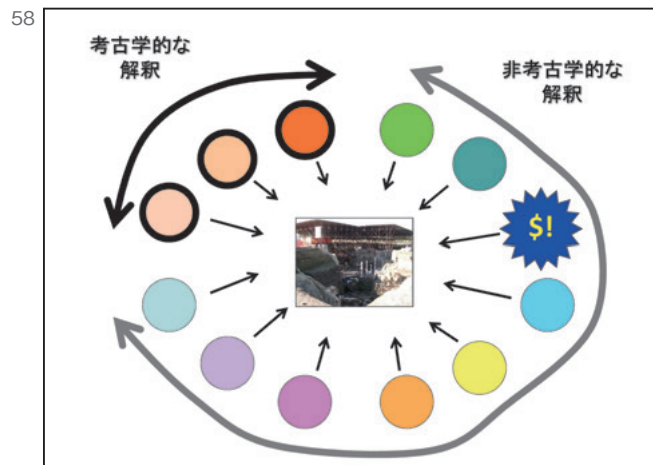
56

57

事例 1

「オープンデーの時に遺跡を訪問した人が盗んだんじゃないかしら……。残念だけど、この遺跡のことをお宝が眠っている場所だと思っている人がこの町にはいるのかもね……。 (調査隊の同僚)」

57



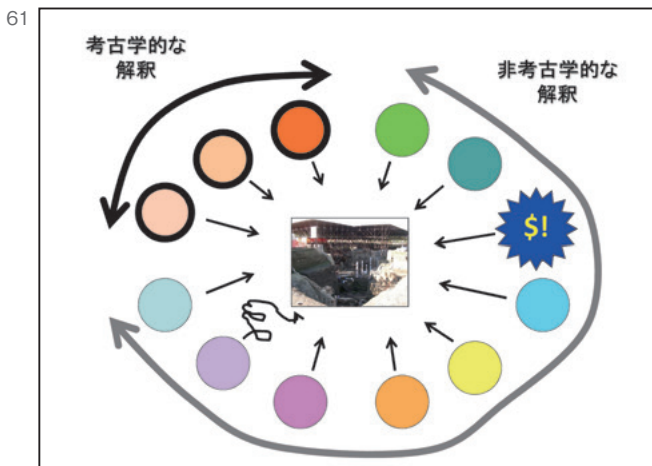
60

事例 2

地元の訪問者
「これがアウグストゥス帝の別荘なんだって？
どれぐらい古いの？」

調査隊員
「この建物が正確にいつ建てられたかはまだ分からないのですよ。紀元5世紀に破棄されて、472年のヴェスヴィオ山の噴火によって埋没したことは分かっているんですけどね。つまり、ローマ時代末期ということですね。」

地元の訪問者
「ローマ時代……。ということは、ウンベルト王 (1878-1900年)の頃あたりだな」



62

事例 3

多くの地元住民、とりわけ年配の人々が、発掘の過程でジョヴァンナ女王の伝説の地下通路が見つかったかどうか尋ねてきた

63

ジョヴァンナ女王の地下通路と金の馬車

- アラゴン家のジョヴァンナ女王四世 (1478-1518) は、同家の第四代ナポリ王フェッレンテ二世と、ソンマにあるスタルツァ・デッラ・レジーナの屋敷にて1495年に結婚式をあげる。
- ソンマはジョヴァンナ女王のお気に入りの訪問先。ソンマではスタルツァ・デッラ・レジーナの屋敷に泊まる。



スタルツァ・デッラ・レジーナ



65

スタルツァ・デッラ・レジーナ



66

ジョヴァンナ女王の地下通路と金の馬車

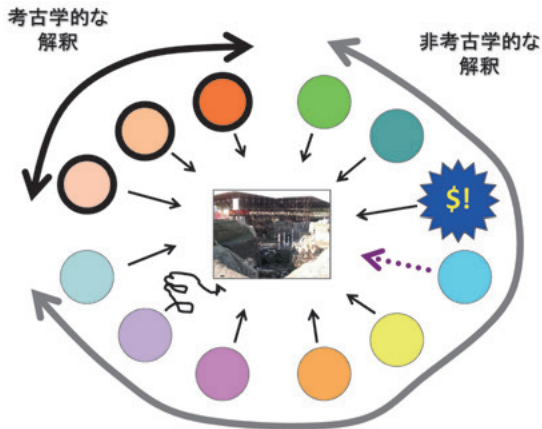
- 伝説によると、ジョヴァンナ女王はスタルツァ・デッラ・レジーナの地下に通路をつくらせる。
- そして、その地下通路の中に金の馬車を隠した。

67

「アウグストゥスの別荘」遺跡の解釈方法の一つ？



68

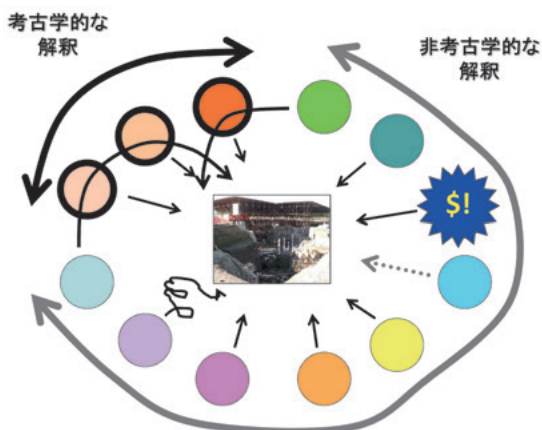


69

事例 4

松田:
「この遺跡について何が知りたいですか?」
訪問者:
「うーん、そうですねえ……」
松田:
「知りたいと思われたことなら何でもいいのですよ。」
訪問者:
「専門家であるあなたの方から、この遺跡について説明してもらいたいのですね。」

70



71

事例 3

多くの地元住民、とりわけ年配の人々が、発掘の過程でジョヴァンナ女王の伝説の地下通路が見つかったかどうか尋ねてきた

72

73

この解釈にどう対応？

1. 無視！
2. 学問的な誤りを正す
3. 何らかの根拠があるかどうか検証する
4. 遺跡理解の一つの方法として認める

74

考慮したこと

- 異なる時代の歴史/お話が混合
- 先住民による信仰ではなく、地元の伝説
- 伝説を信じる人々が社会的に疎外されてきた経緯があるわけではない
- 考古調査隊として、考古学的に正確な情報を提供する責任がある

75

考慮したこと

- 伝説を信じることによって誰に迷惑をかける訳ではない。考古学的には誤っていても、それはある意味で遺跡理解の一つのあり方であると考えられる。
- 考古学的に正しい解釈を押しつけることによって、地元で長年伝え続けられた伝説の意義・価値を弱めかねない。
- われわれ調査隊は、考古発掘調査を通して地元の人々の生活および場所に介入している。
- 異国人であるわれわれは、地元の人々の文化遺産である遺跡を掘り起こしている。

76

実際にとった行動

考古学的な観点からは、発掘調査区域に於て地下通路が存在したことはありえない、ということをも明確に説明。

76

77

77

78

実際にとった行動

- われわれは、考古発掘調査という行為を通して、地元ソマの人々の生活および場所に介入していることを認識。
- 22通りの伝説の語り口を記録。そしてその分析結果を、遺跡のオープンデーにおいて訪問者に紹介。

79

79

80

「ローカル」に着目

なぜ？

- 考古学は場所に縛られた学問
- 「誰しものがどこかではローカルな存在である」
- どのような考古学の発掘調査でも適用できる

81

南イタリアのナポリ近郊の町で、
「アウグストゥスの別荘」と呼ばれる
ローマ時代の遺跡を
日本からの調査隊が発掘する

82

「ローカル」をめぐる力学

地元の人たちは「アウグストゥスの別荘」遺跡を
どの地域スケール上で認識している？

83

Italia (Somma) Giappone (Tokyo)
Università di Tokyo

地元の人々は日本からの調査隊による
「アウグストゥスの別荘」遺跡の発掘のことをどう思うのか？

84

「ローカル」をめぐる力学

Global/international
National
Regional
Sub-regional
Local
西洋
非西洋

85

地元の人たちは「アウグストゥスの別荘」遺跡を
どの地域スケール上で認識している？

Cosa ne pensa della Villa?
(アウグストゥスの)別荘についてどう思いますか？

86

地元の人たちは「アウグストゥスの別荘」遺跡を
どの地域スケール上で認識している？

... per il paese; per la cultura locale; della regione a Nord del Vesuvio; in zona; dei luoghi; per la cultura locale; per Somma e forse, per il mondo; nostra realtà locale; per il nostro territorio; per il paese; per il territorio di Somma Vesuviana; per il nostro paese; per il nostro territorio; per il territorio di Somma Vesuviana; per il territorio di Somma; per il paese; di questo territorio; del nostro paese; etc...

ソマの町、ヴェスヴィオ地域、
ナポリ地域、イタリア、世界

87

地元の住民が感じる驚き1

地元の人々は直感的にソマの町にて
日本人を見ることに違和感を感じる

「場」違い

異国人 (foreigner) であり、見知らぬ人 (stranger)

88

発掘調査隊の日本人は当初、中国人と認識される

89

地元住民が感じる驚き2

自分たちの町の遺跡(=自分たちの文化遺産)
である「アウグストゥスの別荘」を日本人が発掘

90

Il Mattino 2003年7月16日

91

地元の人々は日本からの調査隊による
「アウグストゥスの別荘」遺跡の発掘のことをどう思うのか?

Cosa ne pensa del fatto che noi giapponesi
lavoriamo alla Villa?

私たち日本人が(アウグストゥスの)別荘を
調査していることについてどう思いますか?

92

基本的に良いこと。ただし、発掘が地元の人の
手によって行われていたらもっと良かった

93

「地元の考古学者」はどこ出身?

94

「なぜ日本人のあなたたちがイタリアで
発掘しているのですか？」

地元の考古学者 = イタリア出身

「彼女はローマ出身だから、おれたちが
『この遺跡はアウグストゥス帝の死んだ場所だ』
と言ってほしいことを分かっちゃいない」

地元の考古学者 = ナポリ地域出身

「私たちにあって、本当の考古学者は
デ・シモーネ先生だけだね」

地元の考古学者 = ヴェスヴィウス地域出身

95

どこ出身の考古学者に「アウグストゥスの別荘」遺跡を
発掘してもらいたいか

より良い ↑

ソマ出身
V
ヴェスヴィオ地域出身
V
ナポリ周辺出身
V
イタリア出身
V
ヨーロッパ出身
V
世界のその他の地域出身

95

96

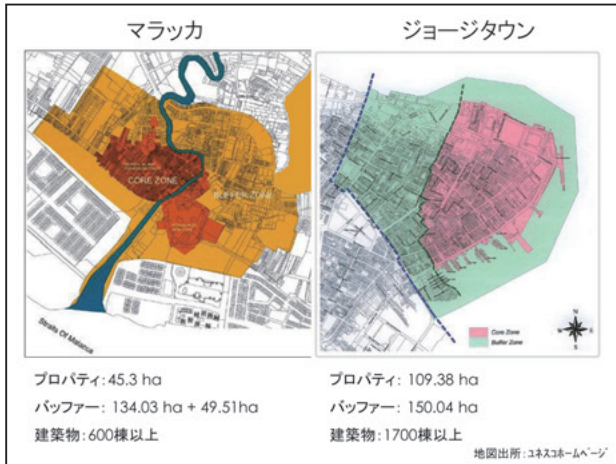
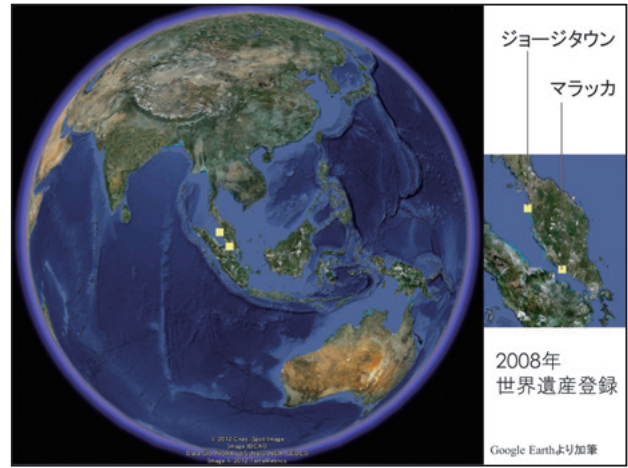
結論

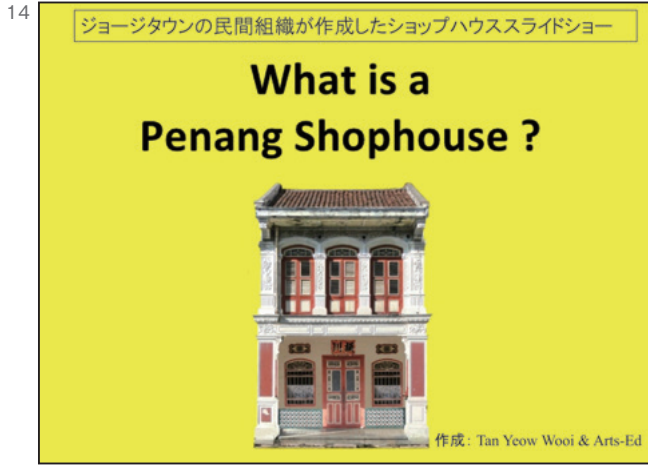
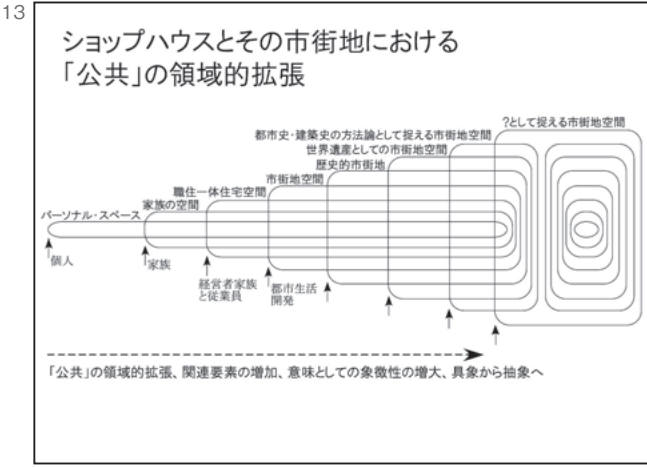
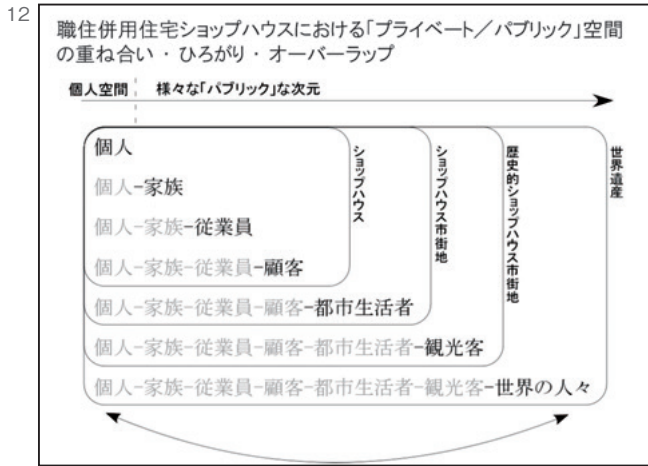
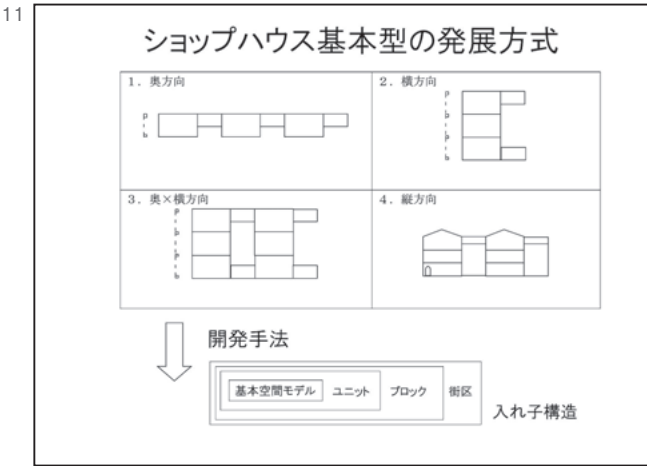
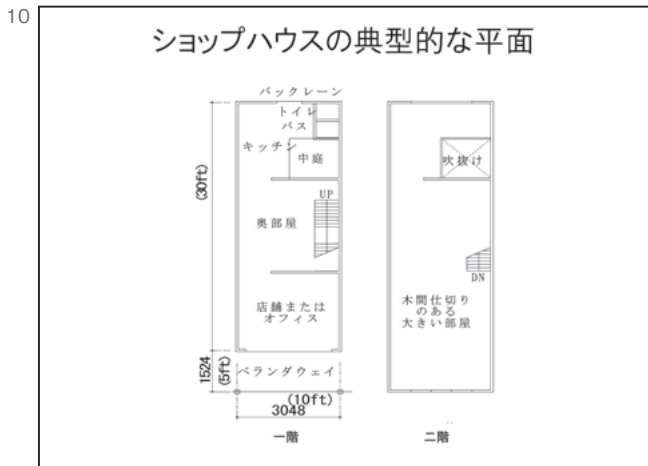
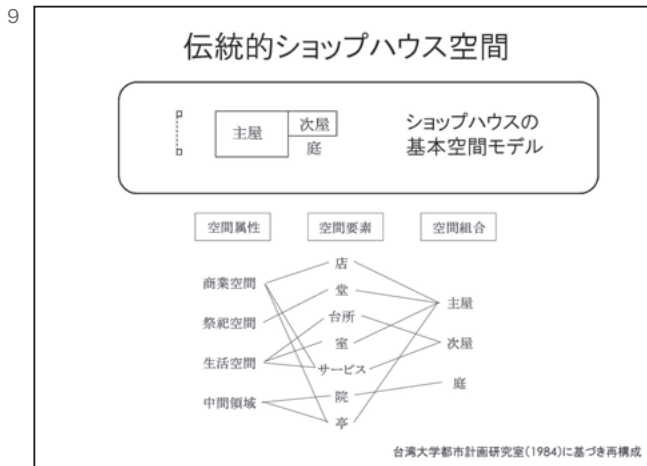
- 地域理解のための文化人類学・社会学的調査の必要性
- 遺跡・遺産に人々(パブリック)が見出す多種多様な意味・利害の理解
- ただの理解者にとどまらず、実際に関わっていくことの必要性

奈良文化財研究所 遺跡等マネジメント研究集会(第2回)

「パブリック」で考える
歴史的市街地空間と人間の係わり方
-世界遺産 マラッカとジョージタウンの比較から-


張漢賢(Chong Hon Shyan, 鳥取環境大学) 2012年12月22日





- 16 Main Characteristics
1. Multi-functional
 2. Low rise
 3. Terraced building
 4. Narrow fronts, deep rears
 5. Party walls
 6. Roofs
 7. Five-footways
 8. Internal courtyards
 9. Internal timber structure
- 作成: Tan Yeow Wooi & Arts-Ed

Main Characteristics

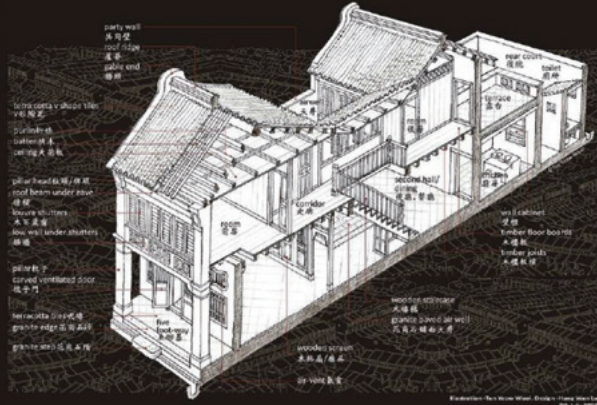


- 4. Narrow fronts, deep rears
- 5. Party walls (clay bricks, avoid spreading of fire)
- 6. Roofs (clay tiles)

作成: Tan Yeow Wooi & Arts-Ed

17


Elements & Features of Penang Shophouse



Labels in diagram include: party wall, roof ridge, gable end, brickwork, timber joists, pillar head, beam, wooden pillars, roof beams, plastered wall, tiled roof, window, door, and various structural components.

18

Main Characteristics




- 7. External Five-footway
- 8. Internal courtyard

作成: Tan Yeow Wooi & Arts-Ed

19

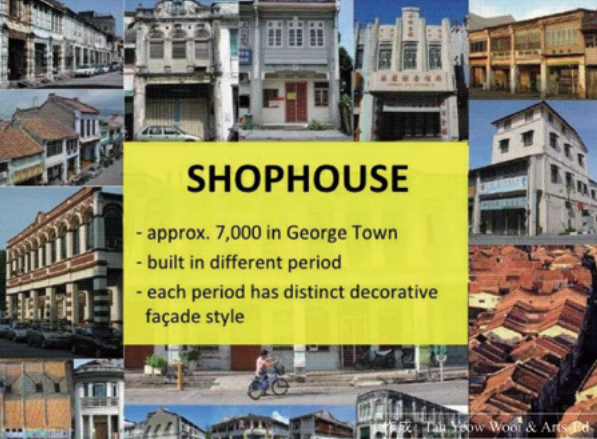
Main Characteristics



- 9. Internal Timber Structures
 - roof beams
 - floor beams
 - floor board
 - room partition

20

SHOPHOUSE



- approx. 7,000 in George Town
- built in different period
- each period has distinct decorative façade style

作成: Tan Yeow Wooi & Arts-Ed

21

This slideshow is researched and designed by


Tan Yeow Wooi Culture Research Studio

arts-ED

Community-based Arts & Heritage Education Program

Copyright © 2010
This slideshow is strictly for education purpose only
chat.penang@gmail.com | www.heritagegeorgetown.blogspot.com

Supported by



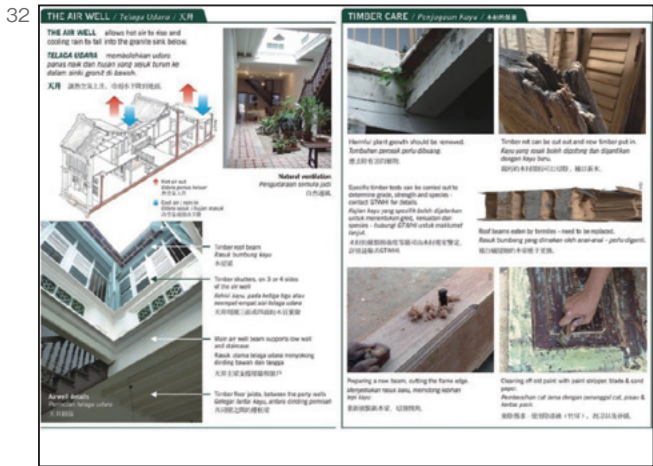
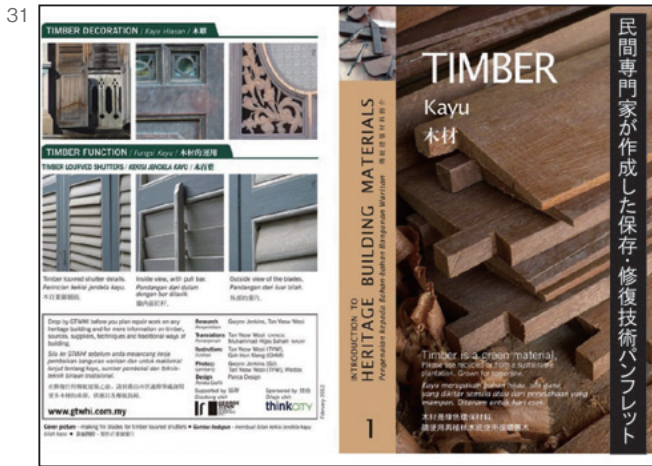
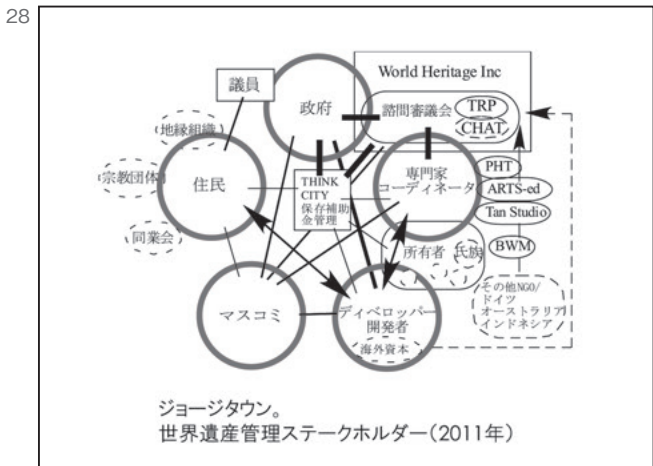
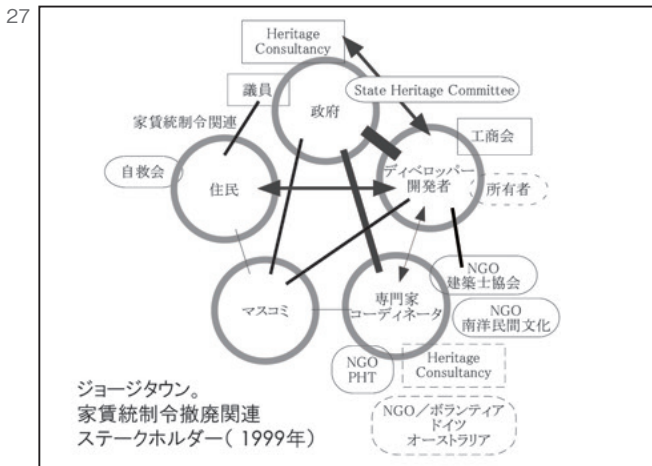
22



23



24





民間専門家が作成した各種保存・修復技術パンフレット
(技術研究: Gwynn Jenkins-Tan Yeow Wool, 協賛: ThinkCity、GTWHI)

33



民間専門家が作成したマンガ付きのショップハウス類型紹介パンフレット

34



ジョージタウン。市場の移築計画に対する市民の関心度を高める社会実験: プロ写真家が撮影した市場店主の写真入りパネルの掲示。

35



ジョージタウンで行われた社会実験

36



保存修復されたショップハウス

37



ショップハウスの伝統的な利用形態

38



孫文の活動拠点と言われ伝えられたショップハウス

39



塗装の色が誤ったと指摘された修復工事

40





マラッカ。観光客がにぎわう道から少し離れた場所(2008年)

49



マラッカ。観光客がにぎわう道から少し離れた場所(2011年)

50



マラッカ。観光客を運ぶベチャの修理屋さん(2008年)

51



52



ジョージタウン。2010年、同地域の様子

53



ジョージタウン。カフェに転用された元コーヒー工場

54

世界遺産サイトの管理

- マラッカ
 - ・ 専門家を内部に抱え処理する
 - ・ 民間の専門家は「お上」の顔を伺え行動する
- ジョージタウン
 - ・ 内部に専門家はほとんどいない、外部に意見を求める
 - ・ 民間の専門家は政府を意識しない訳ではないが、行動する空間がある
 - ・ 民間の専門家に「居住者」「生活者」である方々がいる
 - ・ 「住民」「有識者」「政府」 → 「住民—有識者—政府」の意識変化が見られる。
 - ・ 住民と政府を巻きこむ「アクター」への目覚め

55

おわりに

- 近代的発展図式への不安、資源確保に対する不安、グローバル化など
- ↓
- 資源を発掘、発見、創出（過去にあるもの、無形のものも含む）
- ↓
- 文化、発展に対する寄与の確認
 - ・ アイデンティティ(こころの拠り所)
 - ・ 多様性（知恵の蓄積、多様な仕組みの理解・包容）
- 結果としての蓄積から手法の蓄積へ
 - ・ 複雑な地球環境問題—日常生活の振る舞い
 - ・ 資源の最適配分に向けて：
 - 理想・理論・抽象的な事象を「分かりや説明する」、
 - 「分かりやすく理解する」、双方向の手法・仕組み

56

1

奈良文化財研究所 第2回遺跡等マネジメント研究集会「パブリックな存在としての遺跡・遺産」
2012/12/22 Sat.
at 奈良文化財研究所

産業遺産の公共性
その価値は何から生じるのか？

近畿大学工学部 社会環境工学科
岡田 昌彰
okd@civileng.kindai.ac.jp

2



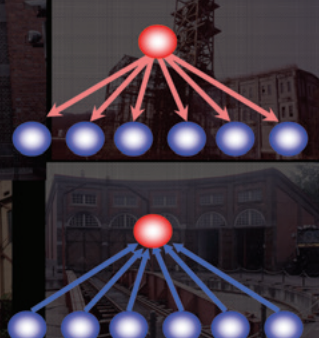
技術史 地域経済史
意匠 地域生活史
景観
その他(地域アイデンティティ等)

🇬🇧 Forth Bridge (Edinburgh, Scotland, 1890)

3

産業遺産 近代産業の発展に貢献した施設などの遺構や機械などの遺物。古い工場、鉱山跡、鉄道施設など。

産業遺産の公共性
TOP DOWN
BOTTOM UP



4

産業遺産：公共性の生成

- ◆ 工業都市におけるテクノスケープの原風景化・観光地化
- ◆ 第一発見者の命名による名所化
- ◆ 風物詩化
- ◆ 偶発的な自然現象による存在の強調
- ◆ レプリカによるイメージの存続

5

日立大煙突(茨城県日立市)



日立煎餅
HITACHI SENBEI

ある町の高い煙突

6

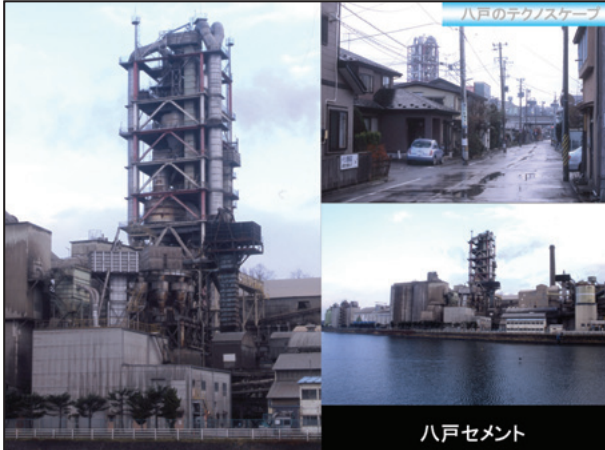
第一発見者の命名による名所化



八戸キャニオン (江刺家 均氏による命名)

7

八戸のテクノスケープ



八戸セメント

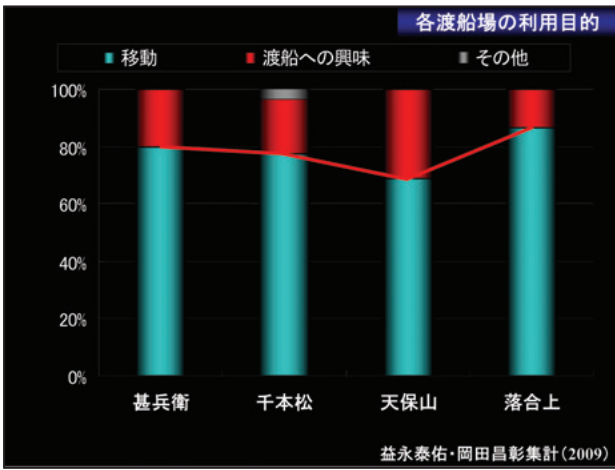
8

大阪市営渡船



古事記(8世紀) 天保年間15ヶ所
1920年 無料化
1935年 31ヶ所
1948年 15ヶ所
2001年 8ヶ所
近年 街歩き・遊覧

天保山 甚兵衛 千歳 船町 千本松 木津川



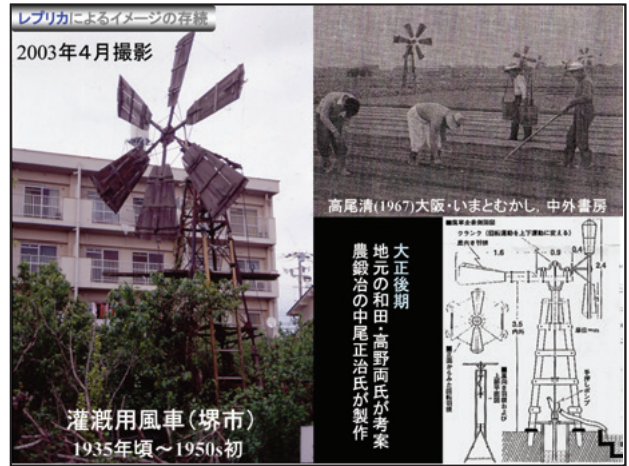
9



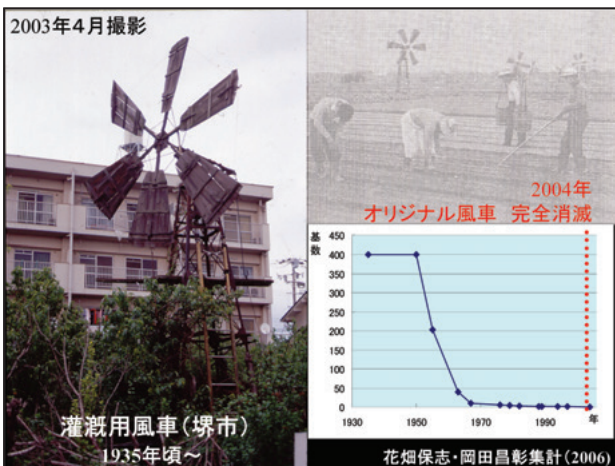
10



11



12



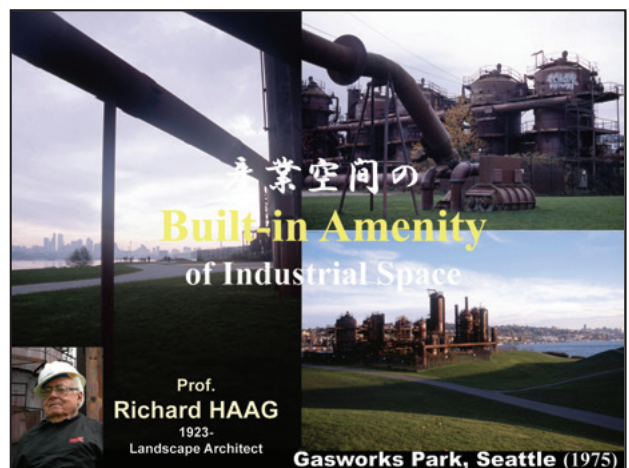
13

設置場所	新造移設	設置年	設置目的	現況	備考
市小学校	移設	1966	記憶継承・水運代の節約	アレード回転ポンプ稼働可	
浜寺石津小学校	新造	1968	記憶継承	アレード固定ポンプ有	中尾正治氏による製作
晴美台小学校	新造	1973	理科教材	アレード回転ポンプなし	取り壊し検討中
浜寺石津西公園	新造	1973	科学の精神醸成	アレード固定ポンプなし	
五ヶ荘東小学校	移設	1978	理科教材	アレード固定ポンプなし	1982・84年ソニー子ども教育科学プログラム優秀賞・優良賞受賞
服部緑地	移設	1979	記憶継承	アレード回転ポンプ稼働可	
大泉緑地	新造	1984	記憶継承	アレード回転ポンプ稼働可	中尾正治氏による製作
福泉小学校	新造	1985	記念事業の一環?	アレード回転ポンプ有	
大仙公園	移設 新造	1986	記憶継承・地域産業啓発・景観形成	アレード回転ポンプ稼働可	
茶山台小学校	不明	不明	不明	全アレード欠番、ポンプなし・設置状態	
神石小学校	不明	不明	不明	全アレード欠番、ポンプ有・設置状態	取り壊し検討中
宮山台小学校	不明	不明	理科教材?	アレード回転ポンプなし	1981年ソニー理科教育振興資金獲得

14



15



16

1 SEEDS OF FURUSATO ～人々の心にある遺産～
土井祥子（日本ナショナルトラスト）
泉文研遺跡等マネジメント研究会（第2回）「パブリックな存在としての遺跡・遺産」 2012.12.21-22

「誰かのもの」ではない「何か」へ



旧嶋新商店 通称「38間蔵」（福島県喜多方市）
H23「旧嶋新商店一号蔵・二号蔵及び三号蔵」として国登録有形文化財に登録

2 日本ナショナルトラストの文化遺産保護活動

(1)財団設立の背景

- 高度成長期の開発（1964年東京五輪・1970年万国博覧会）
国土開発の進展による文化財やすぐれた自然の風景地などの観光資源の破壊損傷に対する危機感
- 国土再認識の機運の高揚
1965年朝日新聞誌上での作家大佛次郎の連載「破壊される自然」、明治百年記念年
- 文化遺産保護のための組織や法制度の整備
1966年 古都保存法
1967年 運輸省「観光資源保護状況実態調査」半数以上の観光資源が法令による保護なし
1968年 文化庁発足
妻籠宿の町並み保存整備開始、金沢・倉敷での条例制定
観光資源保護財団（現・日本ナショナルトラスト）設立

(2)財団の目的

「観光資源」：「過去と現在をつなぎ、将来への発展の足がかりを与えるもの」で、「進展し続ける現代文明の中に生きるわれわれ国民にと」って「きわめて貴重な、存在意義を有する国民的財産」（設立趣意書より）

一国の施策に依存するのみでなく、国民が自らの手で観光資源を保護し、正しく利用しつつ、後世に継承することを目的とする

3 日本ナショナルトラストの文化遺産保護活動



1969 保護を要する観光資源調査一保護対象の認定一地元自治体や保存団体への支援
【最初期：専門委員会や事務局の推薦による対象の認定】

1973 名跡旧大乗院直園の管理団体に指定
保護管理事業の開始

1976 岡倉家から「旧日本美術院五浦研究所跡」管理受託 →1980「天心遺跡記念公園」

4 日本ナショナルトラストの文化遺産保護活動

観光資源保護調査

調査対象公募
調査対象選定
調査実施
報告会の開催
保護対象の認定
保護事業への展開

1979～ 公募形式による観光資源調査の実施：地域の提案に基づく調査活動
調査実施後の文化財指定等への足がかり／保護活動の組織化への寄与

5 日本ナショナルトラストの文化遺産保護活動

保護活動への展開

1984 特定公益増進法人（免税団体）に認可
一保護資産を買い取り・寄贈により取得

1977 巻機山の自然

調査報告書の発表をもちに、東京農大研究室との連携によるボランティア活動（1976）

トラストトレイン（1987）

80s 泉の事業開始
90s～ 一般市民のボランティア参加

白川郷合掌氏家
旧寺口家(1987)・旧松井家(1988)

6 「プロセスを共有すること」の重要性

保護資産「旧安田楠雄邸庭園」（東京都文京区・1996取得）

保存に至るプロセス

H19年4月～ 一般公開
H20年1月～ NPO「たてもの応援団」に管理運営公開を委託

1919 (T8) 実業家森田好三郎氏が自邸として建築
1923 安田財閥の安田善四郎氏が購入
1995 11月 安田善四郎氏の長男楠雄氏が地界
たてもの応援団による調査
1996 4月 安田幸子夫人に、JNTへの寄贈を提案。
「皆さんでお使いください」
8月 税務上の手続き完了
土地450坪、建物延べ197坪がJNTに寄贈

東京都指定名跡に指定
H19年7月 建物の修復工事
（東京在住の篤志家による6000万円の高額寄付）

年間入館者数 約1万人
登録ボランティア 約100人

7 「プロセスを共有すること」の重要性

保護資産「旧安田楠雄邸庭園」（東京都文京区・1996取得）

修復のプロセス

修復の現場の公開
魅力的な参加の機会
修復に至る一つひとつのプロセスを共有する

8 「プロセスを共有すること」の重要性

保護資産「旧安田楠雄邸庭園」（東京都文京区・1996取得）

活用のプロセス

「過去の遺産としてではなく、現役の建物として魅力を放ち続けられるように」活用
それを支えるのはボランティアの方々や創意工夫と美意識
文化財が本来持っている力を引き出すことの喜び

保護活動のプラットフォームとして

NT型活動：保護資産の管理

- 資産の取得・修復・活用
- ボランティア活動・研修

CT型活動：地域活動の支援

- まちづくり拠点の整備
- ネットワーク支援

市民自らによる地域資源の発掘
ヘリテージマネージャー制度等

9

北海道遺産

「北海道遺産構想」：掘り起こされた宝物を地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していく道民運動
H13年度：25件・H16年度：27件選定 「客観的な評価基準」＋「思い入れ価値」

(北海道遺産協議会HPより)

10

遠野遺産

H19年度から毎年認定
①かたちのあるもの（有形遺産）
②かたちのないもの（無形遺産）
③自然のもの（自然遺産）
④組み合わせさせたもの（複合遺産）

<推薦条件>
・遠野の魅力をあらわしているもの
・遠野遺産認定後も、市民の手で保護・活用されていくもの

<応募資格>
・推薦者が、遺産候補を保護・活用する団体であること

H24.11月の第7回認定で通算124件

11

保護活動のプラットフォームとして

NT型活動：保護資産の管理

- 資産の取得・修復・活用
- ボランティア活動・研修

CT型活動：地域活動の支援

- まちづくり拠点の整備
- ネットワーク支援

ノウハウの蓄積

人材・情報・技術のネットワーク

12

SEEDS OF FURUSATO

—東日本大震災による被災文化遺産復興支援から—

文化財・教会堂 取り壊し
福島県東部地区 安全確保せず

13

SEEDS OF FURUSATO

—東日本大震災による被災文化遺産復興支援から—

背景

- 広域にわたる大規模な被災（地震・津波・火災による滅失・損壊等）
- 国登録文化財をはじめ、国等公共団体による経費的支援が及びにくいものが多数
- 保存・復旧の意思を有する所有者等への支援が急務

目的

地域の“シンボル”である自然・文化遺産の復旧・復興を支援することにより、地域風土に根ざした暮らしを取り戻すとともに、観光資源としての保護・活用への礎を築く

対象

東日本大震災により被災した自然・文化遺産の修理・復旧への支援
※文化財指定・登録の有無を問わないが、原則として国の補助対象となる復旧事業は除く。

- i) 建造物等
- ii) 記念物・文化的景観
- iii) 民俗文化財及び無形文化財

・地域のシンボルとして地域住民に認識され、周知されているもの
・地域において保存・活用の機運のあるもの、または今後予想されるもの
・歴史的、文化的、景観的な要件のいずれかの価値を認められるもの

内容

- 募金キャンペーンの展開
- 支援事業
- パートナー事業

所有者等が行う修理・復旧事業に要する経費の一部を助成
対象遺産の復旧・復興を支援する活動団体と連携

14

- 平成24年度支援事業 16件
(建造物9件、無形7件)
- 第二次度支援事業 15件
(建造物6件、記念物2件、無形7件)
- パートナー事業 2件

15

SEEDS OF FURUSATO

—東日本大震災による被災文化遺産復興支援から—

技術者・研究者らとともに

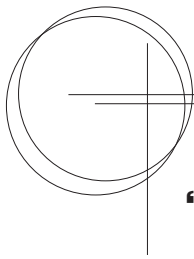
「愛着を持つことでの再生都市の形成には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力や歴史は不可欠の要素である」
(兵庫県文化財保護審議会、阪神・淡路大震災発生後)

人々の意識の顕在化→共有される経験・共感

16

II. 研究報告 B

II. Study Reports B



Intervention and Engagement with ‘Public’ in George Town World Heritage Site, Malaysia Study Report

PILAI, Janet (Associate Professor / School of Arts, Universiti Sains Malaysia)

“The term ‘the public’ is useful in that it embraces all of us: we are all citizens and we all have an interest in public life and its expression through culture.

But ‘the public’ is obviously not a unified field. Everyone is now in a minority group, so we need to understand that the public has multiple identities and many voices, not just one”.

Holden (2006)

1. Background: Issues and Challenges of the George Town World Heritage Site

On the 7th July 2008, the cities of George Town and Melaka in Malaysia were inscribed together as a UNESCO World Heritage Site. The inscription validated their cultural heritage as historic port cities located along the Straits of Melaka, an ancient sea trade route. The outstanding universal values (OUVs) of both cities were described as:

- Exceptional examples of multicultural trading towns forged from exchanges of Malay, Chinese and Indian cultures and European colonial influence.
- Living testimony to multicultural tangible and intangible heritage expressed in buildings, ethnic quarters, religious practices, languages, art and music, food, costume etc.
- A unique architecture and townscape demonstrating an exceptional range of shophouses and townhouses.



Fig 1: Multi-cultural World Heritage Site of George Town (Photo collage courtesy of Arts-ED)

The application for inscription as a World Heritage Site (WHS) and the preparation of the dossier involved a small group of professionals, academics and the state party (which in this case, was the Central government) as well as local municipality as data providers. Local municipality and local government were consulted from time to time during the application process. Community living and working in the site were uninvolved in the application process. News of the inscription, reached the public through newspapers articles and simple leaflets produced by the local municipality.

This article describes the challenges encountered in engaging the public in the heritage site of George Town and the strategies undertaken by a third party (non-profit organization and individuals) to raise public awareness and to invite increased participation in planning and visualizing their roles in the George Town heritage site.

As the two port cities were the first urban sites to receive WHS inscription in Malaysia, the state party and local authorities were at a loss regarding how to manage the site. The local municipality had no training or experience or specialist resources for heritage management.

There was no special area plan and no programs or guidelines to aid public understanding following the inscription. These were drawn up much later after long negotiations with the State Party and are yet to be executed. The main legislative tool that has been used in the interim is the Town and Country Planning Act (TCPA) which was designed to address development rather than safeguard heritage.

In the absence of information and management policies and anticipating the introduction of new regulations, much haste was made by building owners to demolish or renovate their old properties. Faced with increasing unregulated development and pressure from heritage organizations and concerned professionals, the local authority resorted to stricter enforcement of the TCPA. However, this 'policing approach' served only to fuel enmity between

community, heritage organizations and government authorities and resulted in owners resorting to clandestine renovation activities.

Poor information sharing and poor engagement of the public can be said to be the root cause for the indifference of property owners and residents towards conservation. Reluctance and resistance to conservation efforts was compounded by the fact that many property owners were commercial businessmen very different aspirations and ideas on how to develop their properties. A third factor contributing to uninterested public was the tenancy problem. Many properties in George Town are used for business operations and are partially tenanted by itinerant workers. Absentee ownership is the norm in the site. Fully residential properties are small in number and even long-term tenants face an uncertain future and are at the mercy of owners.

Approximately a year after inscription, investors from outside the state who were aware of the economic value of heritage properties moved to purchase properties from absentee owners, with an eye to setting up businesses such as restaurants and hotels. While this development helped to rejuvenate many derelict properties and boost the economy, many tenants who were long-time residents, were evicted or displaced in the process by building owners. The poorer among them could not afford to live in the city as property prices began to spiral upwards. Their departure began to bleed the site of memories, traditional knowledge, practices and skills related to the historical profile of the site.

In 2009, a skeletal management office was set up by the State authority and in 2010 the office was registered as a state-run company (George Town World Heritage Incorporated). While this position gave the management office locus standing within government, it faces some difficulties in functioning as an independent body, since the company is chaired by the Chief Minister of the State and administered by a Municipal Officer. Efforts to manage, monitor and promote the site are often tied down by bureaucratic

limitations and political authorities tend to promote the instrumental values of the site thus fuelling investment trends further. To their credit the GTWHI has tried to circumvent this problem by collaborating with NPOs and corporate partners to outsource projects that are beyond their resource capacity.

Due to the historical development of George Town as an international port, the town has a strong presence of multi cultures. These diverse cultural groups have shaped the profile of the site through both isolationist and intercultural practices and manifestations over time and space. The diversity of physical and social capital in Georgetown is both an asset and a challenge to management since WHS inscription. Some groups have begun to vie for exclusivity and competition, while others are reluctant to engage in planning a vision that goes beyond their group's concerns.

The town's assets have differing meaning and value to the diversity of public. Sense of citizenship is weak as it is affected by tenant's residential insecurity, absentee ownership and a high population of itinerant migrant workers. Sense of unity and cooperation is affected by isolationist cultural trends and competitive attitude of the predominant commercial population. In addition, the different stakeholders and the different cultural groups practice different governance systems. Considering the complexity of the demographics of the site, it is not surprising that heritage planning and management is one of the most challenging problems for the WHS of George Town.

2. Intervention Strategies and Lessons Learnt

In response to the chaotic situation after inscription, a group of concerned professionals, and non-profit organizations decided that some form of intervention was necessary to resolve urgent problems; the rapid degradation of heritage buildings and streetscape, eviction of long time tenants and the trend towards gentrification. The concerned parties formed a loose alliance called the Cultural Heritage Advisory Team (CHAT) in January 2009.



Fig 2: Meeting with property owners



Fig 3: Capacity building for municipality
(Photo collage courtesy of Arts-ED)

This voluntary team comprised of conservation architects, historians, heritage practitioners and educationists. CHAT's activities were coordinated by non-profit organization Arts-ED which specializes in community-based arts and culture education for young people and adult communities. The CHAT team also received the support of the Penang Heritage Trust, a heritage NPO dedicated to the conservation of Penang's built and living heritage through research, educational and public awareness programs.

Before a formal mechanism for managing the heritage site came into place, CHAT functioned as an informal agent to create platforms for public to dialogue and interact with professionals. Because CHAT members comprised a combination of professionals and grassroots activists who already had on-the-ground experience in heritage and culture programming, it chose to use a bottom-up approach.

The CHAT team focused on 5 areas:

- i) Helping the municipality monitor unregulated development
- ii) Production and distribution of educational material for the public on built and living heritage.
- iii) Knowledge and capacity building for local municipality staff and housing agencies
- iv) Face-to-face dialoge sessions heritage gatekeepers e.g. cultural and business community.

CHAT used many different strategies to engage with the public. ‘Chatting’ was used as a first step to introduce the CHAT members and some of the rising concerns regarding heritage. Successful chat sessions would lead to further engagement e.g. agreement to participate in a site walk to discuss properties or a request for expert consultation. Educational talks and workshops were planned and customized for specific groups such as general public, large and small property owners, municipal staff and housing agents.

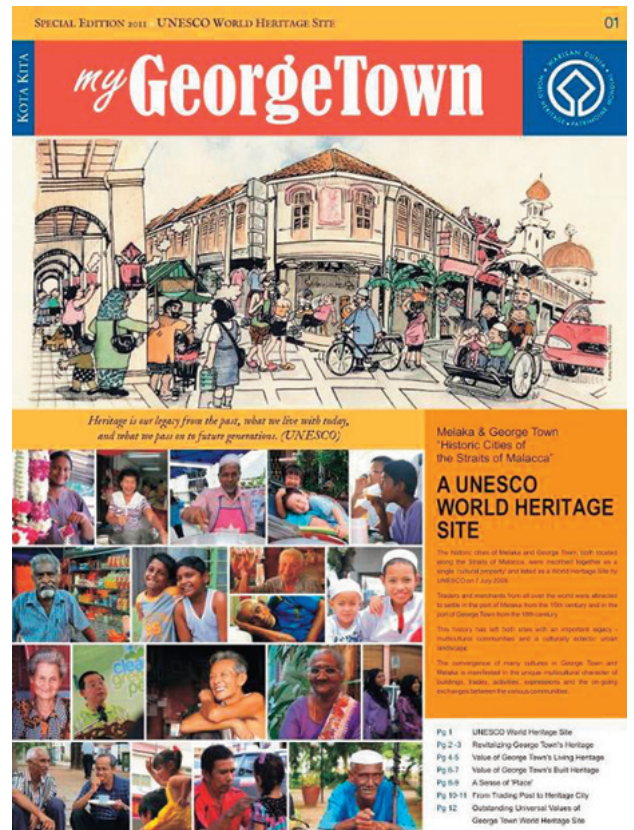


Fig 4: Community Newspaper (Photo courtesy of Arts-ED)

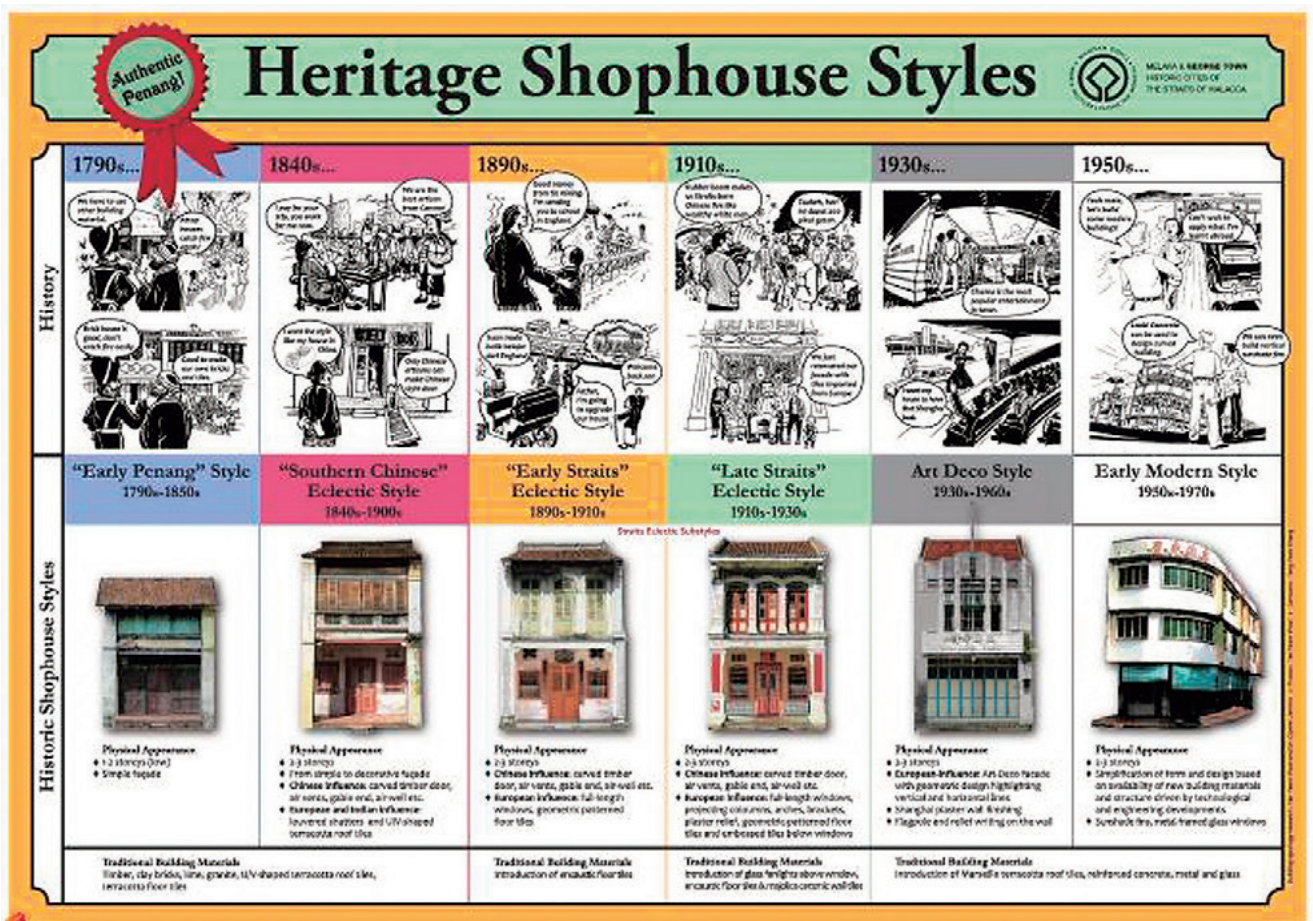


Fig 5: Poster- Historical Development of Shophouse (Photo courtesy of Arts-ED)

Among the lessons learnt about dealing with the public was that it was important to use as many entry points as possible i.e. cognitive and affective, mind and body, reason and intuition. We started off by trying to engage people intellectually, but many groups responded much better when we engaged with them emotionally. Often we had to use our intuition and be flexible to change our strategy when required.

Besides creating platforms for face-to-face interaction, CHAT was produced various educational materials for general public education. These included public exhibitions, community newspaper, posters, leaflets, technical booklets, blog-site etc. We learnt that just researching and delivering facts was not effective. We decided to employ artists to transform the facts and guidelines into visually accessible format as many residents did not have a reading habit. We also had to use a lot of imagination, metaphor and narrative or storytelling to transmit messages as that is what the public preferred.

As the town is composed of multi-cultural groups, talks and workshops were run in a various languages and publication were translated into multiple languages for easy comprehension. To reach out to the public, CHAT negotiated shop owners to allow information to be displayed in their public premises and hand delivered leaflets and town newspapers to every household. In terms of content, CHAT addressed issue-based themes and topics which were affecting

the site. Content was also personalized and inclusive, highlighting experiences and stories from all cultural groups. CHAT also offered individual consultation services, directory services for reliable conservation architects and contractors and networking services.

CHAT was formally dissolved in 2010 when the GTWHI became functional as a full-fledged management office. Several members of CHAT were absorbed into the GTWHI committee and continue to contribute in accordance to their area of specialization.

In retrospect the weakness of CHAT's programs lay in the fact that we did not truly understand dialogical practice which requires collaborative rather than one sided interaction with the public. Simply listening to the views and sympathizing with the public's concerns and providing them with useful information did not engage the public raised their awareness and stirred their interest in the site and its values, but did not succeed in bringing them on board to work together with us towards the common good of the site.

3. Engagement with the Public

Since 2011 the NPO, Arts ED has attempted to conduct experiments in dialogical practice. From 2011-2013 Arts ED worked with an architect firm assigned to renovate and rejuvenate the biggest wet-market in the heritage site. This time Arts-ED incorporated a series of collaborative decision-making mechanisms involving the municipality who were owners of the site, the market traders and customers who



Fig 6: Reaching out to public spaces (Photo courtesy of Arts-ED)

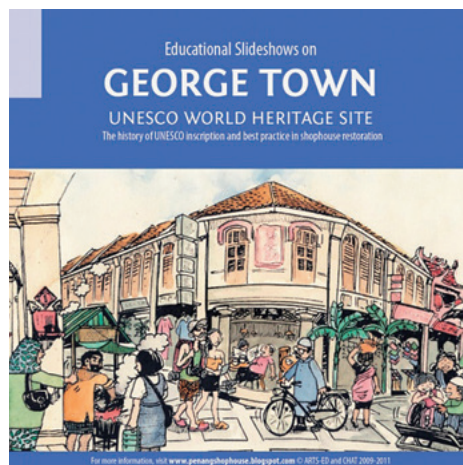


Fig 7: Six Educational slide-show CDs



Fig 8: Public Consultation



Fig 9: Consensus Building
(Photo collage courtesy of Arts-ED)

were users of the site and the architects who were responsible for design and renovation of the market building and surroundings.

The engagement process in the market project involved a series of collaborative consensus building exercises between the 3 parties with Arts ED playing the role of moderator or facilitator. Although the process took a longer time, new meanings and values were negotiated through shared knowledge and experiences of all parties. In this process we discovered that public engagement and consultation was critical to unlocking and understanding the ‘institutional’ value of culture (i.e. the role and value of cultural organizations in generating identity, social cohesion, etc.). We began to recognize the market vendors and traders as a historically practicing community who had developed a set of cultural knowledge, competencies and resources of their own.

In comparing the interventionist approach used by CHAT with the engaged approach used by Arts-ED in the market project we began to better understand engagement as defined by Wenger (1998) who described the process as an ‘on-going negotiation of meaning’. We had gradually changed our style of thinking from “How can we get the public to understand the site’s OUV’s?” to “How can we understand what the site means to the public and what is its value to them?”

Negotiators and consensus builders must believe in the public’s capacity for creative cultural adaptation and the vitality generated from cooperative experiences. This process progressively generates new knowledge, mutual understanding and wisdom needed to guide people towards collective action. It also requires time for participants to release their competitive thinking patterns, familiar relational structures and to adjust to new cultural agreements and commitments.

Professionals and administrators need to be conscious of the many types of knowledge, and competencies developed by communities living and practicing in a site. We need to integrate the knowledge and wisdom of many players to guide collective and inclusive action on the management of a cultural site. As the cultural commentator Holden (2006) suggests, the intrinsic, instrumental and institutional values held by various stakeholders are complementary values. Cultural Heritage Sites particularly, need to work with and involve the wider electorate in defining the cultural values of the site and find working models for collaborative interaction.

References

- Holden, J. (2006) Cultural Value and the Crisis of Legitimacy: Why culture needs a democratic mandate. www.demos.co.uk/files/Culturalvalueweb.pdf
- Wenger, E. (1998) Communities of Practice: Learning, Meaning, and Identity. Cambridge University Press.

世界遺産ジョージタウンにおける「パブリック」への介入と参画

Intervention and Engagement with 'Public' in George Town World Heritage Site, Malaysia Study Report

ジャネット・ピライ (マレーシア科学大学)

「パブリック (公共・国民・市民)」という用語は、我々全員を包含してしまう点で便利な言葉である。我々は全て市民であり、誰もが文化を通じて市民生活を表現することに関心を持っている。しかし、「パブリック」とは、明らかに統一された場ではない。今は誰もが少数派に属しているので、パブリックには一つだけでなく複数の独自性と多くの声があることを理解する必要がある。』 [J. ホールデン (2006)]

1. 背景：世界遺産ジョージタウンの 問題点と課題

2008年7月7日、マレーシアのジョージタウンとマラッカの両都市は、共にユネスコ世界遺産として登録された。当該登録によって、古代海上貿易ルートであるマラッカ海峡沿岸の歴史的港湾都市としての文化遺産を認証されたのである。両都市の顕著な普遍的価値 (OUVs) は、以下のように記述された。

- * マレー、中国、およびインド文化とヨーロッパ植民地の影響の交流を通じて築かれた多文化交易都市の特異な事例。
- * 建築物、少数民族地区、宗教的慣習、言語、芸術・音楽、食物、衣装等を通じて表現される多文化的な

有形・無形文化遺産の生活における証明。

- * ショップハウスやタウンハウスの著しい広がりを示す独特な建築物と町並み。

世界遺産地域 (WHS) 登録推薦および関連調査書類の作成にあたっては、少数の専門家グループ、学者、および締約国 (この場合は中央政府)、さらに資料提供者である地元自治体が関与した。地元自治体と地方政府は、推薦過程で随時協議を重ねた。世界遺産地域内で生活し働いている地域共同体の人々は、この推薦過程に参加していなかった。登録のニュースは、新聞記事や地元自治体作成の簡素な印刷物を通じて初めて一般市民に知らされた。



図-1. ジョージタウンの多文化世界遺産 [合成写真 (Arts-ED 提供)]

その記事は、ジョージタウンの世界遺産地域で暮らす一般市民の関心を喚起させるにあたって遭遇した諸問題、第三者組織（NPO団体や各個人）が、人々の自覚を高め、ジョージタウン世界遺産地域における住民の役割に関する企画や視覚化への参加を促進するために取った戦略について報じている。

二つの港湾都市は、マレーシアで初めて世界遺産地域の登録を受けた都市であり、中央政府も地方自治体も、当該地域を如何に管理するか分からず、暗中模索の状態であった。地方自治体には、世界遺産管理についての研修体制も経験も専門家の人的資源もなかった。

登録後の国民の理解を目的とした特別地域プランも、計画も、指針もなかった。これらが作成されたのは、締約国（中央政府）との長期間にわたる交渉後、かなり時が経過してからであり、しかも執行されるのはまだ先のことである。当分の間適用される主な立法的手段は、「都市および国土計画法」（TCPA）である。一方、この法律は文化遺産地域の保護より開発に取り組むことを目的として制定されたものである。

情報や管理方針のないまま、建物の所有者は新たな規制の導入を見越し、大急ぎで古い不動産を取り壊し、改築した。その結果、増加し続ける無秩序な開発や文化遺産関連組織や専門家からの圧力に直面した地方自治体は、「都市および国土計画法」のより厳格な執行を再開した。しかしながら、この「取締まり型手段」は、地域、文化遺産関係組織、および政府当局間の反目を煽ったのみで、結果的に建物所有者は非常手段として密かに違法改築行為を行うようになった。

乏しい情報共有や貧弱な市民参加こそが、不動産所有者や住民の文化遺産地域の保存に対する無関心の根本原因と言える。保存への取組に対するこのような難色や抵抗感は、不動産所有者の多くが営利目的の事業家であるという事実、また、自身の不動産を如何に発展させるかという願望や考え方が互いに極めて乖離しているという事実によって、更にその度合いを増した。一般市民の無関心の一因となった第三の要素は、不動産の賃借問題であった。ジョージタウンの不動産の多くは事業活動に使われていて、また一部は季節・移動労働者が賃借している。文化遺産地域では、不動産の不在所有は常套的な状況となっている。完全な自己居住用不動産は少数であり、長期借家人でさえも不確かな将来に直面していて、所有者の言いなりである。

登録からおよそ一年後、文化遺産地域の不動産の経済的価値に気づいた海外の投資家達が、レストランやホテルといった事業展開のため、不在所有者の不動産購入に動き始めた。このような開発は、廃屋と化していた多くの不動産の活性化に役立ち、景気を良くした一方、その過程において、長期居住者である大勢の借家人が、建物の所有者によって強制退去や他所への典拠を余儀無くされた。不動産価格が高騰し始めた結果、借家人の内、貧困層は文化遺産都市に住み続ける経済的余裕がなくなった。彼らが退去して行ったことで、地域の歴史的側面に関する記憶や伝統的な知識、また、慣習や技能は衰退していった。

2009年になって、国家当局によって 仮設管理事務所が開設され、翌2010年には同事務所が国営会社として登記された（ジョージタウン世界遺産公社：略称GTWHI）。管理事務所は国営会社として位置づけられたことにより、政府直轄下で告訴権を付与されることになったが、独立機関として機能するにあたっては幾つかの困難に直面している。何故なら、この国営会社は州知事によって管轄され、地方公務員によって運営されているからである。遺産地域の管理、監視、広報の取組は、官僚主義的制限や、遺産地域の付带的価値を上げて更に投資意欲を刺激しようとする政治権力によってしばしば拘束を受ける。賞賛すべきは、GTWHIは、自身の資源・能力を超える事業の委託先であるNPOや提携企業と協力して、これまでこの問題の回避に努めてきたことである。

国際港としての歴史的な発展によって、ジョージタウンには強固な多文化が存在する。この多様な文化群が、孤立主義的慣習・異文化間交流的慣習の両方を通して、また時間と空間を越えたそれらの持続的な具現を通して、文化遺産地域の特徴を形成してきた。世界遺産地域への登録以降、ジョージタウンの物的資本と社会資本の多様性は、遺産地域の管理面においては、財産であるとともに問題ともなっている。幾つかのグループは独占権と競争をめぐって既に争いを始めているし、また他のグループは、自身の利害関係から外れるビジョンの立案に関与するのを渋っている。

ジョージタウンの資産は、パブリックの多様性にとってまた別の意味と価値がある。借家人の居住権の不安定性、不在所有権、および移動季節労働者の人口の多さによる影響で、市民意識は希薄である。また、孤立主義的

文化傾向や支配的商業集団の競争心の強い姿勢によって、連帯感や協力精神は悪影響を受けている。更にまた、個別の投資家グループや別種の文化集団が、異なった統治制度を実施している。文化遺産地域の人口統計学上の複雑さを考えると、遺産の企画・管理こそが、ジョージタウン世界遺産地域の抱える最も困難な問題の一つであることは驚くに値しない。

2. 介入戦略と学んだ教訓

登録後の混沌とした状態に対応するため、関係専門家グループおよび各NPOは、文化遺産建物群や町並みの急速な劣化、長期借家人の立退き、ならびに、町の高級化傾向といった急を要する諸問題を解決するために、何らかの形の介入が必要である旨決定した。2009年1月、各関係団体は「文化遺産諮問チーム」(CHAT)という呼称で、柔軟な関係の同盟を結成した。

ボランティアによるこのチームは、保存建築家、歴史学者、文化遺産関連の活動家・教育専門家によって構成された。CHATの活動については、若い世代や、成人の共同体向けの芸術・文化教育を専門とするNPOである「Arts-ED」が調整に当たった。CHATチームはまた、調査、教育、および一般市民の自覚促進計画を通じてペナンの建築物・生活文化遺産の保存に貢献している文化遺産NPOである「ペナン文化遺産信託」の支援も受けた。

文化遺産地域の管理に関する公的機構が発足する以前の段階で、CHATは、一般市民と専門家達との対話・交流の場を作る非公式機関として機能した。何故なら、CHATのメンバーはこれまでも文化遺産・文化計画の現場体験を有する専門家と草の根運動家の連合によって成り立っていて、ボトムアップ式手法を採用していたからである。

我々CHATチームは、以下の4分野に活動の焦点を絞った。

- i) 無秩序な開発に対する地方自治体の監視の支援
- ii) 一般市民向けの建築物・生活文化遺産に関する教材の制作・配布
- iii) 地方自治体職員および不動産周旋業者向けの知識・能力開発プログラム
- iv) 文化遺産地域(例: 文化的・商業的地域)の監視員(ゲートキーパー)達の対面対話集会



図-2. 不動産所有者との話し合い



図-3. 地方自治体向け能力構築講座
(写真: Arts-ED)

CHATは、一般市民の参加を促すためにさまざまな戦略を採った。CHATのメンバーを紹介するとともに、幾例かの文化遺産に関する関心の高まりを紹介する第一歩として、「談話」形式を用いた。談話集会が成功すれば、文化遺産の建築物を議論するための現地探査への参加や、専門家による相談の希望等、更なる取組に繋がっていくことになる。一般市民、大小の不動産所有者、地方自治体職員および不動産周旋業者を含め、それぞれ特定グループ向けに企画された教育関連の話し合いやワークショップが実施された。

一般市民への対応に関して学んだ教訓の中で重要なことは、例えて言えば、できる限り多くの認識と感情、精神と肉体、理性と直感の受入れ口を駆使することである。活動当初、我々は努めて理性的に人々に関与したが、多くのグループは、我々が感情を込めて関わった時の方が、遙かに良い反応を示した。我々はしばしば直感を駆使しなければならなかったし、必要な場合は柔軟に戦略を変更する必要があった。



図-4. コミュニティ・ニュース

対面でのやりとりの場を設けること以外にも、さまざまな一般市民向け教材を作成した。これらの教材には、公開展示会、地方紙、ポスター、小冊子、技術書、ブログ、ウェブサイト等が含まれる。我々は、単なる調査や事実を伝えるだけでは効果が無いことを学んだ。住民の多くは文書を読む習慣がないので、我々はアーティストを使って、(文化遺跡地域に関する)事実と指針を視覚的に理解しやすい形式に変えて伝えることにした。我々はまたもや、大いに想像力、比喩、会話形式や挿話形式

を駆使して、一般市民が好む形でメッセージを伝える必要があった。

ジョージタウンは多文化集団から成り立っているので、協議やワークショップはさまざまな言語で行われ、公報はより理解しやすくするために多言語に翻訳される。CHATは一般市民に働きかけるために店主と交渉して、店内に情報を掲示し、客に小冊子を手渡し、タウン誌を各家庭に配布した。内容については、CHATは、



図-5. ショップハウスの歴史的発展過程を示したポスター

文化遺産地区に悪影響を及ぼす問題本位のテーマや議題に取り組んだ。また内容は、全ての文化集団における体験や実話に焦点を当てて、個人的かつ包括的なものとした。CHATは更に、個人相談サービス、信頼できる保存建築家や建築請負業者の一覧案内サービス、およびネットワークサービスを提供した。

CHATは、ジョージタウン世界遺産公社 (GTWHI) が本格的な管理事務所として機能し始めた2010年に正式に解散した。CHATの何人かのメンバーはGTWHI委員会に吸収された後も、自分の専門分野で貢献し続けている。

いま振り返ってみればCHATの計画には弱点があって、それは、対話の実施は、一般市民との一方的な対話形式よりも、より共同作業的であることが必要なことを、我々が実際には理解していなかったことだろう。単に一般市民の意見を聞き、その心配事に同情し、また役に立つ情報を提供していただければ、一般市民の自覚を高め、文化遺産地域とその価値への関心を喚起することはできなかったし、彼らを仲間引き込んで、遺産地域の公益に向けて共に活動もできなかったであろう。

3. 一般市民への関与

2011以降、NPOのArts-EDは、対話の慣習における実験を実施しようと試みている。2011～2013年の間、Arts-EDは受託建築事務所と連携して、文化遺産地域最大のウェット・マーケット（生鮮食品市場）の改修・活性化を行ってきた。今回Arts-EDは、遺産地域の建築物所有者である各地方自治体や、遺産地域のユーザーである市場の取引業者と客、および、市場の建物・環境の設計や改修に責任を持つ建築家を参加させて、一連の共同政策決定の仕組みを取り入れた。

その市場プロジェクトにおける業務提携の経過において、仲介者・世話役の役割を果たしたArts-EDや三当事者間で、一連の協力的合意形成が実行された。その経過は長い時間がかかったが、当事者全ての知識・経験の共有を通じて新たな意義や価値が取り決められた。我々はこの経過の中で、文化の「制度的」価値（例：アイデンティティ、社会の一体性、等の生成における文化関連組織の役割と価値）を明確化し理解する上で、一般市民の参加や協議こそ決定的な要素であることに気づいた。



図-6. 一般市民向けの広報コーナー（写真：Arts-ED）

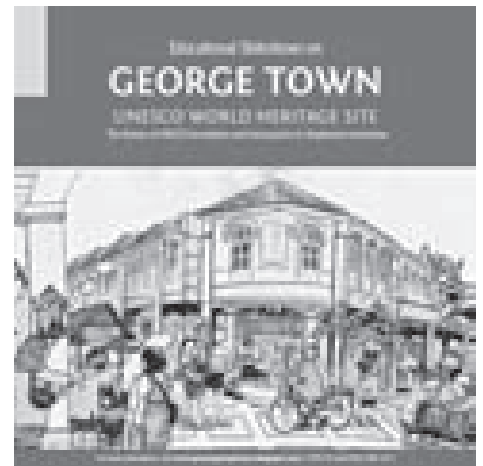


図-7. 教育用スライドCD 6セット



図-8. 公聴会（写真：Arts-ED）



図-9. 合意形成（写真：Arts-ED）

我々は、市場の供給業者や取引業者も、文化的知識、能力および人的資源の一揃いを歴史的に独自に発展させてきた慣習的地域共同体であると認識し始めた。

CHATの用いた介入主義的手法よりも、我々は市場プロジェクトでArts-EDが用いた関与手法によって、ウェンガーの定義した「関与」（1998）をより深く理解し始めた。ウェンガーはその関与プロセスを「意義・重要性に関する継続中の交渉」と表現している。我々は、徐々に「どうすれば、一般市民に文化遺産地域の普遍的価値を理解させられるか？」から、「どうすれば、一般市民にとっての文化遺産地域の意義や価値を、我々は理解できるか？」に考え方を変えていった。

交渉者や合意形成者は、創造的な文化への適応および協力の経験から生じた活力についての一般市民の能力を信じなければならない。このプロセスは、人々を前進的に集団行動へと導くのに必要な新たな知識や相互理解や知恵を生み出す。それにはまた、参加者が自身の競争的な思考パターンや馴染んだ関係構造を放棄し、新しい文化的調和・参加に順応する時間を必要とする。

専門家や行政管理者は、文化遺産地域に暮らし、文化を慣習している地域共同体が発達させた多様な知識や能力を認識する必要がある。また我々は、文化地域の管理に関する集団活動・包括的活動を導く影響力のある多くの人々の知識や知恵を統合する必要がある。ホールデンは、文化評論家として次のように提案している（2006）。さまざまな投資家グループの維持する固いかつ有益な制度的価値は、補完的な価値である。特に文化遺産地域は、その文化的価値を明確化するにあたって、より広範な有権者に働きかけて参加させると共に、協力的相互関係の慣習的模範を見つける必要がある。

【参考文献】

ホールデン. J. (2006)「文化的価値と合法性の危機 ～ 文化は何故に民主主義的指図を必要とするか (Cultural Value and the Crisis of Legitimacy: Why culture needs a democratic mandate)」www.demos.co.uk/files/Culturalvalueweb.pdf

ウェンガー. E. (1998)「慣習の地域共同体：学習、意義、およびアイデンティティ (Communities of Practice: Learning, Meaning, and Identity)」, ケンブリッジ大学出版局

遺跡・遺産が伝える先住民族の歴史と文化

Access to History and Culture of the Indigenous People in Japan
through Archaeological Sites and Heritage

岡田 真弓 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター)

OKADA, Mayumi (Hokkaido University Center for Ainu and Indigenous Studies)

1. 遺跡・遺産と先住民族の関わり

昨今、考古学および文化遺産研究の領域において、先住民族に関する議論が散見される¹⁾。その背景には、国際社会における先住民族の権利保護への関心の高まりがあると同時に、1980年代以降徐々に変化してきた考古学界内部の潮流も関係している。

1960年代以降、プロセス考古学からポスト・プロセス考古学へ研究のあり方が変化するのに伴い、遺跡を研究対象として独占してきた考古学者と、研究者ではないという理由で遺跡へのアクセスを断ち切られてきた人々、すなわち遺跡の周辺住民やその遺跡を形成してきた末裔である先住民族ら、との間にある不均衡性が意識されるようになった。その結果、これまでの考古学は、学問的な遺跡の評価が現在を生きる人々の意識にもたらす影響を等閑視してきた、と批判されるようになり (Schadla-Hall 2006)、「誰のための考古学か」、「誰のための文化遺産か」を問い直す必要性が説かれるようになった (Kane 2003; Rowan & Baram 2004)。

先住民族の定義については、これまで『1989年の原住民及び種族民条約 (Indigenous and Tribal Peoples Convention 1989、通称ILO169号条約)』や国連先住民作業部会において議論がなされてきたが、現段階で統一した定義は存在しない (スチュワート 2009, 18)。これまでの先住民族の定義に関する諸議論をまとめてみると、先住民族とは「ある地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらず多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを継承しながら同地域に居住している」民族だと言える。また、2007年に国連総会で採択された『先住民族の権利に関する国際連合宣言 (Declaration on the Rights of Indigenous Peoples、以下『先住民族の権利宣言』)』で指摘されているように、先住民族の多くは、近代以降の植民地政策や同化政策によって、自らの文化や社会を否定されてきた過去を持つ。特に植民地経験を持つ地域では、先住民族に関わる

遺跡・遺産のマネジメント (発掘、研究、管理) は、しばしば多数民族の研究者によって実行されてきた (レンフルー・バーン 2004, 547-580)。そのマネジメントは、遺跡・遺産の継承者である先住民族の価値観に基づいたものではなく、むしろ他者である多数民族の価値基準に沿って行われていた。

しかし、1980年代に入ると、植民地主義に則った考古学研究に対して、先住民族と研究者双方から改革を求める声が上がった。1986年に開催された第1回世界考古学会議では、先住民族に関わる遺跡・文化遺産を、考古学者が調査する際に留意すべき研究倫理が初めて議論された (加藤 2012, 16)。その後、遺跡・遺産と先住民族との関係性に関する議論が深まるとともに、いかに先住民族が主体的に遺跡・遺産のマネジメントに関わっていくか、が1つの課題となっていった。この課題に向き合うために現在確立されつつあるのが、「先住民考古学 (Indigenous Archaeology)」とよばれる考古学研究である (Bruchac & Wobst 2010; Smith & Wobst 2005; Watkins 2000; 2005; 加藤 2009; 2012)。先住民考古学は、考古学と先住民族との関わりに注目し、両者の間にある様々な課題について議論する領域である (加藤 2012, 21)。そのテーマは、先住民族の歴史に関わる発掘における研究倫理、発掘調査における先住民族との協業、先住民族の文化財返還など、多岐にわたる。

また、文化遺産における知的財産権問題プロジェクト (Intellectual Property Issues in Cultural Heritage、通称IPinCH) に見られるように、顕在化しつつある文化遺産と先住民族との間に生じる権利の問題について、国際的かつ分野横断的にアプローチする動きも起こっている²⁾。

これまで述べてきたように、ともすれば歴史叙述から捨象されてきた先住民族の遺跡・遺産を、積極的に評価する動きが国内外で進んでいる。本稿では、「パブリックな存在としての遺跡・遺産」が持つ可能性を、先住民族の遺跡・遺産を事例として論じていきたい。まず、従来の「遺産」と「先住民文化遺産」の相違点を確認する。次に、国内外で整備されつつある先住民族の文化遺

産を評価する枠組みの概要と課題を述べる。最後に、遺跡・遺産が持つパブリックな側面が、少数派である先住民の文化普及に、どのように寄与することができるのかを、ヘリテージツーリズムを紹介しながら考察していきたい。

2. 「見えにくい遺産」を守る

(1) 変革期を迎える遺産の概念

文化遺産や世界遺産という言葉が頻繁に聞かれるようになった昨今、「遺産」の持つ意味は多元化の一途をたどっているように見受けられる。現在行われている文化遺産研究の要点をまとめてみると、遺産とは定性的なものではなく、その時々「現在」の価値観の中で再解釈された過去の物事や事象の総体である、と定義することができる (Lowenthal 1997, XV; Munasinghe 2005, 253; 西村 2006, 2)。21世紀の現在では、多くの人々が「遺産は公共性が高い」と評価しているため、国家が主体となってその保護と管理を行うべきである、という共通認識が一般化している。しかし、そうした国家主導の遺産保護が行われるようになったのは、西欧の文化的先進国であっても19世紀のことであった³⁾。それ以前の西欧諸国では、過去から継承された記念物や歴史的建造物は、一部の権威者層が自らの権威を高揚するために収集されるだけのものであった。近代的市民国家を目指す機運が高まり、社会における市民の存在感が増してきた19世紀後半になると、公共財としての遺産の保護の担い手に、一般市民が参画するようになった。一般民主導の遺産保護のあり方は、その後欧米諸国で発展しながら、国家とは異なる枠組みで遺産保護を行う土台作りへとつながった。

世界遺産の選定基準の原則である「卓越した普遍的価値」という考え方も、19世紀から20世紀初頭にかけて発展したものである (ヨキレット 2005)。各地域に存する遺産を保全することこそが人類共通の遺産を守ることにつながる、という精神に則って登録される世界遺産も、21世紀の価値観と様々な社会活動の結果生まれた遺産の定義である。

また、「遺産」が示す概念の範囲に、継承されてきた過去の物事や事象といった具体的なものだけでなく、継承者として生きる現代のわたしたちとの関係性も含まれる、という指摘がなされている。例えば、「遺産」とは、現在の国家・コミュニティ・個人と歴史との関係性、あるいは(それらの)歴史への姿勢の総称である (Walsh 1992; Harvey 2001; Smith 2006; Harrison 2012) という捉え方や、「ある資源を継承していくために必要な、そ

の〈資源〉と〈人間〉とを結びつける多様な社会的・文化的関係性を集約的にさした概念 (山村 2006, 115)」といった考え方である。

このように、遺産を継承する「人」と歴史的・文化的「遺産」との関係性そのものが議論されるようになった背景には、ユネスコの世界遺産委員会が、遺産の定義に見出した新たな価値の存在があると考えられる。1994年、問題視されてきた世界遺産登録に関する地域別・種類別不均衡の是正を図るため、世界遺産委員会は『世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性確保のためのグローバル・ストラテジー (Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List、以下『グローバル・ストラテジー』)]』を採択した。『グローバル・ストラテジー』は、これまで偏重されてきた(1) 欧州地域における遺産、(2) 都市関連遺産および信仰関連遺産、(3) キリスト教関連遺産、(4) 先史時代および20世紀の双方を除く歴史時代の遺産、(5) 歴史的建造物の遺産、に対して、軽視されがちであった非西欧地域の文化・伝統、民族的な景観に価値を見出し、今後の世界遺産登録においては人間と土地との関わり方を重要視する必要性を指摘した。

『グローバル・ストラテジー』後には、これまでとは異なる価値評価によって選出された遺産が登録されるようになった。特に、「文化的景観」と「無形文化遺産」は、従来の西洋の遺産概念では捉えきれなかった非西欧型の文化遺産保護の枠組みを支える新たな価値基準となった。

文化的景観は、1992年の『世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention、以下『作業指針』)]』で初めて言及された、新しい遺産概念である。『作業指針』によれば、文化的景観とは、人間と自然との共同作業によって生み出された景観であり (World Heritage Committee 1992 (a), II A-47; World Heritage Committee 1992 (b), 6)、具体的には、(1) 人間が自然の中に意図的に作り出した景色 (庭園、公園など)、(2) 伝統的な生活・生業に基づいて形成された景観 (田園、棚田、牧場など)、(3) 自然それ自体にほとんど手を加えていなくとも、人間がそこに文化的な意義を付与した景観 (聖地とされた山、岩など) を指す (World Heritage Committee 1992 (b), 10)。

無形文化遺産という概念は、世界遺産条約の構想段階からあったようであるが、最終的に1972年の世界遺産条約に盛り込まれることはなかった⁴⁾ (佐藤 2003, 74)。やがて、1980年代からユネスコ内部で無形文化遺産保護に向けた組織づくりが開始された (宮田 2007,

2)。そして、1989年の『伝統文化及び民間伝承の保護に関する勧告 (Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore)』、1997年の『人類の口承及び無形遺産の傑作宣言 (Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)』を経て、2003年に『無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)』が採択されたことにより、無形文化遺産の保護が本格的に始動した。本条約において、無形文化遺産は「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義されている (『無形文化遺産の保護に関する条約 (文部科学省訳)』第2条第1項)。同条約第2条第2項では、無形文化遺産に含まれる5つの分野として、(a) 口承による伝統及び表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術、が挙げられている。

記念碑や石造建造物を高く評価する従来の西欧型の文化遺産から、文化的景観や無形文化遺産といった新しい遺産へと概念が拡大したことは、後述する先住民文化遺産を保護するための素地を築いたという点で、特筆すべきであろう。

(2) 先住民の文化遺産を捉える

先住民の文化遺産の特徴を理解し、保護体制を確立する試みは、国際社会としてだけでなく、先住民の権利問題を国内に抱えるアメリカ合衆国などでも行われてきた。

2007年の『先住民の権利宣言』第11条第1項には、考古学的・歴史的な場所だけでなく、文化的な伝統・慣習を保護および発展させる権利を先住民が有していることが謳われている。この条項を作成する上で、基本的な考え方となったのが、2005年に出された『先住民の文化遺産の保護に関する指針案 (Draft Principles and Guidelines on the Heritage of Indigenous Peoples、以下『横田・サーミ評議会文書』)』である。『横田・サーミ評議会文書』では、先住民の文化遺産保護は、基本的人権および民族自決権に基づくものであり、「全人類にとっての利益である文化的多様性の担保」に貢献するものであると述べられている (Commission on Human Rights 2005, 4)。そして『横田・サーミ評議会文書』は、先住民文化遺産の定義とその対象についても、詳細に言

及している。先住民文化遺産とは、先住民あるいは先住民である個人がつくり出した、先住民に起源を有する文化体系を反映した創作・表現・著作物のことである。先住民文化遺産が対象とする範囲は、(1) 史跡及び聖地を含む伝統的な土地、水域、及び種子・医薬・植物といった遺伝学的資源を含む天然資源、(2) 自然及び天地万物に関する伝統的知識及び慣習、(3) 説話・詩・なぞなぞといった文学作品、口承伝承、(4) 歌や楽曲などの音楽的表現、(5) 芸術的或いは儀式的な場で演じられる舞踊といった演技、(6) 特に図画、意匠、絵画、彫刻、彫塑、陶器、モザイク、木材工芸品、金属細工品、宝飾品、楽器、籠細工、手工芸、針仕事、織物、敷物、服飾品、建築様式における芸術的手法、(7) 社会的慣習、儀式及び祭事、である⁵⁾。

また、2001年に開催された世界遺産委員会の第25回会合 (ヘルシンキ) では、新たな世界遺産登録の際に、祖先の土地と関連する先住民の知識・伝統・文化的価値を保護するため、法的・政治的・および施策的保護を求めることが提起された。また、世界遺産条約40周年の2012年には、世界遺産条約と先住民の関係性について議論するワークショップが開催され、先住民の権利に関する専門家機構 (Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples、以下 EMRIP) がまとめた報告書を紹介している。EMRIPの報告書では、世界遺産委員会が先住民の精神文化を正しく理解し、先住民の文化遺産、特に聖地に対して敬意を払うために、世界遺産登録に係る政策決定への先住民の参画の必要性が強調された (EMRIP 2012, 7)。

国際社会で文化遺産における先住民の権利について議論され始めた背景には、各国の博物館に保管されている先住民の文化財を、本来の文化継承者である民族に返還することを求める運動が各地で展開していることも関係している。上記の文化財には、儀礼に使用される祭祀器、埋葬品、人骨、民具などが含まれる。また、動産だけでなく、先住民にとっての聖地といった不動産も含まれる場合もある。これらの文化財は、先住民が植民地支配を受けていた時代、あるいは彼ら／彼女らの権利が確立する前に、他民族の支配者や研究者らに持ち出されたケースが多い。昨今、先住民からの文化財返還要求に対して、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダが積極的に対応している (スチュワート 2009, 26) 特に、アメリカ合衆国では、1966年制定の『1966年国定史跡保存法 (National Historic Protection Act of 1966)』とその改正法 (1993年)、1979年制定の『1979年考古学資源保護法 (the Archaeological Resources Protection

表－1. 国指定文化財におけるアイヌ民族の文化遺産保護

文化財種別	種別	登録数		備考
		北海道全体	アイヌ文化関連	
指定文化財		344	18	
史跡名勝記念物	史跡	52	7	チャシ
	名勝	3	1	ピリカノカ
国宝・重要文化財	考古資料	16	1	美々8遺跡出土資料
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	風俗慣習	1	1	アイヌの建築技術及び儀礼
		1	1	アイヌのユーカラ
	民俗芸能	3	2	アイヌ古式舞踊
重要無形民俗文化財	民俗芸能	1	1	アイヌ古式舞踊
重要有形民俗文化財	交通・運輸・通信に用いられるもの	4	1	アイヌの丸木船(河沼用)
	衣食住に用いられるもの		2	アイヌの生活用具コレクション、北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション
文化的景観	文化的景観	1	1	アイヌ文化の伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観

Act of 1979)』とその改正法(1988年)、1999年制定『1999年アメリカ先住民墓地保護および返還法(Native American Graves Protection and Repatriation Act of 1999)』といった連邦法によって、埋蔵文化財や聖地を含む文化遺産における先住民族の権利保障および参画が確立されている(藤田2011; 加藤2012, 17-18)。また、オーストラリアとカナダにおいては、連邦政府レベルでの法整備は行われていないものの、州によっては先住民文化遺産保護のための州法を設けている。

今後、非西欧型の文化遺産を評価していく際に重要になる点は、「見えにくい」文化遺産、すなわち従来の西洋型の遺産概念とは異なる文化遺産をどのように理解するか、であろう。この問いを考える上で、2つの課題点が浮かび上がる。1つ目は、加藤が指摘するように、「ある個人や集団にとって意味を持ち象徴化された景観や場は、自動的に他のすべての人にも意識され、その価値や意味が共有されるわけではない(加藤2012, 13)」という点である。とりわけ、ある民族にとって聖なる場所の認定は困難である場合が多い。なぜなら、ある民族にとって畏怖されている場所や空間は、その民族固有の精神文化によって規定され、明確な人工改変がなされない景観の中に設けられる場合があり、そうした時には、別の民族には理解しがたい、あるいは認知しにくくなるからである。西欧的文脈で考えられる遺産とは異なる形態で存在する先住民族の聖地として、加藤は北欧の先住民族サーミの聖地を紹介している(加藤2012, 14)。サーミは自然景観の中に配された岩を聖地として認識し、信仰の要素として重要視しているが、サーミ以外の人々にとっては、自然景観の中にある岩としか認識できず、サーミの精神文化を理解していなければ、見過ごしてしまう「見えにくい」文化遺産なのである。また、日本

の先住民族であるアイヌ民族の聖地の中にもまた、同様の遺産が存在する。アイヌ民族の聖地であるチノミシリ(cinomi-sir)は、アイヌ語で「われら・祈る・場所」という意味である。しかし元来、チノミシリは、アイヌ民族以外の人には秘匿すべきものであり、その場所はコミュニティ内部でのみ共有される。つまり、2つ目の課題点は、本来ある集団の中でのみ共有されるべき精神文化に対して、他者である多数派がいかにアプローチし、保護の枠組みを提供していくのか、なのである。

(3) 日本の先住民文化遺産保護

日本の先住民族であるアイヌ民族に関わる文化財に対する保護は、1984年に重要無形民俗文化財に指定された「アイヌ古式舞踏」や2002年に重要有形民俗文化財に指定された「アイヌの丸木船」「アイヌの生活用具コレクション」などが先例としてある⁶⁾(表-1)。また、チャシと呼ばれる砦あるいは聖地の機能を持った遺跡が史跡名勝記念物(史跡)として、美々8遺跡から出土した擦文文化期からアイヌ文化期にかけての資料が、国宝・重要文化財(考古資料)として指定されている。これらの文化財は、有形・無形の区別が比較的明確である。

先に触れた通り、先住民族の文化遺産には、有形・無形といった物差しでは区別しきれない、独自の精神文化と自然景観が融合したものもある。こうした従来の文化遺産と異なるものを評価し、保護する枠組みが、昨今の日本でも整備され始めている。その代表的なものが、「文化的景観」と呼ばれる保護制度である。『文化財保護法』によれば、文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(『文化財保護法』第2条第1項第5号)」と定義

されている。留意すべき点は、世界遺産委員会で定義された文化的景観と『文化財保護法』のそれとは、若干の相違があることである。『文化財保護法』における文化的景観は、現在も引き続き生活・生業が営まれている景観を対象としており、既に失われてしまった生活・生業によって形成された景観には適用されない。対して、1992年の『作業指針』が規定する文化的景観には、その両方が保護対象に含まれている。

2013年4月の時点で35件が重要文化的景観に選定されている。この中で、アイヌ民族の伝統文化が含まれる登録物件が1件ある。北海道日高管内平取町に位置する「アイヌ文化の伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」は、2007年に重要文化的景観に選定された(吉原2009;2011)。北海道で重要文化的景観が選定されたのは、平取町が初めてである。近代化によるアイヌ文化への打撃、社会経済的变化による商業的植林、農地拡大、二風谷ダム建設、アイヌ民族の伝統文化の継承者不足など様々な課題を抱える中で、「アイヌ文化の諸要素を現在に至るまでとどめながら、開拓期以降の農林業に伴う土地利用がその上に展開することによって多文化の重層としての様相(奈良文化財研究所2010,7)」が景観の中に息づいている点が評価され、保護が決定した。今もなお継承されているアイヌ文化の諸要素には、チャシなどの埋蔵文化財、北海道大学文学部二風谷研究室(旧マンロー邸)やアイヌ文化に関する博物館・資料館といった有形のものだけでなく、沙流川流域に古くから語り伝えられてきた口承文芸やチノミシリといった象徴的・認知的価値も組み込まれている。有形としての自然・文化と、無形としての象徴的・認知的価値は切り離すことが出来ず、どちらかが失われれば文化遺産としての価値が減ってしまう点が考慮された指定である。

また、アイヌ民族に伝わる叙事詩に謡われた物語やその舞台、アイヌ語により命名された独特の地形からなる土地は、「ピリカノカ(アイヌ語で「美しい・形」)」と称して国指定の名勝として保護されている。2013年9月時点で、8件の景勝地が指定されている⁷⁾。

ただし、日本における先住民文化遺産保護には課題も残る。少数派であるアイヌ民族の文化遺産を評価する過程に、アイヌ民族の参画の機会が少ないことである。景観と精神文化が結びついた場所も、現在もそこで生業が営まれていなければ、『文化財保護法』が定める文化的景観として、保護することはできない。また、日本の考古学的手法では遺跡としての認定が難しい聖地や遺跡や、文化的な継承者が存在しないとされている地域に残る象徴的な意味を持つ景観を、どのように認知して日本



図-1. 礼文島浜中2遺跡で行われたアイヌ民族の儀式
(北海道大学岩波連氏提供)

の文化遺産保護の枠組みに組み込んでいくか、についてはさらなる議論が必要であろう。

例えば、北海道の知床半島地域は、2005年に世界自然遺産に登録された。知床という地名は、北海道内の多くの地名と同様に、「シリ・エトク(shir-etok)」というアイヌ語に由来する(山田2000,224)。知床には、多くのアイヌ語由来の地名、伝承、史跡が残っており、人々が暮らしてきた長い歴史が蓄積されている。これまでの調査によって、114ヶ所の遺跡と、19ヶ所のチャシが確認されている。チノミシリや伝承地と言った聖地を含めれば、知床半島の歴史的・文化的価値はさらに高まる。しかし、知床の世界遺産登録では、類い稀な自然環境の多様性は強調されたものの、古来より連続と続いてきた人々の暮らしを示す埋蔵文化財やアイヌ民族の歴史的・文化的側面はその評価に含まれず⁸⁾、複合遺産として登録されなかった(松井2006;小野2006;加藤2009;平澤・加藤2012)。登録作業に際して、現地調査を行った国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources,以下IUCN)は、知床半島における先住民族の関わり方について、「登録された遺産の利用や伝統的な慣習の実践、エコツーリズムを含めて将来的な資源管理に北海道ウタリ協会⁹⁾などを通じたアイヌ民族の関与が重要である」と報告しているが(IUCN2005,31)、上記の勧告を活かす具体的な方策は、現在においても採られていない¹⁰⁾。さらに憂慮すべき点は、この登録によって、先住民族が自らの祖先の地や聖地への立ち入りが制限される事態が起こる可能性があることである(平澤・加藤2012,30)。先住民族に関わる文化遺産の評価に参加できない上に、世界遺産に登録された区域に自由にアクセスする権利が奪われてしまうことは避けるべき事態である。

日本における文化遺産マネジメントにおいて、いかにアイヌ民族との協働関係を構築していくかは急務の課題

である。ただし法律による規定がない日本では、上記の課題に向き合うためには、文化遺産に関わる研究者や埋蔵文化財担当者の研究倫理と配慮に頼るほか術はない。それでも、状況は少しずつ変化の兆しを見せている。昨今では、アイヌ文化に関わる遺物・遺構が出土、あるいは調査対象地がアイヌ文化と関わりの深い場所であることがあらかじめ分かっている時には、発掘調査前後にアイヌ民族による先祖供養などの儀式が行われるケースが見られる(図-1)。また、2011年に開始された礼文島浜中2遺跡における学術発掘では、調査隊と北海道アイヌ協会との間で合意文書が交わされた(加藤・岩波・平澤・鈴木2012, 3)。合意文書には、(1)調査内容に関する事前協議、(2)調査・研究における協業、(3)調査結果の報告、といった内容が盛り込まれている。文化遺産の中でも考古遺産の場合、発掘調査はマネジメントの入り口である。先住民族との協働を目指すのであれば、その発掘の計画段階、調査段階、そして出土遺物・遺構の解釈の各段階で彼ら／彼女らとの協議を持つ必要がある。上記のようなアイヌ民族との包括的な協業を目指す発掘調査は、先例のない試みであり、今後の動向が注目される。

3. パブリックな存在としての遺跡・遺産を活かす：ヘリテージツーリズムの挑戦

(1) 遺跡・遺産の活用と先住民族

先住民族の主体的な参画は、遺産・遺跡の評価だけに留まらず、それらの活用の場においても進められている。その活用のあり方の1つとして、注目を浴びているのが観光である。その背景には、観光が果たす社会的意義が再認識されたことがある。1999年および2002年に記念物および遺跡の保護に関する諮問機関である国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites、以下ICOMOS)が採択した『国際文化観光憲章(International Cultural Tourism Charter)』では、観光は経済活動であるとともに、文化遺産の価値・重要性に物理的・知的にアクセスするための「重要な文化交流の手段」であると、積極的に評価された¹¹⁾。これまで文化遺産の人的破壊を助長する要因と見なされてきた観光が、正しく管理されれば「大衆の遺産に対する理解を深め、遺産の保護のために必要な資金や、世論の支持、政治的支援を得ることにつながる」ツールとして認識されたのである(山村2012, 39)。北海道における観光の場合、手つかずの大自然や明治期以降の開拓史に焦点があたり、先史時代より連綿と住み続けてきた人々の歴史や文化をテーマとした宣伝活動やツアーは、前者に比べ

るとはるかに少ない(山村2012, 35)。考古遺跡や文化遺産を通じて、明治期以前の北海道の様相をより多くの人に知ってもらい、理解を深めてもらうことは、すなわちアイヌ民族がたどってきた歴史や継承されてきた伝統文化に触れてもらうことにもつながる。

また、『国際文化観光憲章』では先住民族の歴史と文化を普及させる過程に、先住民族が主体者として関わることの重要性が説かれている。同憲章の基本原則「ホスト社会と先住民コミュニティの関与」では、文化遺産のマネジメントに関与すべき集団として、以下の3者を挙げている。(1)現在のホスト・コミュニティ(文化遺産がある地域の住民)、(2)土地あるいは重要な場所について伝統的な権利と責任を有する先住民族、(3)法的に文化遺産を所有する人・組織、の3者が文化遺産の保護と観光の計画・立案に携わるべきだとしている¹²⁾(ICOMOS 1999, Principle 4.1)。その理由として同憲章は、文化遺産の利害関係者であるホスト・コミュニティ、先住民族、法的所有者そして文化遺産への訪問者が、「文化遺産の重要性にアクセスできるようにすること」こそが、観光を含む文化遺産マネジメントの目的であることを挙げている¹³⁾(ICOMOS 1999, The Key Charter Concepts)。ここで用いられている「アクセス」とは、文化遺産の重要性に、(1)現場での体験を通じて触れることができる(物理的アクセス)、(2)現場あるいは現場を訪れなくても、情報を知ることができる(知的アクセス)、(3)現場あるいは現場を訪れなくても、親しみや楽しみを持つことができる(感性的アクセス)ことを指す¹⁴⁾。今後の先住民文化遺産マネジメントを考える時、以上の点を踏まえた上で先住民族に関わる遺跡・遺産の活用に対する展望を述べるとすれば、「先住民族の積極的関与の下、先住民族の歴史・文化・現在に対する情報を、正確に、親しみが持てる形で、あらゆる人々に対してアクセス可能にする仕組みの構築(山村2011)」が求められるのである¹⁵⁾。

(2) 遺跡・遺産をパブリックにするヘリテージツーリズム

上に述べた先住民族に関わる遺跡・遺産の活用に求められる課題に向き合おうとしているのが、ヘリテージツーリズムである¹⁶⁾。国連世界観光機関(United Nations World Tourism Organization、以下UNWTO)によれば、ヘリテージツーリズムとは「自然史、人類の遺産、芸術文化、哲学、他の国や地域の文物に浸る行為」と定義されている(UNWTO 1992)。また、アメリカのナショナル・トラストでは、「歴史的・文化的魅力のある場所・資源を旅行することで、過去を興味深く楽しい方法で学ぶ



図-2. かつての鮭漁遺構が見つかったサクシュコトニ川
(筆者撮影)

こと」をヘリテージツーリズムとしている (The National Trust for Historic Preservation 2003, 6)。『国際文化観光憲章』や諸機関の定義を総括すると、ヘリテージツーリズムとは、文化遺産の利害関係者と来訪者双方に、文化遺産の重要性を理解する機会を創出する観光の一つのあり方と言える。さらに、文化遺産を取り巻く人々に、観光という行為を通して、文化遺産の重要性を伝えるということは、すなわちヘリテージツーリズムが遺跡・遺産が内包するパブリックという性質を活かす有効な手段ということでもある。パブリック考古学やコミュニティ考古学の基本的な考えにもあるように、担い手となる社会の支持がなければ、遺跡・遺産の持続可能な保護は難しい。換言すれば、より多くの人々が遺跡・遺産が持つ重要性に触れ、理解する機会が増えれば増えるほど、「わたしたちの遺跡・遺産」という意識が生まれ、持続的な保護ができる可能性は高くなる。

先住民族の文化遺産には、従来の文化財や文化遺産の概念では捉えられない無形のものや、精神文化と融合した景観がある。そのため、それらを個別に保護するだけでは、その重要性をより多くの人に伝えるという点では力不足になりかねない。見えにくい文化遺産を規定する先住民族の精神文化や伝承とともに、遺産の重要性を利害関係者や来訪者に伝えることができるような観光こそ、「わたしたちの遺跡・遺産」という意識、すなわちパブリックな遺跡・遺産を可能にするツールになる。白老、平取、阿寒といったアイヌ文化を色濃く継承する地域では、観光開発を通じて、一般の人々へのアイヌ民族の歴史や文化への理解を促進していくと同時に、有形・無形の先住民文化遺産を将来の担い手に継承する動きが活発化している。

また、筆者が勤務する北海道大学でも、キャンパス内に残るアイヌ文化期を含む先史時代の遺跡をめぐるト

レイルが作られている¹⁷⁾。北海道大学キャンパスの中には、南から北へと蛇行するサクシュコトニ川とそれに並行して走るセロンベツ川が流れていた¹⁸⁾。そして、2本の河川沿いには縄文文化、続縄文文化、擦文文化の遺跡が確認されている。特にK39遺跡では、複数地点の川沿いから、擦文文化ないしアイヌ文化期に使用されていた漁具と思われる杭列が検出されている (小杉・高倉他2003)。このトレイルでは、擦文時代の堅穴住居群、アイヌ民族の漁具出土地点といった考古学的側面と、明治時代以降の歴史的建造物を中心とした北海道大学創立の歴史を3時間ほどで学べるように構成されている。一見、明治時代以降の歴史しか残っていないように見えるキャンパスも、その場所が辿ってきた歴史ストーリーと共にめぐる、かつて湧水があった窪地や、かつて鮭漁が行われていた川は、先人たちの営みが息づく空間として色づき始める。このトレイルは、大学の授業で用いられ、アイヌ民族のガイドがツアーの一部として活用したりと、少しずつはあるがアイヌ民族の歴史や文化を伝える一助となっている。

【註】

- 1) スチュワート (2009, 18) が指摘するように、特定の集団を「先住民族」、世界の諸集団全般を「先住民」と訳語を区別する場合もあるが、本稿では両方とも「先住民族」と記す。ただし、すでに定訳がある条約などの名称については、その表記に基づく。
- 2) IPinCHは、遺物、考古学的遺跡、および関連する伝統的知識や精神文化といった有形・無形の文化遺産の利用とその利用から生じる利益は誰のものか、という課題に対して学問横断的に取り組んでいる。IPinCHは、研究者、研究機関、先住民族コミュニティ、政策立案者、その他の利害関係者が、上記のような問題に対して公平かつ適切で、効果的な研究方針や研究活動を行えるよう話し合うために設立された組織である。(公式ウェブサイト：<http://www.sfu.ca/ipinch/>, 2013-10-20参照)。
- 3) 国家主導で文化財保護を行った最初の国は、スウェーデンである。1666年、スウェーデン国王カール12世は、「わが祖先と全王国の名誉を高めるような記念物」の保護を定めた遺跡保護に関する布告を出した。ただし、ここでカール12世が指し示す記念物とは、その国の政治権力や正当性を誇示するものであった。国家にとっての公共性をより強く意識した遺産保護の制度としては、1887年にフランスで施行された『歴史記念物法』を挙げることができる (川村・根木・和田2002, 2; Harrison, R. 2013, 44)。
- 4) 無形文化遺産の歴史的経緯については、東京文化財研究所がまとめた『無形文化遺産研究報告書』、および『第12回国際

文化財保存修復研究会報告書 文化財保護制度の研究：無形文化財の保護に関する国際比較（日本・アジア・ユネスコ編）に詳しい。

5) 和訳は拙訳による。原文では以下の通り。

“Cultural heritage” as outlined in paragraph 1 manifests itself, inter alia, in the following domains: (a) Traditional lands, waters-including historical, sacred and spiritual sites-natural resources, including genetic resources, such as seeds, medicines and plants; (b) Traditional knowledge and practices concerning nature and the universe; (c) Literary works and oral traditions and expressions, such as tales, poetry and riddles, aspects of language such as words, signs, names, symbols and other indications; (d) Music expressions, such as songs and instrumental music; (e) Performances or works such as dances, plays and artistic forms or rituals, whether or not reproduced in material form; (f) Art, in particular drawings, designs, paintings, carvings, sculptures, pottery, mosaics, woodwork, metalwork, jewellery, music instruments, basket weaving, handicrafts, needlework, textiles, carpets, costumes, architectural forms; and (g) Social practices, rituals and festive events. (Commission on Human Rights 2005, 7)

6) アイヌの古式舞踏は、2009年にユネスコの無形文化遺産に登録された。

7) 名勝「ピリカノカ」の構成資産は次の8件である。(1) 九度山(クトゥンヌプリ:名寄市)、(2) 黄金山(ピンネタイオルシベ:石狩市)、(3) 神威岬(カムイェトウ:枝幸町・浜頓別町)、(4) 襟裳岬(オンネエンルム:えりも町)、(5) 瞰望岩(インカルシ:遠軽町)、(6) カムイチャシ(豊浦町)、(7) 絵鞆半島外海岸(室蘭市)、(8) 十勝幌尻岳(ポロシリ:帯広市)。

8) 知床半島の世界自然遺産への登録過程についての問題は、小野有五(2006)によって詳細に報告されている。

9) 北海道ウタリ協会は、2009年に社団法人北海道アイヌ協会へと名称改変した。

10) ただし、世界遺産制度では、当初の登録基準に加えて新たな評価すべき要素が認められれば、将来的に遺産登録の種類が変わることもある。例えば、オーストラリアにあるエアーズ・ロックで有名なウルル=カタ・ジュタ国立公園は、世界自然遺産として1987年に登録された。その後、当地における先住民アボリジニの文化的側面が評価され、複合遺産として1994年に再登録が行われた。

11) 原文は下記の通り。

“Domestic and international tourism is one of the foremost vehicles of cultural exchange, providing personal experience of that which has survived from the past as well as the

contemporary life and society of others.” (ICOMOS 2002, the Key Charter Concepts 4)

12) 原文は下記の通り。

“The rights and interests of the host community, at regional and local levels, property owners and relevant indigenous peoples who may exercise traditional rights or responsibilities over their own land and its significant sites, should be respected. They should be involved in establishing goals, strategies, policies and protocols for the identification, conservation, management, presentation and interpretation of their heritage resources, cultural practices and contemporary cultural expressions, in tourism context.” (ICOMOS 2002, Principle 4.1)

13) 原文は下記の通り。

“A Major reason for undertaking the protection, conservation and management of heritage places, the intangible heritage and collections is to make their significance physically and/or intellectually accessible to the host community and to visitors.” (ICOMOS 2002, the Key Chapter Concepts 1)

14) 原文は下記の通り。

“Access to significant features, values and characteristics, including all form of access, including physical access, where the visitors experiences the place in person, intellectual access, where the visitor or others learn about the place, without possibly ever actually visiting it and emotive access where the sense of being there is felt, again even if a visit is never taken.” (ICOMOS 2002, Glossary)

15) 文化遺産の保護と観光の計画・立案には、その文化資源の認定、保護、管理、表現方法および解釈に関する目標設定、戦略・政策立案が含まれている。そのため、あるコミュニティにとって重要な価値を有し、場合によっては一般の人々からのアクセスを制限する必要がある場合には、それを尊重すべきであることも強調されている (ICOMOS 2002, Principle 4.2)。

16) ヘリテージツーリズムに関する定義および研究動向は、山村(2012)の他に、下記の文献に詳しい。

石森秀三・西山徳明(編)2001『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告21。

西山徳明(編)2004『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館調査報告51。

17) 現在、北海道大学構内に残る遺跡や遺産を巡るトレイルは2つ作られている。そのうちの1つは、北海道大学の埋蔵文化財調査室が作成した「人類学トレイル」で、同調査室が実施した構内遺跡調査地点のうち代表的な場所を結ぶトレイルである。本稿で、取り上げたトレイルは2つ目のトレイルで、

こちらは北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、同大学の観光学高等研究センターとの共同研究プロジェクトの一環で作成されたものである。

- 18) サクシュコトニ川は、都市開発によって水源が枯渇してしまっ
たが、2004年の「サクシュコトニ川再生プロジェクト」によ
り水流が復活した。

【文献】

- Bruchac, M. M., Hart, S. M. and Wobst, H. M. (eds.) 2010: *Indigenous Archaeologies: a Reader on Decolonization*, California; Altamira Press.
- Conmission on Human Rights 2005: *The Draft Principles and Guidelines on the Heritage of Indigenous People*.
- EMRIP 2012: *Follow-up Report on Indigenous Peoples and the Right to Participate in Decision-making with a focus Extractive Industries*.
- Harrison, R. 2013: *Heritage: Critical Approaches*, London: Routledge.
- Harvery, D. C. 2001: "Heritage Pasts and Heritage Presents: Temporality, Meaning and the Scope of Heritage Studies," *International Journal of Heritage Studies*, Vol.11 (3), p.p. 319-338.
- ICOMOS 1999, 2002: *International Cultural Tourism Charter*.
- IUCN 2005: *IUCN Evaluation of Nominations of Natural and Mixed Properties to the World Heritage List*.
- Kane, S. 2003: *The Politics of Archaeology and Identity in a Global Context*, Boston: Archaeological Institute of America.
- Lowenthal, D. 1997: *The Heritage Crusade and the Spoils of History*, London: Cambridge University Press 7.
- Munasinghe, H. 2005: "The Politics of the Past: Constructing a National Identity through Heritage Conservation," *International Journal of Heritage Studies*, Vol.7 (4), p.p. 251-260.
- The National Trust for Historic Preservation 2003: *Heritage Tourism Assessment and Recommendations for St. Augustine, Florida*.
- Rowan, Y. and Baram, U. 2004 *Marketing Heritage: Archaeology and the Consumption of the Past*, Walnut Creek: Altamira Press.
- Schadla-Hall, T. 2006: "Public Archaeology in the Twenty-First Century," in Layton, R., Shennan, S. J., Stone, P. (ed.) *A Future for Archaeology: The Past in the Present*, London: UCL Press, p.p. 75-82.
- Smith, C. and Wobst, M. H. (eds.) 2006: *Indigenous Archaeology: Decolonizing Theory and Practice*, London: Routledge.
- Smith, L. and Robinson, M. (eds.) 2006: *Cultural Tourism in a Changing World: Politics, Participation and (Re)Presentation*, Clevedon and Buffalo: Channel View Publication.
- Walsh, K. 1992: *Representation of the Past: Museums and Heritage in the Post Modern World*, London and New York: Routledge.
- Watkins, J. 2000: *Indigenous Archaeology: American Indian Values and Scientific Practice*, Walnut Creek: Altamira Press.
- Watkins, J. 2005: "Through Wary Eyes: Indigenous Perspectives on Archaeology", *Annual Review of Anthropology* Vol.34, p.p. 429-449.
- World Heritage Committee 1992 (a): *Operation Guideline for the Implementation of the World Heritage Convention* (本稿では、文化庁仮訳版を使用).
- World Heritage Committee 1992 (b): *Guideline on the Inscription of Specific Types of Properties on the World Heritage List (Annex 3 of Operation Guideline for the Implementation of the World Heritage Convention)*.
- UNWTO 1992: *Guidelines: Development of National Parks and Protected Areas for Tourism*.
- 小野有五 2006 「シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割: 先住民族ガヴァナンスからみた世界遺産」『環境社会学研究』12, p.p. 41-56.
- 加藤博文 2009 「先住民考古学という視座: 文化遺産・先住民族・考古学の課題」『北海道考古学』45, p.p. 31-44.
- 加藤博文 2012 「先住民文化遺産と地域に根差した考古学」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG (編), p.p. 12-28.
- 加藤博文・岩波連・平澤悠・鈴木健治 2012 『北海道礼文町浜名2遺跡2011年度考古学調査概要報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター.
- 川村恒明(監修)・根木昭・和田勝彦(編) 2002 『文化財政策概論: 文化遺産保護の新たな展開に向けて』東海大学出版会.
- 小杉康・高倉純・守屋豊人・佐野雄三・中村有吾 2003 『北大構内の遺跡 XⅢ』北海道大学埋蔵文化財調査室.
- コリン・レンフルー, ポール・バーン (著), 池田裕, 常木晃, 三宅裕 (監訳) 2007 『考古学: 理論・方法・実践』東洋書林 (原著 Renfrew, C. and Bahn, P. 2004: *Archaeology: Theories, Methods and Practice*, Thames & Hudson).
- 佐藤直子 2003 「ユネスコにおける“無形の文化財”保存についての取り組み」叢書『文化財保護制度の研究』『“無形の文化財”の保護に関する国際比較(日本・アジア・ユネスコ編)第12回国際文化財保存宗風研究会報告書』東京文化財研究所.
- スチュワート・ヘンリ 2009 「先住民をめぐる問題」窪田幸子・野林厚志(編)『「先住民」とは誰か』世界思想社, p.p. 16-37.
- 苑原俊明 2006 「先住民族の文化遺産の国際的保護: 国連の動向

- とアイヌ民族』『大東法学』48, p.p. 37-60.
- 奈良文化財研究所 (編) 2010『文化的景観資料集成第1集 文化的景観保存計画の概要 (1)』奈良文化財研究所.
- 西村正雄 2006「『遺産』概念の再検討」『文化人類学研究』7, p.p. 1-22.
- 平澤悠・加藤博文 2012「世界遺産知床における文化遺産と考古学」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG (編) p.p. 29-34.
- 藤田尚則 2011「アメリカ先住民の聖地保護政策と国境禁止条項」『立教アメリカン・スタディーズ』Vol.33, p.p. 75-98.
- 松井圭介 2012「第8章 ヘリテージ化される聖地と場所の商品化」『宗教とツーリズム：聖なるものの変容と持続』山中弘 (編), 世界思想社, p.p. 192-214.
- 山田秀三 2000『北海道の地名：アイヌ語地名の研究 山田秀三 著作集別冊』草風館.
- 山村高淑 2006「ヘリテージツーリズムをデザインすることの意義とその思想」桑田政美 (編)『観光デザイン学の創造』世界思想社.
- 山村高淑 2011「北海道におけるツーリズムの課題と可能性：先住民族の歴史・文化・現在に関するアクセス手段としてのツーリズムの観点から」『国際シンポジウム「北方のツーリズムと景観」要旨集』.
- 山村高淑 2012「ヘリテージツーリズムと先住民族観光」『先住民文化遺産とツーリズム』北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民文化遺産とツーリズムWG (編) p.p. 35-44.
- ユッカ・ヨキレット (著), 増田兼房 (監修), 秋枝ユミ・イザベル (訳) 2005『建築遺産の保存 その歴史と現在 (立命館大学歴史都市防災研究センター叢書)』アルヒーフ (原著 Jokilehto, J. 2002: *History of Architectural Conservation (Conservation and Museology)*, Routledge).
- 吉原秀喜 2009「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」『文化的景観研究集会 (第一回) 報告書：文化的景観とは何か？その輪郭と多様性をめぐって』奈良文化財研究所, p.p. 52-63.
- 吉原秀喜 2011「アイヌ民族の祈りと文化的景観・環境」『日本遺跡学研究』第8号 p.p. 72-79.

Abstract: This paper discusses potential of public archeological sites and heritage as examples of indigenous sites and cultural heritage. The first chapter identifies the differences between the general concept of heritage and indigenous heritage, introducing ideas of cultural landscape and intangible heritage recently adopted by UNESCO. The second chapter explores the strategies for proper appreciation and protection of indigenous heritage developed by UNESCO and in Japan. The final part of this paper examines how the public nature of archaeological sites and heritage can contribute to the promotion of indigenous history and culture.

歴史・文化を「つたえる」「まなび」にまつわる取り組みから思うこと

Relaying Our History and Culture An Essay about the Actions on “Learning”

渡邊 淳子 (文化のみち/奈良文化財研究所)

WATANABE, Junko (Way of Our Culture/Nara National Research Institute for Cultural Properties)

1. はじめに

この度の遺跡等マネジメント研究集会において、社会的記憶 (=考古学的な歴史観とは別のコミュニティ成員自らが保有する別の遺跡観) や、ステークホルダーの多様性・複雑性、パブリックアーケオロジーの多義的・批判的アプローチなど、今までの一面的なものの方から脱却した視点でのご発表が数多くみられた。

これと同じような動きが、博物館や教育活動のなかでも起こっており、また筆者自身もそれらに取り組むなかで「歴史や文化を伝えること、まなぶこと」に対する意識の変化が生まれていった。

本稿では筆者が現在関わっている、博物館におけるまなび、地域の祭のなかにもみるまなび、新しいまなびを創造する活動、この3つの事柄をもとに「歴史や文化を伝えること」について考えてみたい。

2. 博物館における“まなび”

「博物館」は、遺跡や遺産と関連の深い分野である。多くの史跡や文化遺産が整備されるにあたっては、敷地内や隣接地にその遺跡や遺産を紹介し理解するための博物館や資料館が併設される。史跡整備で必ずといってよいほど出てくる文言「保存と活用」、この言葉の「活用」の部分の担う施設として、博物館はたびたび登場する。歴史系博物館の場合、訪れる人々(地域住民や観光客)に、その地域の歴史や遺跡のことを知ってもらい、その価値を理解してもらう、というような教育啓蒙的な役割で博物館を捉えることが多かったが、1980年代の欧米を皮切りに、構成主義や社会構成主義¹⁾の考えが博物館界でも活用され、博物館教育の概念に変化がみられるようになってきた。

(1) 構成主義に基づく博物館での“まなび”

「構成主義」とは、「人間の知識はすべて(各々の経験、あるいは社会との関わりのなかで)構成されるものである」とする考えで、教育分野のみならず、社会学、心理学など、人文社会科学の領域において新しい方向を指し示す思想として広がってきた。

この理論は、博物館学、博物館教育の分野でも展開されており、G.E.HeinやE.H.Greenhillなどがこの理論を博物館教育に取り入れている(表-1)。

例えばHeinは、博物館での学びについて、「伝統的な方法」と「構成主義」との対比に基づき、博物館教育の4つの領域を示した(図-1)。教育理論の構成要素として「知識に関する理論」を縦軸に「知識は学習者の外側に存在する」方向と「知識は学習者の内面において個人的にまたは社会的影響により構成される」方向に示し、「学習に関する理論」を横軸に、「学習者は漸進的であり受け身の内面に一つずつ知識が付加される」方向と「学習者は自らの経験から知識を構成する」方向に示した。そしてこの縦軸と横軸の交差によって分けられた教育理論の4つの領域に、「教授法」を加味し、博物館のタイプを当てはめている。それまでの、知識は学習者の外側に存在し受け身に注入されていく学習観から、知識は自分の内面に、個人の経験や周囲からの影響をもとに構成される一とする構成主義的な博物館を提唱し、その要素として、定められていない順路、さまざまな見方や能動的な学習

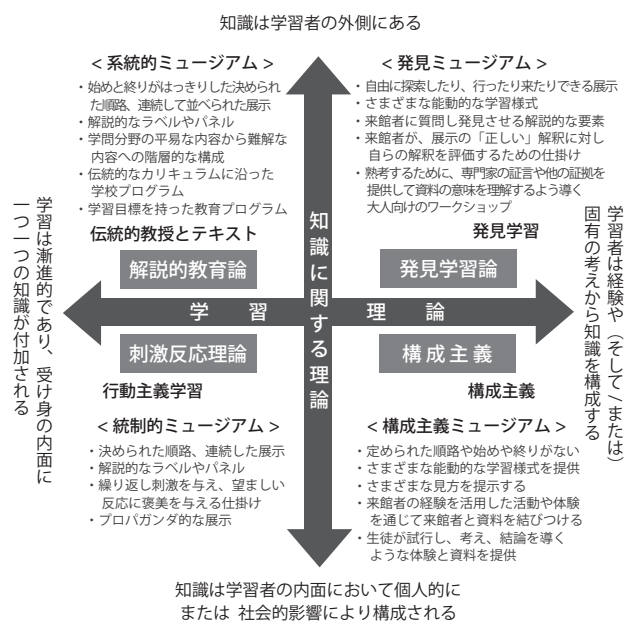


図-1. 博物館教育の4つの領域
(Hein1998 Hein1999 の概念図・記述を筆者が合成・改変)

表-1. 構成主義に基づく博物館教育にみられる理論

人名	理論	概要
G.E. Hein	知識に関する理論と学習理論で構成される4つの領域	学びを知識に関する理論と学習理論の組み合わせで捉え、4つの領域からなるとし、それぞれに当てはまる博物館の特徴を示した。
E.H. Greenhill	文化的アプローチによるコミュニケーション	来館者は、それぞれに個人的、社会的、政治的な影響を受け展示を解釈するため、博物館はそれを考慮して展示をつくる責任がある。
J.H. Falk と L.D. Dierking	来館者体験の3つのコンテキストと Interactive Experience Model	来館者の体験には3種（個人的コンテキスト、社会的コンテキスト、物理的コンテキスト）あり、この3つが重なるところにインタラクティブな体験モデルが存在する。
J.S. Bruner	論理科学的思考様式とナラティブ的思考様式	思考には普遍的倫理一貫性を求める論理科学モードと自身の真実味・迫真性を求めるナラティブモードがあり、ナラティブの重要性を説く。
H. Gardner	多重知能理論 (MI理論) とエントリーポイント	人間には8つの知性 (Multiple Intelligences) があり、その発達度合いは人により異なり、学習に対しては7つのエントリーポイントがある。

様式の提供、来館者が（今までの）経験を活用し、自ら考え結論を導くような体験を提供することを挙げた。

このほか、来館者は博物館で、自分のそれまでの経験や周りの影響を受けながら博物館での体験を理解していくという考え方 (E.H.Greenhill, J.H.Falk と L.D.Dierking) や知識は各々がそれぞれの方法で構築していくという観点から主体的、独自の、多義的・多元的なものの見方やアプローチを尊重したもの (J.S.Bruner, H.Gardner) など、近年の博物館教育にみられる理論には構成主義の流れや影響を受けているものが多い。

(2) 思想背景と実践

欧米で、構成主義的な考え方が生まれ発展し、博物館教育においても受容・展開していった背景をみると、そこには植民地主義や移民など多様な文化の混在や、貧困などに対する問題を博物館でも考えていこうとする、社会への積極的な姿勢がうかがえる。これはパブリックアーケオロジーが起こってきた背景とも重なるだろう。植民地時代に為政者であったイギリスの博物館における支配された側（奴隷）の立場からの展示や解説、博物館に来る機会が遠ざけられてしまうような低所得者層や貧困層マイノリティとされる社会的弱者（ホームレス、同性愛者、低所得者など）を博物館に呼び込み一緒に展示を作りあげていくプロジェクト、知的障害のある学生をボランティアスタッフとして研修させたり、アルコール・薬物依存者の社会復帰の場とするなどの活動はその一端である。他にも、展示評価で利用者視点からの博物館の活動の検証をおこなったり、レミニッセンス（回想法）を取り入れるなど、コミュニケーションを重視した活動を取り入れている館も多い（表-2）。

日本では、2000年あたりから欧米の概念や方法を取り入れるかたちで、構成主義的な考えが入ってきている状態である。

(3) 平城宮跡資料館での取り組み

前節で取り上げた構成主義的な要素は、実際の展示の

表-2. 欧米の博物館における取り組み

取り組み	概要
マイノリティへのアプローチ	ポストコロナ理論にもとづく思想や、ソーシャルインクルージョン（社会的包括）の観点から、マイノリティ（被植民地支配者、移民、同性愛者、障害者、アルコール・薬物依存者、低所得者層など）に対し、彼らの視点からの展示や、彼らに博物館の展示や活動に参画してもらうプログラムが行われている。
回想法 (Reminiscence)/ オーラル ヒストリー	回想法はアメリカで高齢者の心理療法として提唱され、過去の生活用品などを題材にグループで思い出を語り合い懐古する。展示者と来館者そして来館者同士のコミュニケーションを促進のため積極的に取り入れられている。個人の記憶と経験に基づくオーラルヒストリー（口述記録）は、移民のアイデンティティの再生や隠れた歴史の側面に光をあてる方法として用いられる。
展示評価 (Evaluation)	博物館の企画・制作の各段階で、利用者への調査（アンケート、インタビュー、行動観察、モックアップなど）を行い、その有効性を検証し、実際の展示へとフィードバックさせること。博物館を、博物館側の視点からだけでなく、来館者の視点からも捉え、一緒に展示を作り上げていこうとする試み。

なかでどのように活用することができるだろうか。筆者が携わった平城宮跡資料館²⁾の企画展のなかから事例を取り上げ考察する。

A. 「わたしの平城宮跡」(2010年度夏期企画展「平城宮跡 今・昔—岡田庄三写真展」)

平城宮跡を半世紀以上撮影された地元佐紀町在住の、岡田庄三氏による写真展。会場には、昭和30年代の平城宮跡の写真と、同じ場所の現在の写真を並べて展示した。

「わたしの平城宮跡」のコーナーでは、入館者がそれぞれの記憶に残る平城宮跡の風景をあげ、その風景にまつわる思い出やエピソードを記入用紙に書いて、ブースに設置したボックスに投函してもらった（会期中、104名が記入）。記入していただいた用紙は、ブースの壁の一部掲示し、その他はファイリングして自由に閲覧できるようにした。この参加型展示は、展示されている岡田庄三氏の平城宮跡の写真と、自分の宮跡での体験とを重ね合わせ、「自分のなかの平城宮跡の風景を再構築」している。平城宮跡の現在の風景や、多くの人が知っている駅やお祭りのようすなどの写真も併せて展示することで、より自分の経験と結びつけやすくなったのではないかと推測する。

イ. 「あなたはどうか考える？—どうして魚が入っていたの？」(2010年度春期企画展「発掘速報展 平城2009・2010」)

この参加型展示は、興福寺南大門の基壇で出土した鎮壇具の紹介コーナーに設けた。鎮壇具の容器からは、フサカサゴ科の魚骨が見つかったが、その理由についてはまだ確証がなかった。そこで、来館者それぞれに「なぜ魚が入っていたのか」を自由に想像してもらえよう、ポストイットと鉛筆を用意し、各自が思いついたアイデアを壁に設置した掲示板に貼ってもらった。

このアイデア掲示板には、会期中205件のコメントが寄せられた。面白い発想やユーモアのある回答、おふざけのものまで実にさまざま、自分の見解に参考文献のコピーをつけて掲示してくれた方もいた。「明らかにこ



図-2. 「どうして魚が入っていたの？」
(発掘速報展 2009・2010 掲示板)

れは違うだろう」と研究者なら思ってしまうようなコメントも多くあるが、こちら側が口を挟むようなことはしなかった。回答が合っているか間違っているかではなく、わずかな手がかりから魚が入っていたことが判った事を知ってもらい、「どうしてそんなモノが入っていたのだろうと一緒に考えて考える行為そのものを大切にしたい。

この掲示板は、来場者Aのアイデアが貼られた後、別の来場者Bが掲示板を見て同伴者Cと話が弾む光景が度々見られた。展示を通じて来館者同志（A・B・C）のコミュニケーションが促進されたといえるだろう。

ウ. 「発掘調査員の頭の中を旅しよう！」(2012年度春企画展「発掘速報展2012」の展示コンセプト)

上記2例は企画展のなかの1コーナーにおける構成主義的な要素であるが、展示全体を構成主義的に構成することもできる。リニューアルオープン以来3回目を迎えた「発掘速報展2012」では、「発掘調査員の頭の中を旅しよう！」と題し、発掘調査で研究員が、いつの段階で、何を考え感じ、どのように遺跡を解明しようとするのか、「思考過程」を紐解く展示を試みた³⁾。

会場は、脳の神経細胞（シナプス）の形状をイメージし、各思考を見せるブースの床を円形表示し、思考どうしとの関係性を線でつないだ（図-3）。展示した3遺跡（平城京左京三条二坊一・二坪、薬師寺食堂、法華寺周辺）のそれぞれの調査の特性を表現した展示構成とし、平城京左京三条二坊一・二坪：5次にわたる調査の度に検討を重ね見解や疑問が生まれていく試行錯誤のようすを木の幹と枝のような導線で表し、回数ごとに調査員の心境が段階的に書かれた段ボールPOPを思考回路の道標的に配置した。

薬師寺食堂：絵図や文献資料、過去の伽藍内調査や他の寺院の調査事例で得られた情報を使いさまざまな角度から、発掘調査を進めていくようすを示した。



図-3. 「発掘調査員の頭の中を旅しよう！」
(発掘速報展 2012 展示空間)

法華寺周辺：小規模で断片的な調査を長年にわたり記録し積み重ねていくことで、一帯の様相解明に繋がるさまを、MAPケースに見立てた段ボール引出しと一帯の調査区めぐりとの組み合わせで表現した。

会場リーフレットも、ページを開くごとに思考が展開していくイメージが表現できる「蛇腹折」の仕様にした。それまでの調査成果をわかりやすく整理し系統立てて示す教育啓蒙的な展示ではなく、調査員の思考過程に沿って不規則に展開する展示空間を来館者がたどることで、来館者自身が次の展開を想像する展示を意図した。

エ. 「どうぶつ絵本をつくろう！」(2013年度夏期企画展「平城京どうぶつえん」おやこワークショップ)

展示だけではなく、展示に関連したワークショッププログラムでも構成主義的な要素を取り入れることができた。「平城京どうぶつえん」は、平城宮・京出土の動物にまつわる遺物を集めた企画展である。夏休みの親子連れが楽しめるよう、考古学・歴史学的な知識にとらわれず、自由な視点でモノ（遺物）をじっくりみてもらうことに重点を置き、会期中に親子で展示動物（出土品）にちなんだ絵本づくりをするワークショップをおこなった。

まず展示会場を引率し簡単な解説をして、平城宮・京の出土品に様々な動物をモチーフにしたものがあることを知ってもらおう。参加者には白紙の冊子を渡し、好きな出土遺物の動物シールを選び冊子に貼り、折り紙やカラーペン、クレパスを使ってオリジナル絵本を作成してもらった。子ども達はめいめいに、白紙のページに、「動物」を置き、絵や文字・背景を折り紙やペンで足していく、自分だけの物語を楽しそうに紡いでいった。

絵本という形態をとることで、それまで博物館の「展ケースの遺物」だった動物が「自分の絵本のなかの登場人物」に変わり、身近なものに感じ、対象（展示物）について自由に自分自身の頭で考えられるようになる。色



図-4. 「どうぶつ絵本をつくろう！」
(平城京どうぶつえん おやこワークショップ)

や形による表現は、子どもの自由な発想を促す。また絵本完成後、子ども達一人一人が参加者の前で作品を発表(説明)することで、自分の中で描いた世界をより具体化することにもつながっただろう。

実際の企画展示を通して構成主義的要素を取り入れることは、解説的なこれまでの展示を脱却し、展示の可能性を広げることになる。ただ、構成主義がすべて良いという訳ではない。特に歴史系の博物館では全くの基礎知識や情報なしに、自由に発想することはできない。解説的な展示と構成主義的な展示を上手く組み合わせ、得た情報を自分のなかで組み立て理解できるようなバランスがとれた展示構成をはかるべきである。

3. 地域の伝統のなかにみる「まなび」

教育や学習というと、私達は博物館も含め学校や講座など、教育目的の施設で先生から生徒が教えてもらうことをイメージしてしまいがちだが、「まなび」とはそのような限定されたものだろうか？筆者は、現在「文化のみち」⁴⁾の活動で、歴史や文化を通じた新しいまなびの創造を模索している。従来の学校教育とは違うまなびのありかたを探るため、地域の祭礼や風習のなかに見られるまなびの要素に着目した。

(1) 能登島向田の火祭における準備

A. 火祭のしくみ

向田の火祭(県無形民俗文化財指定)は、石川県能登島向田で夏におこなわれる納涼の祭事である。青年団が中心となつてさまざまな準備(所役)をおこなうが、特に子ども達に関わる所役が多く、かつては年齢別に4つの組(マツイ)を作り、その年齢階梯制によって所役を分担し祭の準備作業を執行していたのが特徴である(図-5、表-3)現在は、年齢別のマツイのしくみはなくなったものの、子どもが担当する所役は残ってお

表3. 向田の火祭における所役一覧

所役	時期・日数	内容	担当(過去→現在)
奉燈洗い	7月初旬の土曜	前年の奉燈の紙を剥がし、枙材を近くの用水路まで運び、洗う。	カマヒバシ →子ども(若衆が指導)
竹伐り	奉燈洗いの翌日から数日間	手松明用の竹を300本、山から伐りだす。※かつては800~900本集めていた。	カマヒバシ・フジキリ →
岩けずり	2日間ぐらい	干場(祭礼会場)付近の岩山の岩を割ってこぶし大の石を1500個つくる。祭の際、この石を点火した柱松明が投げつけ、心木にくくりつけたワラ縄を断つ。	カマヒバシ・フジキリ →(安全上の問題から現在は実施していない)
ムギワラ集め	1日間	手松明に巻きつける藁を各家から集める。	フジキリ(+カマヒバシ) →(ワラ不足のため、村で購入・調達、持参)
シバフおこし	半日	干場のシバフをおこして神社の境内へ運ぶ(境内前方の溝にかけわたす橋板上に載せるもの)。	カマヒバシ・フジキリ →(橋自体を架けなくなったため現在は実施せず)
橋づくり	2日間	神社前方の溝に幅1mの長さ6mの橋板をわたしてシバフをのせ、神輿や奉燈の出入りにあたり足場を整備する。	マーカイがフジキリ・カマヒバシを指揮(+ハヤシカタ) →(現在は実施していない)
ワラ叩き(ワラ打ち)	7月初旬の日曜	綱ねりや手松明で使うワラを機械にかけ柔らかくする。	子ども →一年寄り
綱ねり	7月初旬の日曜 ※かつては祭の数日前	ワラをよって、柱松明の上から四方に張りわたす4つよりナワ(シコ)と柱松明の綱を結わえる3つよりナワ(ミコ)を2本ずつつくる。若衆(青年団)と、壮年団・年配者が競争で練る。※かつては、村を二分してミコ・シコ1本ずつ作り競争した。	綱ねり: (S36以前)ハヤシカタ・馬牛所有の家のもの →(S36以降)大人手強い: 子ども(ハヤシカタ・マーカイ中心) →子ども
幣竹伐り		柱松明の上につける長大な真竹を伐り出す。先に御幣をつける。	マーカイ →青年団
シバ集め		柱松明の心木である大木の周囲に結わえるシバ800束(現在1戸7束)を各家から集める。※1戸あたりの束数増える。	子ども →(各家が持参することになったため集める所役なくなる)
宮掃除-綱ねり・手松明づくり片付け	作業後随時	綱ねり作業で散らかった神社境内を清掃する。※現在、綱ねり・手松明づくりは干場に設置した火祭センターでおこなっている。	カマヒバシ →若衆、手伝い
ハヤシの稽古	祭礼の半月前から毎晩	海浜に出て、祭の際に演奏する曲目(4曲)の笛・太鼓・鉦の稽古をする。※現在は、町の集会所前でおこなう。	ハヤシカタ →子ども (小学6年以上、若衆が指導)
大木伐り・大木あげ	7月中旬の土日	柱松明の心木である大木を山に伐りにいき(大木伐り)、干場近のたぬ池に保管していたものを取り上げ干場まで運ぶ(大木あげ)。※大木は、3、4年して使用に耐えなくなった時に新しく伐り出す。	青年団 →青年団・大人
サシドロ伐り		大木を支える木材(サシドロ)となる赤松七本を伐り出す。※1年に1本ずつ補充する。	新入団のハヤシカタ →青年団・大人
コサシドロ伐り		松明おこしの時に用いるささえ木で、4m前後のものを20数本用意する。	馬を所有するものが2軒で1本出す →(戦後より作業が機械化したため必要なしに)
道普請		神社から干場までの道路を整備する。※道路が改修され、S40年代には干場入口を繕う程度に、現在では実施していない。	青年団 (道路改良のため、必要なしに)
手松明づくり	祭前日 ※かつては夏休みに入ってから約3日間	伐り集められた竹にムギワラを縛りつける。祭の際、柱松明の周りを	カマヒバシ・フジキリ(中心) ・マーカイ →一年寄り・子ども (子どもには一年寄りが指導)
松明しばり・松明おこし	祭前日	大木の周囲にシバをゆわえつけ、左右から大ナワで縛りあげ、重機を使って、大木を起こし、ささえ木(サシドロ)を差し込む。※昔はすべて人力でおこなっていたが14年頃より、ワイヤーロープをつけハッカーにかけロクロをまわすつり上げた。現在は重機を使って起こしている。	青年団→村全体 ※手伝い・子ども→大人 村中に触れ歩き・子ども 手松明運び(シバ寄せ):フジキリ 柱松明綱運び:マーカイ・フジキリ シバくくり補助:マーカイ 綱引き:マーカイ ロクロまわし:ハヤシカタ
水運び	祭前日	作業場である干場に飲料水を桶・バケツで運ぶ。※現在は、青年団がジュースなどの飲料水を用意する。	カマヒバシ →(青年団が購入、用意する)
砂あげ	祭当日(午前中)※かつては2日間	神社で櫓を、海浜で砂をとり、団子状にしたものを、干場にある神輿の御旅所(※現在は台が設置されている)にならべ、櫓をさしたてる。	カマヒバシ →子ども(若衆指導)
奉燈おこし	祭当日	神社の境内で奉燈を組み立てる。 ※現在、大型のものはクレーンを使用	大人・子ども →大人
奉燈こわし	祭翌日(午前中)	奉燈を解体し、枙材神社の倉庫にしまう ※現在は、大型奉燈は青年団を中心に大人が片付け、小型奉燈は大人の指導のもと子どもが片付け(車輪は干場に片付け)。	青年団・子ども →青年団を中心に大人・子ども
橋こわし	祭翌日	橋板の上にシバフを載せて足場をこしらえたものを解体・撤去する。	マーカイ指図・カマヒバシ・フジキリ →(橋を架けなくなったためS39年から実施せず)
お金もらい	祭翌日	青年団長宅を訪れ、慰労の祝儀をもらう。※現在は、青年団の会計係引率で民宿で昼食後、祝儀をもらう。	子ども →子ども (会計引率、民宿で昼食後もらう)

■ …現在も子どもが関わる所役
 ■ …かつては子どものものであったもの
 □ …所役自体が無くなってしまったもの

※向田町民への聞き取り(2012.7)および小倉1967をもとに作成

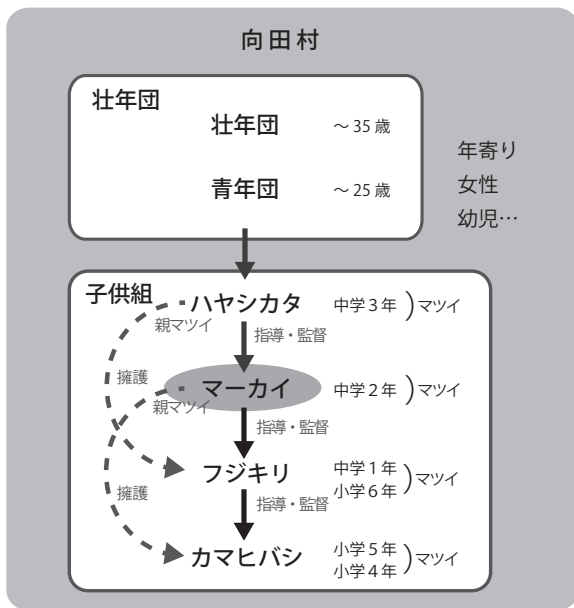


図-5. 向田の火祭における年齢階梯制(昭和40年当時)
※小倉学1967の記述より作図

り、子どもからお年寄りまで村全体で、祭の約1ヶ月前から、さまざまな準備を担っていく。

イ. 調査の内容

祭の準備が始まる7月上旬から所役(奉燈洗い、ワラ叩き、綱ねり、ハヤシの稽古、手松明づくり、松明しぼり・松明おこし、奉燈組立て、砂あげ、後片付け)の作業のようすを拝見し、作業の合間に参加住民の話聞いた。また祭が終わってから、祭にそれぞれの立場で関わる4名(A, B, C, D)⁵⁾に聞き取り調査をおこなった。

(2) 火祭にみる“まなび”の要素

準備作業のようすを観察し、住民の話をしていると、祭の運営には以下のような特色を見出すことができた。

ア. マニュアル化・効率化されていないユルさ

準備作業の進行や細かい内容は厳密に決められている

訳ではない。やり方を書いたマニュアルはなく、年長者が年少者に事細かに手取り足取り指導するというものもない。作業をしていくなかで、自然と体にしみこませて覚えていく⁶⁾。

今でこそ、大人達の仕事が休みの土日に作業が集中し、作業日数も軽減しているが、子どものマツイが機能していた頃は、「囃子の練習で集まっても、一遍も笛を吹かない日もあった。(A)」「最初集まって30分仕事して、その後遊んでいた(D)」という緩い状態であったようだ。今でも作業の進め方は、のんびりとしていて効率化や短縮化を追求してはいない。この一見ただらしているようにみえる「つるんでいる」時間が、人間関係を育てていく上で意味があるのではないだろうか。

イ. 上下関係はあるが、領分を守る

かつての子供組では、上下関係は非常に厳しかったという⁷⁾。今では子どものなかでの厳格な上下関係は消失しているものの、年寄り→年配者→壮年団→青年団(年長者)→青年団(若衆)→子どもの序列は残っている⁸⁾。

上下関係がある一方で、「火祭は青年団(若衆)の祭」という意識は徹底しており、年寄りや年配者は経験上、技術もあり段取りも知っているが若衆を立て、作業終了の決定など祭準備の進行にあえて介入していなかった⁹⁾。

ウ. 様々な世代が集まり、誰かの目がある

祭の準備のなかで、子どもから年寄りまで異なる世代が一堂に会したり、一緒に作業する機会が度々ある。そのなかで、青年団が子どもを指導監督をする、綱ねりのとき年寄りが子どもにワラの束ね方・渡し方を作業しながら教えたり、壮年団が青年団に縄の結び方¹⁰⁾を伝授する、など直接的なものから、前年度の青年団長が祭当日に現団長の傍らにつきそっていたり、手大松づくりの休憩中に年寄りの人達が、(子どものお囃子の演奏を)「最初のうちは(下手で)聞いちゃおれなかったけど、もう



図-6. 綱ねりのようす



図-7. 松明しぼり・松明おこしのようす

だいぶ上手いこと吹けるようになってきたわ。」と喋っていたり、さりげなく自然に見守る光景もみられた。

教える（見守る）側も教わる側も、その関わり合いのなかで育っていき、まなび合っているのだと感じた¹¹⁾¹²⁾。

エ. 自分たちがやっているという自覚と実感

聞き取り調査をしていくと、祭に対して「プライド」を持っているという発言が、A、C、Dで共通してみられた。このプライドとは「自分たちがこの祭をやっている」という自覚の表れであろう。そしてその感覚を実感できるのが、自分たちが共同で作上げたモノがカタチで見れるということである¹³⁾。火祭では、柱松明を立てるのに使われる長大な綱を、村人が子どもから年寄りまで協力し練り上げる。燃らせた綱は柱松明とともに四方にはりめぐらされる。村人の力が結集した証を真近で目にすることができる。自分が祭の役割を担っている、自分も向田の一員であるという想いを一層強くするのであろう。

オ. 次世代への想い

祭の準備に参加している子どもをみると、その父親のほとんどが準備への参加率が高い。親が小さいうちから子どもを連れて準備に来ているのである。聞き取り調査をしても、「自分の子どもに祭りをやってもらいたい」という気持ちを強く感じた（A、C、D）。「この祭は、（文化財としての学術的な）価値が高く貴重なものだから、後世に残したい」と思うのではなく、「（祭の準備は）大変やけど向田の祭だから、自分らの子ども達に受け継いでいってもらいたい」と思うのである。

世代が変わるにつれて、祭の形態は変化してきている。現在では、火祭の特徴のひとつであった子供組の年齢階梯制は消失しており、祭に使用するシバやワラなどの材料不足や、人口の減少に伴う人手不足、人力から機械化への移行など、島をとりまく社会環境・自然環境の変化から、ここ数十年は過渡期を迎えているといえるだろう。そんななか、祭で残したいもの、大切だと思うものを聞いたところ、A：「綱ねり。結束力が高まる。」、B：「火祭を“する”ということ（だけは変わっていない。）」、C：「準備を自分たちでやること。」、D：「祭（をつうじて）のつながり。」という答えが返ってきた。時代の変化に従って、変わらざるを得ない部分は仕方ないが、自分たちの祭であるという自覚がかかってくる部分は、変わらずに守りたいという意識がみえた。

4. 新しい“まなび”への試み

文化のみちでは、歴史や文化を通じた新しいまなびを創造する活動もおこなっている。ここでは、一連の3つの取り組みにおける段階的な模索を通じて、歴史や文化

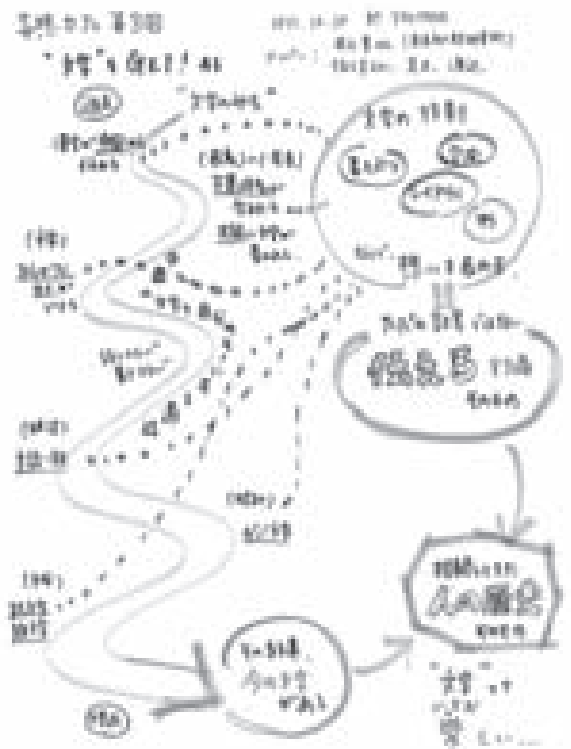


図-8. 妄想 Café 見取図

へのアプローチのありかたを探っていく。

(1) 妄想Café¹⁴⁾

様々なジャンルのメンバーが集まり、身近なものから歴史の流れや人の営みを考えてみよう、という試み。毎回、話題提供者としてメインゲストを呼び、身近な話題をきっかけに、考えを交わしながら思考探究していくが、以下のことを心がけた。

ア. 一方的な講義の形式にしない

話し手と受け手の教授形式ではなく、ひとつの発言を受けてまわりが反応し思考が展開していく、インタラクティブなやりとりを目指した。

イ. 話の行き着く先が見えない

あらかじめ決められたテーマや目的に向かって議論を進め結論を導くのではなく、その時の参加者の会話や発言の流れにまかせて話題が展開・進行していくようにした。

ウ. Caféのような気楽な空間

参加者が自由に発想・発言できるように、堅苦しくない環境をつくった。喫茶店のスペースをお借りして、お茶を飲みながら気軽におしゃべりする感覚でおこなった。

エ. 探求の記録

思考探究の過程を追って記録したもの＝「航海図」と、その内容が一目でみて把握できるようコンパクトにビジュアル的に概念化したもの＝「見取図」（図-8）を作成し、今後の思考探究の参考にした。



図-9. 勝手にむかし探しふりかえり MAP



図-10. 想像する地図

(2) 勝手にむかし探し¹⁵⁾

妄想Caféのお出かけ版として生まれた企画で、部屋のなかで頭の中だけで思考探究するのではなく、まちを歩いてみて気になったこと感じたことを題材に思考探究する取組み。以下の要領で実施した。

ア. 歩くコースは決めない

あらかじめコースは設定せず、歩きながら気の向く方向へ行き、そこで偶然見つけたものとの出会いを大切にしました。

イ. おしゃべりしながら歩く

数人のグループで、見たこと気づいたことについて会話しながら歩く。一人で歩いた時にはない、発見や気づきが生まれることを期待した。

ウ. 写真で記録

歩きながら、各々が気になったものをそれぞれデジタルカメラで撮影していった。

エ. 戻ってからの振り返り

歩き終えた後、それぞれが気になったものや感じたことについて、撮影した写真画像を見せながら語り合った。話の途中、歴史的な背景が気になった際には、周辺の歴史に詳しい地元在住のオブザーバーに尋ねた。まち歩きの過程は、住宅地図に歩いた道のを記入、撮影した写真を貼り、気づいたものや気になったこと、その後の思考はポストイットに貼り、ふりかえりMAP(図-9)とした。

(3) 想像する地図¹⁶⁾

勝手にむかし探して作成した振り返りMAPが、どうもありきたりでじっくりこない、まちを歩いて気づいたり感じたりしたときの感情や感覚、そのあとの思いなどがもっと表現できるような記録のしかたはないだろうか、という思いから始めたのがこの試みである。「勝手にむかし探し」と同様に、あらかじめコースを決めず、会話をしながらまち歩きをするが、以下の点を変更した。

ア. 写真は撮らずに自分で描きとめる

前回の「勝手にむかし探し」では、写真画像を記録に使用したが、今回は自分自身の感覚を表現するために、写真はあえて撮らずに、まち歩きをして気になったものを感じたことをその場で、自分の手で描きとめた。描き方は自由で、文字でもイラストでも、色でもカタチでも文章でも良しとした。

イ. 既存の地図は使わない

方角や距離が正しい客観的な地図のイメージをとばらって、自分の感覚を基準にする主観的な地図づくりを試みた。そのため、歩いた道のを既存の住宅地図に落とし込むマッピングはおこなわなかった。

ウ. 時間をおいて反芻する

まち歩きをした後、1週間、2週間と時間をおいてから描きとめたものを見返し、そこで新たに感じたことをつけ足していくようにした。時間の経過を地図に盛り込むためである。

(4) 試みの変遷と発展

「妄想Café」のこれまでの探求を紹介すると、「文化財」の話から「そうじ」や「(ごはんの) おこげ」のことが引き合いに出されたり、「文字」の話題から「文字がなかった頃のコミュニケーション」に話が及び、次の回では、再度「文字」の話から「文字は単なる伝達の記号ではなく伝える行為そのもの=格闘してきた人の歴史そのもの」という感覚が生まれた。「骨」の話から「ものの見方、向き合い方」に、「コミュニケーション」の話題は、「まなびと社会との関係」に発展した。着地点の決まっていなかったインタラクティブなやりとりのなかで、それぞれの事柄の思わぬ繋がりや関連に気づかされることが多くあった。

「勝手にむかし探し」では、まちを歩き、実際に自分が見たり、気になった題材から思考探究をはじめ。町の名前や道や家の形から、昔のようすを想像してみたり、改修を重ねた家々から時間をかけることの意味を感じ、新旧混在の住宅密集地の不思議な一体感の訳を考える…話が発展・飛躍しても、ネタになった話題に実体がある分、話していてイメージがしやすいし、話の内容をより具体的に実感することができる。

「想像する地図!」は、これまでに3回実施しているが、「勝手にむかし探し」の時に比べて、歩いた道のりやそこで出会った光景の記憶が、自分の中でしっかりと根付いていることがわかった。写真に頼らず、自分の目でみて感じたことを自分の手で描きとめているからであろう。また写真を撮っていた時は、まちを俯瞰していたのが、自ら描きとめた場合は、まちに自分が一歩踏み込んでいるような感覚を感じた。

地図に書き込んだ自分のコメントをみると、時間が経つにつれ、歩いた当初にみた光景から、それが自身の経験や現在の感情と結びつき、自分のことに引きつけた内容が多くなる。歩いた土地を通じて、自分自身と向き合っている自分がいることに気づいた。

今後は、各々が作成した地図をつき合わせて、どんな新しい地図が生まれるか実験する予定である。

5. おわりに

これまで、博物館におけるまなび、地域の伝統のなかにもみるまなび、新しいまなびへの試みの3つの視点から、まなびとは何か、歴史や文化を通じたまなびのありかたについてみてきた。このなかには、共通する部分が大変多い。ここに整理しまとめておく。

①必ずしも決まった答えがあるわけではない

社会の多様化に伴い、博物館の展示や教育が、教育啓

蒙的な教示から多義的なアプローチへと変化してきたように、見方ひとつで世界は変わる。それまで歴史教育というひとつの枠におしこめてきた歴史や文化との関わり方を、もっと多様なものに広げることができるのではないだろうか。

②主体的に関わり実感することによって体得する

向田の火祭で、綱を協働で練りあげることで得られる「自分が向田の一員である」という実感、想像する地図!で自分で歩いて描きとめていくなかで見えてくるもの…自分自身で、体験し、感じ、考えることで、はじめて対象を自分のことに引きつけて捉えることができる。

③周囲との関係よって形成される

向田の火祭でさまざまな世代が関わり合いながらお互いに成長していくように、展示を通じた来館者どうしのコミュニケーションや妄想Café等のインタラクティブなやりとりの中で影響を受け影響を与え、新しい発想や見方が生まれるように、人は周囲との接触のなかで形成されてゆく。

④結果よりプロセスが大切

向田の火祭が物語るように、重要なのは結果(=祭)に至るまでのプロセスであり、そのなかでまなびが生まれる。①とも関係するが、決められたゴールに向かってまっすぐ走るのではなく、途中いろいろなところへ寄り道しながらたどりつく過程が必要である。

上記のような、歴史や文化を通じた「まなび」を実現するためには、まず「どれだけ自分とつながりがあると感じられるか」、が重要である。「歴史」や「文化」という言葉にすると、非常に壮大でまるで自分とは遠い存在のことに思ってしまうが、実際は身のまわりにあるものすべてにヒストリーがあり、一人一人の営みの積み重ねが歴史や文化をつくっている。身近なものからアプローチしていく「きっかけづくり」が必要であろう。

そして、その身近な題材から、個々の情報を結びつけたり自分の経験と照らし合わせるなど、自分なりのものの見方や考え方を構築していけるような「橋渡し」をしていくことが重要である。

このようなまなびは、かつては祭の準備のように暮らしのなかでごく当たり前に自然におこなわれてきたことなのだろう。しかし、社会的環境の変化によって近年では生活の中にあつたまなびの土壌が希薄になってしまったように思う。この古くて新しいまなびの方法で歴史や文化にアプローチすることは、自分自身とそのまわりをみつめることにつながり、ひるがえってはそれが文化を

繋いでいくことになるのかもしれない。

これを、遺跡を通じた「まなび」に置き換えて考えてみたとき、同じことがいえるのではないだろうか？

- ①これが正解といえる整備の方法がある訳ではないし、遺跡とその人のとの関係性によって遺跡の捉え方は異なってくる。
- ②遺跡の存続は、地域住民をはじめとする遺跡に関わる人々が、遺跡と自分とをどれだけ結び付けて考えられるかにかかっている。自分のこととして実感がなければ、遺跡は遠い存在になってしまい、記憶から薄れてしまう。
- ③遺跡の整備は、遺跡をとりまく地域の状況と切っても切り離せない関係にあるし、そこを訪れる人々もまた然りである。
- ④遺跡の整備をおこなうことが、ゴールなのだろうか？ 実は遺跡についてそして、それをとりまく地域について考えて模索していく過程こそ、本質的な課題がみえるチャンスなのかもしれない。

このような状況が熟してはじめて、遺跡に対する感情＝社会的記憶が生まれるのではないだろうか。そしてこの記憶を受け継いでいくことが、遺跡を本当の意味で次の世代に伝えていくことにつながるのだと思う。

※本稿の一部は、平成24年度科学研究費（奨励研究）「文化や歴史を通じてこれからの生きかたを探究する新しい学びの構築に向けた実践的研究」（課題番号：24907037）の成果の一部である。

【註】

- 1) 構成主義は、知識は学習者の内面において個人的に構成されるものであるとし、社会構成主義は、周囲との関係（＝社会的影響）により構成されるとしている。ここでは2つの考えを総称して「構成主義」と呼ぶ。
- 2) 奈良文化財研究所の公開施設で、平城宮跡のガイダンス機能を担っている。2010年のリニューアルオープン以降、年に数回、企画展示をおこなっている。
- 3) 平城宮跡資料館で開催した過去3年における発掘速報展の展示コンセプトの違いや、それに伴って変化した展示構成や空間デザインの比較分析については、小稿（渡邊2013b）を参照。
- 4) 「文化のみち」は、歴史や文化を自分たちの目で見つめ直し、これからの生きかたを探求するなかで次世代に文化をつたえる任意団体（代表：足立久美子）。「まなびの場」を創造、実践し、次の時代の文化の担い手を育てていく活動をしている。詳しくは、<http://www.bunmichi.news-site.net/>
- 5) 後日聞き取り調査をおこなった4名は、かつて青年団常任理

事（火祭で柱松明の支え木を抜く指揮を執る重要な役）を務めた市役所職員A（30代後半）、祭の神事を執り行う伊夜比咩神社の宮司B（80代）とその息子である禰宜C（50代）、孫の青年団員D（20代）である。こちらの四人の方々をはじめとする、向田町の皆様には調査を通じて大変お世話になった。記して謝意を表します。

- 6) Aによると、昔の子どもは囃子の笛を練習するとき、指を適当に合わせながらリズムで吹かたを覚えていったという。今の子どもは、大人が指のかたちや動きを教えて覚えている。
- 7) 「（同じマツイ）の上級生は厳しかった。何度もやり直しをさせられたり、しばかれたりした。（年寄り）」
- 8) 向田では、みんなで食事に行くと年長者がおごる習慣になっている。「向田では、年上の者が若いもの面倒をみるのは当たり前。ずっとそうしてきた。（若衆20～30代）」
- 9) 綱ねりの作業終了について、年配者が青年団長に伺いを立てたり、手松明づくりをしていた子どもが年寄りに「（この作業が終わったら）次何する？」と聞かれたとき「あっちにいるお兄さん達（青年団）に聞きなさい」と答えていた。
- 10) 「男縛り」と呼ばれる縛り方。「向田ではこれができるようになったら一人前と認められるんです。（青年団員20代）」
- 11) 青年団も子どもへの指導を通じてまなんている。Dは、どのように子どもに声をかけるのがよいか難しさを感じていた。また青年団の若衆がそのような悩みを抱えていることを年長者のAは把握していた。
- 12) このような学習のありかたは、「状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加（Situated learning: Legitimate Peripheral Participation = LPP）」の学習理論にみられる徒弟制的なまなびといえる。この概念において、学習とは、状況に埋め込まれたものであり、学習主体が実践共同体の正式メンバーとして実際の活動に参加し、その参加形態を徐々に変化させながら、より深く実践共同体の活動に関与するようになる過程全体を指す（ジーン・レイブ、エティエンヌ・ウエンガー著 佐伯胖訳1993）。
- 13) Dは、子どもの頃綱ねりの作業をみて、「これおっちゃんらで（人の手で）作っとったんかよ」と驚きすごいと思ったと話してくれた。
- 14) 妄想Caféの各回の内容は、文化のみちのホームページ（http://www.bunmichi.news-site.net/moso_cafe1.html）に掲載している。
- 15) 勝手に昔さがしの各回の内容は、文化のみちのホームページ（http://www.bunmichi.news-site.net/mukashi2012_13.html）に掲載している。
- 16) 「想像する地図！」は現在進行形の企画であり、その経過は「文化のみち」のブログ（「Bunmichiブログ」（<http://www.bunmichi.blogspot.jp/>）で紹介している。

【文献】

- George. E. Hein, 1998, Learning in the Museum, Routledge
- George. E. Hein, 1999, 6 The constructivist museum, The Educational Role of the Museum, Routledge
- ジョージ・E・ハイン著 鷹野光行監訳2010『博物館で学ぶ』同成社
- Eilean Hooper Greenhill, 1999, The Educational Role of the Museum, Routledge
- ジーン・レイブ、エティエンヌ・ウェンガー著 佐伯胖訳1993『状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加』
- K.マックリーン著 井島真知・芦谷美奈子訳『博物館をみせる人々のための展示プランニング』玉川大学出版部
- ティム・コールドトン著 染川香澄・芦谷美奈子・井島真知・竹内有理・徳永喜昭訳2000『ハンズ・オンとこれからの博物館 インタラクティブ系博物館・科学館に学ぶ理念と経営』東海大学出版会
- 今井康晴2010「ブルーナーのナラティブ論に関する一考察」『広島大学大学院教育学研究所科紀要』第一部 第59号
- 大堀 哲・水嶋英治2012『新博物館教科書 博物館学Ⅱ 博物館展示論*博物館教育論』
- 小笠原喜康2005「博学連携と博物館教育の今日的課題－近代学校の問題点を越えて－」森茂岳雄編『国立博物館を活用した異文化理解教育のプログラム開発』国立民族学博物館調査報告 56
- 小笠原喜康／チルドレンズミュージアム研究会2006『博物館の学びをつくりだす－その実践へのアドバイス－』ぎょうせい
- 小笠原喜康・屋島國雄・並木美砂子編2012『博物館教育論』ぎょうせい
- 小倉学1967『石川県能登島の火祭』伊夜比咩神社社務所
- 加藤由以2012「日本における博物館教育論の展開と課題－構成主義理論の紹介に注目して－」青山学院大学教育学会紀要『教育研究』第56号
- 上條雅雄（訳・編集）2008 「マルチプル・インテリジェンス理論の概要と私的考察」公益財団法人ソニー教育財団 <http://www.sony-ef.or.jp/overseas/>
- 木下周一2009『ミュージアムの学びをデザインする』ぎょうせい
- 久保田賢一2003「構成主義が投げかける新しい教育」『コンピュータ&エデュケーション』Vol.15 CIEC（コンピュータ利用教育学会）
- 外山 徹2001『英国の博物館教育における“思考法”についての一考察－ロンドン市立博物館「ギャラリー・バック」を素材として－』明治大学博物館研究報告 第6号
- 中村恵子2007『構成主義における学びの理論－心理学的構成主義と社会的構成主義を比較して－』新潟青陵大学紀要 第7号
- 並木美砂子2002「展示者側と利用者側をつなぐ理論：社会構成主義とコミュニケーション論（博士論文抜粋）」『博物館と動物園での学び』<http://homepage3.nifty.com/zooedu/>
- 日本展示学会（企画・編集）2010『展示論－博物館の展示をつくる－』雄山閣
- 藤田 茂2008『教育展示におけるアフォーダンス－「マインズ・オン」展示をめぐる－』教育学雑誌 第43号
- 松岡葉月2008『歴史系博物館における主体的学びの研究』総合研究大学
- 松田陽・岡村勝行 2012『入門パブリック・アーケオロジー』同成社
- 渡邊淳子2013a「平城宮跡資料館の展示を考える」『総合研究会（第23回）資料集』奈良文化財研究所
- 渡邊淳子2013b「平城宮跡資料館過去3回の発掘速報展における展示比較」『奈良文化財研究所紀要2013』奈良文化財研究所

Abstract: In this paper, I analyze the process of taking over history and culture to new generation through examination of three activities; learning in museum, learning in local festivals and learning activities for inventing education method through history and culture. The analysis shows new factors which is never known in historical education before. As a common point of three activities, it is possible to point out that independence, variety, process and relationship with others are more focusing matter if compare with existing historical education. We can understand more deeply on the matter when we see, feel, think and influence with others by ourselves. Therefore, it is important to set up a mechanism and opportunities for learning to promote individual's thinking and knowledge when we organize learning programmes. Also, that approach to history and culture will be contributed to understand ourselves and surroundings. That process is taking over history and culture. The paper concludes this point is very important for conservation and presentation of archaeological site in each region.

ローカルからはじめる遺跡・遺産 ～ 太宰府市民遺産

Sites and Heritage in the Hands of Citizens
“DAZAI-FU Citizens’ Heritage”

城戸 康利 (太宰府市教育委員会文化財課)

KIDO, Yasutoshi (Cultural Properties Section, DAZAI-FU City Board of Education)

1. はじめに

太宰府市は古代の役所跡である「大宰府」をその名として受け継いでいる。それは、大宰府関連の遺跡が地域に伝わり、特別史跡3件、史跡5件が文化財指定され、市域面積の16% (市: 29.58 km²、史跡: 4.82 km²) を占めることでも示されている (さらに今後保護を要すべき範囲は130haほどが考えられている)。これらの遺跡は長い時間をかけて多くの人々が知る名所旧跡となり、現在では文化財指定されることにより誰もが認める客観的価値を有している遺跡となっている。一方、太宰府市域には古代からの歴史を引き継ぐ人々の暮らしぶりとそれに伴う遺産やその生活の痕跡も色濃く残っていた。これらは市域に広く伝わっていたが、昭和後半からの大小の開発により新しい太宰府市が創られると同時に、徐々にかつての太宰府の暮らしぶりと遺産等は潜在化し、もしくは消滅してきている。このように、指定文化財の価値と地域における大事さのギャップがあるのである。

史跡をはじめとする行政により指定された文化財も暮らしぶりやそのなかで形成されてきた遺産もその地に住んでいる人々、地域にとってはフラットに価値を持つものではないかと考えるようになった。つまり、対象に対しての価値のありようはさまざまにあり、文化財指定の価値のみが大事なのではなく地域にとっての必要性、機能 (地域の自画像を描く装置) としての価値もあるということに気付いたのである。これらの価値を組み合わせることで、地域の中で温かく見守られて伝わる遺産が増え、そのことにより地域も幸福になってゆくことを考えたのである。

では、どのようにして遺産と地域の幸福な関係を築くのか? 文化財的価値を尊重する指定をはじめとした保護制度では、地域にとって価値ある遺産をカバーするには限界があり、そもそも恐らく地域にとっての価値は文化財の価値体系と違ったモノサシでその大事さがはかれるものである。違った価値の大事さによって行政が文化財指定等をすればせっかく地域で生きていたものが標準化する恐れも大きい。そこでわたしたちは、地域の皆

さんにたずねてみた。「地域の大事なものを教えてください」「それはなぜ大事なのですか」「どのようにして伝えていきたいですか」と。わたしたちはそれをそっくりそのままふんわりとあるまじりに大事さを伝えていけることを考えてみた。

そのようにして、「太宰府市民遺産」は生まれた。それは、ローカルな価値を市や市民に理解してもらうことであった。そのため「皆さんは何を大事な遺産とと思っているのですか」から始めてみたのである。

2. 太宰府市の文化財保護

遺産の保護の全体構成は、①文化遺産をそのものとして見守る、②文化遺産を文化財として保護する、③文化遺産を太宰府市民遺産として育成する、の3つからなっている。

①は市民一人ひとりが大切に思う文化遺産を市民とともに行政も見守る、ということである。この段階で行政は積極的保存措置は行わず、地域や向こう三軒両隣、もしくは一家で大事にしているもの・ことがあるということを知り、市民にひろく周知し、見守って行くこととしている。そのため、地域の人々とともに文化遺産をリストアップし目録化する文化遺産調査活動を継続的に行っている。次に目録をもとに定期的・不定期的にモニタリングを実施している。モニタリングと言っても学術的なものでなく、毎日の散歩で見に行く、地域での行事の際に確認するなど、普段の生活の中で気にしてもらうことを中心に行っている。目的や対象によっては専門家に協力を依頼することとしている。移動や更新、さらには滅失などの変化があれば目録に追記していく。さらに、目録をデジタル化し市ホームページで公開 (所有者等の許可があるもの) している。この公開データは景観計画で活用され、建築等の行為を行う人は公開データを確認して文化遺産と調和する計画にして届出を行うこととなっている。

②はこれまで文化財行政の中心的業務の部分である。文化遺産について学術的調査を行い、文化財指定等を行う。その際には、太宰府市の標準的文化財として指定等

するものと、地域にとっての必要性が高いものを滅失させないために指定等を行うものがある。これらについては行政が積極的に関与して保護を進めていくことになるが、これまで世話をしてきた人々・地域との関係が切れないように慎重に行う必要がある。埋蔵文化財調査で新たに発見された遺跡は地域との関係を取り結んでいく過程が少ない中で、まず保存のために指定等されることが多い。指定等の後に遺跡を地域のものとしていく作業が重要であり、そのことにより遺跡が地域に必要なものとなり、永く伝えられる力となると考えられる。

③は地域の物語（社会的記憶）を文化遺産とともに育成していくものである。地域の物語は地域にとって必要な自画像であり、それを目に見える形で象徴するものが文化遺産である。翻ってみると文化遺産には大なり小なりの物語が伴っているのであり、であるから現在に伝わっているのであり、それが文化遺産の価値ともいえる。市民遺産はこれをそのままセットで伝えようとするものである。一方、地域の物語も文化遺産もいつの時点かで生まれて伝えられたものであり、伝えられるうちに変化もしてきている。また、多くはすでに失われてきており、このような流れが物語と文化遺産の自然のありようと考えられる。そのような中、育成するとは、伝えられているものを地域にとって必要なものとしつづけることであり、新たな物語と文化遺産を発見することでもある。

①～③は排他的でなく、関係性を持って成り立っているのであるが、以下では③を中心に説明する。

3. 太宰府市民遺産の概要

太宰府市民遺産は平成22年（2010）に条例化されたことによって、市の制度として成立した。そこでは市民からの市民遺産の提案を市も含めた第三者機関（「太宰府市民遺産会議」¹⁾）が認定し、市が登録することによって公共の遺産とする方法をとっている。市民遺産は「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語



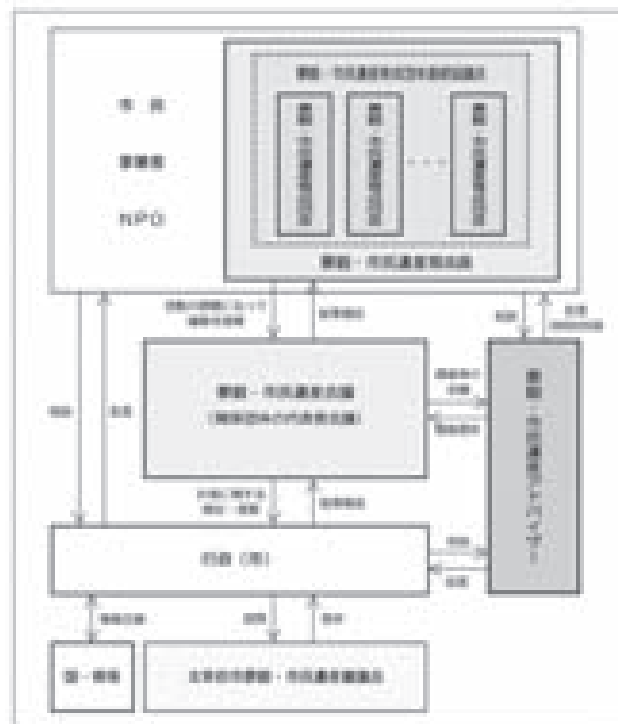
図－1. 公開での市民遺産会議のようす（2013）

の基盤となる文化遺産（文化遺産群を含むものとする。）及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの」（条例第2条）であり、太宰府固有の物語・文化遺産のリスト・行う育成活動がセットで提案される。

提案のためには、二人以上で育成活動を主体的に行う「市民遺産育成団体¹⁾」を結成し（ご近所など任意団体から自治会や法人まで既成の団体でもかまわない。）市へ団体の登録を行う。これは、政治的・宗教的もしくは極端な排他的考えに基づく団体を排除するためのもので、登録団体をあらかじめ限定的に考えているわけではない。

次に市の文化財担当部署と相談しながら、太宰府固有の物語・文化遺産のリスト・行う育成活動が説明される提案書を作成していく。その際には、関係者、関係機関とも調整を行う。

提案書が整ったところで、「市民遺産会議」に提案を行う。市民遺産会議は市民（現在は育成団体の代表者）・事業者（各団体の代表者等）・市の協働組織であり、それぞれの立場の人が一つのラウンドテーブルに着いて、市民遺産についての議論を行う場で、そこで提案された市民遺産候補の認定を行う。認定の会議は公開で行われ提案団体の「説明」と議論により会議参加者が、太宰府にとって大事である、と「得心」、「納得」、「腑に落ちる」ことにより認定する。会議で協議がととのったものについて会議員は協議結果を尊重しなければならない（第32条）ことになっており、市民遺産を認定することは各関係者に遺産の保護を要請することになる。また認定



図－2. 太宰府市民遺産の推進体制¹⁾

の結果を、市が登録することによって行政の仕組みに引き込み、市による支援を可能としている。

市民遺産の目的は遺産を伝えていくこともあるが、地域なり遺産の周囲の人々が遺産を大事にする気持ち、愛情が途切れないように応援することである。遺産の近くの人々が関わることによって、遺産は長生きする。また、遺産によって遺産の近くの人々（範囲の広狭は多様であるが）が地域や人の集団としてのつながりを結んだり保ち続けたりする一助になることである。

平成22年度（FY2010）から認定のための会議を開催し、平成24年度までに認定された市民遺産は8件である。

（1）太宰府の木うそ（育成団体：太宰府木うそ保存会）

太宰府木うそ保存会は平成10年（1998）に発足した任意団体である。太宰府天満宮の正月の神事「鶯替」に使う「木うそ」（図-3）を作り、その技術の継承と普及に取り組んでいる。

「木うそ」は400年ほど続く正月7日夜に行われる「鶯替」に使われる木製のウソという鳥をかたどったものである。「鶯替」は暗闇の中で人々がそれぞれ持つ木うそを交換することで身に降りかかる災厄を除くとされるもので、一年のウソを誠に替えるとも言われている。また、太宰府地域ではお守りとして家々の神棚に祭られる習慣もある。その製作は天満宮の神官を中心に行われていたが、現在は保存会が担っている。かつては、個人で作ったもので鶯替えに参加したり、なかには野菜で作られたものもあったと伝えられる。江戸時代からさまざまに形は変化し、全国の同様の行事にも影響を与えてきたが、昭和33年（1958）のブリュッセル万博に出品したものが現在の木うそのデザインとなっている。また、参道でも民芸品として販売されている。

文化遺産には「木うそ」の形態、製作技術（人）、原木採取地、「鶯替」神事、江戸時代以来の残っている木うそなどがあげられる。育成活動は「木うそ」や「鶯替」神事を伝える、広める。製作技術を伝えるための後継者育成。



図-3. パネル展示での「木うそ」

原木の安定供給のための森林の手入れ、を行っている。

（2）八朔の千燈明（育成団体：五條風の会）

五條風の会は「八朔の千燈明」（図-4）を伝えるために平成22年（2010）に五条区地域の自治会役員、子ども会、区民によって設立された。

太宰府天満宮の門前の一画の五条区で江戸時代に疫病が流行し多くの人々が亡くなった。地域の疲弊に困った五条区の人々が太宰府天満宮に願立をしたところ収まったため、お礼に八朔（旧暦8月1日）に千燈明を捧げることが始まった。戦前は青年団が中心にやっていたが、戦中に一時途絶えたものの、昭和38年（1963）に「昔、五条が八朔の千燈明のあっとったちゃけん、せないかんもん」という長老のことで地区の行事として再開された。現在は旧暦8月1日に近い9月1日に子どもを中心に太宰府天満宮境内参道で行われている。

文化遺産は行事そのものと行事に使う燈明道具。育成活動は五条区で行事を途絶えることなく続けること、である。

（3）かつてあった道・四王寺山²⁾の太宰府町道

（育成団体：四王寺山勉強会）

四王寺山勉強会は平成20年度（FY2008）から始めた文化遺産調査ボランティアの仲間が結成した任意団体である。四王寺山に関する歴史、遺産、環境、風景についての調査や勉強を行っている（図-5）。

「四王寺山の太宰府町道」は太宰府の街中から標高300m程の山を越えて、北側の山中にある隣の宇美町の四王寺集落へと続いていた。その道は約4kmで、昭和40年代まで（～1974）集落の小学生が通い、集落の人が買い物に使い、牛に轡を引かせて荷を運んだ道である。町で薪などを売って酒屋で一杯やって轡に寝ていると牛が勝手に引いて家に帰ってくれていたそうである。現在は使われておらず荒れた山道になっているが、佇んでみると元気な小学生の声や轡引く音が聞こえるようである。

文化遺産は山道となった町道、四王寺集落である。育



図-4. 八朔の千燈明のようす



図-5. 四王寺山勉強会の山中での調査のようす



図-7. 大宰府万葉会による歌碑めぐりのようす



図-6. 富永朝堂のアトリエ「吐月叢」(手前は大宰府跡)



図-8. 大宰府政庁跡での時の記念日行事(右の丘が辰山)

成活動はこの道の思い出や風景を四王寺山の日常の歴史のひとつとして後世に伝えるため、道を手入れして散策路にし、子どもたちの体験学習の場としてくこと。また、現在自治体が違う太宰府と四王寺山の集落とのつながりを忘れないことである。

(4) 芸術家富永朝堂

(育成団体：NPO法人歩かかね太宰府)

歩かかね太宰府は平成19年(2007)に、太宰府の新しいまち歩きをテーマに有志が集って結成された任意団体であったが、平成21年(2009)に法人化がなされた。春秋毎に太宰府を楽しんでもらうまち歩きを実施し年間1000人ほどを案内している。

富永朝堂は、明治時代に博多で生まれ、長じて上京、山崎朝雲に師事し彫刻家となる。疎開で太宰府観世音寺の地に居を構え、著名な作家となったのち昭和60年(1985)に没するまで住した。その人柄は気さくで人望を集め、観世音寺復興奉賛会³⁾設立発起人、筑紫美術協会初代会長を務めた。また、市内各所にそれぞれの由緒のある作品が多く存在するなど、太宰府に根差した活動をおこなった。

文化遺産は食糧難時に米と交換した農家に伝わる小品、小中学校にある彫刻、レリーフ、太宰府天満宮の神牛像、市役所壁面を飾る壁画(監修)、住居兼アトリエ「吐月叢」(図-5：昭和19年[1944]築)である。今後、個人所有の作品などが追加される予定である。育成

活動は富永朝堂の存在を伝え普及するために、まち歩きにコースを設け、作品、エピソードとともに案内する。

(5) 万葉集つくし歌壇(育成団体：大宰府万葉会)

大宰府万葉会は平成9年(1997)に太宰府の歴史と文学を学ぶ講座をきっかけに発足した任意団体で、万葉集の勉強とイベントを通じて万葉集を伝える活動をしている。

万葉集約4500首のうち大宰府を舞台とした歌が200首あまり収められている。これらの中には場所を特定できるもの、情景や生活が想像できるものなど古代と現在の太宰府をつないでくれるものが多くある。

文化遺産は大宰府を舞台にした歌のなかでも、大伴旅人を中心に催された「梅花の宴」での歌、大宰府離任の水城での離任の歌など、また、歌にふさわしい場所に設置された歌碑群である。さらに、歌の情景を偲ばせる風景の場所も含まれる。これら大宰府の人々の心に残すべく、年間を通した講座、講演会、梅花の宴の再現、学校への出前授業、歌碑めぐり、歌の力で風景を良くする目的で歌にふさわしい場所への歌碑の建立などの育成活動を行っている。

(6) 太宰府における時の記念日行事

(育成団体：辰山会^{とみやまかい})

辰山会は昭和10年代(1935～1944)に時の記念日を行っていた当時の教員と児童が、平成元年(1989)に再開するにあたってできた集団である。市民遺産を提案するにあたり改めて任意団体としたものである。

時の記念日は大正9年（1920）に東京天文台と生活改善同盟会が6月10日と定め、翌年から全国で記念行事を始めたものである。太宰府では古代の役所跡である大宰府政庁跡の東の丘「辰山（月山）」に漏刻台（水時計）が置かれた伝承から、大宰府政庁跡がある水城村の小学校（水城小学校）では昭和40年代まで（～1974）子どもたちが早朝に時間を決めて集まる行事がおこなわれていた。当時の子どもたちは集落ごとに練習を重ね、時間ぴったりに到着することに情熱を傾けていた。

文化遺産は、時の記念日の行事、集合する場所（大宰府政庁跡）、辰山（月山）、時の記念日の歌などである（図-8）。育成活動は6月10日に行事を開催すること、であるが、現在の水城小学校への参加を進め学校の行事として復活する活動を行っている。

（7）隈麿公のお墓（育成団体：榎文化保存会）

榎文化保存会は行政区である榎区の役員を中心に隈麿公のお墓を市民遺産に提案するために発足した任意団体である。

榎区には菅原道真が太宰府に左遷にあたって連れてきた子息である隈麿の墓と伝えられる墓がある。隈麿は太宰府にきた翌年（903年）に苦しい生活の中亡くなった。道真は息子を失った悲しみを漢詩「秋夜」に詠じている。明治初期の地誌「福岡県地理全誌」にも記載されている。いつの頃からか榎区の住民によって代々世話をされてきた。ここ数十年は近隣にお住まいの菊武さん夫妻が日々のお世話のほか、墓所にある六弁梅の世代交代をしたり（昭和30年；1955）、玉垣の交換（昭和60年；1985）を行ったりしていた。平成3年に夫の賢太郎さんが亡くなったのちは妻のトリさん（大正9年；1920生）がおひとり毎日周囲の掃除、榎の取り換えなどを行っている。

文化遺産は隈麿公墓、六弁梅、玉垣、菅原道真漢詩「秋夜」、「福岡県地理全誌」記事、掃除の道具などである（図-9）。育成活動は、これまで地域や菊武夫妻のやっ



図-9. 隈麿公の墓と六弁の梅とトリさん

てこられた隈麿公の墓の世話を引き継ぎ、榎区の遺産として伝えていくことである。

（8）太宰府の絵師萱島家（育成団体：絵師萱島家保存会）

絵師萱島家保存会は江戸時代末から続く町絵師の家であり、萱島家および南画を顕彰、普及するためにご家族で発足した任意団体である。

太宰府では江戸時代後期に秋月黒田藩のお抱え絵師であった斎藤秋圃が居住し町絵師として活躍していた。絵師萱島家はここに初代となる鶴栖が門人となったことに始まり、平成まで4代5人が絵師を継いできた。なお、同じく秋圃の門人であった吉嗣家も梅仙から絵師を3代にわたり輩出し、両家で太宰府に南画の家風を伝えてきた。萱島家はその後、秀山—秀岳—秀峰—秀溪と継がれてきた。彼らの絵は太宰府の旧家に多く保存されるのみならず、各地にその絵筆の跡を残している。秀溪は亡くなる平成20年（2008）まで博多松離子大黒流の傘鉾や太宰府天満宮に奉納する絵馬を描くなど活躍した。現在は秀溪の子が5代目となるべく修行しつつ、秀山以来の居宅である「四王山荘」を改修し、太宰府南画美術館「聴松園」（図-10；現在は休館中）を開いた。

文化遺産は萱島家に保管されている絵画や画稿、文書、道具類、秀山以来の居宅である「四王山荘」、代々の石造物をはじめとする蒐集品である。育成活動は、まず家にある絵画、画稿等の資料を整理し目録を作成するなど基礎的調査を行い、萱島家の実像を明らかにする。美術館で展示を行い、絵師萱島家および南画を伝える。

3年で以上のようなバリエーションのある遺産が認定・登録された。これには育成団体の方々のかつてからの活動があつてからこそであるが、市民遺産という仕組みの中で個人や地域での大事なものを文化財とは違った価値観で市の共通のものにできたと考える。

このような活動に対して市は金銭的支援を行っていない



図-10. 萱島家を伝える太宰府南画美術館「聴松園」

い。無目的な金銭的支援は結局、育成団体の自主独立性を徐々に損ない、金銭的支援なしで活動できなくなる恐れが大きいと判断したからである。それ以外の支援として、年一回の「太宰府市民遺産展」を育成団体と共同で開催し、遺産と活動を知って応援して下さる人々を増やしている。展覧会に際してそれぞれの市民遺産のパンフレットを作成している。また、市（文化財課）が困ったことの相談窓口・講演会やイベント等育成団体事業への参加や広報の手伝いなどを行っている。

4. 太宰府市民遺産のこれからの課題

平成22年にスタートした市民遺産であるが、3年経過したところでの課題を整理しておく。まず、バリエーションが豊富であるためにわかりにくい、ということがあげられる。上記8件をみてもとにかく羅列されているだけのようにも見える。しかし、そこには育成団体の愛情と思いが確実にあるのである。このギャップをどう埋めていけるのか。それは、認定・登録の件数を増やしていくことで市民遺産がほんやりとどんなものか見えてくるのではないだろうか。件数が増えると文化遺産が重複することも多くなると考えられ、行政や制度がそれをそのまま包摂的にとらえ続けることができるかどうか市民遺産の行方を左右すると考えられる。

市民遺産は地域の自画像（社会的記憶）を描き続ける運動であるともいえるが、その担い手になり続けることができるのであろうか。登録・認定は行政が上から指定等するものでなく、自らの地域への愛情を表現するきわめてボトムアップな仕組みであるはずであるが、文化財的なもの、世界遺産的なもののように誤解して権威に変化すること、することを求められることが恐れられる。関わる人々が常々意識しておかねばならないことである。

また、認定・登録が進むと、育成団体・会員から市民遺産というもののメリットが問われる。メリットは本来育成団体が志して愛情を持って活動することの顕彰であり応援であるはずであるが、金銭支援のインセンティブを求められることが出来る。育成団体の自主性・独立性とのバランスを取りながら、育成活動提案型の助成制度の必要を感じている。

太宰府市では市民遺産という名称はほとんどの人が知るところになっているが、その内容についてはけっして一般化していない。上記のようになものか掴みようがないのである。これからは、このような人々に腑に落ちてもらい、自分たちの身近な社会的記憶を発見・表明してもらい、それらが多様な人々のなかで意識的にあたりまえに存在するように向かいたい。

5. おわりに

市民遺産は、遺跡や遺産はなんだろう、だれのためのものかと現場で問ううちに、答えのひとつとして出てきたものである。それは地域にとって必要なものであり、不要と思われたものはもはや忘れられるかこの世に存在しなくなっているのである。いまあるものは地域が必要としている。そうである以上は、地域の人々のものである、と考えた。そうすると行政が握っている遺跡や遺産が多く、厚く保護されていることに気付く。

しかしこのような状況は現行の行政制度が崩壊した場合、遺跡や遺産は果たして必要なものとして生き残っていけるであろうかと不安になる。

生き残っていけるためにも、遺跡・遺産は地域の人々のなるべく近くにあり、必要とされる機能を発揮できるようにしていくことが遺跡・遺産が長生きすることに繋がると考える。

【注】

- 1) 景観計画とセットで制度化されているため正確には「景観・市民遺産会議」「景観・市民遺産育成団体」である。ここでは煩雑になることを避けて「景観・」を省略している。
- 2) 四王寺山は全山が特別史跡大野城跡に指定されている。四王寺山勉強会は古代山城の大野城ばかりでなく、通時的にひろく見るために地域の通り名である「四王寺山」を使用している。地図には「大城山（おおぎやま）」と表記される。
- 3) 観世音寺復興奉賛会は戦後荒れていた観世音寺を復興するために元福岡市長河内卯平を中心に結成され、各界を勧進し金堂等を修理した。また、この運動が昭和34年の観世音寺宝蔵の建設につながる。観世音寺は天智天皇が母育明天皇の追善のために発願した寺院である。

【参考文献】

太宰府市（2005）：『太宰府市文化財保存活用計画』
太宰府市（2011）：『太宰府市民遺産活用推進計画』
太宰府市（2011）：『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画』
太宰府市民遺産HP：<http://www.市民遺産.jp/>
太宰府市文化遺産調査ボランティアブログ：
<http://www.kotodazaifu.net/i023/diary.cgi>

Abstract: Historical/Archeological Sites and Cultural/Natural Heritage are indispensable for us to draw portrait of our local community. On the other hand, it has been so rapid changes in the community in recent years while we may have forgotten and/or destroyed such sites and heritage without our enough examination. Dazaifu City local government have been exploring to construct the expected and good relationships between community/citizen and sites/heritage, along with the method to realize the comprehensiveness and to return the sites and heritage to the hands of citizens by the three actions as follows; (i) to watch the sites and heritage in the entire citizenship, (ii) to protect the sites and heritage as cultural properties, and (iii) to rediscover and renovate the value of the sites and heritage as Citizens' Heritage. "Dazaifu Citizens' Heritage" is consisted from the set of three components; (i) the stories unique to Dazaifu City Area, (ii) the cultural heritage sites reflecting such stories, and (iii) activities to foster such heritage sites. The criteria to be certified as "Dazaifu Citizens' Heritage" have been expressed as the citizens' "consent". There have been already certified 8 cases from FY2010, while it has been seen also some problems due to the institutionalized.

遺跡の「資料化」と「遺産化」

Making of Archaeological Resources and Making of Cultural Heritage: Archaeological Sites and Public Archaeology

魚津 知克 (大手前大学史学研究所)

UOZU, Tomokatsu (Research Institute of History, Otemae University)

1. はじめに

今回の研究集会で示された、遺跡と遺産という2つの用語を、どのように捉えることができるであろうか？

筆者は、遺跡や遺産に対して、何らかの研究を志す¹⁾ならば、遺跡と遺産とを区分しないまま同列に論じるのは、大きな誤解を招くと思う。なぜならば、これから記すように、遺跡や遺産の分析の周囲には「資料化」と「遺産化」ということができるような、社会的役割を持つ一連の過程を見出せると考えるからである。われわれがその過程を十分にふまえ、それらが円環的に作用しているとみなすことこそが、遺跡と遺産に対し、各々の立場、特に専門／一般という立場を十分に発揮しながら、研究や実践の行為を豊かに進めることにつながるのではなかろうか。

このような考えに至ったのは、国内外の事例をもとに、博物館資料論について考える機会と、過去の災害(およびつい最近起きた災害)や復興を示す資料を防災遺産として捉えようとする機会とを得たためである。前者では、博物館資料と文化遺産とは同じなのか、違うのか、どうしてそうなのか、どこまでそうなのか、だれが決めるのか、結果としてどうなるのか、頭を悩ませた。後者では、防災遺産は何を含むのか、災害資料という言葉ではいけないのか、どうしてそうなのか…を、はっきりさせる必要があった²⁾。

本稿では、日本社会の現状を鑑み、公共性かつ公益性を持つものがパブリックとして作用していると理解したうえで、現時点の考えについて示していきたい。

2. 「資料化」と「遺産化」の過程

まず、「資料化」と「遺産化」の過程について、特に公共・公益とのつながりを重視しながら、考えていきたい。

(1) 「資料化」の過程

「資料化」という言葉は、考古学や博物館学では身近な言葉である。考古学の場合、分布調査や発掘調査をおこない、実測や写真撮影といった手法で遺跡を「資料化」

し、調査報告書を公刊する。博物館学でも、調査研究による「資料化」は重要な柱であり、博物館資料論が成立する余地はそこにある。

考古学や博物館学の研究者(以下、研究者とする)にとっては、正しく「資料化」できるのは、専門的訓練を受けた自分たちだけであり、だからこそ、自らの問題意識や調査技術を不断の努力で研ぎ澄ませるのだという意識が強い。しかしだからといって、「資料化」の行為そのものから一般市民を締め出すことはできない。「現説公開サイト」(<http://gensetsu.com>)のように、現地説明会で一般公開された範囲とはいえ、第三者の評価基準に耐えうる高度な資料化³⁾を達成している事例もある。研究者は、「資料化」を特殊な行為であると考えがちであるが、多くの国では一般市民を含むすべての人に開かれている行為である。

また、遺跡の「資料化」の結果として公刊される発掘調査報告書は、現代の日本社会では単なる学術資料ではなく、公共性・公益性を強く帯びている。全国遺跡資料リポジトリ(<http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/>)は、灰色文献⁴⁾として位置付けられた発掘調査報告書問題の解決という図書館側の意図⁵⁾で開始された事業であるが、事業開始から5年が経過した現在では、「貴重な文化遺産の記録を後世に残すという報告書の公的な性格を考えあわせると、より多くの人が気軽に利用できる環境を整備することが重要です。⁶⁾」というように公共性・公益性を前面に出した事業説明へと展開している。

以上をまとめてみよう。遺跡の「資料化」は、遺跡に関心のあるすべての人が程度の差こそあれ何らかの論理に基づいておこなう過程である。研究者がおこなう「資料化」は、自らの専門領域において共有された規範と整合した論理を用いている。多くの場合、その規範は単に共有されているだけではなく、研究者の相互批判にさらされるので、上述のように問題意識や調査技術が研ぎ澄まされている。ゆえに、社会において専門家としての一定の理解を得ることができる。ただし、現代の民主主義国家では、その理解といわば引き換えの形で、「資料化」成果の公共性・公益性が強く要請されているのが、一般

的な姿である。

(2) 「遺産化」の過程

「資料化」に対して、「遺産化」という言葉は定着していない。しかし、遺跡発掘の過程を考えればわかるように、地下に埋もれた状態を遺産として捉えるのは、想像の範囲にとどまると言わざるを得ない。発掘によって顕わにし、「資料化」の過程を経たのちに、遺産として認識される可能性が生まれると考えるのが素直であろう。では実際に、社会の中で誰が遺産にするのであろうか。継承したいという個人もしくは組織で、現代社会における文化遺産は、後者の比重が圧倒的に高い。

これは、災害に関連する資料を例にとれば理解しやすい。いままさに震災遺構がその議論の渦中にあるように、災害を示す痕跡や災害の記憶は、その災害が甚大なものであったという判断すなわち災害の「資料化」を経たうえで、被災地における組織的決断すなわち災害の「遺産化」がなければ、社会の中で継承することはできない。津波到来地を示す石碑の設置、そしてその後の管理に代表されるように、遺産として未来に継承してほしい、遺産として過去から継承したいという意図が存在し、それが地域社会の中で組織的に決断されているのである。

いうまでもなく、組織的決断は、きわめて政治的な行為である。その組織における同一性(アイデンティティ)の確認が必然的に伴うからだ。「古代のX町」という、論理的には倒錯している言説を、意識的にせよ無意識的にせよ使用する行為の背後には、「現代のX町」の同一性を確認したいという組織的決断が色濃く存在する。「古墳時代の関東」「弥生時代の日本」というように、現代に生きるわれわれは、さまざまな組織への帰属意識の持ち方に応じて、「遺産化」の及ぶ範囲を容易に変化させている。「遺産化」を保証する政治的背景も、地域の独自性、民族の起源というように対応しながら変化する。

現代の民主主義国家においては、この組織的決断を保証する政治的背景に、できるだけ公共性・公益性をもたせようとする。厄介なのは、前節の「資料化」の過程では専門家としての立場を一定程度確保できた研究者が、「遺産化」の過程では主権者(しかし政治の専門家ではない!)としての市民という側面を有しているという点である。「遺産化」の過程においては、「資料化」において研究者と一般とを区別したほど強い区分論理は存在しないのである。公共性・公益性を担保した「遺産化」を政策として立案できるのは、あくまで政治の専門家であり、学術の専門家ではない。情報化が進んだ現代の民主主義国家では、誰でも市民として「遺産化」の過程に主

体的に発言できるだけに、この点が意外と忘れ去られているように思える。

ここで、2つの立場を取ることができただろう⁷⁾。1つめは、すくなくとも「遺産化」という限定的な分野であれば、研究者は「資料化」と同様に一定の領域を自動的に確保できるとする立場である。もう1つは、「遺産化」において研究者と一般との本質的な区分はなく、もし「遺産化」の過程に一定の領域を確保したいのなら「資料化」とは異なる性質の問題意識や調査分析技術を磨くべきだという立場である。

筆者は後者の立場をとる。そして、ここにこそパブリック考古学が分野として成立する必然性がある⁸⁾と考える。ただ、そうであっても、「遺産化」された遺跡の中に、研究者は一定の権利を留保していることを認めるべきだと考える。すなわち、「再資料化」の権利である。

3. 「再資料化」と「再遺産化」

(1) 「再資料化」

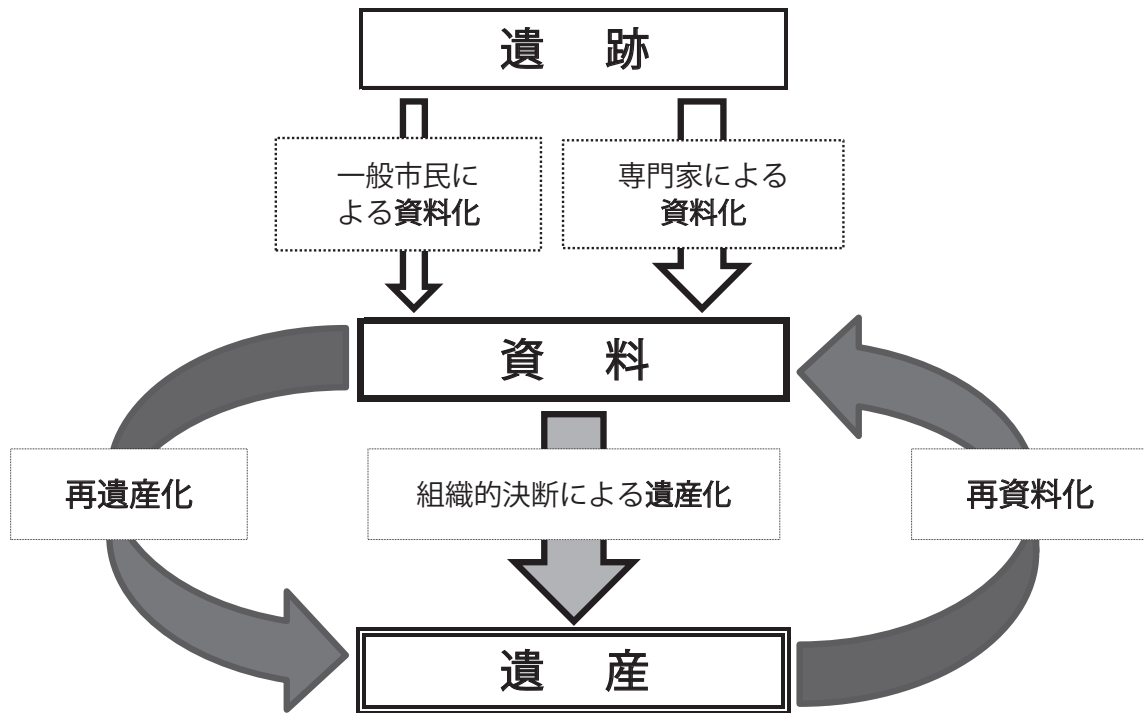
遺跡は、「遺産化」しても研究資料でありつづける。なぜならば、遺跡は必ず「資料化」の過程を経ているからである。「資料化」した際の調査分析が正しかったのか、新たな視点から新たな情報を引き出せないのかが問われるし、多くの研究者はその問いによる再検討すなわち「再資料化」を遂行し、大きな成果を挙げた経験を持つ。もし、研究者による「再資料化」をいっさい認めないならば、研究成果は格段に乏しくなるだろう。

研究者も社会の一員である。「再資料化」の権利を問うことは、「遺産化」した遺跡の公共性・公益性を問うことでもある。そしてこれは、「遺産はだれのものか」という議論にもつながる。

なお、厳密には「再資料化」の権利を有するのは研究者だけではない。「資料化」の局面と同様、一般も含むすべての人が可能である。ただし、大多数の場合において「資料化」を繰り返す意志を持つ者は研究者に限られるのも現実である。議論をわかりやすくするために、研究者からの視点を代表させたが、「再資料化」の権利を強調することは、実は公共性・公益性の根幹に触れることでもある点に注意されたい。

(2) 「再遺産化」

一方で、「再遺産化」の可能性も同時に存在している。組織的決断をおこなう単位や、拠り所となる政治的背景は変動する。人・もの・情報の移動が容易になればなるほど、最初の「遺産化」に関与しなかった人々が遺跡の存在に気付き、最初の「遺産化」に関与した人々と



図－1. 遺跡の位置づけの推移

は異なった評価—それこそ「再資料化」であるが—をおこない、自らの属する社会の中にその遺跡を位置付ける「再遺産化」をおこなう確率が飛躍的に高まる。

世界遺産のテレビ番組を家族と視聴しているとき、博物館で「インカ帝国」特別展を友達と観覧しているとき、旅行ガイドブック「アンコール・ワットとカンボジア」を書店のレジで店員に差し出しているとき、現代社会のわれわれは知らず知らずのうちに「再遺産化」の主体者となっているのである。

これまでに示した、「資料化」と「遺産化」によって遺跡の位置づけが円環的に推移している状況を模式図化したのが、図－1である。

4. おわりに

以上、「資料化」と「遺産化」という概念を用いることで、遺跡の位置づけの推移と、それぞれの過程や局面に内在している問題点とを、粗い論理展開によりつつも、ある程度までに明確化できたのではないかと考える。この過程では近年相次いで出された論点⁹⁾にも注意したつもりであるが、筆者の能力不足ゆえ十分な言及を行うことができなかつた。今後、国内外の事例をさらに検討しながら、議論を深めていきたい。

【註及び文献】

- 1) 後述のように、専門の研究者以外にも含む行為であるので、「遺跡と遺産という2つの言葉の少なくともどちらか1つが指し示そうとするもの（もしくはこと）、あるいは、少なくともどちらか1つがこの世界で機能している状態に、認識や関心を抱く」というほうがより正確であろう。
- 2) 関連する多くの論考をお寄せ頂いており、これらを編集した書籍『防災遺産学』を岩田書院から刊行する予定である。
- 3) 国立国会図書館によって、登録基準を満たしていると判断 (http://dnavi.da.ndl.go.jp/bnnv/servlet/bnnv_user_intro.html) された情報資源である。大学や独立行政法人、地方自治体の研究機関が作成した他の25件（2013年10月12日閲覧）の考古学関連データベースとともに、「202歴史補助学」に分類されている。
- 4) 島根大学図書館による「灰色文献グリーン化大作戦！」 (<http://sir.lib.shimane-u.ac.jp/metadb/up/70262576/1308558686.pdf>)。なお、発掘報告を「灰色文献」(Grey Literature) とみなすのは、欧米では未公開の場合に限られるようで、英国ではオンライン上の「未公開灰色文献図書館」も存在する。 (<http://archaeologydataservice.ac.uk/archives/view/greylit/>)。 公開された報告書を「灰色文献」と位置付けるのは、日本特有の現象のようである。

- 5) 「各図書館や資料館等でも整理作業の負荷や増加し続ける収納スペースに苦慮している。」の記述が、ウェブ公開されている最初の委託事業紹介文に存在する。
(<http://www.nii.ac.jp/irp/rfp/2010/partners.html#2-4>)
- 6) 全国遺跡資料リポジトリ事務局2013『遺跡資料リポジトリを使って、発掘調査報告書を公開しませんか?』小冊子(<http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/general/doc/brochure201303.pdf>)。「考古学資料」もしくは「埋蔵文化財」ではなく「文化遺産」という言葉が前面に出されているのも大変興味深い。
- 7) まったくかけ離れた複数の専門領域の学識を一個人の研究者が達成している場合もあるから、「学術の専門家でもあり政治の専門家でもある個人はありえない」と述べるつもりはない。一般的次元において組織的決断に臨むときにどういった立場があるかを論じるものである。それは考古学とパブリック・アーケオロジーという近接した学問領域についての場合よりもはるかに難しいのではないだろうか。
- 8) 考古学者とパブリック・アーケオロジー研究者との違いは、次章の議論も踏まえるならば、素材(資料)の特性を熟知している「杣工」と建物(遺産)の構造に詳しい「大工」との違いに例えることができるのではなかろうか。「杣工」の知識がなければ、長く住み続けられる建物の材料を揃えることはできない。一方で、土台の状況や施工主の希望を十分に把握する「大工」の知識がなければ、何世代も使える建物の完成はおぼつかない。何十年もすれば、建物の解体修理も必要になってくる。その際、各所で使われた素材がどのような特性を発揮しているのか、「杣工」の立場からの再検討(再資料化)をもし排除するならば、解体修理の結果は自ずと知れるだろう。もちろん、いったんばらばらにした部材を「大工」が再び組み立てなければ解体修理は完成しない。その過程では、社会の変化に対応した形の新様式の導入(再遺産化)があるかもしれない。
- 9) 岡村勝行2013「『遺跡学』再考」『遺跡学研究』第10号 pp.174-177、松田陽2013「パブリック・アーケオロジーの観点から見た考古学、文化財、文化遺産」『考古学研究』第60巻第2号 pp.19-33、松田陽・岡村勝行2012『入門パブリック・アーケオロジー』同成社、山泰幸2009「遺跡化の論理」『文化遺産と現代』同成社 pp.77-107、山泰幸2013「『遺跡社会学』の可能性」『遺跡学研究』第10号 pp.126-133

※本稿は科学研究費補助金(基盤C)「南アジアにおける歴史的遺産・景観文化に関する学際的研究」(課題番号24617010 研究代表者福井亘)の成果の一部である。本稿の内容を考える機会を与えていただいた、金田明大、高橋照彦、平澤毅、福井亘、福永伸哉、松田陽、松下正和の諸氏をはじめとする多くの方々に深く御礼申し上げます。

Abstract: This paper aims to discuss the processes of “making archaeological resources” and “making cultural heritage.” Considering the importance of archaeology’s relationship with the public, these processes are currently indispensable if we are to argue the significance of archaeological data from a public archaeological viewpoint. Making archaeological resources and making cultural heritage involve sequences of recognition that exist in the connection between archaeological sites or cultural heritage and society. Public archaeological research needs to investigate these processes thoroughly and extract their reflexivity, including how archaeological resources and cultural heritage are “remade.” This perspective leads to advanced research theory and comprehensive practice on these subjects of public archaeology in modern society. Through these processes, the standpoints of academic experts and general citizens can be clear.

遺跡・遺産の経験と意味

Our Experiences and Meanings with Archaeological Sites and Cultural Heritage

平澤 毅 (奈良文化財研究所)

HIRASAWA, Tsuyoshi (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

1. マヤ暦をめぐる騒ぎから

マヤ暦に絡む様々な騒動は、その後、どうなったであろうか。改めてWeb上で参照してみると、全世界であれだけエネルギーを費やしたこの話題に関するフォローは寂しいものである。一説に、計算方法に誤りがあって実は2012年12月21日¹⁾ではなく2015年9月3日である²⁾とする書き込みもあるが、取り敢えず少し先のせいもあってか、すでに反応は薄い。もう少し詳しく確認してみると、2011年10月28日との解釈もあったようで、いまだ人類滅亡の直接的兆しを世界中で確かに共有していないし、単純な事実として現に滅亡していないのだから騒ぎの根本の真偽を確認するのは難しい。

急速な技術革新とともに1990年代以降において複雑に、そして、もはや誰もその全容を把握することができないほどに発展してきた情報網³⁾の中で、いつでも身につけて置くのが容易なスマートフォンやタブレット端末が広く深く普及し、それによって媒介されるSNS (Social Networking Service) などは、今日、私たちの文明生活の一部として、多くの人々に欠かせないものとまでなりつつある。その一方で、私たちの世界に対する理解はむしろ新たな混沌へと投げ込まれ、様々にもたらされる情報や情報源への反応は、いつでも想定外を含んだ状況にある。様々なネット犯罪にも強調されるように、もはやそれらの情報の動態は、その真偽とはむしろ無縁であっても支配的な影響力さえ持っている。ここ暫くハリウッド映画⁴⁾の注目主題のひとつでもあるリアルとバーチャルの境界消滅も現実のものとなりつつあるわけである。

そうした中で、件のマヤ暦を巡るとても“一連”とは言えない騒ぎに横たわっているのは、大方、マヤ暦に関する正しい解釈などに関する問題ではないと思われる。なぜなら、私たちはすでに、私たちが「マヤ文明」と呼んでいるその文化の只中にはないのは明らかであるし、さらに例えば、古代マヤの人々がグローバル化著しい今日の世界に暮らす私たちのことを慮っていたなどと考えるのは、あまりにも超常的に過ぎるではないか⁵⁾。

いったい人々はこの事態に何を期待していたのだろうか。

2. 命題の在り処を探る

例によって、またしても冒頭からおかしな話が出てきたということになるかも知れない。しかし、マヤ暦をめぐる騒ぎの素は、遺跡・遺産から得られた情報、あるいは、得られたと思われている情報に対する様々な解釈に基づく種々の反応であるということ、改めてここで強調して確認しておきたい。そして、その多くは、いわゆる遺跡・遺産の一般的な保護スキームによって見出される内容や価値とはかけ離れているものであったであろう。

人類の滅亡、あるいは、世界の終わりという強烈な解釈の背景には、漠然とした社会不安が世界中に広がっているということがあっても、その解釈の根拠の多くは、確たるものというよりも、変質を伴うイメージの爆発的な拡散によるものではなかったか。この度の滅亡騒ぎにとんでもなく動揺した人々の多くにおいて、マヤ暦の意図するところを自ら緻密に確認していると想像するのは難しい。中には、自らの漠然とした不安を表現するのにうってつけの材料をいつの間にか目前にぶら下げられた人々も少なくなかったのではないかとも思う。

果たしてここには如何なる命題が隠れているのか。

(1) 私たちは遺跡・遺産に何を付託するのか

私たちは自らを取り巻く環境をそのままに理解することはできない。私たちは、言語をはじめとして自らの内に育まれた機制によって、世界を分節し、再構成することで、環境を自らに対して意味あるものとして把握する。しかし、その分節や再構成の仕方は、それぞれである。それは、民族や文化、社会、集団、個人、そして、例えば個人にあっても、時と場合によって相当に異なるかも知れないほどに、である。分節も再構成の仕方もそれぞれの世界にあっては、概ね同じものを指していてもその理解は同様とは言えないのではないか。

「遺跡」や「遺産」は、そうした中で、あるいは、そうした世界の中にこそ存在しているのである。

その意味では、「遺産」のアセスメントは「環境」のアセスメント⁶⁾とは、別の相phaseにあると考えられる。

私たちがそれらを大切にしたいという気持ちはどこか

ら生じてきたのかということをとときどき想像してみる。それは、しばしば強調されるように、何かを喪失して心的ダメージ（苦しい、悲しい、寂しい、残念な、がっかり、……）を蒙った経験、もしくは、そうした経験の伝承に対する或る種の共感から、再びそのことを繰り返したくないという防衛的な反応ではないのかと考えてみる。あるいは、それらを誇示するという行動の観点からは、或る社会的な枠組みにおいて競合する他のグループに対する優越性の意識的又は無意識的な顕示（欲）、もしくは、最も過激に表現するならば、直接的又は間接的な攻撃ということですらあるかも知れないなども考えてみる。

しかし、平和な日常にあっては、むしろ、その日常に組み込まれ、自らにある有形・無形の命との関わりが当たり前のものとなっていて、それを意識し、自覚することの容易でない、そういう存在であることが重要なメルクマールのひとつである場合もあろう。また、それは、保護すべきものというよりも、日常の根底を支えるものとして地域に息づいてきた暮らしそのものであり、その地域に生きていることを実感させるものであったりする。

例えば、2011年3月の東日本大震災という未曾有の大災害において、宮城県石巻市の雄勝町に受け継がれてきた法印神楽をめぐる人々の反応は、まちの復興に目処が立たない中でもその復活に情熱を注ぐというものであった⁷⁾。神楽を復活し、暮らしの中でその継承を絶やさないことが、地域の再生と将来に向けた大きな力となる。それは、壊滅的な打撃にあっても、その地域が悉く消滅してしまわない限りにおいて、ホメオスタティックに地域の命をその先に繋ぐ、そうしたポテンシャルを維持し続けるものの存在を如実に伺わせる事例と言える⁸⁾。

(2) 増え続ける遺跡、溢れかえる(?) 遺産

そうしたポテンシャルは、今日、「遺跡」として理解されている存在にも付託されている。そして、その「遺跡」の特質は、地域を構成する土地の一部を占めていることにある。今日に至るこの1世紀余りの経過の中で、私たちの社会は土地に刻まれた過去の痕跡を、「遺跡」として次から次へと発見してきた。いまや、それらを完全に視界から遠ざけて土地を触ることができないほどにである。

この度開催した研究集会における討論bの検討にもあったように、今日までの遺跡に対する取組は、その保護プロパーの立場からすれば、依然として課題が山積し、新たな問題も生じてきた中で万全とは言えないまでも、一定程度の実績と成果を挙げてきたと言える。一方、討論aにおいて取り上げられたホルトルフ氏のディベートにもあるように、現代ほど、社会の中に数々の遺跡が記載され、なお、さらに加速度的に増え続けている時代を私

たちはいままでに経験してきたことがあるだろうか⁹⁾。

特にこの10年来、いわゆる「世界遺産」をはじめとする種々の「遺産」的取組¹⁰⁾の熱狂振りに呼応するように、人々はほとんどあらゆる社会分野において、永く将来に受け継ぐべき「遺産」ということを過剰なほどに意識するようになってきてはいないだろうか¹¹⁾。

未来永劫受け継ぐことを企図してつくられたものも確かにあるとしても、それが即「遺産」ということではないようにも思われる。そして、近年において私たちが「遺産」と呼びたいものの多くは、この世界に存在し始めたそもそもから「遺産」となることを考慮し、加味してつくられたものではないものではないだろうか。

それらのうちには、今に至る結果として、永きに亘り、積極的な意図を以て受け継がれてきたものも少なくない。また、私たちは、今日まで築かれてきた文明的な社会の中に暮らす中で、なんとなく感じてきた或る種の歪みからの解放を願って、それを「遺産」に期待しているところもあるのかも知れない。あるいは、例えば、私たちの社会の行く末を思うとき、そして、予測できない将来に対する拠り所のひとつとして私たちの社会が歩んできた過去を振り返る中で、その時々生きる人々がそれらの意味するところの何か大切さを自らの社会に引きつけて思うからこそ、そこに「遺産」としての気付きが生じるのではないか。すなわち、現在を通過点として過去から未来へと流れゆく時の経過にあって、その来歴は過去に求めるとしても、私たちが何を「遺産」と感じるのかは、過去そのものというよりも、私たちの将来への意思との関わりにおいて、反応し、生じる何かと関連しているのではないかと思われるのである。

その「遺産」が不思議なほどに近頃の巷に溢れかえっているように見えるのは、なぜなのか。

時の経過と関連して、すでに動かしがたい過去を含む「遺産」にこれだけ縋り、それを広く認めさせようとする現状は、どうなるのか誰にも分からない将来の行方に対する何か漠然とした不安の深まり具合を示すバロメーターのひとつでもあるかも知れない。

(3) 遺跡の意味、遺産としての表現

今日、「遺跡」の重要性を検討するとき、かつてこの世界を生きた歴史的な証拠や文化的な表徴を保存し、継承するという、いわば、学術的観点からのモチベーションが強調される。文化財保護法に基づく保護スキームにおいても、第一義的には、そのことを史跡指定の根拠として運用されており¹²⁾、指定に関わる説明文も歴史学的あるいは考古学的な術語で記載されることが定着している。

それらは、「歴史認識」という言葉にも含まれている

ように、今日における何らかの「歴史観」と照応するものとして意味を成すと考えられる。したがって、同じ過去のものであっても、その時々「歴史観」の埒外にあるものは意識され難く、場合によっては認識すらされないこともあろうと想像されるのである。しかし、その「歴史観」はいったいどのようなものなのか、それによって、「遺跡」をめぐる事態はまるで〈藪の中〉となる。

本書冒頭のグラビアにも窺えるように、社会の中で、私たちが「遺跡」と呼んでいる対象について、少し見方を変えながらパブリックとの関係を探してみると、私たちは、遺跡やそれに関わる遺物などが必ずしも、「歴史観」との照応で把握されているわけではないと感じる種々の場面を様々なかたちで経験する。

極端な言い方をすると、歴史的または考古学的な重要性、あるいは、それらのオーセンティックな保護上の重要性が、普遍的な価値と多くの部分で整合すると考えるのは、専門家と自称他称される人々に限られた特異な観念に過ぎないのではないかと、とも思ってみたりする。

土地に刻まれた過去の人々の活動の痕跡は、世界中、どこにでもある。それらをすべて「遺跡」と呼ぶならば、いったい、そのような「遺跡」を含む世界の客観的な存在としての成り立ちと、一部の「遺跡」を大切に感じている私たちが理解し得る（と少なからず思っている）合理性との間には、どのような関係があるのだろうか。それは、私たちが知ると知らずとに拘わらず実態として存在する「環境」と、私たちが意識するとしなとに拘わらず経験する「景観」との関係にも比せられる。

日々様々なエピソードの連鎖の中に生きる私たちにとって紛うこと無き明証性を有するのが、「環境」のような客観的な存在ではなく、「景観」と対するがごとき主観的な経験だとすれば、「遺跡」の意味を経験し、「遺産」としての価値を表現するのは、ほかならぬ「私たち」である。そして、「私たち」が或る「遺跡」を大切なものであるとする場合には、それを大切に思い感じるに至った「私たち」の経験、もしくはその経験のプロセスから得た意味にこそ価値の源泉があるのではないかと。

(4) 遺跡・遺産の内容と価値の間にあるもの

しかし、ここに改めて言うまでも無く、この世界は、私たちが「私たち」と思う集団だけのものではない。

しかも、ここで「忘れてはならない」と強調したいのは、ここに言う「私たち」とはいったい誰のことなのか、ということである。「私たち」も様々であること、すなわち、価値の根源を成す経験のプロセスは、千差万別であるということを、いつでも心に描いて置きたい。

その様々な「私たち」は、「遺跡」や「遺産」に接して、

果たして何を経験しているのだろうか。そして、「遺跡」や「遺産」は如何なる経験に晒されているのか。その内容は、「遺跡」や「遺産」と呼ばれている対象そのものではなく、それらと“私たち”との間に生じる関係にこそ息衝いているものであり、そうであればこそ、その経験はそれぞれの“私たち”にとって意味のある内容となる。

一方、グローバル化が進み、価値やその水準の共有が優占してきた今日では、価値スキームの統合が図られる傾向にあるように思われる。そこでは、或る対象に関する価値集団の離合集散が繰り返されるものの、「格差」という表現がそれを象徴するように、やがて世界はひとつのものとして、多様な価値体系の存在はうやむやにされ、majorityが悉くminorityを席卷して或る価値舞台に引き摺り出す。特に近頃、線形な価値観¹³⁾に収束させるように誘導するそうした力が、充満してはいないだろうか。いまや、私たちの目に付いたあらゆるものは、いわば、或るゲームの舞台へと否応無く引き摺り出される対象として、場合によっては、蹂躪されることとなる。そして、蹂躪に違わなかった場合には、疎外されたりもする。

例えば、ユニバーサルの名の下に、どこに行っても同じサービスを受けることができるようになるべきだとか、できるはずだとか考える。そして、それが果たせないことが知られるや、非難的となって公共の良心から集中砲火を浴びることもしばしばである。翻って、私たちが「遺産」について検討するとき、〈遺産を保護する〉という論調は、ややもすると、「遺産」を蔑ろにしようとする敵を見付けようとして、それが見付けにくい場合には、仮想敵を生み出してまでも、それに向けての批判や非難をすることで、その保護の正当性を強調する、そうしたことに陥る恐れと背中合わせであるかも知れない。

そこでさらに思うのは、“私たち”は、様々な“私たち”に対して、〈価値〉を翳して、その平和的な共有の名の下に、遺産に対する行儀や姿勢まで縛ってはいないかということである。何か、それは、意図しない説得や善意の捺し付けになってはいないか、と心配してみたい。

「遺跡」や「遺産」と言って、将来に受け継ぐべきと主張されるものの多くは、必ずしも文化的な意味で把握されているものではない¹⁴⁾。むしろ、「遺跡」の内容も「遺産」の価値も、それぞれの“私たち”にとって意味を成すコンテクストに無ければ、認識すら生じえない。ましてや、遺跡・遺産に対するそれぞれの態度が文化的でないからと言って軽んじたりすることは厳に慎むべきであるし、さらには、その態度を直感して経験できないからといって、その態度の意味を感じることを諦めることは、到底、有り得べきことではないと考える。

それぞれの“私たち”にとって、遺跡・遺産の内容や価値の意味するところが違う場合に、まず取り組むべきは、相異そのものは是正とか、統一とかではなく、違う内容や価値とその背後に在る体系に関する探究であり、その間にあるそれぞれの意味を見極めることである¹⁵⁾。

当然、その視線は、私たちが知らず知らずのうちに経験している前提にも向けられて然るべきである。

3. 文化財は（いかなる意味で）大切なのか

そこで、「文化財は大切」ということを疑ってみたい。

こう表現することが、かなり挑発的である、または、敵対的であるとの印象を提供するとすれば、やや誤解の範囲を狭めるために、もう少し言葉を補うことにして、「文化財（遺産）だから大切」というフレーズ、あるいは、そこに含まれる命題を改めて考えてみたい。なぜなら、依然としてそのことに弁別的な意味を感じない立場は、少なからずありうるからである。

(1) お墨付きとしての「文化財」や「遺産」

そもそも「遺跡」を含む「文化財」や「遺産（文化遺産・自然遺産）」とは、或る対象の集合を表す抽象的概念としての造語である。しかも、今日、定着している「文化財」の用語は、法律等に基づく保護制度との照応においてよく普及していると言ってよい。端的に言って、それは、大方、何らかの権威を以てオーソライズされる対象として理解されているように思われる。

普通に考えて、私たちの多くは、例えば、文化財保護法に基づき史跡に指定された遺跡について、あるいは、世界遺産条約に基づき世界遺産一覧表に登録された遺産について、何か、価値が上がった印象を受けないだろうか。そして、何か、権威を裏付ける国や世界がお墨付きを与える感触を暗黙のうちに得てはいないだろうか¹⁶⁾。

本来、大切にしたいものを、「文化財」（あるいは、特に近年では「遺産」）と名付けた集合に含め、それらに包括的な視線を投じるスキームであるはずなのに、いつの間にか、世の中に「文化財」と「非・文化財」との区別を生み出し、結果として、「文化財」としてオーソライズされていないものは大切ではないかのような雰囲気、何となく醸成されたりしてはいないだろうか¹⁷⁾。

半世紀以上にわたって国内外を席卷してきた「文化財」や「遺産」という言葉は、もはやレッテル¹⁸⁾のごとき顕示効果をもたらす何かであるように感じられる。いわば、品質の認証として、そのレッテルはこぞって求められ、そのことによってさらに価値を上げる有価証券のごとき性質をも帯びてきたとも言える。しかし、しばしば実態の意味を置き去りにして、本体よりもそのレッテル

の方が大切にされる傾向をも指摘できるかも知れない。

加えて、近年、様々な銘柄が上場されて市場は飽和気味となり、やや値崩れを起こしつつある気配さえ窺えないか。あるいは、規制を嫌って如何にそのレッテルが貼られないようにするかということに傾注したり、他方では、そのレッテルを転用して稼ごうとしたりして、事態は極めて複雑である。レッテルそのものにも多様な意味が添加されている現状は、いまやそのトレンドの全体を追うのが容易ではないほどに活況を呈している。

それほどの人気を博しているにも拘わらず、それらは、どうも世間では空気や水ほどに不可欠とは感じられていないようである。そのことは、研究集会の討論bにおいても悩ましい命題として取り上げられた。

(2) 空気や水でなければ、何なのか

そうした、悩みを受け止めつつ、私たちの暮らしの中でそれに相当するのは何かと比喩的に考えてみたところ、毎日欠かせないものの中から、ふと、実は〈衣服〉のような存在ではないかとの着想を得た。それは、空気や水のように、生物としての私たちの生命を維持する上でなくてはならないものではないが、文明社会に暮らす私たちにとってはほとんど欠くことができないものである。

そして、それは、確実に私たちの日常のエピソードとともにあって、ともに経験を刻むものである。さらにそれは、私たちを様々な帰属させ、自らの色々な好みとともに、内外から認識される私たちの一部をも成している。竟には役割を終えて、或いは捨てられたり、或いは大事に仕舞われたり、或いは人に受け継がれたりする。

〈衣服〉を着用していなければ、当然、真っ裸になる。それは、私たちが日常社会で暮らしていく上では、かなり困ったことであるということに同意しない人はほとんどいないであろう。しかし、それはいつでも顕現して必要を意識されることではない。さらには、私たちの暮らしの中で、私たちと〈衣服〉との関係に相当するものは、「文化財」や「遺産」ばかりではないとも思われる。

一方で、例えば、「文化財」や「遺産」というレッテルは、むしろスポイルされる方向に作用して、いつでも礼服や正装でなければならぬかのように印象付いていないか。もちろん、古美術に象徴されるような類の「文化財」は、そのイメージが合うだろうし、すべからずすべての「遺跡」や「遺産」は一品物として、そういう性質をも帯びているかも知れない。また、この比喩のミソは、何気なく繰り返し着ていた〈衣服〉が、いつの間にか、経験に基づく記憶とともに、とても大切なものとなるということとも思われる。何気なく手に入れた〈衣服〉でも、着る人の暮らしによって、そこには、様々な意味

がア・ポステリオリ [a posteriori] に添加されていく。

遺跡や遺産も、ふと気が付けば、私たちが暮らす地域の装いの一部となっている、そういうものかも知れない。

4. 経験と意味、そして、パブリック

風土も来歴も異なる地域の装いはそれぞれである。

そして、地域における人々の営みもそれぞれである。

私たちはもっと想像力を働かせなければならない。

そのカギは、それぞれの〈経験〉と〈意味〉である。

合意形成ということと関連するパブリックには、或る種の公平性が関係するものと思われるが、しかし、それは均質化を指向すべきものではない。なぜならば、多様な価値観の間に生じる交渉やそれに伴う葛藤の経験にこそ、自らにおける意味の気付きの契機があるからである。

問題なのは、差異そのものではなく、差異によって生じる違和感である。私たちはそうした違和感をよく観察して、その取扱いの調整に取り組まなければならない。

地域における遺跡・遺産のマネジメントにおいては、様々な違和感の取扱いの多角的な調整のために、地域に育まれてきた具体的な経験や意味に応じたプランとシステムをそれぞれに創造していく必要があると考える。

【註】

- 1) このとき、多くは12月21日としていて、一方、計算方法の違いによって実は23日であるとか、あるいは冬至付近の21日から23日までなどとする情報も見られた。しかし、12月21日に対する反応は極めて強力で、例えば、NASA: National Aeronautics and Space Administration; アメリカ航空宇宙局)は、You Tube上に配信するSCIENCE@NASAにおいて、“The World Didn't End Yesterday” (Science Casts: Why the World Didn't End Yesterday: 再生時間4分21秒)を2012年12月11日に提供し、一部に騒がれた社会的混乱に対する自らの態度を広く公表した。このプログラムは、本稿執筆時において他のプログラムの再生回数(3万回程度のものから、極めて多いものでも80万回程度)を遙かに凌ぎ、370万以上再生されているもので、その最初のメッセージには、“NASA is so sure the world won't come to an end on Dec. 21, 2012, that they already released a video for the day after.”とあり、科学的な見地から2012年12月21日がいかに地球最後の日ではあり得ないのかを解説し、強力で主張している。さらに、世界180か国で850万人もの読者を有するというNATIONAL GEOGRAPHICにおいても、「マヤ文明と終末論の真実」あるいは「マヤ文明と世界滅亡の真実」と題するWeb連載や番組配信をするほどに関心を高めた。
- 2) 一説にフィラエのイシス神殿をめぐる、この場所が閉鎖されれば、毎年秋分の日、壁面に描かれた1465体の神像の加護がひとつずつ失われ、全ての神々が去った年の秋分の日に世界が水没するという滅亡伝説というものもあるようで、神殿が閉鎖されたのが550年と伝えられていることから、爾来1465年を経過することになる2015年の秋分の日がこれに相当するとのことで、マヤ暦の計算間違いとよく照合するとの話もある。斯くも古代の遺跡には、滅亡に関わるメッセージが込められているとは神秘的であり、まさに伝説的である。
- 3) むしろ、「情報」という液体から成る「海」とでも表現したほうが適当ではないかとすら感じられる。さらに悪乗りすれば、すでに世界は情報の海に沈みつつあるかも知れない。
- 4) Warner Bros. Entertainment, Incが1999年3月に配給した

- “The Matrix” (邦題『マトリックス』)などに代表されるように、今日、コンピュータによって創り出された仮想現実と私たちの意識(世界認識)との関係の検討を含んだアイデアは、特にSF映画ではこのところホットなテーマであり続けているし、さらには一部のサイコホラー/サスペンス系映画においても、私たちが日常に期待する常識と世界観を次々と打ち破っている。ちなみに、マヤ暦の今日的解釈との関連で人類滅亡のイメージをリアルに描いたものとして、Columbia Picturesが2009年11月に配給した映画“2012”がある。この映画では、太陽活動の異常な活発化に伴う地殻変動によって地球上の大地の多くが失われる中、ノア方舟(ark)にも比せられる最新鋭の巨大船によってわずかな人々が生き残り、逆に隆起してほとんど唯一残されたアフリカ大陸の南端にある喜望峰(Cape of Good Hope)に向かうところで物語は終わる。信じがたい迫力で描かれる精緻なコンピュータ・グラフィクスと或る種痛快なアクションによって極めてインパクトある仕上がりとなったこの映画は、筋書きの具体はともかくとしても、文明社会の破滅の中で深まる思いやり(to be cared for each other)と和解、融和を主題としている。世界滅亡の象徴的場面においては、コルコバードの丘に建つ巨大な救世主キリスト像(Cristo Redentor)や、終末に当たって多くの人びとが祈りを捧げているヴァチカンの大聖堂など、各地に所在し、今日の世界観の中で幅を利かせている、いわゆる「遺産」が脆くも崩れ去る描写があって、いずれ今回の研究集会の主題である遺跡・遺産のほとんどすべては消滅したであろうと容易に想像されるほどであるが、その一方で、主人公のひとりが携えていた無名作家(彼も主人公のひとりであるが)、の著作による1冊の本が、これから受け継がれる遺産(台詞ではlegacyと表現されている)になると語られるシーンなどもある。人間が地上に築き上げてきたほとんどのモノが失われ、世界中のほとんどの人々が絶えてゆくその日であっても、「文化は我々の魂にある、簡単には死なない」(Our culture is our soul, and that's not dying tonight.)という台詞が口にされることに象徴されるように、人と人との心の中に受け継ぐものの将来への確信たる希望がとて大切なものとして表現されたりもしている。ちなみにlegacyは、過去に生じた出来事や行動などに起因して現在に存在している状況や事態、境遇、場面などを意味する。
- 5) もっとも、むしろ様々な遺跡や遺物からもたらされてきた表徴のイメージから、マヤ文明の超常的であることを世界中の多くの人が期待しているのかも知れないと思われる。さらに付け加えれば、例えば、マヤ暦が予言的であるとするならば、普通に考えるに、来るべき世界の変貌と自らの民族の運命との関係に最も高い興味が払われるのが常套であると思われるし、今日に至る世界が様々な経験してきたパラダイムシフトをも含んだ意思表示となるものと考えられる。
 - 6) 例えば、原科(2011) p33によると、環境アセスメント(EIA: Environmental Impact Assessment)は、人間行為が環境に与える影響を事前に予測・評価して、環境と調和した行為となるような意思決定を支援するものである。
 - 7) 復興を目指す雄勝法印神楽をめぐる取組については、<http://www.geocities.jp/hoinkagura/>などを参照のこと。
 - 8) こうしたことの重要な関連では、例えば、国際交流基金HP「アーティストインタビュー 東日本大震災から1年余り心を支える民俗芸能」(阿部武司/東北文化財映像研究所) http://performingarts.jp/J/art_interview/1206/1.htmlなどを参照のこと。また、このインタビュー記事において紹介されている「asapro無形文化財映像ライブラリー」については、<http://www.youtube.com/user/asaproabe/feed>を参照のこと。
 - 9) 例えば、「埋蔵文化財関係統計資料」(文化庁文化財部記念物課、平成25年3月:2013, 33pp)によれば、日本において、平成24年3月現在の「周知の埋蔵文化財包蔵地」は46万5千件余りとされている(※ただし、複合遺跡などの数え方によって統計上の数字は幾分か異なる)。また、奈良文化財研究所がそのHP上に公開している「遺跡データベース」<http://mokuren.nabunken.go.jp/Iseki/index.html>においてもほぼ同様のオーダーでのカウントを示している。
 - 10) ここでいちいちwebsiteなどを参照して例示するにしても、いずれ、どのような範囲と視点で取り上げるべきかを判断しかねるほどに、様々な公的機関、プライベートセクター、あ

るいは、個人によって、膨大な「遺産」又は「遺産的」なもののカテゴリーやリストを見つけることができる。「遺産」として取り上げられているこうした様々な対象は、すでに一つの体系として説明するのは不可能と言ってもよく、それゆえに、「遺産」という言葉の定義を検討することすら虚しい状況にあるとすら思われる。

- 11) もっとも、それは、何か特にとり取られて、さらには選別される、そのこと自体に対する興奮なのかも知れない。
- 12) 例えば、日本の文化財保護法下における指定文化財としての「史跡」については、その母集団を「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第4号）とし、そのうちから「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの」（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部）との観点に基づき、その指定の適否を検討することとなっている。
- 13) linear sense of valuesとでもいうべきか、ここでは、単純な意味合いで、優劣を数直線上の数字に置き換えて比較するような価値観のことをいう。コンピュータゲームにおけるHP (hit point又はhealth point)、Level、ライフ (Life) などの表現はこの意味で象徴的と言える。
- 14) 例えば、「高松塚古墳の壁面の劣化」問題や「旧石器遺跡の捏造」問題に反応した社会の雰囲気は、大方、その文化財としての意味合いというよりも、むしろ、なにかそこに含まれるスキャンダルのコンテクストに対する反応ではなかったか。
- 15) 自分たちにあまり「意味」が無いものが、誰にとっても「価値」が無いと考えるのは、論理的に考えても明らかに誤りである。私たちが「遺産」を感じる「価値」とは「内容」の把握に基づく「意味」の総体的な関係によって生じるものと考えられるので、所与の（ア・プリオリ [a priori] な、すなわち、「経験」に依存しない）ものとしては存在し得ないと言える。
- 16) 対象とする案件の特定について、文化財保護法においては、それぞれの類型に応じて指定・認定・選定・登録、あるいは、これらに関連して地方公共団体からの意見具申や申出というスキームがあり、また、世界遺産条約においては、締約国からの推薦 nomination に基づく登録inscriptionというスキームがある。最近では、これらの制度について正確な理解が普及してきたようにも思われるが、しかし、依然として、文化財保護法においては日本国政府が、あるいは、世界遺産条約においては世界を包摂する組織である（と想像されている）国際連合のユネスコが、「指定」しているとの理解によって、価値が上がったという印象が強いかも知れない。ちなみに、世界遺産条約第12条では、一覧表に記載されることによって生じる具体的な効果は別として、それ以外の点で顕著な普遍的価値を有しないという意味に解してはならない、としているものの、全体的な印象としては、登録されていない遺産は、登録されている遺産より価値が低めに査定されている傾向にあると言わざるを得ない状況にあるものと感じられる。
- 17) このような弁別指向は、世界遺産における「代表性」representativityや「比較研究」comparative studyにも或る種の影を落としている。すなわち、他のもので代表されるということ、専らその観点から付き詰めていったときに、一体何が起こるのかと言えば、極端な話、その代表だけ残せばよいという意見が生じたり、そうではなくとも、代表以外のものの価値はやはり何となく軽んじられたりするかも知れない。もともと代表性は、他のものを貶めるためではなく、それに代表されるのと同様の特質を、普遍的に大切にしようというキャンペーンの下にあるべきである。そうすることで、似たような思いを共有する（または、共有し得ると考えられる）同胞たちは、類似と相違を同時に認め合い、協働し、お互いの気持ちを高め合うことができると思われる。あるいは、比較研究においては、類似が無いことを強調する余り、その趣旨はしばしば脱線する傾向を窺うことができる。比較研究が有する真に重要な目的は、自らが大切に思う遺産について、様々なコンテクストと比較することにより、隠れた次元にあるメルクマールに気付きを得ることにあると言える。
- 18) レッテルとは、あまり良い印象の言葉ではないかも知れないが、それは、断定的評価であり、老舗の商標のようなものであり、信用に基づく品質を保証するものと言える。

【参考文献】

- * 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編（2011）：『地域における遺跡の総合的マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究会（第5回）報告書—』；独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所，137pp
※ <http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2011.pdf>
- * 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編（2012）：『自然的文化財のマネジメント—平成23年度遺跡等マネジメント研究会（第1回）報告書—』；独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所，159pp
※ <http://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2012.pdf>
- * 日本遺跡学会編（2011）：小特集「東日本大震災と文化遺産」；遺跡学研究、第8号，p.p.186-204
- * 日本遺跡学会編（2012）：特集2「災害／文化遺産／地域」；遺跡学研究、第9号，p.p.95-217
- * 原科幸彦（2011）：『環境アセスメントとは何か——対応から戦略へ』；岩波新書1301，岩波書店，210pp
- * 平澤毅（2007）：文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察；遺跡学研究，第4号，p.p.179-190
- * 平澤毅（2007）：「遺産」ということ；遺跡学研究，第4号，p.44
- * 平澤毅（2011）：奈良時代までの庭園——平安時代庭園検討の前提として—；奈良文化財研究所（2011）『平安時代庭園の研究—古代庭園研究II』（奈良文化財研究所学報第86冊，研究論集17，293pp），独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所，p.p.9-39
- * 平澤毅（2013）：遺構露出展示のマネジメント—「遺構露出展示に関する調査研究」について—；『遺構露出展示に関する調査研究報告書』，独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所，p.p.4-13
- * 平澤毅（2013）：日本遺跡学会の10年—設立／大会／『遺跡学研究』—；遺跡学研究，第10号，p.p.68-95
- * 三浦展（2004）：『ファスト風土化する日本 郊外化とその病理』；新書y 119，洋泉社，221pp
- * エドワード・ホール 著／日高敏隆・佐藤信行 共訳（1970）：『かくれた次元』；みすず書房，270pp (HALL, Edward T., THE HIDDEN DIMENSION, ©Doubleday & Company, Inc., New York, 1966)
- * クロード・レヴィ＝ストロース 著／荒川幾男 訳（1970）：『人種と歴史』；みすず書房，116pp (LÉVI-STRAUSS, Claude, RACE ET HISTOIRE, ©UNESCO, 1952)
- * R. D. レイン 著／笠原嘉・塚本嘉壽 共訳（1973）：『経験の政治学』；みすず書房，214pp (LAING, R. D., THE POLITICS OF EXPERIENCE and THE BIRD OF PARADISE, ©Penguin Books, Middlesex, 1967)

Abstract: When considering the management of historical / archaeological sites cultural heritage as public entities, we are facing-prone consciousness in value and the contents of them. However, in this paper, I would like to note the source in understanding them as our “experience” and “meanings”. We do not need to be struggling to share the value and content between wide varieties of stakeholders. It is rather than that, re-examine firmly the existence different from each other as “experience” and “meaning” should continue to cherish the differences. Do not seized with a label such as “cultural property” and such as “heritage” in the sense that some sort of authority to certify, we would like to build a relationship with them as if the relationship with the parts of “clothes” for us to ware in our lives. That’s because there are any opportunity for awareness of a meanings, so much in each experience of the interchange and conflict that occurs between the diverse senses of values of us who wore the respective “clothes”. Then, instead of the difference in each of the “clothing”, with a view to adjusting the discomfort caused from the differences, we should create various multi-dimensional sight concerning management plan and system adapted to each region.

コラム 遺跡と盗掘とパブリック

カンボジアのある村落での話である。

村人が、畑で農作業をしていたら、鍬の先端に何かがあたった。腰をかかめ、土のなかを探ると、一粒の水晶のようなものだった。ポケットにいれて農作業を続けると、また鍬が何かにあたる音がする。水晶では、と期待し、座り込んで土を探る。いくらか慎重に探っていくと、そこに現れたのは、一粒の黄金だった。話は村中を駆け巡り、村人は、各自の畑を掘り返す。すると、多くの水晶、色とりどりのガラス玉、鉄器、そして黄金がでてきた場所がいくつかあった。話は、近隣の村にも伝わり、人々が村へ押しかける。そして、それが国内メディアに伝わり報道されると、今度は国中から人々が鍬をもち、村へと押し寄せた。月日が過ぎて村は、穴ばかりの村となっていた。少しフィクションも入っているが、これが数年前にカンボジアであった話である。

フランスの植民地支配から1953年に完全独立を果たしたカンボジアは、1970年代から内戦に突入した。ポル・ポト政権による支配と虐殺、ベトナム軍進駐と東西冷戦の影響で、カンボジアが国際社会に復帰したのは、1991年にパリ和平協定が結ばれて以降である。国際社会の関心をまず集めたのは、アンコール・ワットで知られるアンコール遺跡群の保存であった。アンコール遺跡群は1992年にUNESCO(国連教育科学文化機関)の世界遺産リストに世界文化遺産として登録され、その保存状況から、同時に危機遺産として登録された。UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)の管理下で実施された総選挙により、1993年に新生カンボジア王国が成立してからも、文化遺産の支援は比較的治安の安定したアンコール遺跡群に集中し、カンボジア国内に散在する遺跡群の保存・管理には至らなかった。結果、国境沿いの密林に埋れた遺跡群から運びやすい彫像等が盗まれ、世界へと流出した。タイとの国境近くに位置するバンテアイ・チュマル遺跡¹⁾からは、1999年に数トンにおよぶ浮き彫りが持ち出され、タイ国境で取り押さえられている。近年では、治安の安定化に伴い地方の遺跡に徐々に注意が払われる一方で、新たに問題となり始めたのが、埋蔵文化財の盗掘である。

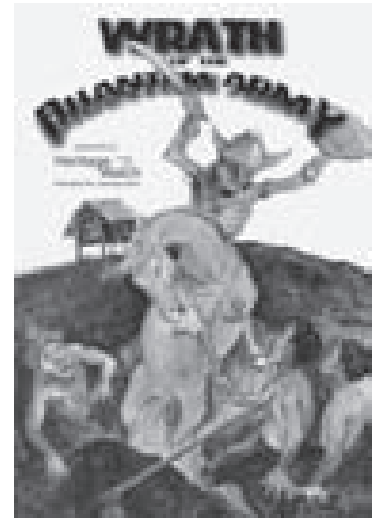
冒頭のような話で有名となったのは、プレイベン州に位置するビットメアス(Bit Meas)という村である。2006年5月に情報を得た王立芸術大学考古学部(以下、芸大)のメンバーが村を訪れた時には、既に村の土地の多くが盗掘された後だった。といっても、集まってきた人々に「盗掘」という考えはない。村人は、ただ自分たちの田畑を掘ったら黄金やビーズが出てきただけの話であり、それを売ったところ現金となり、さらに噂を聞いてやって来た人々の希望で自分たちの土地を貸与しただけである。

2007年4月にスヴァイリエン州(プレイベン州の隣)で調査をしていた芸大とメモットセンター²⁾は、ビットメアス村の近くのプロヒア村の盗掘ニュースを聞く。ただちに現場へ芸大チームがむかい、急遽芸大とメモットセンターは、プロヒア村での発掘に乗り出すことになった。しかし、資金、土地の交渉、調査許可などの問題で、実際に発掘が開始され

たのは、2007年末のことである。既にその時には村の多くが掘られた後であった。発掘調査が始まると、当初村人達には自分たちの村にあるものが、略奪されるのではないかという恐れがあったという。しかし、発掘と村人への説明が進むにつれ、村人は徐々に発掘に理解を示し、以前どこで何を掘り当てたかというような情報を徐々に調査隊へ報告するようになった。発掘調査の成果は英語とカンボジア語でまとめられ、調査で新たに発見された墳墓は52基におよぶ(一方で、村で以前に盗掘された墳墓は約1000基ともいわれる)。紀元前4～紀元後1世紀のものと考えられる銅鼓、黄金、鉄製品、ビーズなどは、実測、分析、保存処理後にプノンベン王立博物館において展示され、そのいくつかは現在村で展示されている。

一方、2010年初頭、カンボジア文化芸術省は、新たに、古都ロンヴェーク³⁾の北西15kmに位置するクラン・コー村での盗掘情報入手する。文化芸術省は、奈良文化財研究所に協力を依頼し、研究所は2010年から2012年の3年間は、文化庁文化遺産貢献事業(文化遺産国際協力拠点交流事業)として、カンボジア人考古学者への人材育成としてクラン・コーのみではなく、歴史的に関係の深いロンヴェーク、ウドンも含めた調査と研修が実施された。結果、2011年7月のクラン・コーでの調査では、未盗掘の墓葬1基が検出されている。クラン・コーは、目立つような墳丘や環壕跡がみられるわけではなく、村人からの報告なくしては、発見はなかったと思われる。一部の村人による盗掘が既に行われていたが、出てきた多くは14～16世紀を中心とした陶磁器類であり、ビットメアスやプロヒアとは違い、黄金やビーズなどは報告されなかった。調査に入り、気づいたのは、クラン・コーは、首都郊外の工業地帯のひとつとして開発されている国道5号線沿いから近い村落であるため、この数年の間に新しく建ち始めた靴生産工場、ビール工場等へ村の若い男女が働きに行っている状態であったことである。また、村では男性がプノンベンへ出稼ぎに行くこともよく見られる。この村とプロヒアの大きな違いとしては、村人が2009年頃から建設された工場で働くことで、既にある程度の現金収入があったこと、村で出土した遺物が比較的現金化するにあたって判定が難しい陶磁器を中心としたポスト・アンコール期のものであったことがあげられる。

カンボジア国内の状況を受けて、2009年ICOM(国際博物館会議)は、カンボジア文化芸術省とともに、石、鉄製品、陶磁器にいたるまで、どのようなものが不正に流出する文化財に相当するのか、石造から陶磁器までその特徴をしたカンボジア古美術リストの冊子を作成し、普及を試みている。また、早い時期から、カンボジアの埋蔵文化財盗掘を懸念し、文化芸術省を支援する団体に、2003年に設立されたヘリテージ・ウォッチ⁴⁾がある。彼らは、村人に対する盗掘防止のための文化遺産教育を積極的におこなってきた。彼らによって作成され配布された絵本(写真)は、町からきた盗掘目当ての男に唆された村の若者が、村の長老や僧侶がいかに自分たちの歴史は素晴らしいか、先祖の遺産を守ることは義務で



ヘリテージ・ウォッチ配布の絵本表紙

あると論じたにも関わらず、盗掘をおこなった結果、わずかな現金しか得られず、しかも夜な夜な現れる墓の亡霊に悩まされるという話である。亡霊によって改心した彼らは、自分たちの盗掘を真似て盗掘を始めた人びとを止めるため、ロンヴェークの都がアユタヤ軍に攻められた時、人びとが欲を出したが故に、結局最後は都が陥落した、と話す。そして、わずかな現金に目がくらんで全てをなくすよりは、自分たちの先祖の遺産を守る事で、観光客が村を訪れ、その観光客が継続的に現金を落としていくことが将来的な利益になる、と諭す。欲に目がくらんだが故にロンヴェークが陥落した話は、カンボジアでよく語られる昔話であり、村人にとっても馴染み深い。また、カンボジアでは亡霊を信じる人も多く、なかなか文化的に考慮された内容の教材となっている。

遺跡はパブリックなもの、そして国庫の財である、という前提において、文化財の不法取引や盗掘を取り締まる法律は存在している。しかし、当然状況は社会や文化によって異なってくる。プロヒア村での事例は、土地を耕していたら、たまたま現金になるアルミ缶が出てきた、というのと同じ感覚である。実際プロヒアで出土した銅鼓は、キロ単位数ドルで通常の銅と同じ計算で売られていた。しかし、物質としての価値を越え、そこに歴史的価値や文化的価値がつけられた時、それは物を売る行為から、盗掘という犯罪行為となる。

カンボジアは現在その価値に対する理解が普及する過程にあるが、これまでの事例から考えると、その過程で求められるのは、頭ごなしの否定や禁止ではなく、何故残さなければならぬのか、という問いかけに対する答えであろう。

(田代亜紀子/奈良文化財研究所)

- 1) カンボジア西部バンテアイ・ミアンチェイ州に位置する12～13世紀建立のアンコール王朝期の遺跡
- 2) 1999年にドイツ政府の支援で設立されたカンボジアの先史時代を研究するセンター
- 3) 現在の首都プノンベン北西約50キロに位置する16世紀の都
- 4) <http://www.heritagewatchinternational.org>

Ⅲ. 資料 A

Ⅲ. Information Documents A

国際憲章等にみる遺産のパブリック

1. はじめに

国際的な遺産保護が、国連教育科学文化機関（UNESCO）や国際記念物遺跡会議（ICOMOS）といったIGO（政府間組織）・NGO及びそうした機関によって生み出される制度や政策だけによって牽引されてきたわけではない。理想的には、フラグシップとしての諸施策・原則と世界の各地域におけるフィールドレベルでのニーズが一致することが望ましく、遺産保護に関する組織や政策はそれらを追求していく必要がある。しかし、現実には、原則と現実の狭間に大きな乖離があることも認めなければならない。

そうした前提を踏まえつつも、本稿では、遺産保護に関する組織、関係政府等を中心に採択される条約や憲章等にもとづいて、「パブリック」という概念の捉え方の歴史の変遷を検討したい。このことは、本研究集会の内容を包括する視点として一定の意義があろう。

国際社会によって構築されてきた遺産保護の条約や憲章は、必然的に国際的な遺産保護や社会開発に対する認識やトレンドを反映したものとなることが多い。国際連合の専門機関のひとつであるUNESCOを中心に作成した場合はとくにその傾向が顕著になる。こうした傾向は、国連ミレニアム開発目標（MDGs）など人類共通の国際的開発目標を国連が強調し始めたこととも関連し、21世紀に入っていっそう強まってきたといえるだろう。

2. 関連するキーワードの使用

遺産保護のトレンドを示すキーワードがある。本研究集会が掲げる「パブリック」ということばに関連するキーワードとしてもいくつかのものが指摘できる。例えば、「public¹⁾」（パブリック）、「community」（もしくは-ies）（コミュニティ）、「access」（アクセス）、「participation」（参加）、「indigenous」（先住民）、そして「stakeholder」などであろう。

ここでは、具体的作業として、パブリックという概念を取り巻く6つのキーワードについて、遺産保護の領域で代表的な憲章等で用いられている回数をカウントした。

その結果を表したものが付表である。また、同表では遺産保護とそれを取り巻く領域におけるエポックとして考えられる出来事を併記した。

3. 市民参加の芽生えへの過程

「community」や「public」、「access」といった概念はその登場も早く、遺産保護に関する国際的な憲章等が作成され始めた20世

紀中葉（アテネ憲章以降）から使われていた。こうしたなかで、「public」という概念がアテネ憲章の段階から、遺産保護におけるpublic interest（公益）を重視していたことは看過してはならない。

その後、1972年の国連人間環境会議²⁾などを経るなかで、市民の役割も強調されるようになり、「participation」という語が用いられるようになった。これまでも用いられていた「access」という語は、行政や専門家から与えられた遺産に対する「アクセス」であり、ともすれば受動的ニュアンスが強かった。しかし、「participation」という語が使用されはじめたことによって、市民自らが遺産保護に何らかのかたちで参加する（責任をもつ）ということが、パブリックの概念の考え方として付与されることとなった。この変化は、「indigenous people」（先住民）に対する言及とも併行し、現在にまで至る遺産保護の現代的理念の根底を形成する画期であったと評価できよう。

4. コミュニティ重視の展開

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議では、その成果文書のひとつであるアジェンダ21が採択された。そのセクションのひとつとして「主たるグループの役割の強化」が扱われ、コミュニティに対する言及も行われている。加えて、同会議では生物多様性の保護を主眼においた条約でありながら、先住民や文化にも深い関わりをもつ「生物多様性条約」が採択された。

同年には、世界遺産条約に文化的景観が導入され、また1994年には「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」の採択などが採択される。

こうした一連の動向は、その後のコミュニティやその参加をめぐる議論や施策を一層加速させる原動力となった。さらに、文化遺産保護が文化遺産単体で存在するものではなく、国際的な社会、とくに国連システムのなかで社会開発における共通のビジョンとゴールをもちながら、各々の分野で関連施策を推進していくという体制に文化遺産保護も深くコミットし始めた転機としても理解できるのではなかろうか。それは、その後2000年の国連ミレニアム開発目標（MDGs）を含め、現在まで一貫していることである。

1999年にICOMOSによって採択された、「国際文化観光憲章」（International Cultural Tourism Charter: Managing Tourism at Place of Heritage Significance:資料A）は、1976年に採択された「文化的観光の憲章」（Charter of Cultural Tourism）の改訂版で

あるが、遺産保護と社会開発との関係性、また遺産観光と地域社会（コミュニティ）との関係性をつよく謳った点で特筆される。

国際社会がコミュニティとその参加を強く意識すればするほど、文化遺産保護政策もその方向に向かっていくことになる。

5. 世界遺産戦略目標〈5C〉の時代

2002年になると、世界遺産条約は30周年を迎える。それにあたって採択されたのが「世界遺産に関するブタペスト宣言」（資料B）である。そのなかではCを頭文字にとる4つの事項が今後の重要な戦略目標として位置づけられた。つまり、「信用性の確保（Credibility）」、「保存活動（Conservation）」、「能力の構築（Capacity building）」、「意思の疎通（Communication）」である。そして、その5年後、2007年には「コミュニティの活用（Community）」が追加された。

この頃から、さまざまな憲章等もおいても「stakeholder」ということばが多用されるようになる。コミュニティも含めて、さまざまな立場の関係者が対等に必要とされるなかで、すべての立場を包含したこの「stakeholder」ということばが必要になったのかもしれない。

2005年にECで採択された「社会にとっての文化遺産の価値に関する条約」（Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society:資料C）は社会の参加なども含めた遺産保護の現代的役割について包括的に提示している。

また、2008年にICOMOSによって採択された「文化遺産のインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」（ICOMOS Charter on the Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites:資料D）では、遺産公開のあり方について7つの原則を提示し、遺産保護と遺産価値の効果的な伝え方について示している。

その後も、遺産保護の国際的施策において、コミュニティの役割は高まる一方である。2012年の世界遺産条約40周年のテーマは「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」であった。日本で開催された最終会合の成果文書である「京都ビジョン」（資料E）でも再び先住民を含むコミュニティの重要性が提起された。

また、同年、リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（Rio+20）の成果文書「私たちが望む未来」（The Future We want）においても、今回取り上げた5つのキーワードが散りばめられている。

1992年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」から20年が経ち、

コミュニティをめぐる議論はどこへ向かうのだろうか。遺産保護の領域においても、国際的なフラグシップとしての世界遺産条約や関連憲章等は、各地域の遺産保護とコミュニティをめぐる現実との狭間で整合性を保っているのだろうか。こうした問題はすでに本研究集会においてもその一端が指摘され、今後も大きな課題であろう。

そのなかで、付表で取り上げた半世紀以上にわたる国際的な憲章等の動向は、遺産保護の専門家が半世紀にわたって追求してきた理想の歴史であり、その変遷には大き

な意味が存在する。国際的な憲章等においては、遺産へのアクセスという考えから始まったパブリックな存在としての遺跡・遺産であるが、その後の社会変化とともに生じた「市民参加」は、「遺産から生じる利益のコミュニティへの還元のために」「コミュニティにおける人材養成」が必要とされるに至り³⁾、遺跡・遺産保護は社会開発のためのひとつの手段として位置づけられるとともに、遺跡・遺産を担う主体としても認識され、社会にとって遺跡・遺産はますますパブリックな存在となりつつあ

ると指摘することができよう。

菊地淑人（奈良文化財研究所）

- 1) カウントされたもののなかには、「政府」という意味でのパブリックと「公共／国民一般」という意味でのパブリックの2つの用例が存在している。
- 2) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）も、当初はこの会議において採択されることが目指されていた。
- 3) 世界遺産条約採択40周年記念最終京都国会における成果文書「京都ビジョン」。

条約・憲章・勅告・宣言とパブリックに関連するキーワード

		community	public	stakeholder	access	indigenous	participation
1931	● 歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章	○	○	-	-	-	-
1956	■ 考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勅告	UNESCO	○	○	-	-	-
1960	■ 博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勅告	UNESCO	○	●	-	○	-
1964	★ 記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）	ICOMOS	-	-	-	-	-
1967	● 芸術的・歴史的価値を有する記念物及び遺跡の保存活用に関する宣言・最終報告	○	●	-	○	-	-
1972	● 国連人間環境会議（ストックホルム・サミット）: UNEP発足	(UN)	-	-	-	-	-
	● 人間環境宣言（国連人間環境会議成果文書）	UN	○	-	-	-	-
	■ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	UNESCO	○	○	-	●	-
	■ 文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勅告	UNESCO	●	●	-	○	-
	★ 古代建造物群への現代の建造物の導入に関するシンポジウム決議	ICOMOS	-	-	-	-	-
1975	★ 小規模な歴史的都市の保存に関する国際シンポジウム決議	ICOMOS	○	○	-	-	○
	● アムステルダム宣言	ICOMOS	○	○	-	-	○
	● ヨーロッパ建築遺産憲章	ICOMOS	○	○	-	-	○
1976	■ 歴史的地区の保全及び現代的作用に関する勅告	UNESCO	○	○	-	○	-
	★ 文化的観光の憲章	ICOMOS	○	○	-	-	-
1978	■ 可動文化財の保護のための勅告	UNESCO	○	○	-	○	-
1980	■ 世界保全戦略「sustainability」概念の登場	(UNEP/IUCN/WWF等)	-	-	-	-	-
1981	◆ 文化的意義を持つ「場所」の保存のためのオーストラリアICOMOS憲章（バラ憲章）*1999改訂	Australia ICOMOS	○	○	-	○	○
1982	● 国連環境計画管理理事会特別委員会（ナイロビ会議）	(UN)	-	-	-	-	-
	★ 歴史的庭園保護憲章（フィレンツェ憲章、1982）	ICOMOS	-	●	-	○	-
	★ 小規模集落の再活性化に関するトラスカラ宣言	ICOMOS	●	○	-	-	○
	★ 「戦争で破壊された記念物の再建に関するドレスデン宣言」	ICOMOS	-	○	-	-	○
	◆ ケベックの遺産保護に関する憲章（デチャンボルト宣言）	ICOMOS-Canada	●	○	-	○	-
1983	★ ローマ宣言	ICOMOS	-	○	-	-	-
	◆ 建築環境の保護及び強化に関するアムステルダム宣言	ICOMOS-Canada	-	○	-	-	-
1987	● 「Our Common Future」の発表（環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会））	(UN)	-	-	-	-	-
	★ 歴史的都市街区保存憲章（フランクフルト宣言）	ICOMOS	○	-	-	-	○
	◆ 歴史的都市の保存・再生に関する第1回ブラジルセミナー	ICOMOS-Brazil	○	-	-	-	○
1989	■ 伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勅告	UNESCO	●	○	-	○	-
1990	★ 考古学遺産管理運営に関する憲章	ICOMOS	-	●	-	○	○
1992	● 環境と開発に関する国際連合会議（国連環境開発会議・リオデジャネイロ）	(UN)	-	-	-	-	-
	アジェンダ21の発表（国連環境開発会議成果文書のひとつ）	(UN)	-	-	-	-	-
	世界遺産条約におけるCultural Landscape等の導入（Operational Guideline改訂）	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	● 環境と開発に関するリオ宣言（国連環境開発会議成果文書）	UN	○	○	-	○	○
	● 生物多様性条約（CBD）	UNEP	○	○	-	○	○
1993	★ 記念物・環境・遺跡保護の教育・訓練に関するガイドライン	ICOMOS	○	-	-	-	○
1994	◆ 「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」の採択	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★ オセアニア地域に関する奈良ドキュメント	ICOMOS	○	○	-	-	-
1996	★ 水中文化遺産の保護と管理に関する憲章	ICOMOS	○	○	-	●	-
	★ サンアントニオ宣言	ICOMOS	○	○	-	○	○
	★ 記念物・建造物群・遺跡の記録に関する原則	ICOMOS	-	●	-	○	-
1998	◆ 「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」の開始	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★ ストックホルム宣言：世界人権宣言50周年におけるICOMOS宣言	ICOMOS	○	-	-	-	-
1999	★ 国際文化観光憲章 - 観光と遺産の重要性を有する場のマネジメント	ICOMOS	○	-	-	●	○
	★ 歴史的木造建築の保存原則	ICOMOS	-	○	-	○	-
	★ 土地に根ざした遺産に関する憲章	ICOMOS	○	-	-	○	-
2000	● 国連ミレニアム開発目標（MDGs）の発表	(UN)	-	-	-	-	-
	● 欧州景観条約	EU	●	●	-	-	-
	■ 水中文化遺産保護に関する条約	UNESCO	-	○	-	●	-
2002	● 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）	(UN)	-	-	-	-	-
	世界重要農業遺産システム（世界農業遺産）（GIAHS）の発表（ヨハネスブルグ・サミットにて）	(FAO)	-	-	-	-	-
	世界遺産条約30周年	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	■ 世界遺産に関するフダベスト宣言	UNESCO	○	○	-	-	-
	● 有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言	UNESCO	●	-	○	-	○
2003	★ 壁面の保存及び修復に関するイコモス原則	ICOMOS	-	●	-	○	-
	◆ インドネシア遺産保護憲章「Pitagam Pelestarian Pusaka Indonesia」	ICOMOS-Indonesia	○	○	-	-	-
	■ 無形文化遺産の保護に関する条約	UNESCO	○	○	-	○	○
2004	◆ 中国遺産保護原則	ICOMOS-China, The Getty Conservation	●	○	-	○	○
2005	■ 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約	UNESCO	○	○	-	○	○
	★ 遺産の構造・場所・範囲の立地の保護に関する西安宣言	ICOMOS	○	○	-	-	-
	● 社会にとっての文化遺産の価値に関する条約	EU	●	○	-	●	-
2007	● フタベスト宣言で掲げられた戦略目標40への5つ目の「C」(Community)の追加	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	● 先住民族の権利に関する国際連合宣言	UN	○	○	-	○	○
2008	★ 文化的道に関するイコモス憲章	ICOMOS	○	○	-	○	○
	★ 文化遺産のインテグレーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章	ICOMOS	○	○	-	○	○
	● 場の精神の保護に関するケベック宣言	ICOMOS	○	○	-	○	○
2010	★ 文化遺産の災害リスクマネジメントに関するリマ宣言	ICOMOS	○	○	-	-	-
	★ 文化遺産の価値を有する場の保存に関する憲章	ICOMOS-New Zealand	○	○	-	○	○
	● 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書	UNEP/SCBD	○	○	-	○	○
2011	● 世界遺産条約履行のための戦略的行動計画2012-2022の採択	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★ 産業遺産サイト・構造・地域・景観の保護に関するイコモス・ティック共同原則	ICOMOS/TICCIH	●	●	○	○	○
	★ 歴史的都市・町・都市域の保護及びマネジメントに関するバレッタ原則	ICOMOS	○	○	-	○	○
	■ 開発の原動力としての遺産に関するパリ宣言	ICOMOS	○	○	-	○	○
	★ 歴史的都市景観に関する勅告	UNESCO	○	○	-	○	○
2012	● 国連持続可能な開発会議(Rio+20)	(UN)	-	-	-	-	-
	世界遺産条約40周年「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	● 私たちが望む未来（国連持続可能な開発会議成果文書）	UN	○	○	-	○	○
	● 京都ビジョン（世界遺産条約採択40周年記念最終合意成果文書）	UNESCO	○	○	-	○	○

■ UNESCOにおける条約・勅告
 ★ ICOMOS総会等において採択された憲章・決議・宣言
 ◆ 各国におけるICOMOS国内委員会が採択された憲章や発行された刊行物（とくに国際的観点から重要なもの）
 ● その他の国際的な条約・文書（UN機関/地域連合）

各語の使用回数 ○ 1~4
 ● 5~9
 ◎ 10~

A. INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER Managing Tourism at Places of Heritage Significance

第12回ICOMOS総会（メキシコ、1999年採択）

INTRODUCTION

The Charter Ethos

At the broadest level, the natural and cultural heritage belongs to all people. We each have a right and responsibility to understand, appreciate and conserve its universal values.

Heritage is a broad concept and includes the natural as well as the cultural environment. It encompasses landscapes, historic places, sites and built environments, as well as bio-diversity, collections, past and continuing cultural practices, knowledge and living experiences. It records and expresses the long processes of historic development, forming the essence of diverse national, regional, indigenous and local identities and is an integral part of modern life. It is a dynamic reference point and positive instrument for growth and change. The particular heritage and collective memory of each locality or community is irreplaceable and an important foundation for development, both now and into the future.

At a time of increasing globalisation, the protection, conservation, interpretation and presentation of the heritage and cultural diversity of any particular place or region is an important challenge for people everywhere. However, management of that heritage, within a framework of internationally recognised and appropriately applied standards, is usually the responsibility of the particular community or custodian group.

A primary objective for managing heritage is to communicate its significance and need for its conservation to its host community and to visitors. Reasonable and well managed physical, intellectual and/or emotive access to heritage and cultural development is both a right and a privilege. It brings with it a duty of respect for the heritage values, interests and equity of the present-day host community, indigenous custodians or owners of historic property and for the landscapes and cultures from which that heritage evolved.

The Dynamic Interaction between Tourism and Cultural Heritage

Domestic and international tourism continues to be among the foremost vehicles for cultural exchange, providing a personal experience, not only of that which has survived from the past, but of the contemporary life and society of others. It is increasingly appreciated as a positive force for natural and cultural conservation. Tourism can capture the economic characteristics of the heritage and harness these for conservation by generating funding, educating the community and influencing policy. It is an essential part of many national and regional economies and can be an important factor in development, when managed successfully.

Tourism itself has become an increasingly complex phenomenon, with political, economic, social, cultural, educational, bio-physical, ecological and aesthetic dimensions. The achievement of a beneficial interaction between the potentially conflicting expectations and aspirations of visitors and host or local communities, presents many challenges and opportunities.

The natural and cultural heritage, diversities and living cultures are major tourism attractions. Excessive or poorly-managed tourism and tourism related development can threaten their physical nature, integrity and significant characteristics. The ecological setting, culture and lifestyles of host communities may also be degraded, along with the visitor's experience of the place. Tourism should bring benefits to host communities and provide an important means and motivation for them to care for and maintain their heritage and cultural practices. The involvement and co-operation of local and/or indigenous community representatives, conservationists, tourism operators, property owners, policy makers, those preparing national development plans and site managers is necessary to achieve a sustainable tourism industry and enhance the protection of heritage resources for future generations.

ICOMOS, the International Council on Monuments and Sites, as the author of this Charter, other international organisations and the tourism industry, are dedicated to this challenge.

Objectives of the Charter

The Objectives of the International Cultural Tourism Charter are:

- To facilitate and encourage those involved with heritage conservation and management to make the significance of that heritage accessible to the host community and visitors.
- To facilitate and encourage the tourism industry to promote and manage tourism in ways that respect and enhance the heritage and living cultures of host communities.
- To facilitate and encourage a dialogue between conservation interests and the tourism industry about the importance and fragile nature of heritage places, collections and living cultures, including the need to achieve a sustainable future for them.
- To encourage those formulating plans and policies to develop detailed, measurable goals and strategies relating to the presentation and interpretation of heritage places and cultural activities, in the context of their preservation and conservation.

In addition,

- The Charter supports wider initiatives by ICOMOS, other international bodies and the tourism industry in maintaining the integrity of heritage management and conservation.

- The Charter encourages the involvement of all those with relevant or at times conflicting interests, responsibilities and obligations to join in achieving its objectives.
- The Charter encourages the formulation of detailed guidelines by interested parties, facilitating the implementation of the Principles to their specific circumstances or the requirements of particular organisations and communities.

PRINCIPLES OF THE CULTURAL TOURISM CHARTER

Principle 1

Since domestic and international tourism is among the foremost vehicles for cultural exchange, conservation should provide responsible and well managed opportunities for members of the host community and visitors to experience and understand that community's heritage and culture at first hand.

1.1

The natural and cultural heritage is a material and spiritual resource, providing a narrative of historical development. It has an important role in modern life and should be made physically, intellectually and/or emotively accessible to the general public. Programmes for the protection and conservation of the physical attributes, intangible aspects, contemporary cultural expressions and broad context, should facilitate an understanding and appreciation of the heritage significance by the host community and the visitor, in an equitable and affordable manner.

1.2

Individual aspects of natural and cultural heritage have differing levels of significance, some with universal values, others of national, regional or local importance. Interpretation programmes should present that significance in a relevant and accessible manner to the host community and the visitor, with appropriate, stimulating and contemporary forms of education, media, technology and personal explanation of historical, environmental and cultural information.

1.3

Interpretation and presentation programmes should facilitate and encourage the high level of public awareness and support necessary for the long term survival of the natural and cultural heritage.

1.4

Interpretation programmes should present the significance of heritage places, traditions and cultural practices within the past experience and present diversities of the area and the host community, including that of minority cultural or linguistic groups. The visitor should always be informed of the differing cultural values that may be ascribed to a particular heritage resource.

Principle 2

The relationship between Heritage Places and Tourism is dynamic and may involve conflicting values. It should be managed in a sustainable way for present and future

generations.

2.1

Places of heritage significance have an intrinsic value for all people as an important basis for cultural diversity and social development. The long term protection and conservation of living cultures, heritage places, collections, their physical and ecological integrity and their environmental context, should be an essential component of social, economic, political, legislative, cultural and tourism development policies.

2.2

The interaction between heritage resources or values and tourism is dynamic and ever changing, generating both opportunities and challenges, as well as potential conflicts. Tourism projects, activities and developments should achieve positive outcomes and minimise adverse impacts on the heritage and lifestyles of the host community, while responding to the needs and aspirations of the visitor.

2.3

Conservation, interpretation and tourism development programmes should be based on a comprehensive understanding of the specific, but often complex or conflicting aspects of heritage significance of the particular place. Continuing research and consultation are important to furthering the evolving understanding and appreciation of that significance.

2.4

The retention of the authenticity of heritage places and collections is important. It is an essential element of their cultural significance, as expressed in the physical material, collected memory and intangible traditions that remain from the past. Programmes should present and interpret the authenticity of places and cultural experiences to enhance the appreciation and understanding of that cultural heritage.

2.5

Tourism development and infrastructure projects should take account of the aesthetic, social and cultural dimensions, natural and cultural landscapes, bio-diversity characteristics and the broader visual context of heritage places. Preference should be given to using local materials and take account of local architectural styles or vernacular traditions.

2.6

Before heritage places are promoted or developed for increased tourism, management plans should assess the natural and cultural values of the resource. They should then establish appropriate limits of acceptable change, particularly in relation to the impact of visitor numbers on the physical characteristics, integrity, ecology and biodiversity of the place, local access and transportation systems and the social, economic and cultural well being of the host community. If the likely level of change is unacceptable the development proposal should be modified.

2.7

There should be on-going programmes of evaluation to assess the progressive impacts of tourism activities and development on the particular place or community.

Principle 3

Conservation and Tourism Planning for Heritage Places should ensure that the Visitor Experience will be worthwhile, satisfying and enjoyable.

3.1

Conservation and tourism programmes should present high quality information to optimise the visitor's understanding of the significant heritage characteristics and of the need for their protection, enabling the visitor to enjoy the place in an appropriate manner.

3.2

Visitors should be able to experience the heritage place at their own pace, if they so choose. Specific circulation routes may be necessary to minimise impacts on the integrity and physical fabric of a place, its natural and cultural characteristics.

3.3

Respect for the sanctity of spiritual places, practices and traditions is an important consideration for site managers, visitors, policy makers, planners and tourism operators. Visitors should be encouraged to behave as welcomed guests, respecting the values and lifestyles of the host community, rejecting possible theft or illicit trade in cultural property and conducting themselves in a responsible manner which would generate a renewed welcome, should they return.

3.4

Planning for tourism activities should provide appropriate facilities for the comfort, safety and well-being of the visitor, that enhance the enjoyment of the visit but do not adversely impact on the significant features or ecological characteristics.

Principle 4

Host communities and indigenous peoples should be involved in planning for conservation and tourism.

4.1

The rights and interests of the host community, at regional and local levels, property owners and relevant indigenous peoples who may exercise traditional rights or responsibilities over their own land and its significant sites, should be respected. They should be involved in establishing goals, strategies, policies and protocols for the identification, conservation, management, presentation and interpretation of their heritage resources, cultural practices and contemporary cultural expressions, in the tourism context.

4.2

While the heritage of any specific place or region may have a universal dimension, the needs and wishes of some communities or indigenous peoples to restrict or manage physical, spiritual or intellectual access to certain cultural practices, knowledge, beliefs, activities, artefacts or sites should be respected.

Principle 5

Tourism and conservation activities should benefit the

host community.

5.1

Policy makers should promote measures for the equitable distribution of the benefits of tourism to be shared across countries or regions, improving the levels of socio-economic development and contributing where necessary to poverty alleviation.

5.2

Conservation management and tourism activities should provide equitable economic, social and cultural benefits to the men and women of the host or local community, at all levels, through education, training and the creation of full-time employment opportunities.

5.3

A significant proportion of the revenue specifically derived from tourism programmes to heritage places should be allotted to the protection, conservation and presentation of those places, including their natural and cultural contexts. Where possible, visitors should be advised of this revenue allocation.

5.4

Tourism programmes should encourage the training and employment of guides and site interpreters from the host community to enhance the skills of local people in the presentation and interpretation of their cultural values.

5.5

Heritage interpretation and education programmes among the people of the host community should encourage the involvement of local site interpreters. The programmes should promote a knowledge and respect for their heritage, encouraging the local people to take a direct interest in its care and conservation.

5.6

Conservation management and tourism programmes should include education and training opportunities for policy makers, planners, researchers, designers, architects, interpreters, conservators and tourism operators. Participants should be encouraged to understand and help resolve the at times conflicting issues, opportunities and problems encountered by their colleagues.

Principle 6

Tourism promotion programmes should protect and enhance Natural and Cultural Heritage characteristics.

6.1

Tourism promotion programmes should create realistic expectations and responsibly inform potential visitors of the specific heritage characteristics of a place or host community, thereby encouraging them to behave appropriately.

6.2

Places and collections of heritage significance should be promoted and managed in ways which protect their authenticity and enhance the visitor experience by minimising fluctuations in arrivals and avoiding excessive numbers of visitors at any one time.

6.3

Tourism promotion programmes should provide a wider distribution of benefits and relieve the pressures on more popular places by encouraging visitors to experience the wider cultural and natural heritage characteristics of the region or locality.

6.4

The promotion, distribution and sale of local crafts and other products should provide a reasonable social and economic return to the host community, while ensuring that their cultural integrity is not degraded.

B. BUDAPEST DECLARATION ON WORLD HERITAGE

第26回世界遺産委員会（ブタペスト（ハンガリー）、2002年採択）

1. We, the members of the World Heritage Committee, recognize the universality of the 1972 UNESCO World Heritage Convention and the consequent need to ensure that it applies to heritage in all its diversity, as an instrument for the sustainable development of all societies through dialogue and mutual understanding.
2. The properties on the World Heritage List are assets held in trust to pass on to generations of the future as their rightful inheritance.
3. In view of the increasing challenges to our shared heritage, we will:
 - a. **encourage** countries that have not yet joined the Convention to do so at the earliest opportunity, as well as with other related international heritage protection instruments;
 - b. **invite** States Parties to the Convention to identify and nominate cultural and natural heritage properties representing heritage in all its diversity, for inclusion on the World Heritage List;
 - c. **seek to ensure** an appropriate and equitable balance between conservation, sustainability and development, so that World Heritage properties can be protected through appropriate activities contributing to the social and economic development and the quality of life of our communities;
 - d. **join to co-operate** in the protection of heritage, recognizing that to harm such heritage is to harm, at the same time, the human spirit and the world's inheritance;
 - e. **promote** World Heritage through communication, education, research, training and public awareness strategies;
 - f. **seek to ensure** the active involvement of our local communities at all levels in the identification, protection and management of our World Heritage properties;
4. We, the World Heritage Committee, will co-operate and seek the assistance of all partners for the support of World Heritage. For this purpose, we invite all interested parties to co-operate and to promote the following objectives:
 - a. strengthen the **Credibility of the World Heritage List**, as a representative and geographically balanced testimony of cultural and natural properties of outstanding universal value;
 - b. ensure the effective **Conservation of World Heritage properties**;
 - c. promote the development of effective **Capacity-building measures**, including assistance for preparing the nomination of properties to the World Heritage List, for the understanding and implementation of the World Heritage Convention and related instruments;
 - d. increase **public awareness, involvement and support for World Heritage through communication**.
5. We will evaluate, at our 31st session in 2007, the achievements made in the pursuit of the above mentioned objectives and in support of this commitment.

Budapest, 28 June 2002

C. Council of Europe Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society

EU（2005年採択）

Preamble

The member States of the Council of Europe, Signatories hereto,

Considering that one of the aims of the Council of Europe is to achieve greater unity between its members for the purpose of safeguarding and fostering the ideals and principles, founded upon respect for human rights, democracy and the rule of law,

which are their common heritage;

Recognising the need to put people and human values at the centre of an enlarged and cross-disciplinary concept of cultural heritage;

Emphasising the value and potential of cultural heritage wisely used as a resource for sustainable development and quality of life in a constantly evolving society;

Recognising that every person has a right to engage with the cultural heritage of their choice, while respecting the rights and freedoms of others, as an aspect of the right freely to participate in cultural life enshrined in the United Nations Universal Declaration of Human Rights (1948) and guaranteed by the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (1966);

Convinced of the need to involve everyone in society in the ongoing process of defining and managing cultural heritage;

Convinced of the soundness of the principle of heritage policies and educational initiatives which treat all cultural heritages equitably and so promote dialogue among cultures and religions;

Referring to the various instruments of the Council of Europe, in particular the European Cultural Convention (1954), the Convention for the Protection of the Architectural Heritage of Europe (1985), the European Convention on the Protection of the Archaeological Heritage (1992, revised) and the European Landscape Convention (2000);

Convinced of the importance of creating a pan-European framework for co-operation in the dynamic process of putting these principles into effect;

Have agreed as follows:

Section I – Aims, definitions and principles

Article 1 – Aims of the Convention

The Parties to this Convention agree to:

a recognise that rights relating to cultural heritage are inherent in the right to participate in cultural life, as defined in the Universal Declaration of Human Rights;

b recognise individual and collective responsibility towards cultural heritage;

c emphasise that the conservation of cultural heritage and its sustainable use have human development and quality of life as their goal;

d take the necessary steps to apply the provisions of this Convention concerning:

– the role of cultural heritage in the construction of a peaceful and democratic society, and in the processes of sustainable development and the promotion of cultural diversity;

– greater synergy of competencies among all the public, institutional and private actors concerned.

Article 2 – Definitions

For the purposes of this Convention,

a cultural heritage is a group of resources inherited from the past which people identify, independently of ownership, as a reflection and expression of their constantly evolving values, beliefs, knowledge and traditions. It includes all aspects of the environment resulting from the interaction between people and places through time;

b a heritage community consists of people who value specific aspects of cultural heritage which they wish, within the framework of public action, to sustain and transmit to future generations.

Article 3 – The common heritage of Europe

The Parties agree to promote an understanding of the common heritage of Europe, which consists of:

a all forms of cultural heritage in Europe which together constitute a shared source of remembrance, understanding, identity, cohesion and creativity, and

b the ideals, principles and values, derived from the experience gained through progress and past conflicts, which foster the development of a peaceful and stable society, founded on respect for human rights, democracy and the rule of law.

Article 4 – Rights and responsibilities relating to cultural heritage

The Parties recognise that:

a everyone, alone or collectively, has the right to benefit from the cultural heritage and to contribute towards its enrichment;

b everyone, alone or collectively, has the responsibility to respect the cultural heritage of others as much as their own heritage, and consequently the common heritage of Europe;

c exercise of the right to cultural heritage may be subject only to those restrictions which are necessary in a democratic society for the protection of the public interest and the rights and freedoms of others.

Article 5 – Cultural heritage law and policies

The Parties undertake to:

a recognise the public interest associated with elements of the cultural heritage in accordance with their importance to society;

b enhance the value of the cultural heritage through its identification, study, interpretation, protection, conservation and presentation;

c ensure, in the specific context of each Party, that legislative provisions exist for exercising the right to cultural heritage as defined in Article 4;

d foster an economic and social climate which supports participation in cultural heritage activities;

e promote cultural heritage protection as a central factor in the mutually supporting objectives of sustainable development, cultural diversity and contemporary creativity;

f recognise the value of cultural heritage situated on territories under their jurisdiction, regardless of its origin;

g formulate integrated strategies to facilitate the implementation of the provisions of this Convention.

Article 6 – Effects of the Convention

No provision of this Convention shall be interpreted so as to:

a limit or undermine the human rights and fundamental freedoms which may be safeguarded by international instruments, in particular, the Universal Declaration of Human Rights and the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms;

b affect more favourable provisions concerning cultural heritage and environment contained in other national or international legal instruments;

c create enforceable rights.

Section II – Contribution of cultural heritage to society and human development

Article 7 – Cultural heritage and dialogue

The Parties undertake, through the public authorities and other competent bodies, to:

- a encourage reflection on the ethics and methods of presentation of the cultural heritage, as well as respect for diversity of interpretations;
- b establish processes for conciliation to deal equitably with situations where contradictory values are placed on the same cultural heritage by different communities;
- c develop knowledge of cultural heritage as a resource to facilitate peaceful co-existence by promoting trust and mutual understanding with a view to resolution and prevention of conflicts;
- d integrate these approaches into all aspects of lifelong education and training.

Article 8 – Environment, heritage and quality of life

The Parties undertake to utilise all heritage aspects of the cultural environment to:

- a enrich the processes of economic, political, social and cultural development and land-use planning, resorting to cultural heritage impact assessments and adopting mitigation strategies where necessary;
- b promote an integrated approach to policies concerning cultural, biological, geological and landscape diversity to achieve a balance between these elements;
- c reinforce social cohesion by fostering a sense of shared responsibility towards the places in which people live;
- d promote the objective of quality in contemporary additions to the environment without endangering its cultural values.

Article 9 – Sustainable use of the cultural heritage

To sustain the cultural heritage, the Parties undertake to:

- a promote respect for the integrity of the cultural heritage by ensuring that decisions about change include an understanding of the cultural values involved;
- b define and promote principles for sustainable management, and to encourage maintenance;
- c ensure that all general technical regulations take account of the specific conservation requirements of cultural heritage;
- d promote the use of materials, techniques and skills based on tradition, and explore their potential for contemporary applications;
- e promote high-quality work through systems of professional qualifications and accreditation for individuals, businesses and institutions.

Article 10 – Cultural heritage and economic activity

In order to make full use of the potential of the cultural heritage as a factor in sustainable economic development, the Parties undertake to:

- a raise awareness and utilise the economic potential of the cultural heritage;
- b take into account the specific character and interests of the cultural heritage when devising economic policies; and
- c ensure that these policies respect the integrity of the cultural heritage without compromising its inherent values.

Section III – Shared responsibility for cultural heritage and public participation

Article 11 – The organisation of public responsibilities for cultural heritage

In the management of the cultural heritage, the Parties undertake to:

- a promote an integrated and well-informed approach by public authorities in all sectors and at all levels;
- b develop the legal, financial and professional frameworks which make possible joint action by public authorities, experts, owners, investors, businesses, non-governmental organisations and civil society;
- c develop innovative ways for public authorities to co-operate with other actors;
- d respect and encourage voluntary initiatives which complement the roles of public authorities;
- e encourage non-governmental organisations concerned with heritage conservation to act in the public interest.

Article 12 – Access to cultural heritage and democratic participation

The Parties undertake to:

- a encourage everyone to participate in:
 - the process of identification, study, interpretation, protection, conservation and presentation of the cultural heritage ;
 - public reflection and debate on the opportunities and challenges which the cultural heritage represents;
- b take into consideration the value attached by each heritage community to the cultural heritage with which it identifies;
- c recognise the role of voluntary organisations both as partners in activities and as constructive critics of cultural heritage policies;
- d take steps to improve access to the heritage, especially among young people and the disadvantaged, in order to raise awareness about its value, the need to maintain and preserve it, and the benefits which may be derived from it.

Article 13 – Cultural heritage and knowledge

The Parties undertake to:

- a facilitate the inclusion of the cultural heritage dimension at all levels of education, not necessarily as a subject of study in its own right, but as a fertile source for studies in other subjects;
- b strengthen the link between cultural heritage education and vocational training;
- c encourage interdisciplinary research on cultural heritage, heritage communities, the environment and their inter-relationship;
- d encourage continuous professional training and the exchange of knowledge and skills, both within and outside the educational system.

Article 14 – Cultural heritage and the information society

The Parties undertake to develop the use of digital technology to enhance access to cultural heritage and the benefits which derive from it, by:

- a encouraging initiatives which promote the quality of contents and endeavour to secure diversity of languages and cultures in the information society;
- b supporting internationally compatible standards for the study, conservation, enhancement and security of cultural heritage, whilst combating illicit trafficking in cultural property;
- c seeking to resolve obstacles to access to information relating to cultural heritage, particularly for educational purposes, whilst protecting intellectual property rights;
- d recognising that the creation of digital contents related to the heritage should not prejudice the conservation of the existing heritage.

Section IV – Monitoring and co-operation

Article 15 – Undertakings of the Parties

The Parties undertake to:

- a develop, through the Council of Europe, a monitoring function covering legislations, policies and practices concerning cultural heritage, consistent with the principles established by this Convention;
- b maintain, develop and contribute data to a shared information system, accessible to the public, which facilitates assessment of how each Party fulfils its commitments under this Convention.

Article 16 – Monitoring mechanism

- a The Committee of Ministers, pursuant to Article 17 of the Statute of the Council of Europe, shall nominate an appropriate committee or specify an existing committee to monitor the application of the Convention, which will be authorised to make rules for the conduct of its business;
- b The nominated committee shall:
 - establish rules of procedure as necessary;
 - manage the shared information system referred to in Article 15, maintaining an overview of the means by which each commitment under this Convention is met;
 - at the request of one or more Parties, give an advisory opinion on any question relating to the interpretation of the Convention, taking into consideration all Council of Europe legal instruments;
 - on the initiative of one or more Parties, undertake an evaluation of any aspect of their implementation of the Convention;
 - foster the trans-sectoral application of this Convention by collaborating with other committees and participating in other initiatives of the Council of Europe;
 - report to the Committee of Ministers on its activities.

The committee may involve experts and observers in its work.

Article 17 – Co-operation in follow-up activities

The Parties undertake to co-operate with each other and through the Council of Europe in pursuing the aims and principles of this Convention, and especially in promoting recognition of the common heritage of Europe, by:

- a putting in place collaborative strategies to address priorities identified through the monitoring process;
- b fostering multilateral and transfrontier activities, and

developing networks for regional co-operation in order to implement these strategies;

- c exchanging, developing, codifying and assuring the dissemination of good practices;
- d informing the public about the aims and implementation of this Convention.

Any Parties may, by mutual agreement, make financial arrangements to facilitate international co-operation.

Section V – Final clauses

Article 18 – Signature and entry into force

- a This Convention shall be open for signature by the member States of the Council of Europe.
- b It shall be subject to ratification, acceptance or approval. Instruments of ratification, acceptance or approval shall be deposited with the Secretary General of the Council of Europe.
- c This Convention shall enter into force on the first day of the month following the expiration of a period of three months after the date on which ten member States of the Council of Europe have expressed their consent to be bound by the Convention in accordance with the provisions of the preceding paragraph.
- d In respect of any signatory State which subsequently expresses its consent to be bound by it, this Convention shall enter into force on the first day of the month following the expiration of a period of three months after the date of deposit of the instrument of ratification, acceptance or approval.

Article 19 – Accession

- a After the entry into force of this Convention, the Committee of Ministers of the Council of Europe may invite any State not a member of the Council of Europe, and the European Community, to accede to the Convention by a decision taken by the majority provided for in Article 20.d of the Statute of the Council of Europe and by the unanimous vote of the representatives of the Contracting States entitled to sit on the Committee of Ministers.
- b In respect of any acceding State, or the European Community in the event of its accession, this Convention shall enter into force on the first day of the month following the expiration of a period of three months after the date of deposit of the instrument of accession with the Secretary General of the Council of Europe.

Article 20 – Territorial application

- a Any State may, at the time of signature or when depositing its instrument of ratification, acceptance, approval or accession, specify the territory or territories to which this Convention shall apply.
- b Any State may, at any later date, by a declaration addressed to the Secretary General of the Council of Europe, extend the application of this Convention to any other territory specified in the declaration. In respect of such territory, the Convention shall enter into force on the first day of the month following the expiration of a period of three months after the date of receipt of such declaration by the Secretary General.
- c Any declaration made under the two preceding paragraphs may, in respect of any territory specified in such declaration, be

withdrawn by a notification addressed to the Secretary General. The withdrawal shall become effective on the first day of the month following the expiration of a period of six months after the date of receipt of such notification by the Secretary General.

Article 21 – Denunciation

a Any Party may, at any time, denounce this Convention by means of a notification addressed to the Secretary General of the Council of Europe.

b Such denunciation shall become effective on the first day of the month following the expiration of a period of six months after the date of receipt of the notification by the Secretary General.

Article 22 – Amendments

a Any Party, and the committee mentioned in Article 16, may propose amendments to this Convention.

b Any proposal for amendment shall be notified to the Secretary General of the Council of Europe, who shall communicate it to the member States of the Council of Europe, to the other Parties, and to any non-member State and the European Community invited to accede to this Convention in accordance with the provisions of Article 19.

c The committee shall examine any amendment proposed and submit the text adopted by a majority of three-quarters of the Parties' representatives to the Committee of Ministers for adoption. Following its adoption by the Committee of Ministers by the majority provided for in Article 20. of the Statute of the Council of Europe, and by the unanimous vote of the States Parties entitled to hold seats in the Committee of Ministers, the text shall be forwarded to the Parties for acceptance.

d Any amendment shall enter into force in respect of the Parties which have accepted it, on the first day of the month following the expiry of a period of three months after the date

on which ten member States of the Council of Europe have informed the Secretary General of their acceptance. In respect of any Party which subsequently accepts it, such amendment shall enter into force on the first day of the month following the expiry of a period of three months after the date on which the said Party has informed the Secretary General of its acceptance.

Article 23 – Notifications

The Secretary General of the Council of Europe shall notify the member States of the Council of Europe, any State which has acceded or been invited to accede to this Convention, and the European Community having acceded or been invited to accede, of:

a any signature;

b the deposit of any instrument of ratification, acceptance, approval or accession;

c any date of entry into force of this Convention in accordance with the provisions of Articles 18, 19 and 20;

d any amendment proposed to this Convention in accordance with the provisions of Article 22, as well as its date of entry into force;

e any other act, declaration, notification or communication relating to this Convention.

In witness whereof the undersigned, being duly authorised thereto, have signed this Convention.

Done at Faro, this 27th day of October 2005, in English and in French, both texts being equally authentic, in a single copy which shall be deposited in the archives of the Council of Europe. The Secretary General of the Council of Europe shall transmit certified copies to each member State of the Council of Europe and to any State or the European Community invited to accede to it.

D. THE ICOMOS CHARTER FOR THE INTERPRETATION AND PRESENTATION OF CULTURAL HERITAGE SITES

第16回ICOMOS総会（ケベック（カナダ）、2008年採択）

PREAMBLE

Since its establishment in 1965 as a worldwide organisation of heritage professionals dedicated to the study, documentation, and protection of cultural heritage sites, ICOMOS has striven to promote the conservation ethic in all its activities and to help enhance public appreciation of humanity's material heritage in all its forms and diversity.

As noted in the Charter of Venice (1964) "It is essential that the principles guiding the preservation and restoration of ancient buildings should be agreed and be laid down on an international basis, with each country being responsible for applying the plan within the framework of its own culture and traditions." Subsequent ICOMOS charters have taken up that mission, establishing professional guidelines for specific conservation challenges and encouraging effective communication about the importance of heritage conservation in every region of the

world.

These earlier ICOMOS charters stress the importance of public communication as an essential part of the larger conservation process (variously describing it as "dissemination," "popularization," "presentation," and "interpretation"). They implicitly acknowledge that every act of heritage conservation—within all the world's cultural traditions - is by its nature a communicative act.

From the vast range of surviving material remains and intangible values of past communities and civilisations, the choice of what to preserve, how to preserve it, and how it is to be presented to the public are all elements of site interpretation. They represent every generation's vision of what is significant, what is important, and why material remains from the past should be passed on to generations yet to come.

The need for a clear rationale, standardised terminology,

and accepted professional principles for Interpretation and Presentation is evident. In recent years, the dramatic expansion of interpretive activities at many cultural heritage sites and the introduction of elaborate interpretive technologies and new economic strategies for the marketing and management of cultural heritage sites have created new complexities and aroused basic questions that are central to the goals of both conservation and the public appreciation of cultural heritage sites throughout the world:

- What are the accepted and acceptable goals for the Interpretation and Presentation of cultural heritage sites?
- What principles should help determine which technical means and methods are appropriate in particular cultural and heritage contexts?
- What general ethical and professional considerations should help shape Interpretation and Presentation in light of its wide variety of specific forms and techniques?

The purpose of this Charter is therefore to define the basic principles of Interpretation and Presentation as essential components of heritage conservation efforts and as a means of enhancing public appreciation and understanding of cultural heritage sites*.

DEFINITIONS

For the purposes of the present Charter,

Interpretation refers to the full range of potential activities intended to heighten public awareness and enhance understanding of cultural heritage site. These can include print and electronic publications, public lectures, on-site and directly related off-site installations, educational programmes, community activities, and ongoing research, training, and evaluation of the interpretation process itself.

Presentation more specifically denotes the carefully planned communication of interpretive content through the arrangement of interpretive information, physical access, and interpretive infrastructure at a cultural heritage site. It can be conveyed through a variety of technical means, including, yet not requiring, such elements as informational panels, museum-type displays, formalized walking tours, lectures and guided tours, and multimedia applications and websites.

Interpretive infrastructure refers to physical installations, facilities, and areas at, or connected with a cultural heritage site that may be specifically utilised for the purposes of interpretation and presentation including those supporting interpretation via new and existing technologies.

Site interpreters refers to staff or volunteers at a cultural heritage site who are permanently or temporarily engaged in the public communication of information relating to the values and significance of the site.

* Although the principles and objectives of this Charter may equally apply to off-site interpretation, its main focus is interpretation and presentation at, or in the immediate vicinity of, cultural heritage sites.

Cultural Heritage Site refers to a place, locality, natural landscape, settlement area, architectural complex, archaeological site, or standing structure that is recognized and often legally protected as a place of historical and cultural significance.

OBJECTIVES

In recognizing that interpretation and presentation are part of the overall process of cultural heritage conservation and management, this Charter seeks to establish seven cardinal principles, upon which Interpretation and Presentation—in whatever form or medium is deemed appropriate in specific circumstances—should be based.

Principle 1: Access and Understanding

Principle 2: Information Sources

Principle 3: Attention to Setting and Context

Principle 4: Preservation of Authenticity

Principle 5: Planning for Sustainability

Principle 6: Concern for Inclusiveness

Principle 7: Importance of Research, Training, and Evaluation

Following from these seven principles, the objectives of this Charter are to:

1. **Facilitate understanding and appreciation** of cultural heritage sites and foster public awareness and engagement in the need for their protection and conservation.
2. **Communicate the meaning** of cultural heritage sites to a range of audiences through careful, documented recognition of significance, through accepted scientific and scholarly methods as well as from living cultural traditions.
3. **Safeguard the tangible and intangible values** of cultural heritage sites in their natural and cultural settings and social contexts.
4. **Respect the authenticity** of cultural heritage sites, by communicating the significance of their historic fabric and cultural values and protecting them from the adverse impact of intrusive interpretive infrastructure, visitor pressure, inaccurate or inappropriate interpretation.
5. **Contribute to the sustainable conservation** of cultural heritage sites, through promoting public understanding of, and participation in, ongoing conservation efforts, ensuring long-term maintenance of the interpretive infrastructure and regular review of its interpretive contents.
6. **Encourage inclusiveness** in the interpretation of cultural heritage sites, by facilitating the involvement of stakeholders and associated communities in the development and implementation of interpretive programmes.
7. **Develop technical and professional guidelines** for heritage interpretation and presentation, including technologies, research, and training. Such guidelines must be appropriate and sustainable in their social contexts.

PRINCIPLES

Principle 1: Access and Understanding

Interpretation and presentation programmes should facilitate physical and intellectual access by the public to cultural heritage sites.

1. Effective interpretation and presentation should enhance personal experience, increase public respect and understanding, and communicate the importance of the conservation of cultural heritage sites.
2. Interpretation and presentation should encourage individuals and communities to reflect on their own perceptions of a site and assist them in establishing a meaningful connection to it. The aim should be to stimulate further interest, learning, experience, and exploration.
3. Interpretation and presentation programmes should identify and assess their audiences demographically and culturally. Every effort should be made to communicate the site's values and significance to its varied audiences.
4. The diversity of language among visitors and associated communities connected with a heritage site should be taken into account in the interpretive infrastructure.
5. Interpretation and presentation activities should also be physically accessible to the public, in all its variety.
6. In cases where physical access to a cultural heritage site is restricted due to conservation concerns, cultural sensitivities, adaptive re-use, or safety issues, interpretation and presentation should be provided off-site.

Principle 2: Information Sources

Interpretation and presentation should be based on evidence gathered through accepted scientific and scholarly methods as well as from living cultural traditions.

1. Interpretation should show the range of oral and written information, material remains, traditions, and meanings attributed to a site. The sources of this information should be documented, archived, and made accessible to the public.
2. Interpretation should be based on a well researched, multidisciplinary study of the site and its surroundings. It should also acknowledge that meaningful interpretation necessarily includes reflection on alternative historical hypotheses, local traditions, and stories.
3. At cultural heritage sites where traditional storytelling or memories of historical participants provide an important source of information about the significance of the site, interpretive programmes should incorporate these oral testimonies—either indirectly, through the facilities of the interpretive infrastructure, or directly, through the active participation of members of associated communities as on-site interpreters.

4. Visual reconstructions, whether by artists, architects, or computer modelers, should be based upon detailed and systematic analysis of environmental, archaeological, architectural, and historical data, including analysis of written, oral and iconographic sources, and photography. The information sources on which such visual renderings are based should be clearly documented and alternative reconstructions based on the same evidence, when available, should be provided for comparison.

5. Interpretation and presentation programmes and activities should also be documented and archived for future reference and reflection.

Principle 3: Context and Setting

The Interpretation and Presentation of cultural heritage sites should relate to their wider social, cultural, historical, and natural contexts and settings.

1. Interpretation should explore the significance of a site in its multi-faceted historical, political, spiritual, and artistic contexts. It should consider all aspects of the site's cultural, social, and environmental significance and values.
2. The public interpretation of a cultural heritage site should clearly distinguish and date the successive phases and influences in its evolution. The contributions of all periods to the significance of a site should be respected.
3. Interpretation should also take into account all groups that have contributed to the historical and cultural significance of the site.
4. The surrounding landscape, natural environment, and geographical setting are integral parts of a site's historical and cultural significance, and, as such, should be considered in its interpretation.
5. Intangible elements of a site's heritage such as cultural and spiritual traditions, stories, music, dance, theater, literature, visual arts, local customs and culinary heritage should be considered in its interpretation.
6. The cross-cultural significance of heritage sites, as well as the range of perspectives about them based on scholarly research, ancient records, and living traditions, should be considered in the formulation of interpretive programmes.

Principle 4: Authenticity

The Interpretation and presentation of cultural heritage sites must respect the basic tenets of authenticity in the spirit of the Nara Document (1994).

1. Authenticity is a concern relevant to human communities as well as material remains. The design of a heritage interpretation programme should respect the traditional social functions of the site and the cultural practices and dignity of local residents and associated communities.

2. Interpretation and presentation should contribute to the conservation of the authenticity of a cultural heritage site by communicating its significance without adversely impacting its cultural values or irreversibly altering its fabric.
3. All visible interpretive infrastructures (such as kiosks, walking paths, and information panels) must be sensitive to the character, setting and the cultural and natural significance of the site, while remaining easily identifiable.
4. On-site concerts, dramatic performances, and other interpretive programmes must be carefully planned to protect the significance and physical surroundings of the site and minimise disturbance to the local residents.

Principle 5: Sustainability

The interpretation plan for a cultural heritage site must be sensitive to its natural and cultural environment, with social, financial, and environmental sustainability among its central goals.

1. The development and implementation of interpretation and presentation programmes should be an integral part of the overall planning, budgeting, and management process of cultural heritage sites.
2. The potential effect of interpretive infrastructure and visitor numbers on the cultural value, physical characteristics, integrity, and natural environment of the site must be fully considered in heritage impact assessment studies.
3. Interpretation and presentation should serve a wide range of conservation, educational and cultural objectives. The success of an interpretive programme should not be evaluated solely on the basis of visitor attendance figures or revenue.
4. Interpretation and presentation should be an integral part of the conservation process, enhancing the public's awareness of specific conservation problems encountered at the site and explaining the efforts being taken to protect the site's physical integrity and authenticity.
5. Any technical or technological elements selected to become a permanent part of a site's interpretive infrastructure should be designed and constructed in a manner that will ensure effective and regular maintenance.
6. Interpretive programmes should aim to provide equitable and sustainable economic, social, and cultural benefits to all stakeholders through education, training and employment opportunities in site interpretation programmes.

Principle 6: Inclusiveness

The Interpretation and Presentation of cultural heritage sites must be the result of meaningful collaboration between heritage professionals, host and associated communities, and other stakeholders.

1. The multidisciplinary expertise of scholars, community

members, conservation experts, governmental authorities, site managers and interpreters, tourism operators, and other professionals should be integrated in the formulation of interpretation and presentation programmes.

2. The traditional rights, responsibilities, and interests of property owners and host and associated communities should be noted and respected in the planning of site interpretation and presentation programmes.
3. Plans for expansion or revision of interpretation and presentation programmes should be open for public comment and involvement. It is the right and responsibility of all to make their opinions and perspectives known.
4. Because the question of intellectual property and traditional cultural rights is especially relevant to the interpretation process and its expression in various communication media (such as on-site multimedia presentations, digital media, and printed materials), legal ownership and right to use images, texts, and other interpretive materials should be discussed, clarified, and agreed in the planning process.

Principle 7: Research, Training, and Evaluation

Continuing research, training, and evaluation are essential components of the interpretation of a cultural heritage site.

1. The interpretation of a cultural heritage site should not be considered to be completed with the completion of a specific interpretive infrastructure. Continuing research and consultation are important to furthering the understanding and appreciation of a site's significance. Regular review should be an integral element in every heritage interpretation programme.
2. The interpretive programme and infrastructure should be designed and constructed in a way that facilitates ongoing content revision and/or expansion.
3. Interpretation and presentation programmes and their physical impact on a site should be continuously monitored and evaluated, and periodic changes made on the basis of both scientific and scholarly analysis and public feedback. Visitors and members of associated communities as well as heritage professionals should be involved in this evaluation process.
4. Every interpretation programme should be considered as an educational resource for people of all ages. Its design should take into account its possible uses in school curricula, informal and lifelong learning programmes, communications and information media, special activities, events, and seasonal volunteer involvement.
5. The training of qualified professionals in the specialised fields of heritage interpretation and presentation, such as content creation, management, technology, guiding, and education, is a crucial objective. In addition, basic academic conservation programmes should include a component on interpretation and presentation in their courses of study.
6. On-site training programmes and courses should be

developed with the objective of updating and informing heritage and interpretation staff of all levels and associated and host communities of recent developments and innovations in the field.

7. International cooperation and sharing of experience are essential to developing and maintaining standards

in interpretation methods and technologies. To that end, international conferences, workshops and exchanges of professional staff as well as national and regional meetings should be encouraged. These will provide an opportunity for the regular sharing of information about the diversity of interpretive approaches and experiences in various regions and cultures.

E. The Kyoto Vision

世界遺産条約採択40周年記念最終会合（京都会合）成果文書（京都（日本）、2012年）

Preamble

We, the participants gathered in Kyoto, on the occasion of the Closing Event of the Celebrations of the 40th Anniversary of the World Heritage Convention, wish to acknowledge the generous hospitality and intellectual leadership of the Japanese authorities in providing a forum to reflect on the achievements, present issues and future evolution of this unique international conservation treaty.

We reaffirm the centrality of the theme adopted by the General Assembly of the States Parties to the Convention and by the World Heritage Committee for this Fortieth Anniversary, namely "World Heritage and Sustainable Development: the Role of Local Communities". The relationship between World Heritage and local communities is indeed at the heart of the Convention and is fundamental to address the challenges currently facing all regions of the world, through increasing demographic and development pressures, global financial crises and climate change.

We recall, in this context, the outcome document of the UN Conference on Sustainable Development "The Future We Want" (Rio de Janeiro, June 2012) and the "Vision and Strategic Action Plan for the Implementation of the World Heritage Convention 2012-2022" adopted by the 18th General Assembly of States Parties (UNESCO, 2011); as well as the in-depth reflections and results from several expert and consultative meetings organized in all regions of the world under the framework of the 40th anniversary of the Convention.

Achievements of 40 years of the World Heritage Convention

We recognize that the World Heritage Convention, with its 190 States Parties, is one of the most powerful tools for heritage conservation, with a shared vision combining the protection of cultural and natural heritage of Outstanding Universal Value in one single instrument. We acknowledge the significant contribution of the Convention to social cohesion, dialogue, tolerance, cultural diversity and peace, through its emphasis on the common and shared importance of World Heritage for all of humankind and the promotion of international cooperation for its safeguarding.

We also acknowledge some contributions made over time in strengthening the policies and practices of the Convention as a standard-setter in heritage preservation globally; the importance

of youth and future generations, especially related to the Convention's role in intergenerational equity; and all partners and stakeholders in heritage conservation at local, national and regional levels, including local communities and indigenous peoples, whom we acknowledge with respect and pay tribute to on this occasion.

We are concerned, however, about the serious challenges confronting World Heritage properties, associated with development pressures, conflicts, man-made and natural disasters, as well as the gaps in the representativity of the World Heritage List. We also note with concern the crucial lack of technical capacity and financial resources to implement the Convention, particularly in the least developed and developing countries.

A Sustainable Earth and the Role of World Heritage

We are conscious of the enormous challenges our planet is facing to in order to ensure its sustainability and of the need for a transformative change to be reflected in the post-2015 development agenda, which would take into consideration the broader picture of human progress beyond GDP.

We are convinced that a people-centred conservation of the world's cultural and natural heritage is an opportunity to provide critical learning models for the pursuit of sustainable development and for ensuring a harmonious relationship between communities and their environment. The concept of heritage is fundamental to the logic of sustainable development as heritage results from the dynamic and continuous interaction between communities and their environment. Heritage sustains and improves the quality of life of people, as reinforced in the relevant internationally recognized policies such as the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets, the achievement of which is beneficial to both cultural and natural heritage.

The acknowledgment and conservation of the diversity of the world's cultural and natural heritage, and the equitable sharing of the benefits deriving from its use, enhance a feeling of place and belonging, mutual respect for others and a sense of collective purpose, which contribute to the social cohesion of a community.

The Importance of the Role of Community

We reiterate the important role of communities, including local

communities and indigenous peoples, in the implementation of the World Heritage Convention, in accordance with one of its five strategic objectives, the fifth "C" adopted in 2007, and the Strategic Action Plan 2012-2022.

The Convention, in its Article 4, places the responsibility for ensuring the identification, protection, conservation, presentation and transmission to future generations of the cultural and natural heritage with the States Parties. At the same time, if one of the aims of the Convention is to "give heritage a role in the life of the community" (Article. 5), then the concerns and aspirations of communities must be centrally involved in conservation and management efforts.

Only through strengthened relationships between people and heritage, based on respect for cultural and biological diversity as a whole, integrating both tangible and intangible aspects and geared toward sustainable development, will the "future we want" become attainable.

Such strengthened relationships should be grounded in a multi-disciplinary and participatory approach to heritage conservation, which would integrate the consideration of social, economic and environmental dimensions, paying particular attention to vulnerable groups respecting all relevant international standards and obligations. Unless such a sustainable development perspective is integrated in the management of a World Heritage property, it will be difficult in the long run to ensure the conservation of its Outstanding Universal Value.

Thus, benefits derived from well-protected cultural and natural heritage properties should be equitably distributed to communities to foster their sustainable development and there should be close cooperation with management bodies and experts. At the same time, attention should be paid to the evolving character of cultural and social contexts relevant to World Heritage, which will inevitably lead to the emergence of new groups of interest and concerns.

This new approach and these considerations will require the building of capacities and education of relevant actors, from institutions and policy makers to heritage practitioners and communities and networks. Communities, in particular, should be empowered to harness the benefits of heritage to society through specific awareness-raising initiatives, skills-development programmes and the establishment of networks. They should be fully involved in management and conservation activities, including in reducing risks from disasters and climate change.

Attention should also be given to the development of sustainable tourism as one of the sources of economic benefits and empowerment for local communities, and the appreciation of cultural diversities by visitors.

A Call for Action

For forty years, the World Heritage Convention has embodied the global ideals and ethics of conservation. While continuing to emphasize the importance of protecting a selection of

outstanding sites important for all of humankind, a holistic approach is necessary to include wider dimensions arising from new emerging challenges that threaten the foundation of our societies. The question is not only to save exceptional sites from destruction or neglect, but to demonstrate, through appropriate conservation and management, strategies and a development model based on the values of continuity.

To realize this Vision, the participants wish to launch an appeal to the international community with a view to:

- ▷ mobilizing substantial financial resources for heritage conservation globally in the spirit of solidarity and cooperation;
- ▷ developing innovative responses to share experience, good practice and knowledge related to communities in support of World Heritage and sustainable development, including capacity building at all levels;
- ▷ sharing responsibility for effectively addressing threats to the world's cultural and natural heritage, and contributing to its sustainable development and collective benefits;
- ▷ taking into account World Heritage in the discussions on the post-2015 development agenda by engaging the international community - within all relevant regional and global forums - for an inclusive approach, considering environmental, cultural and socio-economic needs;
- ▷ enhancing cooperation and coordination among all stakeholders and ensuring effective involvement of local communities, indigenous peoples, experts and youth in conservation from the preparatory phase of the World Heritage nomination process, so that heritage conservation contributes to the sustainable development of the whole society;
- ▷ ensuring the sustainability of local communities through other domains such as intangible cultural heritage and cultural and creative industries, which play a crucial role and;
- ▷ Implementing, as a priority, the Strategic Action Plan 2012-2022 adopted by the General Assembly of States Parties to the Convention.

IV. 資 料 B

IV . Information Documents B

1. はじめに

2011年度から開催している『遺跡等マネジメント研究集会』は、2010年度の『遺跡整備・活用研究集会』（第5回）において主題とした「地域における遺跡の総合的マネジメント」に関する検討をさらに深めることを目的として、〈マネジメント〉をキーワードに企画した研究集会のシリーズである。

その第1回の主題「自然的文化財のマネジメント」の検討で特に注目すべきであったのは、文化財の総合的把握の観点から、マネジメントの対象とするものの成り立ちが人工であるか天然であるかを問わず、何を文化財として把握し、どのようにして保護に取り組むのかということであった。

そのような認識の下、具体的に見えて来た重要課題は、遺跡・遺産に関わるさまざまなステークホルダーの視点や立場に着目したマネジメントの在り方に関する検討であった。

ここでは、近年におけるパブリック・アーケオロジーの研究成果などを踏まえつつ2012年12月21・22日に開催した第2回の研究集会における検討などの概要について報告する。

2. マネジメントの対象としての遺跡・遺産

遺跡や遺産が、研究者や専門家、行政組織の占有物でないことは、いまさら言うまでもない。その存在は、パブリックなものである。むしろ、パブリックであるということが、遺跡・遺産のメルクマールを成しているとしても過言ではあるまい。今回は、それらがマネジメントの対象として、どのようにパブリックなものであるのかを検討することとした。

歴史的な遺跡ということについては、17世紀半ばに、父祖伝来の地でこれまで生活した人々を想起させる記念物の保護に取り組んだスウェーデン王カール11世の時代における試みが、国家的な運動の最も早い事例として知られる。19世紀後半以降、近代化の進むヨーロッパ諸国では、自らのアイデンティティの表徴たるさまざまな遺産が失われていくことに対して敏感に反応し、また、種々の国際的な遣り取りが急速に活発化する中で、国土に包含される意味や価値を深く認識しようとする運動が展開され、社会の中に遺跡や遺産を登場させていく大きな契機であったと言える。日本においては、明治維新とこれに伴う文明開化の文脈において普及した旧弊打破や百事一新の風潮によって生じた急速で大規模な変容への反動として顕れ、明治4年（1871）の古器旧物保存方、明治30年（1897）の古社寺保存法、大正8年（1919）の史蹟名勝天然記念物保存法などの取組から、昭和25年（1950）の文化財保護法へと展開していくこととなる。そして、今日、採択から40周年を迎えた世界遺産

条約の取組などにも象徴されるように、遺跡や遺産の保護は、個別の国家や地域において取り組まれてきた固有の運動を超えて、「普遍的なもの」にまで昇華してきた。

一方、遺跡や遺産の保護が世界的に広く取り組まれるようになってから1世紀以上を経てきた中で、そのことを別の角度から見れば、それらの取組がより強力に進められれば進められるほど、遺跡や遺産は、何か、必要以上に特別なものとして取り扱われるようになって、むしろ、私たちが日々暮らす具体的な社会の一般から切り離されるように作用してきたということもあるのではないか。すなわち、今日において、公共の遺跡や遺産は、真にパブリックであるのか否か、と問い直したい。

3. 研究集会の構成

今回の研究集会では、〈パブリック〉ということを中心とした「遺跡」や「遺産」の把握に関する検討と、そこから描かれるべき〈マネジメント〉について議論するために、2日間にわたる日程において、講演等の後にそれぞれ討論を設定し、2つのセッションから構成した。

1日目（21日）の最初には、開催趣旨として、地域やステークホルダー、あるいは、社会構造や生活環境の変化に伴って文化財に注がれる視線が深化して来たことなど、これまでの研究集会での検討を踏まえつつ、遺跡等における〈パブリック〉ということに関する検討の重要性について提起した。

続いて、長年にわたる南米での遺跡調査・保存に携わってきた経験を文化人類学の観点から論じた「遺跡管理における住民参加の意味を問う」[基調講演1：関雄二／国立民族学博物館教授]並びにイタリアの歴史的建造物保存を中心として論じた「公共財としての遺産」[講演1：ウーゴ・ミズコ_UGO Mizuko／学習院女子大学准教授]、マイクロネシア連邦のナン・マドール遺跡における取組を論じた「遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか」[講演2：石村智／奈良文化財研究所研究員]の計3つの講演を通じ、遺跡・遺産が社会の中でどのような対象として把握されるのかについて、多様な観点が示された。

これらを踏まえ、**【討論a】**として、『遺跡・遺産におけるパブリック概念』[座長：松田陽／英国・イーストアングリア大学講師；2日目の基調講演者]について検討した。

2日目（22日）は、前日の議論を踏まえつつ、イタリア、ナポリ近郊のソンマ・ヴェスヴィアーナにおける具体的な事例を取り上げながらパブリック・アーケオロジーの展開について論じた「パブリック、遺跡、遺産、文化財、考古学の関係について」[基調講演2：松田]をはじめとして、『『パブリック』で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方 - 世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から -』[事例研究1：張漢賢_CHONG Hon Shyan／鳥取環境大学准教授]、「産業遺産の公共性：その価値は

何から生じるのか？」[事例研究2：岡田昌彰／近畿大学准教授]、「SEEDS of FURUSATO ～人々の心にある遺産～」[事例研究3：土井祥子／日本ナショナルトラスト主任研究員]の3つの報告を通じ、さまざまな視点・立場から遺跡・遺産を認識し、関わりを持つ種々のステークホルダーの存在とそれらの多様な動態が示された。

そして、会場から寄せられた質問票を基に事前検討を行い、「**討論b**」として《パブリックな存在としての遺跡・遺産のマネジメント》[司会：平澤]について、包括的な観点から検討した。

4. 討論の論点

討論aの主題は、そもそも社会において遺跡・遺産、あるいは、その保護とは何かという根本的な問いかけであった。

最初に、「『文化遺産』を疑うこと」の提起の下、基調講演Iにおいて中南米における検討の文脈で論じられた文化人類学的な《「ポストコロナル転回」の視点》が日本でも起こるべきかということを確認し、次に3つの講演における考察に関連して《「発展」の文脈における「公共財」》について検討した。特に遺跡・遺産を「公共財」（あるいは、'Commons'）として理解するとき、保存や活用の措置を検討する以前に、現代に生きる私たちが「遺産」と呼んでいるものが、それに直接関わってきたコミュニティによって、そもそもどのように取り扱われてきたかを検討することの重要性が指摘された。

一方、さらに根本的なことを問い直す観点から、現代社会において多大な労力と時間と資金を投入して一生懸命保存しようとしている《「遺跡」が無くなったら》どのような不利益が生じるのか、あるいは、実態としての《「文化遺産」はどれだけ必要なのか》との提起の下、《社会的な記憶としての「遺跡」・「遺産」》の社会装置としての機能・役割、そして、経済的観点からではない《「利益」のはかり方》ということに議論は展開した。

すなわち、残さない場合に社会において何が失われるのか、また、残すことによってどのような恵みが私たちにもたらされるのか……それは、私たちが将来に向かって生き抜くために不可欠な社会的記憶や文化的生活と深く関わっていることはよいとしても、空気や水のように生存に不可欠であるとはなかなか表現しきることができない……そういう遺跡・遺産について、経済的な利益は生じないが持続可能であるようなマネジメントはあるのか、あるとすれば、それはどのようなものか。

畢竟、常に私たちは、遺跡・遺産の保護に何を求めているのかということをもっと深く検討する必要があると認識された。

討論bでは、冒頭、あらゆる人々の交渉の対象となり得るという意味での遺跡・遺産ということを考えているとの観点から、「パブリック」という言葉を冠したことを改めて強調した。

そして、質問票によって会場から寄せられた疑問を軸にして、問題意識の共有と議論を行った。最初に「遺

跡・遺産が失われた場合に失われるのは過去ではなく現在（の価値）ではないか」との問いかけに対して《遺跡・遺産の存在と愛着》の観点を検討し、あるいは、「これまでの日本における遺跡保護においては官と民のみで公という考え方はなかったのではないか」との問いかけに対しては、《〈官〉と〈民〉、あるいは〈公〉》それぞれの相互補完的な役割の関係について検討した。

また、グローバル化した社会における「パブリック」の意味の変容を踏まえつつ《遺跡・遺産の取扱い、その展望》を論じ、遺跡・遺産への《さまざまなアクセス》に関する質問からはコミュニケーションの基盤としてのパブリック・アクセスについて、あるいは、《遺跡の毀損・保護に対する地域住民の認識》、《多義的／批判的アプローチについて》、《普遍化と固有化》、《平城宮跡のマネジメント》などに関する問いかけに対しては、遺跡・遺産の保護活動と住民との関係などを中心に議論した。

あるいは、《遺跡・遺産をめぐる〈学〉あるいは〈知〉》に関する議論に敷衍して、遺跡・遺産の保存への理解が向上してきた反面、社会状況の急速な変化に伴って浮上してきたさまざまな危機の中で、特に地域にある種々の問題を解決していく観点からのマネジメントを考えていく必要性が強調された。

そして、パネリストたちの最終コメントからは、さまざまな〈ステークホルダー〉との〈コミュニケーション〉の重要性、そして、その能力向上のための効果的な方策構築の重要性が、さまざまな切り口で示唆されたとまとめることができる。

5. パブリックであるために

先に述べたように、様々な遺跡・遺産は私たちの現在と将来のための大切な資産であるという理解が社会において広く普及されるようになったのは、数万年にも及ぶ人類の歴史のうちの高々この2世紀余りのことであり、それはなお進化の途上にあつて、私たちの中に定着しようとしている過程にある。すなわち、遺跡・遺産に関わる諸事は、極めて現代的なテーマである。

近代以降、社会の中から峻別され、保護への道筋がさまざまなかたちで整えられてきた今日、遺跡・遺産を私たちの生活の基盤を成す真にパブリックな存在とするために、私たちはいかなる理想の下に行動するのかをまだまだ考え続ける必要がある。

変化する社会状況、多様化する遺産価値の動向に注視しながら、マネジメントの体系や方法をどのように紐解き、再編するのか。あるいは、その中で、保護（protection、conservation、あるいは、safeguarding）に関わる根本的な意思をどのように確認し、どのように表現し、そして、行動するのか。「遺跡」や「遺産」ということをめぐり、さまざまに困難な様相を呈する事象・事態に対して、保護に取り組む人々が、自らに責任を持って向き合うことができるようにするための具体的な仕掛けや手法について、今後さらに検討を深めて行くことが重要な課題であるとする。

平澤 毅（奈良文化財研究所）

1 開催概要（実績）

- (1) テーマ：パブリックな存在としての遺跡・遺産
- (2) 開催日時：平成24年(2012)12月21日(金) 13:00～17:45, 22日(土) 9:00～16:45
- (3) 開催場所：平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)
- (4) 事務局：奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室
- (5) プログラム

平成24年(2012)12月21日(金)

- 趣旨説明** 遺跡等における「パブリック」ということについて
平澤 毅 (奈良文化財研究所文化遺産部)
- 基調講演 I** 遺跡管理における住民参加の意味を問う - 国際協力の現場から -
関 雄二 (国立民族学博物館/教授)
- 講演 1** 公共財としての遺産 - 歴史的建造物の公共性について -
ウーゴ・ミズコ (学習院大学/准教授)
- 講演 2** 遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか - ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例 -
石村 智 (奈良文化財研究所国際遺跡研究室/研究員)
- 討論 a** 《遺跡・遺産におけるパブリック概念》
コーディネーター：松田 陽
パネリスト：関 雄二 / ウーゴ・ミズコ / 石村 智 / 平澤 毅

平成24年(2012)12月22日(土)

- 基調講演 II** パブリック、遺跡、遺産、文化財、考古学の関係について
松田 陽 (英国・イーストアングリア大学/講師)
- 事例研究 1** 「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方
- 世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から -
張 漢賢 (鳥取環境大学/准教授)
- 事例研究 2** 産業遺産の公共性：その価値は何から生じるのか？
岡田 昌彰 (近畿大学/准教授)
- 事例研究 3** SEEDS of FURUSATO ～人々の心にある遺産～
土井 祥子 (公益財団法人日本ナショナルトラスト/主任研究員)
- * 講演・報告の要約
青木 達司 (奈良文化財研究所文化遺産部)
- 討論 b** 《パブリックな存在としての遺跡・遺産》
関 雄二 / ウーゴ・ミズコ / 石村 智
松田 陽 / 張 漢賢 / 岡田 昌彰 / 土井 祥子
司 会 : 平澤 毅

閉会挨拶 小野 健吉 (奈良文化財研究所/文化遺産部長)

2 参加者・事務局名簿

(1) 参加者（五十音順、敬称・所属略）

赤川 正秀	阿久 耀介	浅野 良治	諫早 直人	磯 三男
一瀬 和夫	市原 礎	伊藤 宏幸	井西 貴子	井原 縁
上岡 國威	魚津 知克	梅澤 あゆみ	恵谷 真	太田 未菜子
小槻 勝俊	岡田 真弓	岡村 勝行	小川 裕見子	奥村 香子
城戸 康利	黒須 亜希子	上月 克己	Daniel Dante SAUCEDO-SEGAMI	
佐籾 亜美	澤下 孝信	清水 奈都紀	新名 強	杉本 宏
杉山 智子	住吉 祐亮	清野 孝之	関 義則	関森 想
高木 典子	高橋 智奈津	橘 泉	田中 弘樹	田中 元浩
富安 淳夫	長井 秀之	中川 郷子	中川 猛	中澤 勝
中野 浩幸	成岡 喬穂	西上 和雄	野村 朱音	野村 光広
橋本 淳	長谷川 雅啓	早川 和賀子	日高 勝彦	藤原 光平
星野 有希枝	前川 歩	増井 正哉	増田 直人	増渕 徹
松尾 孝敏	松本 将一郎	丸林 禎彦	三田 翔平	宮崎 素一
村瀬 佐太美	村田 章人	毛利 和雄	森下 浩行	森田 利枝
山浦 修	山口 欧志	山田 琴子	山中 鹿次	山根 実生子
山村 薫	横井川 博之	吉村 龍二	米村 博昭	渡邊 淳子
渡辺 伸行				

(2) 講演・報告者（講演・報告順，事務局を除く）

関 雄二	ウーゴ ミズコ UGO Mizuko	石村 智	（奈良文化財研究所企画調整部）	
松田 陽	チョン ホンシヤン 張 漢賢	岡田 昌彰	土井 祥子	

(3) 事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

小野 健吉 平澤 毅 青木 達司 恵谷 浩子 菊地 淑人

田代亜紀子（奈良文化財研究所企画調整部）

3 開催状況



(1) 趣旨説明等 (2012年12月21日)	158
(2) 討論 a (2012年12月21日)	165
《遺跡・遺産におけるパブリック概念》	
■「文化遺産」を疑うこと	165
■「ポストコロニアル転回」の視点	166
■「発展」の文脈における「公共財」	166
■「遺跡」が無くなったら	169
■「文化遺産」はどれだけ必要なのか	171
■社会的な記憶としての「遺跡」・「遺産」	173
■「利益」(benefit) の《はかり方》	174
■「文化財」と「文化遺産」	177
(3) 講演・報告概要 (2012年12月22日)	179
(4) 討論 b (2012年12月22日)	180
《パブリックな存在としての遺跡・遺産のマネジメント》	
■冒頭補足・所感	180
■「遺跡」・「遺産」の〈存在〉と〈愛着〉	182
■〈官〉と〈民〉、あるいは、〈公〉	183
■「遺跡」・「遺産」の取扱い、その展望	187
■さまざまな〈アクセス〉	189
■遺跡の毀損・保護に対する地域住民の認識	192
■多義的／批判的な〈アプローチ〉について	194
■普遍化と固有化	194
■平城宮跡のマネジメント	197
■メッセンジャーの役割と地域主導	200
■「遺跡」・「遺産」をめぐる〈学〉あるいは〈知〉	201
■〈マネジメント〉とは何かを問う前に	203
■〈パブリック〉な〈マネジメント〉	205
■今後の検討について	210

（1）趣旨説明等（2012年12月21日）

【青木】 ただいまより平成24年度遺跡等マネジメント研究集会「パブリックな存在としての遺跡・遺産」を開催いたします。

全体の進行・司会につきましては、私、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室の青木達司が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、配付物のほうを確認させていただきたいと思います。この簡易製本いたしました本日の〈講演・報告資料集〉、こちらにいろいろと挟み込んでございますので、そちらをご確認ください。

まず、〈質問票〉です。こちらの質問票については、明日の討論を進めるに当たって参考にいたしたく存じますので、今日明日の講演・報告などを承けて、ご質問等ございましたら、明日午前中のプログラム終了までにご提出ください。受付のところに箱を用意しておりますので、そちらのほうに、よろしくお願いいたします。質問票記載に当たっての細かいことに関しましては、枠囲いいたしました部分をお読みいただければと思いますが、こちらのご提出は任意です。本日の討論には反映することはできませんけれども、明日の討論の中で反映させていただければと考えております。

そして、今回の研究集会に関する〈アンケート〉ですが、こちらにつきましては、お帰りの際に受付のほうに用意いたしました回収箱にご提出いただきたく存じます。特に、本日のみのご参加の方につきましても、お帰りの際、ご提出いただければと思います。明日までご参加の皆さんは明日終了のときで結構です。こちらのアンケートにつきましては、ご参加の皆さまからご提出いただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日の討論の座長を務めていただき、また、明日にはご講演のほうをお願いしております松田陽さんが、岡村勝行さんにご執筆されました『入門パブリック・アーケオロジー』が、このたび、つい先日でき上がりました。出版された同成社からチラシをご提供いただきましたので、それを入れさせていただきます。内容をご覧になりたい方は、受付のほうに見本を置いておきますので、ご覧ください。なお、この研究集会参加者へということで、このチラシで同成社に直接ご注文いただくと特価でご提供いただけるということです。

また、〈参加者一覧表〉を入れさせていただきました。こちらは、12月15日までにお申し込みいただいた方につきまして、都道府県別に掲載させていただいております。お名前、ご所属等に間違いなどございましたら、事務局のほうまでお申し出ください。情報交換などにお役立ただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

つぎに、この後の趣旨説明に関わる資料です。〈遺跡等における「パブリック」ということについて〉ということで、パワーポイント打ち出し資料になっています。

それから、明日、ご講演いただきます土井祥子さんからご提供いただいたパンフレットが2つございます。ひとつは、〈Japan National Trust〉とあるもので、公益財団法人日本ナショナルトラストのご紹介と入会のご案内などに関するもの、そして、もうひとつは、東日本大震災自然・文化遺産復興支援プロジェクトご支援のお願いということで〈SEEDS of FURUSATO〉のパンフレットです。

また、参考資料といたしまして、先日、国立京都国際会館で開催されました世界遺産条約採択40周年記念最終会合で採択された『京都ビジョン』について、外務省が公表されておられます日本語仮訳のもの、そして、朝



日新聞奈良版朝刊2009年8月14日の記事、「暮らしの中の遺跡」（平澤毅）のコピーを入れておきました。

そして、緑色の製本冊子『自然的文化財のマネジメント』をお配りさせていただいています。これは昨年度開催いたしました第1回のマネジメント研究集会の報告書でございます。開催いたしましたのは今年の2月ですが、年度的には昨年度実施分の報告書となります。

以上が、皆さまに受付で配付させていただいたものになります。

それから、この会場の後ろのほうに、遺跡整備や庭園など、関連する分野において、近年、奈良文化財研究所のほうで刊行いたしました報告書類を置いております。ご希望の方は、そちらに置かせていただいております用紙に、お名前とご希望冊数をご記入いただいた上で、お持ちいただければと思います。

また、受付のすぐ向かいのところで、日本遺跡学会の学会誌のほうのご案内もしております。お申し込みにつきましては、日本遺跡学会までよろしくご願ひ申し上げます。なお、受付のほうでもお預かりいたしております。

事務局からのお知らせは以上でございます。

本日と明日のプログラムにつきましては、〈講演・報告資料集〉をご参照いただくことといたしまして、はじめに、奈良文化財研究所の平澤から、今回の研究集会の趣旨説明等を申し上げます。

【平澤】 皆さん、こんにちは。

年末のお忙しい中、今回はたくさんの方にご参加お申し込みをいただき、非常にうれしい限りであります。

今回の研究集会で掲げさせていただいた論題と趣旨が、これだけのご参加というところにつながったということに、まずは、御礼申し上げたく存じます。これから今日明日の2日間、ご講演とご報告をいただきて討論する内容は、少なからずこれまでは無い刺激を、皆さんにご提供できるのではないかと考えております。



さて、ここにお集まりの皆さんは多く、〈遺跡〉の〈保護〉とか、そういうことに関わっておられる方がほとんどだと思いますけれども、そもそも、私たちが〈保護〉の対象としている〈遺跡〉、また、いろいろな活動を展開する場としての〈遺跡〉というものについて、その保存とか活用とかいうことは、例えば奈良文化財研究所の研究集会とか、さまざまなシンポジウムなどで、特に専門的見地から、相当に議論が進んできたと思います。

ところが、そういう関心を持って議論に参加される方というのは、実は、社会の中のごく一部の方であります。いろいろな場面で皆さんご経験されていると思いますけれども、〈遺跡〉はさまざまな人がさまざまな目的を持って、あるいは、目的も無く訪れたりする、そういう場所にもなっています。普段、この現代社会の中で過ごしている中で、「〈遺跡〉ってあるんだなあ」ということは、例えば、日本でいいますと特に1990年代以降の報道などを通じて一般化されるようになってきたと思います。そのような状況に至るまでには、経過があるわけですが、そのことについては、少しの話の流れの中でご説明できればと思います。

まず、お配りした資料集を開いていただくと、プログラムと目次がありまして、その次に〈開催趣旨〉があります。この開催趣旨の文章の詳細については、また、追々ご参照いただければと思います。それから、ご講演いただく7名の方のレジюмеがあります。後半の部分には参考資料として、27ページからになりますけれども、松田さんと岡田さんと土井さんが既に執筆をされたものの写しと、先ほど青木のほうからご紹介ありましたけれども、本日後半のミニ討論の座長をしていただき、また明日の講演をしていただく松田さんと、それから、本日は所用のため、この会場にはおいでになれないということですが、明日はいらっしゃる岡村さんとで執筆された『入門パブリック・アーケオロジー』という、その本の中から「キーワード解説」を抜き出して58ページに収録いたしました。それから、最後の部分、59ページには、一昨年度に開催した研究集会〔平成22年度遺跡整備・活用研究集会（第5回）〈地域における遺跡の総合的マネジメント〉〕の報告書の125ページに掲載いたしました、——これは私の独断と偏見もあってまとめたものですが、——「遺跡・遺産のマネジメントに関する用語」の解説を収録いたしました。この資料集そのものの中にも、いろいろ重要な事項が示されておりますので、ぜひ、お持ち帰りになられた後も含めて、よくよく熟読していただけたらと思います。

それでは、〈開催趣旨〉について、そこに文章はお示



ししてあるわけですが、それとは別に、私のほうからパワーポイントを使ってご説明したいと思います。

この《遺跡等マネジメント研究集会》というのは、今回で第2回になりまして、昨年開催した第1回は先ほどご紹介いたしましたように、〈自然的文化財のマネジメント〉ということテーマとして今年の2月に開催いたしました。その報告書につきましては、皆さまのお手元に配付させていただいたところです。もともとは、この前身の研究集会である《遺跡整備・活用研究集会》というものの第5回において、〈地域における遺跡の総合的マネジメント〉ということテーマとして開催させていただきました。そこでの議論を踏まえて、遺跡の総合的なマネジメントということを本題に据えて、または理念的な部分を含めてもう少し深めていこうというのが今回の研究集会のシリーズになります。そして、今回、第2回といたしまして、〈パブリックな存在としての遺跡・遺産〉というテーマを掲げさせていただきました。

さて、冒頭、敢えて、少し突飛なお話をさせていただきたいと思います。開催に当たり、今日明日ご講演・ご報告いただく方々と日程調整をさせていただいたところで、本日、2012年の12月21日にこの研究集会の1日目が当たりました。すでに新聞や報道などでもいろいろな形で報じられておりますのでご存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、マヤ文明の暦の長周期の暦が今日で終わると、——今日とか、明日、明後日とか、いろいろな計算の方法があるようではございますけれども、——大方、この12月21日であるということがあります。そして、それは「人類滅亡の日」であるとのこと、まことしやかに(?)、世界中を駆け巡っております。

この中で、例えば、ここには、メキシコの「チチェン・イツァ」という、世界文化遺産に登録されているマヤ文明の遺跡の写真を——右下の写真だけ、グアテマラのティカル遺跡の神殿ですが、——載せておりますけれど

も、メキシコ観光庁をはじめとして、このマヤの暦の終わりと結びつけられた人類滅亡の騒ぎへのさまざまな対応ぶりが伺われます。

ネット上の情報を見たりすると、もともとはホゼ・アグエイアスという人の著書『マヤン・ファクター』という中にその暦の話があって、いくつかあるものうち長期暦のサイクルが終わるとき世界が終末を迎えると、そういう日がまさに本日であるということで、おそらく、今日、明日、明後日、そしてその次くらいまでは、いろいろワサワサとしていると思います。

メキシコ観光庁ではこういう絶好の(?)機会を捉えて、世界中からメキシコに観光客を呼ぼうということで、「ムンド・マヤ2012」というホームページを開いています。旅行者などは、マヤ文明の遺跡とカリブ海に面したリゾート地の〈カンクン〉というところでの旅行パックを企画して、そのスローガンが「『世界の終わり』をカンクンで過ごそう」、そういうツアーパックを売り出してきたわけです。メキシコ観光庁は、いろいろな情報が、ネットとかいろいろなものを通じて盛り上がりを見せている中で、今年の観光客数を約5,000万人と推計していたりして、それから、この〈チチェン・イツァ〉という非常に有名な世界文化遺産、この地を訪れる人が、今月の今日だけで約20万人との推計も出しています。

マヤ文明に関する顕著な遺跡はグアテマラにもありまして、知名度としてはメキシコよりあまり高くはないグアテマラの観光業者は何と言っているかということ、「マヤ文明の中心地はグアテマラにある」ということでPRを展開しているということで、いろいろな遺跡のところホテルの予約はほぼ満杯という状況が報じられています。

このほかにも、世界が終わるといって、例えばフランス南西部の〈ビュガラッシュ村〉というところにビュガラッシュ山という非常に特色のある形を持っていると言われる山があって、そこにはUFOが頻繁に来て撮影で

きるというところで、うわさによるとここに、今日、——時差がありますから、日本の〈今日〉ではないかもしれませんが、——宇宙船がピュガラッシュ山の山頂にいる人間を滅亡から救いに来るという話がまことしやかに広がっていて、人口約200人のピュガラッシュ村にたくさんの人々が殺到するというので、山道を閉鎖して、村には警察、消防等が100人体制で待機しているとか、それから、トルコの西部の〈シリンス村〉、人口約600人のその村には、聖母マリアが昇天されたというパワースポットがあって、そこにも世界終末の日から逃れようということで6万もの人々が殺到しているとか、さらに、セルビアの首都ベオグラードから東に約250キロメートル離れた〈ルタンジュ山〉というところでも、ピラミッドのようなかたちをしたこの山について、魔法使いが住んでいた城を呑み込んだ神秘の力を宿しているとして、「滅亡の日」から逃れるには最適な場所であると喧伝され、人々が殺到してホテルが満杯、宿泊の相場が1泊500ユーロ、つまり、いまだたい1ユーロが110円ですから5万5千円ぐらいになっているという状況になっていると伝えられます。

昨日、NHKの夜のニュースでも報じられましたけれども、中国では、全能神という宗教組織の信者が人類滅亡を唱えてあまり騒ぎ立てるので、当局に800人が拘束されたということなどもあります。

こういういろいろな話がどんどんいろいろな議論を呼んで、ネット上で検索すると、ものすごい件数がひっかかるわけですが、さらにいろいろなことが結びつけられて、たいへん複雑な状況を呈しています。

例えば、今年5月21日に、日本時間で言うと朝に全国で見られた〈金環日食〉、——ここにお示したのは、我が家のベランダからたまたま雲がかかってよく撮れた写真で、我が家でこうやって見たわけですが、——こういう一見関係の無い珍しい現象が起こるということも、「世界の終わり」をさらに根拠付けるものとして結び



つける向きもあります。

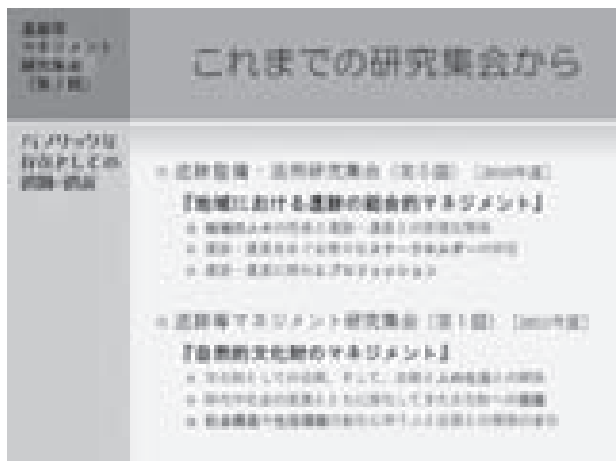
一方、中国では、先ほどの全能神に関わるもののほかに、「終末日避難セット」が大人気、それから、ロウソクやマッチの買い占めなど、そういう騒ぎも起こっています。もっと極端なセールは、いまパワーポイントでお示ししている直径5メートルのカーボン繊維性の球体の「ノアの方舟」、ここに書いてある中国語がノアの方舟というのか私にはわかりませんが、それが500万円、これは日本円で言うとどれぐらいの値段かということ、約6,600万円とのことですが、こういう球体が入荷待ちの状態、注文が殺到しているという状況もあります。

それから、これはナショナルジオグラフィックのニュースのページに掲載されている記事からですが、その終末論を否定する壁画が発見されたということも報じています。また、この深刻な事態に対して、クリスマス祝っているところではないという声もあつたりとか、冷静に科学的判断をすべきであると強調されたりとか、いろいろな意見がネット上を駆け巡っているわけです。

一方で、当のマヤ文明の末裔であるマヤ民族については、世界終末論をめぐる大騒動に対して「現代のマヤ民族は動じていない」とか、終末の日とかそんな騒々しい話につき合っていられないということ、それどころか、マヤの人々が現代置かれている社会的な状況はもっと深刻である、そういう記事もあるわけです。

冒頭、少し長くなって、しかも、「人類滅亡の日」とかいう突拍子も無い話で、一見、関係無いように思われますけれども、遺跡をめぐるいろいろな活動とか、さきほどの観光の話もそうですけれども、いろいろな人がいろいろなことを考えたり感じたり、そしてそれに反応したりという展開があるわけです。先ほど、最初に申し上げましたとおり、遺跡が大事だということで、あるいは、遺跡と人々の関係について検討を深めたいということで、ここに集まっている我々を含んで、日常的にそのようなことを何とかしたいと思っている人は、おそらくこの社会の中の1%にも満たない、そういう少数派であると思われます。今回は、そういう少数派以外の大部分の人にとって遺跡とは何かと、そういうことを改めて考えたいという意味で、「パブリックな存在としての遺跡・遺産」というテーマを掲げました。

ここからは少し本筋の前提の話をきちんとしていきたいと思いますが、これまでの研究集会からということで、一昨年の遺跡整備・活用研究集会第5回では、「地域における遺跡の総合的マネジメント」ということを取り上げました。ここに、議論の中で取り上げられたことのうち、今回のテーマにも関連して重要なものをこ



ここに3つだけお示ししていますけれども、1つは地域の人々にある将来と遺跡・遺産との密接な関係、それから遺跡・遺産をめぐるさまざまな関係者、もしくは関係していない人、そういうものの存在、それから、遺跡・遺産にかかわるプロフェッションなどです。その3つのみ解説いたしますと、遺跡・遺産というものが、例えば埋蔵文化財に相当する考古学的遺産、遺跡があれば、考古学者が一番の専門家であるということになりますけれども、実際にそれが地域の中に存在して、公園にしようとか、そこで有効活用的な何かをしようとか、一般の人に、それは大事だから保護していこうということを意識してもらうための流れの中で、いわゆる学問的な意味での考古学だけでは遺跡ということには対応できない、そういう意味での、ニーズへの広がりというのをどう理解するか、そういうことが話し合われました。

それから、昨年開催いたしました、この研究集会シリーズの第1回では「自然的文化財のマネジメント」と、一見、遺跡とは関係無いテーマのようではありますが、最近、歴史文化基本構想とか、地域の文化財の総合的把握ということを文化庁を中心に取組まれておりまして、その中で全体を総合的に取り扱うということを行いながらも、なかなかその歴史的建造物とか遺跡だとか、どうもそういうところに観点が偏りがちだということで、その1つのアンチテーゼとして、名勝とか天然記念物、これをどう理解して、そういう流れと一体性を持たせるか、そういうことを議論いたしました。その中で整理したのが、文化財としての自然、そして、自然と人間の生活との関係とか、時代や社会の進展とともに深まってきた文化財への視線とか、社会構造や生活環境の変化に伴う人と自然との関係の変化、そういうことが具体的には議論されたわけです。この報告書(『自然的文化財のマネジメント』)の139ページに、そういう討論の最後のほうになりますけれども、その中で、前回、基調講演をいただいた亀山先生が、こういうことをおっしゃっ

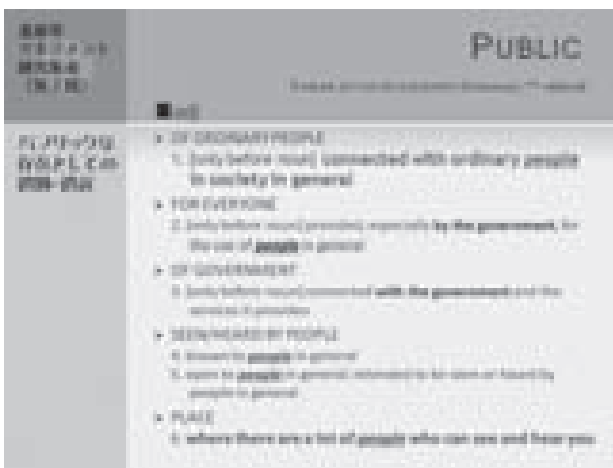
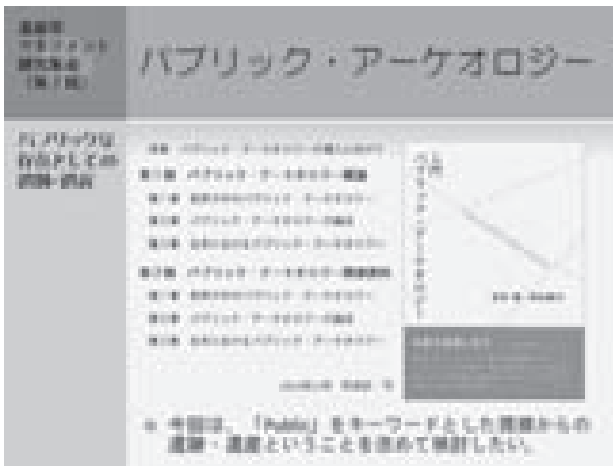
ています。「……だから、何が大事かという、何を文化財にするのかというのが、自然的文化財のマネジメントの中で一番大事なことだろうと思いますし、そのときに時代を先取りして考えることが大事で、文化財は後追いでないだろう」と、こういうくだりがあります。これは、先生からの報告書原稿でいいますと、6ページから7ページのところの「課題」と対応をしまして、自然的文化財という、名勝とか天然記念物とかその他の自然遺産というのは、人間がつくったものではないケースが多いわけで、もちろん人間の営みもかかわっていたりするわけですが、その点でいわゆる作品的な意味での文化財とはやっぱり様子が異なる部分があるということがひとつあります。そこで、何を文化財とするか、その対象そのものへの言及が重要であると、こういうことをおっしゃられています。

今回の『講演・報告資料集』の一番後ろにも資料をつけておきましたが、その「用語解説」の中で「マネジメント」とは何かということを少し整理した中で、最後のくだりに、「遺跡・遺産のマネジメントは遺跡・遺産とそれらをめぐるさまざまな環境、それから人々、そういうものとの関係を一連のものとして把握をして、調和的かつ持続可能な状態、状況を育てていく」、そういう行動であるということとして整理させていただいています。

もう1つは、前回も前々回も、ですけれども、人がどのように関わるのかということです。ここではステークホルダーということに代表されると思いますけれども、そういう存在をどう理解するかというのは、いろいろなさまざまな議論でいま、ここ10年ぐらい、しばしば中心的な話題になっています。

そういう流れの中であって、今回は、私たちがマネジメントの対象としている遺跡・遺産、そのものをもう一度根本から考え直そうと、それらを専門的立場、考古学とか遺跡整備だとか建造物だとか、そういう専門的立場からの把握ではなくて、それ以外の大方の理解、そういうことを確認して、またマネジメントを検討することにつなげていきたいと思っています。

そこで、キャストイングをどうしようかということをお考えたところ、この10年来、いろいろな場面で議論させていただいてきて、さらには〈パブリック・アーケオロジー〉というとても重要な分野に精力的に取り組んでいるということがありましたので、英国・イーストアングリア大学で教鞭を執られている松田陽さんを軸に構成させていただきました。先ほど、ご紹介ございましたとおり、ちょうど今月、こういう『入門パブリック・アーケオロジー』という本がまとまったということもあって、何



だかこの本の出版記念シンポジウムみたいな感じになっていますけれども、それぐらいタイミングがぴったりであるということもあって、そうして、「パブリック」ということを考えるということを1つの主題でお願いしました。この「パブリック」ということの深い意味については、また、明日の松田さんのご講演の中で論じられることと思いますが、相変わらず整理もできていない私なりに、日本語のパブリックの説明を一応してみたいと思います。

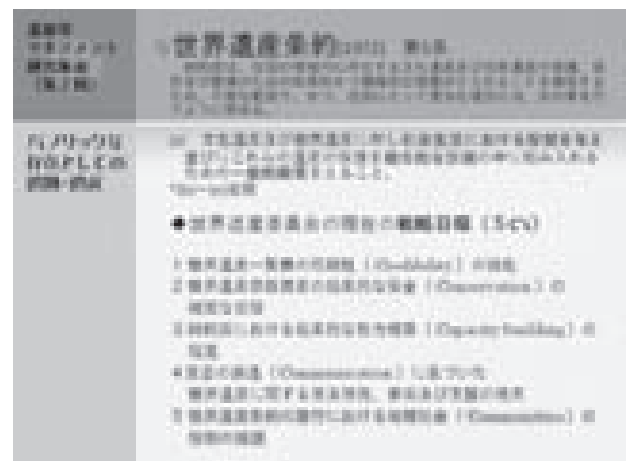
ここにOxfordの辞書から、publicの項を引いてみました。一般に私たちが「公共」とか、日本語で言うときには、「公共事業」とか「公共性」とか、国とか地方公共団体が関わっているみたいな、そういうイメージがあるということもありますし、例えばこの6番目に挙げられている‘Where there are a lot of people who can see and hear you’と、そういう場所に関する検討もあるわけです。そもそも、遺跡や遺産は、我々はそういうものがあるという前提で物申しますけれども、それはいったい所与のものなのかという疑問があります。

開催趣旨の文章にもお示しいたしましたように、これは歴史的に見ると、そのことを包括的にやろうと行動されたのが、一般には17世紀後半、スウェーデン王カール

11世とその側近たちが、「父祖伝来の地を想起させるような場所」を残していこうということの取組が最初だと言われています。このような流れは、いずれ、19世紀後半以降にはヨーロッパ全土に展開し、それから日本でもそういう動きになってくるわけです。

日本で言えば明治元年は1868年ですから、19世紀のまさに後半に入って、文明開化ということで、いろいろな古いものはいらぬということで壊されたり、捨てられたりして、それに対するさまざまな反応として、社会的な動きの中での運動もあり、それから、法制度も整えられてきました。戦後に至っては、遺跡で言えば登呂遺跡、それから法隆寺の金堂壁画焼損とか、いろいろなことがあって「文化財保護法」が制定されたりですとか、1960年代には高度経済成長の中で、急速に大規模な開発を進めるという中で、「古都保存法」ができたりとか、1972年に高松塚古墳の石室に極彩色の壁画が発見されて、「文化財」ということが飛躍的に普及して大きく社会に影響を与えたとかいうので、私たちがいま思っている文化財観というのは、そういう機会ごとにとどんどん深められて現在に至っているわけです。

世界遺産条約、これはウーゴさんの話の中で触れられるかと思いますが、1972年に採択されたこの条約の第5条には、締約国が行うべき事項の1つにこういうことが示されています。「文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的政策をとること」。このことは、例えば、いまの世界遺産委員会が掲げている戦略目標の5つめに密接に関連していて、近年、この「地域社会の役割」ということにとっても注目が集まっております。先般11月に京都で開催された世界遺産条約採択40周年記念会合で合意された「京都ビジョン」については、外務省から公表されているテキストを参考資料としてお配りさせていただきましたけれども、この中でも一節設けて、「コミュニティの役割の重要性」とい



うことが強調されたところです。

こういう状況も踏まえつつ、今回、7人の方にご講演いただき、認識を深めたいと考えます。ここには7つのテーマと書いてありますが、開催以前から、電子メールでいろいろな意見を交換したりとかということを通じて、おそらくこれまでの研究集会以上に、問題意識を共有したところから始めることができるものと思います。

冒頭、関先生には、今回の研究集会のテーマ全般に関わることとして、基調講演をお願いいたしました。昨年7月21日に開催された文化遺産国際協力コンソーシアムの第9回研究会『文化遺産保護と経済開発協力との有機的連携を目指して』に、私も一応、その会員に入れていただいておりますので、その情報を得てお話をお伺いしに行ったところ、関先生からは「文化遺産保護と村落開発」というご講演をいただきまして、とても刺激を受けました。今回の主題において、基調講演は関先生を置いて他にはいっしょにないところで、是非にということとで少しご無理を申し上げてお願いいたしました。

それから、2番目のウーゴさんは、いつころからいろいろなお話をさせていただいているのか、あまり記憶は定かではないですが、石見銀山遺跡の世界遺産登録を目指した2005年の専門家国際会議で一緒したのが初めだったのかもしれないと思います。それから去年はイタリアのヴェネチア建築大学のジョルジョ・ジャンギアン先生と法政大学の陣内先生とでおまとめになられた本（『Il restauro in Giappone: architettura, città, passaggi』, Alinea Editrice, Firenze, 2011）の出版記念シンポジウムがあって、そこで、「歴史的建造物保護を中心としたイタリアの取り組みの展開について」というご講演をいただきましたので、今回の研究集会のテーマにも適った知見をご提供いただけたと思います。

3番目の石村さんは、当研究所の国際遺跡研究室の研究員で、2回ほど世界遺産委員会と一緒にいたりして、いろいろな議論をしてみたりしました。先般10月に奈文研設立60周年を記念して東京で開催いたしました特別講演会『遺跡をさぐり、しらべ、いかす－奈文研60年の軌跡と展望－』では「海外の遺跡をまもる－国際協力としての文化遺産保護－」の講演をされました。

4番目の松田さんは、そもそももともとは、現在、国立西洋美術館長をされておられる青柳先生の主宰で、イタリアのナポリ近郊のソムマ・ヴェスヴィアーナに所在する遺跡の学際的研究をされている、そのプロジェクトに私も加えていただけたので、そういうご縁でこれまでいろいろな話をさせていただいてきました。そして、繰り返しになりますが、この度『入門パブリック・アーケ

オロジー』を、大阪文化財研究所の岡村勝行さんと上梓されたということもタイミングよく、今回、まさに要となっていて、本日の討論のコーディネーターと明日の基調講演、そして、総合討論のパネリストとしてもお願いいたしました。

5番目の張漢賢^{チョンホンシヤン}さんとは、私の研究所の大先輩でいろいろと教えていただいた浅川滋男さんからお誘いいただいてベトナムの世界自然遺産ハロン湾の文化的側面に関する調査に参加する機会があって、それ以来、いろいろな議論をさせていただいています。一昨年は、マレーシアの世界文化遺産マラッカとジョージタウンの保護の状況についての調査に同行させていただきました。今回は、そのマラッカとジョージタウンの保護におけるボトムアップのを中心をお願いいたしました。

6番目の岡田さんについては、私、日本造園学会というところにも所属していますが、そこでランドスケープの観点から、産業遺産とかそういうものの保全の議論などをいろいろさせていただいております。今回は、特に、いわゆる文化財保護などの取組の枠を超えて、産業遺産を中心に、その価値がどのようなところから生じているのかについてお願いいたしました。

そして最後に、日本ナショナルトラストの土井さんですけれども、さまざまな名勝や史跡の保護や整備の関係でこれまでいろいろな仕事を一緒にさせていただいて、今回は、昨年、日本ナショナルトラストで立ち上げた東日本大震災 自然・文化遺産復興支援プロジェクト「SEED of FURUSATO」や、日本ナショナルトラストの活動などについてお願いしています。

時間を超過してしまいましたけれども、そういう感じで、まずは本日の関先生、ウーゴさん、それから石村さんのお話を伺いいただき、松田さんに討論をコーディネートしていただくことになっていますので、よろしくお願いいたします。

それから、補足ですが、これはシンポジウムではなくて研究集会ですので、会場にご参加の方からも〈質問票〉のご提出いただくかたちで議論に参加していただくという、そういう形態をとりたいと思いますので、ぜひ、積極的に〈質問票〉をご提出いただければと思います。

【青木】 ただいま、平澤のほうから、研究集会の趣旨説明と、簡単にはございますが、ご講演いただく先生方のご紹介をさせていただきました。

それから、ただいまの〈質問票〉につきましては明日の午前のご講演終了までに受付のほうに箱を用意しておりますので、そちらのほうにご提出をお願いいたします。

(2) 討論 a (2012年12月21日)

【青木】 ただいまより、《遺跡・遺産におけるパブリック概念》をテーマとして、一日目の討論を行います。座長は、この機会にということで、松田陽先生にお願いしています。どうぞよろしくお願いいたします。

【松田】 ありがとうございます。松田です。

今回の参加に先立って平澤さんにご相談させていただいたところ、研究集会での私の役割は、大いにかき回すこと、皆様にショックを与えることとお伺いしました。最近、岡村勝行さんと一緒に本を出し、その中で私はやや過激なことを書いたと思うのですが、それにも懲りず本日もあえて少し過激なことをご質問させて頂き、普段は我々が考えないようなことに論点を持っていければ、と思っております。

■ 「文化遺産」を疑うこと

【松田】 なぜ、過激なことにあえて触れたいかと言いますと、個人的な話で申し訳ないのですが、私は以前は「世界遺産」というのにとっても憧れておりました、いつかユネスコで働けたらいいなという淡い期待を持っている程でした。12年ほど前のことです。

ユネスコの世界遺産センターのような場所で働くのであれば、欧米式の文化遺産研究を学ばねばいけないと思いき、調子に乗って留学したところ、文化遺産研究の授業で最初に教えられたのは、「文化遺産を疑いなさい」ということでした。「文化遺産というのは社会の強者やエリートによってつくられるものであって、それを一般の人に押しつける可能性のあるシステムだ」と教えられ、実際、世界遺産も西洋中心の論理によってつくられている、と学びました。世界遺産を審査する方は西洋から来る場合が多くて、そういう人たちがいろいろなところに行き、「これは素晴らしい」というお墨つきを与える



好ましくない制度であると教えられ、非常にショックを受け、私は何のために留学をしたのだ、という疑問も抱いた程です。

その後、文化遺産を批判的に考えることは大事ではあるけれども、やはり文化遺産が現実として存在する、あるいは存在すると我々が認識するのも事実なのだから、批判を踏まえた上で、文化遺産を有効に使う方法を考えるのが必要だと思うようになりました。

日本というのは、実は「世界遺産」がとても人気のある国です。それにはいくつか理由があると思うのですが、TBSの『世界遺産』という番組が非常にポピュラーであったり、あるいは、先のユネスコの事務局長であった松浦さんが日本出身ということで、日本政府もそれに頼って、世界遺産を一生懸命プロモートしたりしました。そういう背景がありましたので、日本の中では「世界遺産」の気持はとて高くなっています。

昨今では、地方自治体の世界遺産の登録を目指して非常に頑張っている事例もありますけれども、どこか世界遺産になることが目的になってしまっている部分もあるのではないのでしょうか。先ほどの石村さんの話にもありましたように、世界遺産登録がゴールとなり、登録に至るまでのプロセスの詳細、あるいは登録後のことが十分に考えられていない事例が少なくないように思えます。



それが危うい状況にあるように感じる時もありますので、あえて世界遺産や文化遺産の問題点を考えてみるのも大事ではないかと思いました。

ということで、今回の研究集会では、「世界遺産」イコール「善」ではないようなところから、「文化遺産」また「遺跡」イコール「善」ではないところからスタートして議論ができればと思っております。

今回、メインの討論は明日のほうに回っておりますので、本日のミニ討論はインフォーマルに行きたいと思っております。質疑応答はフロアからもぜひ賜りたいと思っております。

■「ポストコロニアル転回」の視点

【松田】 前置きが長くなりましたが、まず、私のほうからご質問をさせていただきます。

いくつかあるのですが、まず、最初、関先生のご発表の中でありました「ポストコロニアル転回」についてお尋ねします。「ポストコロニアル転回」は、研究者の世界で出てきました自己批判、文化人類学の中での自分たちがやっていることはほんとうに正しいのだろうか、社会的に問題はないのだろうかということからスタートしているように感じております。研究者が一方的に文化を語り、規定すべきではないという話が、特にアメリカで盛んになり、それが実際に南米あるいは中米において文化遺産を調査するときにも適用された。このような「ポストコロニアル転回」というのは日本では起こり得るのか、ということ、ぜひ関先生にお伺いしたいと思っております。アメリカ大陸での考古調査におきましては、'others'すなわち「他者」の過去を探求するという図式が成り立つのに対しまして、日本におきましては、遺跡を調査する場合には、自分たちの先祖の活動痕跡を調べるという意識をどこかにあるように思われます。このことを踏まえて、日本の中で同じような自己批判、「ポストコロニアル転回」のようなものが起こり得るのでしょうか。

【関】 少し難しい問題ですね。

「ポストコロニアル転回」自体は、これは人文科学ではむしろ、常識化していると思っております。ただし、これが開発など実践の現場で適用できるのかどうかというのは、ひとつ大きな問題です。

というのも「ポストコロニアル」の考えというのは、とめどもない自己批判であるということと、議論の対象が分からなくなるからです。一体、「先住民とはだれか?」とか、「コミュニティとはだれなのか?」とか、そういう議論ばかりになってしまうのです。



これは、私はやや危ないと感じています。たとえば、私は、中米グアテマラで、先住民虐殺に関する博物館の建設を現地NGOと一緒にやってきたのですが、仮に「ポストコロニアル」の議論だと危うい状況に陥ります。たとえば国軍の手先となることを強制された村人が同じ村人を殺したりしたケースがあるのですが、「ポストコロニアル」ならば、被害者と加害者が特定できないなんていう話になって、被害者や遺族への補償をしなくてもいいというような口実に使われかねないからです。

ですから、「ポストコロニアル」の議論は、実践の現場の問題を俎板の上に乗せてしまうと、身動きがとれないところがでてくるので、その適用は慎重にした方がよいと考えます。

ただし、例えば、文化を語ることは研究者だけの特権ではない、というような考えぐらひは、もはや当たり前として受け入れないといけないと思います。ならば現実問題として、この見方に立って何ができるかという、文化関連の事業の、いわゆる共同制作がこれにあたるのではないかと考えます。いま、東北で震災復興関連のいろいろな活動が行われていますけれど、研究者とともに住民自身が最初から参加している事例がすでにありますよね。その意味では、意識していようがしていまいが、結果として、ある種の「ポストコロニアル」的な考え方はすでにいろいろな場面に入り込んでいるのだと思っています。

【松田】 ありがとうございます。

随時、ご質問がありましたら止めてください。最初のほうは場を暖めるということで、前のほうで議論させていただきますけれども、咬み付きたいポイントがありましたら、ぜひ手を挙げておっしゃっていただければと思います。

■「発展」の文脈における「公共財」

【松田】 では、次のポイントに移りたいと思っております。

関先生のご発表と、また、ウーゴさんのご発表の中でもご指摘がありましたが、最近では、「新自由主義」が

強まっていて、資本主義を基盤とする発展モデルというのが社会のいろいろな側面で求められていると言われます。それは、文化遺産の領域にも間違いなく押し寄せていて、文化遺産をいかに使って経済的な利益を出すかという考えが、社会の中で追求されるようになってきたと思います。ウーゴさんのご発表の中で、「公共財」という概念をうまく強調すれば、「新自由主義」の流れがあっても、文化財の公共性はある程度残せるのではないかというお話がありました。一方で、社会のいろいろな側面におきまして、とりあえずチャンスがあったらうまく収益をあげよという風潮があります。こうした風潮が現実にあると認めた上で、「文化遺産」は「公共財」であって、ある種、「特権的な立場」を維持できると、どうすればうまく主張できるのでしょうか。

【ウーゴ】 ありがとうございます。

簡単にお答えできるご質問ではありませんけれども、ここで私が申し上げたいのは、「公共財」が「水」や「牧草地」、伝統的なコミュニティが普通に共有してきたものと同じような扱いにするということです。コミュニティにとって特別な存在というより、無理なく自然に寄り添うような存在が、実際に社会に浸透し、効率よく利用される「遺産」なのではないかという考えになります。

では、具体的にどのように実現できるのかということですが、地域には何らかのかたちでこういった自ずと必要なものが常にあったはずで、おそらくは社会の中で当たり前前に利用されてきたはずなのです。ですから、保存とか発達だとかそういう新しい創造の意識ではなくて、社会の中で、コミュニティに直接寄り添い不可欠な存在となりえている「遺産」を、自分たちがどのように利用してきたか、運営してきたか、伝統的にどういう仕組みで、どういう体制で運営してきたのかを再検証するように振り返れば、わりと有意義な答えが見つかるのではないかと思います。

【松田】 そのこととも少し関連するのですが、けれども、「文化遺産」を「経済発展」に使う、あるいは「社会発展」、あるいは「人為的発展」に使うということでしたけれども、この先の「文化遺産」あるいは「遺跡」の活用方法を考えたときに、「経済的な利益を生まないような活用」というのは考え得るものなのでしょうか。持続可能なものとして、経済的な利益は生じないが、これは十分に持続可能な活用方法であるというのは考えられるのでしょうか。

これは、先ほどの平澤さんのお話の中で出てきた、マヤのことでいかにお金を費やしているかという点にも関連します。石村さんのお話の中でも、観光、ツーリズム



を使って、マス・ツーリズムではないものの、持続可能なかたちで収益を出すというモデルが言及されました。そうではないモデル、お金を出さないかたちで持続可能というのはあり得るのでしょうか。

【石村】 直接の答えになるかどうか分からないのですが、「公共財」、‘Commons’という概念について、ウーゴさんが、例えば水みたいなものとか、そういうたとえでおっしゃられたと思うのですが、私は‘Commons’と聞いたときに真っ先に思い浮かぶのは、やはり生態学や生態人類学で問題になっている‘Commons’です。

そこで何が問題になっているかということ、いわゆる「共有地の悲劇」という問題です。‘Commons’はだれもが所有していないからこそ、だれもが「入会地」のように利用して、その利用のあり方に制限、コントロールがかかっていないと、資源をダメにしてしまうということもあり得るわけです。

例えば、遺跡に対する「盗掘」というあり方も、ひとつの「遺跡」という「公共財」すなわち‘Commons’を利用したあり方だと思うのですが、これが持続可能でないということは明らかだと思います。

私の議論に引きつけると、やはり「公共財」、すなわち‘Commons’というものをいかに持続的に利用していくかということ、そこにかかわる人たちが、話し合いながら取り決めていく必要があると思います。あるいは暗黙の了解という形もあるかもしれません。多くの場合、資源を守るというのは、暗黙の了解によるという事例が多いのです。例えば、漁業ならば「稚魚は獲らない」とか、そういうことだと思うのですが、そういう知恵を探っていくということが必要なのかなと思います。

【松田】 ありがとうございます。

【平澤】 なかなか、高度な議論についていけない部分もあるのですが、2つお話をしたいと思います。

ひとつは、どことは申し上げませんが、私が伺った話で、ある伝統的な有名な祭りのところで、観



観光がその時期になると訪れるという町で、山車を出しています。ところが、祭りの当日に雨が降ってきて、すると、ずっと年々歳々大事にして守ってきた山車が傷みますから、当然、山車は出さないということになる。観光客の人々が、せっかく来たのだから山車を出してくれということと言うと、それに対して、それを代々護り継いできた人々は、山車は出せないのだという話です。そういう話がひとつ。

それから、『遺跡学研究』の9号で読売新聞の柳林さんも「牛の角突き」や「相馬野馬追」に触れていますし、また東北の東日本大震災が3月に起こって、その年の春の神楽をおさめることができなかったという話もあります。当然、その神楽を支えてきた人々は、自分たちの生活も壊滅的打撃を受けているわけですが、その翌年、1年前におさめられなかったことに対して、やはり納めないといけないのだという一念で、当然、自分たちの生活も再建しなければ納める準備はできないわけですが、それでも頑張っって何とかすると。先ほどの山車のあり方もこの神楽のあり方も、経済的な利益だとかということを超えたところで、何か深遠な「矜持」というものが存在するのを感じさせます。大事なものは、それを実践する人々の「自覚」によっているということです。

ですから、そうすべきだと言って、例えば行政側がひとつの理念を立ててそうやるべきだと言っただけでは、そうはいかないわけです。だとすれば、いまは極端な例ですが、それぞれ例えば、土井さんのお話にも関係すると思いますけれども、何かしらの「愛着」を持って大事にしていきたいという、そういうモーメントもあるわけです。それは、なかなか現実の事例では、いろいろな運営をするのに経費が要るとか、そういうことと切り離せませんが、心情的には、さまざまな場面で、いろいろなかたちをもって、読み取ることはできるのではないかなと、そういうふうに思います。

【関】 いまの平澤さんの話も面白かったのですが、順番



に言いますね。まず「公共財」のかたちを取り上げた石村さんのご指摘は重要だと思います。ただし、持続可能でない例に挙げていただきました「盗掘」については一言言わせてください。じつは「盗掘」をしている人たちは、みんな遺跡の近隣の住民だということです。変な話ですけども、「盗掘」という仕事で食べている、あるいは専門化しているわけです。つまり、彼らはある意味で「遺跡」が一番よく知っている人なのではないかということです。その場合、彼らの知恵自体は、例えば漁獲量を減らさないような建設的な方向ではなく、全く反対の方向に働いているわけです。

だから、地域の知恵の利用については、特にその地域を対象にして調査をしている人たちが、他者として地域住民に何か提言をしていくことが必要だと思います。つまり、メリットの非常に大きい知恵というものであるならば、すんなり導入できるので地域の人たちだけでも処理できるでしょうが、「盗掘」のように否定的なものだった場合、どうするかを考えなければいけません。

そこで、私が発表で提案したのはオルタナティブな考え方です。その知恵を「共同」で制作していく、あらたに創り出していくことはできないだろうかということでした。それにより「公共財」もでき上がってくるだろうというのが私の結論です。確かに普通の「建築」などは、端から土地の中に組み込まれているので「公共財」と言えるのですが、「遺跡」の場合は、それを共有していく知恵を、新たに創り上げていかなければいけない類の「公共財」なのかなと思っています。

それからもうひとつ、松田さんにご質問された、「経済発展がなくても保存できるのか」ですが、それはまさに平澤さんがいまおっしゃった「愛着」に支えられているケースがそれでしょう。昔で言えば「鎮守の森」みたいなものもそうですね。「鎮守の森」は、「文化遺産」でも何でもないし、たしかに神社は国家宗教の中に位置づけられてはいますが、人々がコミュニティの中で支えて



いて、他者の目に触れなくてもうまく守られてきたと言えます。

ただし、現在の社会の中ではおそらくこのコミュニティ自体が壊れているということは、言わざるを得ないと思います。それは、我々のライフスタイルの問題や情報機器の発達など、いろいろな問題が絡んでくるので、一概には言えませんが。

では現在でも何か新しいコミュニティを創れるのか。携帯とかネット、iPhoneなどを介して、「鎮守の森」に代わる何かで新しいものができあがってくるのだとするならば、経済だけが目的ではないようなコミュニティができ上がり、それによって支えられる「文化遺産」が現れる可能性だって否定できないと漠然と感じました。

【松田】 ありがとうございます。

■「遺跡」が無くなったら

【松田】 いまのお話をお聞きして、私が自分の中でずっと疑問に思っていた質問の答えがひょっとしたら見えてくるのでは、と思いました。ということで、ぜひ、この質問をさせていただきたいと思います。

それは過激な議論を展開させることになるかもしれません。この会場にもいらっしゃる小川裕見子さんから私はその議論の存在を教えて頂いたのですが、コーネリアス・ホルトルフ¹⁾という方が少し前に書かれた論文の中で、非常に過激なことを主張されました。

1) Cornelius Holtorf (コーネリウス・ホルトルフ): 考古学者、Linnaeus University (Sewden) 教授。討論の中で取り上げられた主張の典拠は、Holtorf, Cornelius J. 2001. 'Is the Past a Non-renewable Resource?'. In: *Destruction and Conservation of Cultural Property*, ed. R. Layton, P. G. Stone and J. Thomas. London and New York: Routledge, pp. 286-297. なお、ホルトルフ教授は、「真正性に関する奈良文書」に示された遺産の保存に関するアプローチについて今日的視点から再検討するために開催された世界遺産条約40周年姫路会合(2012年11月3-5日、於: 日本城郭研究センター [姫路市])の第2セッション〈遺産と社会的側面〉においても、「社会的真正性: 人々の生活における遺産」を論じている。



彼曰く、「我々は今日、現代社会において多大なエネルギーと時間とお金を費やして遺跡を一生懸命保存しようとしているけれども、よく考えてみたら、遺跡を保存しなくても過去は失われないのだ」と。

確かにそのとおりではないでしょうか。遺跡が壊れてしまった、あるいは遺物が壊れてしまったという話を聞くと、私などは非常にショックを受けるのですが、よく考えてみますと、そうなったとしても、人々は他のモノを介して過去のことを思い出すでしょうし、過去のことと自分のアイデンティティを結びつけるでしょう。なぜ、それにもかかわらず遺跡を一生懸命保存しようとしているのだろうか、ホルトルフさんはそう問いかけたわけです。

そこで、これに対して、「掛け替えの無い『遺跡』が壊れているから保存しなければならない」という反論が出てきます。しかし、それに対してホルトルフさんは、「遺跡が壊れて惜しい、悲しいと言うけれども、たしかに遺跡は開発工事のためにすごい勢いで無くなっているけれども、他方では、遺跡台帳の数とかを見れば明らかに、現代社会ほど、この1世紀ほどの間に遺跡の数が増えた社会はないはずである」と言います。

また、反論が来まして、「でも本物が失われることは、やはりそれはダメではないか」と。本物の遺跡、本物の文化遺産が失われるのはダメではないか、という反論が来るのですけれども、そうするとホルトルフさんは、「いや、本物というものがなくても、人々はやはり、過去というものを失うわけではない。すなわち文化遺産、物とかたちでの文化遺産や遺跡が無くなったとしても、過去は無くならないではないか」という過激な理論を展開します。私自身、それを読んでショックを受けるのですけれども、論理的にこれに反論をすることができないように感じていました。確かに過去はなくなると、つまり、どういうふう、これに対して、この議論に対して反論できるかをずっと考えていたわけです。



先ほど、関先生のお話の中で、「文化遺産」というのは、新たな意味を、社会的な価値を使うことによってつくっていくというご指摘がありました。そういう概念を持ち出せばひょっとしたらこれに反論できるかなと考え始めました。このホルトルフさんの過激な問いかけに対して、皆様でしたらどのようにお答えしますか。あるいはぜひ、この会場の皆様にもお伺いしたいところです。「遺跡が無くなったとしても過去は無くならない」という主張があります。それに対して、我々はどう反論できますでしょうか。

【石村】 では、少し過激なたとえで反論させていただきたいと思います。私は、過去を完全に消すことはできないと思います。例えば人が1人いて、その人の存在を完全に消すとした場合、その人を知っている人を全員殺してしまえばいいわけです。ジェノサイド(民族浄化)というのはまさにそうして起こったのです。過去にかかわるものを全部消してしまうということで、過去を完全に消すことができる。だから、遺跡がなくなると過去がなくなるということはある得るのではないかと思います。

【松田】 なるほど。

そういうお話を聞いて私が思い出したのは、古代ローマにて行われていた「ダムナティオ・メモリアエ」という刑罰です。それは、かつてのローマ皇帝などが、自分たちが帝位に就いていたときに、自分の肖像をいっばいつくらせるのですけれども、自分が亡くなった後に次の時代の皇帝たちが、前の皇帝は悪かった奴だと決めたとき、その名前や記載や肖像の顔を全部そぎ落としました。ある人物に関するモノを消すことによって、その人の存在を消そうとしたのです。モノをなくすことによって、記憶も消えるという発想です。そのことを石村さんのお話を聞いて思い出しました。ただ、先ほど申しましたホルトルフさんはこれに対しても反論を持っています。「確かに物がなくなったとしたら、あるときの時代の人々が持っていた記憶はなくなるかもしれない

けれども、でも別の時代の記憶が残るからいいではないか」という反論をするのです。これに対してはいかがでしょうか。

念のため、申し上げますと、私は別にホルトルフさんの主張に賛成しているわけではありません。彼の問いかけにどう答えられるのかを思案しているのです。

【平澤】 少し話がずれるかもしれませんが、いずれ、私たちが、例えば、「この遺跡を大事にしたい」というときに、そのバックグラウンドにあるストーリーは、歴史的事実をすべてあらわしているわけではないですよ。そこで過去、起こったことを全部は知らないというか、場合によってはいろいろな追加的な情報が備わった文章か何かでいろいろ継ぎ足された結果、その量が膨大になれば、そこで起こった事実と違う事実をもって大事にしているかもしれない。

先ほどの関先生の、自分たちは、ほんとうはその「保存」みたいなことにバツテンを突き付けてもよいような立場の人がそれを大事にしたいという話がありましたけれども、ということは、そういうことを考えると、遺跡自体を、遺跡で起こってきた過去、厳然たる過去を、我々は大事にしているのではなくて、やはり、いま、社会の中であって、私たちが守りたいから守りたいというか、何か自分たちの意味づけの中でそれを守っていこうと思えるということになるのではないかと思います。

そうすると、そういう観点で遺跡の存在を考えたときに、例えばここにある平城宮跡、これは世界でも極めて保存状態がいい埋蔵文化財のひとつだと言えますけれども、それでも、発掘調査をして、いかに非常に高度な検討をしたりとか、いかに労力を費やしたりしても、過去そのものを再現することはできないわけです。

例えば、我々は、すべての遺産においてそうだけれども、そこにいま残された痕跡の中から組み立てて、その内容や価値を解釈していると考えたら、それがほんとうの過去かという問題もあると思うわけです。

そのホルトルフさんの議論でいうところの「過去は失われたい」ということと、私たちが遺跡に付託している「過去」というのが、もしかしたら、論理的に少し違うのかも知れないと思いました。

【ウーゴ】 いまの平澤さんの言葉に付け加えたいと思うのですが、遺跡や遺産の保存と活用の大きな問題は、まさにその遺産の意味合いが常に変化しているということにあるのではないかと思います。私は世界遺産条約ですとか、そういう国際条約の可能性を検討させていただきましたけれども、やはりひとつの限界といいたし、常にアップデートしなければ意味がなくなるもので

はないかと思うわけです。

いま、平澤さんがおっしゃったように、現在、我々はどういう意味をつけるか、与えるか、何を残したいかということで、何か完全に無くしてしまいたいというのことができるわけですし、いまの解釈で何かを選択して、それを活用するというのは、常に、まさにこれが問題ではないかと思います。

【関】 ウーゴさんや平澤さんにまったく同感します。

「過去」が無くなるのではなくて、要するに、「現在の自分」を知る装置が失われるのではないのでしょうか。絶対にその装置で認識しないといけないという意味ではないですが、もし「遺跡」が無くなった場合、いくつかある「装置」の一つを少なくとも失うことになるのだと思います。

こうした装置の中には、人類が発明したり、発見したりしたものがあって、遺跡の他にも、博物館がありますね。現在の社会だったら、iPhoneみたいなものもそうなのかもしれないし、コンピュータがそうかもしれない。ただし、装置は移りゆくものなのかもしれないけれども、だからといってこれまでの装置を捨てる理由にはならないだろうと私は思います。

【石村】 私はハワイの文化を例に挙げたいと思います。ハワイの文化はヨーロッパ人による文化的なジェノサイドによっていったん、ほとんど奪われてしまったのです。フラも禁止されましたし、彼らの神をあらわす像もすべて砕かれました。しかしいま、ハワイの先住民系の人たちは、そういった文化を取り戻そうと努力しているのです。

例えばハワイ語を復活させたり、あるいはフラを復活させたり、さらには彼らが航海に用いたカヌーを復活させてポリネシア中を航海したりといった活動です。ハワイの文化は彼らにとっていったん失われたわけですが、それを取り戻していくという活動自体が彼らの文化的な権利の表明となっているのです。私はそういう文化復興の動きを応援したいと思います。

■「文化遺産」はどれだけ必要なのか

【松田】 どうでしょうか。

「遺跡が無くなっても過去は無くならないではないか」という主張に対して、会場からも何かよい反論があればぜひおっしゃっていただければと思います。どうでしょうか。はい、魚津さん、お願いします。

【魚津】 大手前大学史学研究所の魚津と申します。

いまの松田さんのお話に関連して、最近バンコクで開かれたある学会で聞いたこととお話したいと思います。



シンガポールの方の発表だったのですが、シンガポールで、いま、かなりノスタルジックな発言をするブロガーが増えているそうです。例えば、かつてのマレー半島鉄道の終着駅とか、あるいは中国人墓地とか、そういうものをすごく懐かしむ、60代、70代の人々がブログを一生懸命書いていて、この場所が懐かしいということをアップしているのですけれども、不思議なことに、シンガポールの年寄りの人たちは「残さなあかん」という結論にはほとんど達しないと発表でした。そういった60代、70代のブロガーのほとんどは、華人ということでした。彼ら彼女らは、シンガポールという国は経済発展で動いているという前提も、強烈に支持しています。

日本だったら、即座に保存運動になるかなと思うのですが、そうはならないというのは、とてもおもしろいと思います。結論としては、遺産を、目に見える形で残そうとするにあたってのモチベーションは、国ごとに違うのだという視点は欠かせないのではないかなと思います。日本は、経済と文化とを両立できるのかどうかを議論するにあたって、いろいろな選択肢を持っているので、まず保存という意見も出しやすいのでしょうかけれども、例えば、シンガポールのような経済発展が最優先の国、あるいは民主的な意思決定が容易でない国は、それと違う過程を経なければいけないし、そこでどうしても国レベルでの政治的な問題が生まれます。もし、遺産の位置づけを変えたいのならば、国家の体制自体が変わらざるをえないのかなと思います。

【松田】 ありがとうございます。

ということは、その例では、シンガポールの過ぎ去った過去を懐かしく思う方々というのは、その記憶を残したいけれども、プロセスとして結果的に残せない、経済発展のほうが先に来るから、ということなのですか。残さなくてもよいけれども懐かしい、ということではなく。

【魚津】 それは現時点において、私にははっきりとはわからないのですが、基本的にはいまのフェイズとしては「経済発展」しているという事実は十分知っているとい



うことです。

政府の方針によると、目に見える形で遺産が残らないかもしれない。でも、ブログというネット上の手段で、自分たちの記憶はしっかりと残す。それはすごく切り分けてあるようです。

【松田】 ありがとうございます。

いまのお話を聞いて思い出したのは、文化遺産研究で有名なイギリス人研究者デイヴィッド・ローエンソールさんのことです。この方が1998年に書かれた“The Heritage Crusade”『文化遺産十字軍』という本の中で、彼は「文化遺産」をチクリと批判的しながらも、最終的には「文化遺産は必要である」ということを述べています²⁾。

ローエンソールさんは、文化遺産の原点として、個々人が自分の人生において大切にしたいと思う記憶にまつわるものを残そうという願望があって、それはある意味で個人のヘリテージだといっています。当然、現実にはすべてのものは残せませんので、ある程度の選択が行われます。

そして、これがもう少し社会化されたのが、家や家族に関するヘリテージです。我々は家族の記憶の中で大切にしたいと思うものに関するものを残そうとします。やはりすべてのものは残せませんので、選択を行います。そして、次に地域コミュニティも同じことをし、国家も同じことをします。この段階ではもはや文化遺産となっています。そして最終的には「世界遺産」という究極的な

概念ができていて、とローエンソールさんは仰います。

このことを踏まえて、先ほどウーゴさんがおっしゃいました、「我々が何を遺産と見做すか」の問題を考えますと、その判断はそれぞれの時代によって常に変わっている、というのはまさにそのとおりだと思います。

であるとすれば、例えば文化財指定、あるいは世界遺産登録を受けたもののリストなどが長くなっていく一方で、減るということが基本的には考えられていない状態はやや不自然だと思うわけです。と言いますのも、自然なサイクルから見たら、——また過激なことを申し上げますけれども——、本来は「捨てるもの」と「残すもの」の両方を決めていくわけですが、「指定」というリストに関して限って言いますと、基本的に「残すもの」ばかりが増えていき、減ることは想定されていない。一度リストに載ったものの価値が10年後か、20年後かに劇的に減ったとしても、それは基本的に残すという前提で事が進んでいるかと思うのですけれども、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

世界遺産リストに登録されたものは、たしか現在の段階で962件ありまして、1,000を超えたらユネスコはさすがに何とかせねばならないと思っています。実際にユネスコは現在、いかにして世界遺産登録を制限していくかを一生懸命考えています。この状態もいびつと言えいびつですし、世界遺産条約の本来の趣旨から変わってきていると言えるわけですが、「遺産」あるいは「遺跡」というものは、基本的に一度登録されたものは解除されるべきではなくて、増えていく一方なのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

【ウーゴ】 ユネスコの中でもいろいろな意見がありますが、昨年だったでしょうか、過去に或る価値が認められて登録された遺産が、現在はまた別の価値があるのではないかとされています。登録解除や登録数制限とはまったく異なる問題ですが、登録済みの遺産に対してまったく新しい価値、まったく別の側面、現在ならではの解釈が見つけれられたわけです。本来であれば再登録が筋です。価値観の変化に応じて、新しい解釈で再登録すべきですが、実際にはそうすることはないわけです。

しかし、ほんとうに遺産のことを考えている人、日々研究を進めている人、あるいは遺産に深く関係する人は、新規登録のみに関心を寄せるのではなく、登録済みのものについても新しい側面で捉える面白さを伝えたいのではないかと思います。

【石村】 たしかに遺産は際限なく増えていく傾向にありますが、いっぽうで世界の中では、「文化の多様性」が減っていく傾向にあるほうが深刻な問題であると思います。

2) David Lowenthal (デイヴィッド・ローエンソール): 地理学者、University College London名誉教授。ここに取り上げられた『文化遺産十字軍』は、Lowenthal, David. 1998. *The Heritage Crusade and the Spoils of History*. Cambridge and New York: Cambridge University Press. ちなみに、ローエンソール教授は、1994年に奈良で開催された〈真正性に関する奈良会議〉Nara Conference on Authenticity in the relation to the World Heritage Convention (1994年11月1-6日)にも出席され、'Managing the Flux of Authenticity'の論考を提示している。(UNESCO World Heritage Centre, Agency for Cultural Affairs(Japan), ICCROM, ICOMOS. 1995. *Nara Conference on Authenticity*, PROCEEDINGS, pp.369-370)



グローバリゼーションが進んだら、かなり均質な空間が広がっていくということは、日本の地方の現状を見ただけならばよくわかるかと思います。「多様性」が失われた均質な状態というのは、システム的には危険な状態で、例えて言うなら「ガン化」が進行しているといえます。ある破局的なイベントに対してシステムが柔軟に対応できず、全滅にいたる危険性があるからです。

それが非常に危険なことであるということは多分、無意識にでも広く認識されていると思います。グローバリゼーションが進んでいくことによって生じる「多様性の喪失」に対して、それを担保するかたちで、「過去」あるいはその文化の「遺産」が増えていくということは、あながち否定的なことではないと考えます。

■社会的な記憶としての「遺跡」・「遺産」

【松田】 平澤さん、あるいは、関先生はいかがでしょう。

【平澤】 あまり適切な話ができないと思いますけれども、例えば、先ほどの話で、歴史的に言っても、だいたい、私たちがこれを大事にしようなどという、少し大きな国レベルの運動だとか国際的な運動が展開されて来たのは、せいぜい1世紀半とか2世紀ぐらいですよ。

例えば、日本の史跡名勝天然記念物の保存というのは、法律の制度的には90年、それから、それをきちんと取り組んでいこうとって《史跡名勝天然記念物保存協会》が設立されたのが100年前、こういう時間的スケールです。一方、日本の歴史を考えても2,000年とかそういうオーダーにあるわけですから、ごくごく最近、我々はこのパラダイムに立ち至っているわけです。そうすると100年後、我々がどう考えているのかはよくわからないというのがひとつあると思うわけです。

それから、例えば史跡名勝天然記念物の保存の初期の段階で、法律が大正8年（1919）にできて、翌大正9年から施行されましたけれども、そうそうしないうちに関東大震災が起こるわけです。そこで、重ねて宣伝で恐縮

ですけれども、『遺跡学研究』の第9号に、茅ヶ崎市の大村さんに書いていただいている文章がありますけれども、大地震が起こって、いまの茅ヶ崎市のとあるところに、液状化現象によって田んぼの中から柱状の木材がボンボンと出てきたわけです。当時の知見で、いまならば発掘調査なりして検証することになるのでしょうかけれども、東京帝国大学の先生に来てもらって、その先生が言ったのは、「君、吾妻鏡に載っている源頼朝の家臣が、奥さんが亡くなった供養のために相模川にかけたその橋だよ。」と。それは「旧相模川橋脚」として、大正15年（1925）に史蹟に指定されたわけです³⁾。

その遺跡は、その後、いろいろな変転があって、保存されてきたわけですが、地上に出ている部分の、特に水際のところの木材の腐朽が激しいので、平成13年（2001）ころに茅ヶ崎市の大村さんとその上司の方と関係の方と記念物課に来られて、何とかしたいということで、協議を行いました。今日的なスキームからして、まずはその正体がきちんとわからないといけないので、発掘調査をしようということになりました。我々は、もしそれが橋脚の遺構ではなかったらどうしようかと心配しつつ、少し賭けみたいな面もあったわけですが、結果、それが昔の旧相模川に架けられた橋の杭が液状化現象で出てきたということが検証できたわけです。

そして、その整備を検討するときに、いろいろ議論する中で提案したことがあります。ひとつは「鎌倉時代の橋の遺跡」であると、それが大正13年に指定されたときが一番核となる内容の価値になります。ところが、それが出てきてその東京帝国大学の先生が「これ、君、大事だよ」と言ったら、その地元の人々が保存しようということで、一生懸命に取り組むわけです。看板を立てたりとか、コータールを塗ってみたりとか。それが、発

3) 保存整備の取組に伴って、平成19年（2007）2月6日に指定地域を追加し、平成25年（2013）3月25日には、「地震に伴う顕著な自然現象ではあるが保存が極めて困難な液状化現象をとどめた場所として、極めて重要」との観点から、天然記念物にも指定された。

掘調査をしているときに、その保存しようという活動の痕跡も出土してきたわけです。100年近く前の「遺跡を保存する運動」の記憶でもあるというのが、今日的には将来に受け継ぐべき新しい価値として認識するべきであると考えました。それから、先般、東日本大震災もありましたけれども、日本は災害列島であるということを示すものでもあるということで、その場所で起きた大地震の記憶をも留めている遺跡であるということです。

そうして、そのときにその2つの価値を足したというか、つくったというか、それで、この遺跡は、元の指定のときの価値付けも含めて、そういう3重の意味で貴重であるということ、その整備の検討の際に、改めて強調したわけです。

このようなことから、また、将来、また別の価値も重なってくるかも知れない、また、そのときどきの人々にとって、何を大切にしていこうとするのかは、少なくとも、いまの時点では分からないわけです。

先ほど関先生の言われた「ソーシャルメモリー」みたいなことが、一度、その対象が認知されると、さらに積み重なっていく可能性もあると、そんなことがあるものだと思います。

【関】 いきなり「社会学」の話ですみませんが、「文化遺産」に関して言うならば、有名な思想家ロバートソンの『グローバリゼーション』⁴⁾という本が参考になります。彼はこの本の中で、20世紀は、要するに「郷愁の世紀」であったと言っています。

つまり何かというと、国民国家の成立が世界中で起こり、その中で「ナショナルなもの」を支える思想が求められた。そのときに、やはり自分たちのルーツという過去をどうしても見つめざるを得ない。そうすると、国立博物館を建てるか、あるいはルーツを語ってくれるような遺跡を保護するようになるわけです。

だから、その意味で言うならば、ある種、国家という枠組み、いまや緩やかになったと言われてはいますがけれども、この政治制度がなくならない限りは、郷愁を誘う装置はなくならないと思いますし、増えていく可能性もあると思います。

ただし、一方において、もう少し石村さんの発想をするならば、いまやコミュニティなり、先住民なりが生き残りをかけて、あるいは自分たちのこれまでの虐げら



れたところから何とか這い上がろうと、いろいろな行動に出ています。その「手段」として彼らを選ぶのは、自身が持つ「術」というよりも、既にグローバリゼーションの中で使われていた「道具」であることが多いのです。そうした普遍性のある「道具」を使ったほうが、彼らの主張の有効性がより高くなるからでしょう。

例えば、さきほど出てきたハワイの先住民の運動の中でも、博物館という枠組みを利用したり、遺跡を保存するという欧米的な手段を通して、自身の生業や文化の成り立ちを示したりしているわけです。もちろん、そうした道具を使い始めてみると、彼ら独自の工夫というのも加えられるかもしれませんが。

だから、先ほどの話に戻ると、遺跡なんか無くても過去は語れるなんて言う発言は、考えれば文化を語る装置の「奪取」でしかないのかもしれませんが。利用したいと思っているコミュニティの声を消しかねないような意味にもなるので、コンテキストによっては非常に危険な意見だと思います。

【松田】 ありがとうございます。

会場のほうからはいかがでしょうか。

先ほどの話に出ました「社会的記憶」、それがやはり、今回の研究会の中での大きなポイントのひとつになるかと思っています。

■ 「利益」(benefit) の《はかり方》

【松田】 それでは、「遺跡」あるいは「歴史的建造物」があることによって、どういう影響を現代社会に生きている我々は受けるのだろうか、あるいはどういうメリットがあるのだろうかというのを考えたいと思います。先ほどのお話に出てきた「社会的記憶」は、これまでも遺跡や歴史的建造物との関連で意識されることはあったと思うのですが、具体的にその記憶をどうやって《はかる》ことができるのだろうか、あるいはどのようにして「知る」ことができるのだろうか、ということについて少し

4) Roland Robertson (ローランド・ロバートソン): 宗教社会学者、University of Aberdeen (Scotland) 教授。ここに取り上げられた『グローバリゼーション』は、Robertson, Roland. 1992. Globalization: Social Theory and Global Culture. Sage. なお、訳本として『グローバリゼーション: 地球文化の社会学理論』(阿部美哉訳、東京大学出版会、1997)がある。

考えてみたいと思います。

その方法論に関しては、まだまだ研究されていないような領域だと思いますけれども、「遺跡」あるいは「歴史的建造物」があることによって何らかの「利益」(benefit)があると、我々は皆信じていると思います。その利益について「クオリティー・オブ・ライフ」という言葉を使ってウーゴさんは説明されました。そういう「利益」の《はかり方》、つまり、遺跡や遺産があることによって我々の「社会的記憶」がより豊かなものになった、あるいは我々の「クオリティー・オブ・ライフ」が高くなったことを具体的に示すためには、どのような方法論があるのでしょうか。これから「文化遺産」、「遺産」、「遺跡」にかかわる人はこの問いに何らかのかたちで答えなければ、保護活動のための社会的支援を受けられないと思うのですが、この問いに関して皆様はいかが考えていらっしゃるでしょうか。

どのようにして「遺産」、「遺跡」があることのメリットというのを《はかる》ことができるのでしょうか。難しい質問と思いますが、いかがでしょうか。

遺産や遺跡が無くなったときのショックを言葉にすることはできるかもしれませんが、基本的にずっとあるままの遺産や遺跡の利益はどのように説明できるのでしょうか。

【石村】 直接の回答になるかどうかわからないのですが、いま、日本でも各地で「地元の遺産」を《つくる》動きが活発に出てきていて、例えば、奄美群島だったら「奄美遺産」、北海道だったら「北海道遺産」というものがそれぞれ提唱されています。実はそれは、近年文化庁が推進してきた「歴史文化基本構想」とリンクする動きでもあるわけです。

いまもそうした文化が地域に深く根づいているから、「自分たちの遺産」というものを《つくっていく》という自発的な動きになっていると思うのです。いままでの日本は残念ながら、「文化遺産」というものを《認定する》のはやはり文化庁などの「お上」だったわけです。ユネスコの「世界遺産」という枠組みにおいても「地元を大事に下さい」ということが強調されるのですが、地元がいくら地元の遺産を「世界遺産」にしようと思っても、それはできないのです。なぜなら「世界遺産」は、条約の締約国の政府が世界遺産委員会に対してそれを推薦するという手続きを経ないといけないからです。その意味で、「世界遺産」という枠組みも、やはり「上から」のものなのです。

ただ、外国だと「ナショナルトラスト」のようなかたちで取り組む「地域の遺産」という考え方もあって、日本で



はこれまでなかなかそういうものが根付いて来なかったのですけれども、最近では、土井さんのご発表にもあったように、そういう動きがいろいろ出てきています。

そうしたことから、私は、地域が主体となって「新しい価値」を《発見していく》ということは可能ではないかという期待を持っています。

【松田】 ありがとうございます。

どうでしょうか。会場からも意見があればお伺いしたいと思います。

ウーゴさん、お願いいたします。

【ウーゴ】 いま、石村さんがおっしゃられたこと、「地元の遺産づくり」、それから「文化の多様性」ということを私なりに考えますと、「遺産」を《自由に解釈できる》こと、《自由な価値づけができる》こと、《自分なりの解釈ができる》こと、そういう「自由度」がいま求められているのではないかなと思います。

先ほど、関先生がおっしゃった「研究者のみが語るのではなくて」、ということとも関連すると思うのですが、「文化の多様性」は、例えば、日本人だったらこういう遺産を持っていて、それはこんなふうには日本文化を代表していて、韓国の文化遺産とはこういうふうには異なるという意味の「文化の多様性」ではないと思うのです。実際にはもっとリアルな人々のレベル、個人レベルに近い。だからこそ、さまざまな地域で、「多様性」を積極的に評価して、お上が《守る》というよりも、一人一人が愛着を持って《利用》していくべき、となるのかなと思います。

【関】 まったく同感です。

だから、「社会的記憶」の《組み込み方》の「方法論」という、その方法は、私は非常に個別的であると思うのですが、それが組み込まれたかどうかの成果はどう見極めるのかといった問題であると考えます。

「開発」という場合に、必ず問われるのは「成果」ですね。しかし、そのところについては、いつもごまか

しています。というのは、そのことをセッカチにした場合、それを何か「効果」を《はかる》ということで、別の尺度に置きかえなくてはいけなくなりますよね。それは「収入」であるとか、あるいはやっても「意識調査」とかになるわけですけども、組み込まれたこと自体はいかに《はかる》ことができるのか、非常に難しい問題です。到底、単純ではないと思います。

しかしながら、「説明責任」はあるという非常に複雑な問題で、全然答えになっていませんけれども、日々、そういうふう悩んでいるところです。

【松田】 まさに私も同感です。

ウーゴさんの話の中でも、「公共財」があることによって、そしてそれが「遺産」あるいは「遺跡」であることによって、例えば「結束の強いコミュニティ」が生まれるかもしれないというご指摘がありました。それは具体的にどういうコミュニティかという、と、「住みやすい」あるいは「犯罪が少ない」というような例を出されていました。「犯罪が少ない」ということは確かに《はかれる》かもしれません。では、「住みやすい」というのはどうやって《はかる》のかというのは、なかなか難しい問題だと思います。

とは言え、ある場所が住みやすいか住みやすくないかは、感覚としては何となくわかるような気がしますので、公共財としての遺産が住みやすさにどう貢献するかの「指標」を、研究者がこれから編み出していくことが必要なのでしょう。「遺産」あるいは「遺跡」が「パブリック」、「市民」にとって持つ意味、「価値」あるいはその「クオリティー」、「質」というのを、言葉でもって表現して指標化する、言語化してはかっていくという、そのための方法論というのは、この先も探求されるべきものかもしれません。

平澤さん、いかがでしょうか。

【平澤】 いまの議論も聞きながら漠然と思ったのですが、この研究集会のテーマである「マネジメント」ということを、そういうことを考えていくために今回、こういうテーマを設定したわけですけども、先ほどの関先生のご講演の中に、クントゥル・ワシの博物館の運営の話がありましたよね。そのときに、それをどうやって《はかる》のかという、松田さんの極めて難解な、今世紀中に解けるかどうかかわからない難しい問題みたいな感じなのですが、ひとつの《はかり方》としては、その「マネジメント」がどれだけ「安定して継続する」のか、そういう見方はあると思いました。

例えば、先ほどのクントゥル・ワシの例で言えば、具体的な「マネジメント」の「システム」とか「体制」の

「安定性」というのは、個別の事項をきちんと経時的に説明していくことで、それがいかに、「安定」に向かっているのか、将来、「発展」に向かっているのか、あるいは、例えばその「マネジメント」にかかわっている人間が人数的に増えているとか、活動のプロジェクトの数が増えているとかという「数字」であらわすようなことができるのではないかと。

「数字」で表現することが「わかりやすい」ものと、ここしばらく、されていますけれども、そのこと自体は日本において転換していかなければいけないと思いつつも、だけど、もしそういう「数字」であらわすとすれば、やはりそういうこともひとつの方法かもしれないと思うわけです。

それから、いかに「安定的に問題を生じずに」やっているのかとか、ほかの活動に「影響を与えている」のか、悪い影響を与えているか、良い影響を与えているか、まったく与えていないのかとか、いくつかそういう「評価」のモデルは、その「マネジメント」をどう安定的に進めているか、発展的に進めているかということで、もしかしたら記述できるのかなということを、いま、少し思いました。

【ウーゴ】 「社会的記憶」を《はかる》ことが大変難しいということは、おっしゃるとおりなのですが、先ほど紹介したカルバーシティでは、人口が全体的に増えたとか、どれぐらい人が移り住んだとか、就職先が増えたとか、というレベルで数値化はされており、また、いま、平澤さんがおっしゃったことと言えば、住民による活動の数が増えたとかいう具体的な数字は示されています。ここに数値化される人々はその場所を住みやすいとする指標と捉えることはできます。あるいは、遺産を含め、その地域全体、環境そのものに対する愛着の度合い、もしくは、指標と捉えてよいのかもしれない。

【松田】 地域に対する「愛着」ということですよ。

ウーゴさんの話や関先生の話にもありましたが、「新自由主義経済」ということで、あらゆる側面で「費用対効果」が求められる「時代」になっていると思います。

その中で「遺産」、「遺跡」を守っていこうとしましたら、当然、それを《まもる》ことによってどういうメリットがあるかということを示さないといけないうわけでして、その探求は、私は傍目から見ていまして、その「方法論」というのがまだまだ確立されていなくて、それはひょっとしたら永遠に、完全には確立し切れないものかもしれませんけれども、この領域というのは、もっともっと力を注がれるべきところに思えます。

【平澤】 少し補足で、いまの関先生の話でさらっとおっ

しゃいましたが、「個別の方法論は別としても」というところに、私は注目したいと思います。

何か最近はいろいろな「基準」をつくるのが世の中に蔓延していると思いますが、その「やり方」そのものも、そのコミュニティなりその遺産をめぐるステークホルダーの中で形成されるべき「文化」だと思うので、その辺の「多様性」ということが全体としては保たれないといけないのではないかと考えます。

ですから、例えばいま、それは難しいですが、そういった方面の研究がもっと進んでいけば、ひとつのモデルの答えが出てくるように考えるというのはあまり適切ではないかなと思います。少し補足ですけれども。

【松田】 「方法論」すら「多様」であるべきであるということですね。

■「文化財」と「文化遺産」

【松田】 会場のほうから、この点に関してご質問があれば。

はい、ぜひ、お願いいたします。

【山浦】 北海道大学の大学院で、修士課程におります山浦と申します。

皆さん、ほとんど専門家の方だと思うのですが、私、素人で、一般市民というかたちで、あくまでいま、学んでいるということで参加させていただきました。

いま、いろいろお話を伺って感想ということにもなるのですけれども、まず、「文化遺産」と「遺跡」に関しては、先ほど、石村さんもおっしゃられましたように、地域地域でだいたい取組が進んでいるのではないかなと、私自身は感じています。それで、やはり私の目からすれば、専門家の方も市民の目線に、その辺がやはり非常に大事なことなのではないかと強く思っています。

先ほど、石村さんがおっしゃいましたように、地方で言えば太宰府市などはかなり進んで取組を進めていますし、その中で、これからは専門家の方にもお聞きしたいのですけれども、例えば、「文化財」と「文化遺産」の伝え方、だいたいの方は同じように使っていますけれども、この辺の概念をそろそろ分けて使っていいものではないかなとも思っています。

それからあと、地域の取組であれば、松田さんの本にも紹介がありましたような、名古屋の見晴台遺跡の市民発掘ですとか、地域地域でそれぞれ独自の取組を進めているところもありますし、それをマネすればいいとか、そういうことではないのですけれども、やはり、いろいろなところがいろいろなことをやっているのだなというのを非常に感じております。今回、このテーマというこ



とで、これからとても良い方向に行くのではないかなと思っっています。

あまりまとまりのない話ですみません。

【松田】 とんでもない、ありがとうございます。

「専門家」と「一般市民」とおっしゃいましたけれども、ある意味では我々も「一般市民」でありますので、我々も「いち」ステークホルダーというようなかたちで参加させていただいております。貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにも感想、コメント等ありましたら、ぜひ、いつでもおっしゃってください。

【平澤】 いまのお話の中で、例えば「文化財」とか「文化遺産」という言葉の使い分けという話が出ましたけれども、例えば、ユネスコが採択してきた「条約」や「勧告」で言う‘Cultural Property’とうことは、その「条約」や「勧告」限定でそういう定義をしたという表現がされています。要は、法制上のストラクチャーとして定義をして、その「条約」や「勧告」では、それ以外の意味には使わないということとして示されています。例えば、そういうものをいっぱい集めてきて、それらを整理・統合しようとしても、それはなかなかひとつにならないですね。

前回の研究集会〈自然的文化財のマネジメント〉という中でも、例えば、記念物課から来ていただいた天然記念物部門の主任文化財調査官の桂さんが、「自然と文化って言っているけれども、『文化財』という中に、すべて入っているではないか」ということをおっしゃっています。「文化財」といって、「文化」の「財」みたいに、英語でも‘Cultural Property’とか、韓国語でも文化の財とか書いたりしますけれども、「文化財」というそのことと「文化」ということが、あまりにも語感的に頭の中のイメージがくっついてしまっているので、そこところがややこしいのですけれども、時代的には後に生まれてきた、いろいろ言われてきた「概念」というところは、もとのところに全部おさまるような話ではないケースも

あって、いろいろなケースがあるわけですから、あまりその集合を示す言葉に拘ることは適切ではというふうに思います。それは、それを「文化財」と呼んだり、「遺産」と呼んだり、「文化遺産」と呼んだりということは、いろいろとあると思うのですけれども、やはり個別の具体的な、「残したい」といっても、「保護する」といっても、例えば「遺跡」と我々が一括しているものの中でも、「残し方」っていろいろ違うわけです。地域の状況とか遺跡のもともとのストラクチャーとか立地だとか、その後、災害なども受けていたりなんかして、違うわけです。だから、あまりそここのところに拘るといえば、何かラベルがついたところに仲間入りをさせていくということになりかねない。

つまり、個別の実態とずれてくる危険があると思うわけです。先ほどの松田さんの話から、そういう、どんどん増えていったらどうなるのかという議論は当然あるわけですが、それは例えば、おおかた、財政的、それから、体制的な問題から、「世界遺産」の議論で出てくるわけで、世界遺産センターが十分な人員と予算とに裏付けられた体制を確保できれば、松浦さんが言うように、千でも2千でも1万でも、適切に管理できるということになるわけです。しかし、いまの「世界遺産」の場合、それがもう500件ぐらいのときから悲鳴を上げ始めて、いろいろな、「グローバルストラテジー」とか、「定期報告」とか、いろいろな枠組みを入れて、何とか負担を軽くしようとしてやってくるという、それが数の問題で出てきますけれども。

【関】 私あまり言葉にこだわるのは好きではないので、用語の統一に関しても興味はないのですが、一方において、使われる「コンテキスト」というものには興味があります。いまや「文化財」から「文化遺産」のほうに人気に移ろうとしています、実は私たちの国立民族学博物館では、6年前に「文化資源研究センター」をつくりました。「文化資源学」というのが東大の文学部にもございますけれども、「資源」という用語が新たに出てきて、自治体によってはこれを使い始めています。

こういう「現象」を見ることは、おもしろいと思うの

です。いったいこうした言葉を使ったり変えたりすることで、何を求めているのかを考えるのが好きです。

たとえば「財」というのは、歴史的な背景から言えば、「お国」が「指定」してきたというところがある。それに対して、「遺産」は、「継承」というものに注目してきたと一般的に言われています。では「資源」とは何を指すのかということになってきます。

「資源」とは開発する側もされる側もフラットになって「自由」になるようなイメージでとらえることができると私たちの機関の人類学者は思っています。先ほど言ったように、「コミュニティ」とか「先住民」も、「国」に代わって文化の「開発」ができる、「文化」を利用するという「権利」がある、ということを示すためには、おそらく「資源」という言葉がいいだろうと考えたわけです。

そういうふうなかたちで、用語の統一性よりも、「使われ方」に対して興味を持つと、「文化」に対する私たちの認識が時代的にどう変わってきたのかとかが明らかになり、おもしろいと思います。

【松田】 ありがとうございます。

いまの平澤さんと関先生のお話を聞いていて思いましたことは、私の明日の発表は朝一なのですけれども、ここでは「文化財」と「文化遺産」は違う、ということをお述べしますので、ただいまのご指摘はその主張を否定するもので少し辛いところなのですが、いただいたご意見も承りつつ、明日、頑張ってお話しさせていただきたい、と覚悟を新たにいたしました。

まだまだ、討論を重ねてまいりたいところですが、時間がいっぱいとおつておりますし、明日の討論でもさらに刺激的な意見交換がされると思いますので、本日のミニ討論、これで終了させていただきたいと思います。

先生方、ありがとうございます。

【青木】 松田先生、ありがとうございます。先生方、ありがとうございます。

もう一度、会場のほうの皆さんのほうから、拍手をお願いしたいと思います。(拍手)



(3) 講演・報告概要 (2012年12月22日)

【青木】 昨日・今日と、7つのご講演・ご報告等をいただきましたので、少々時間が押しておりますが、ここで私から、かいつまんで要点を申し上げたく存じます。

昨日は、基調講演といたしまして、関雄二先生から、〈遺跡〉と〈コミュニティ〉との関係ということで、関先生がフィールドとしておられるラテンアメリカの事例を中心に上げて、お話しいただきました。このコミュニティの経緯ですとか、それを取り巻くいろいろな状況などについて、社会、政治、経済など、さまざまな観点から論じていただきました。海外の事例ということで、ご参加いただいた皆さまに、なかなかなじみのない、想像のしにくい部分もあったかと思いますが、日本で普通に〈当然〉と思われることが当然ではないという中で、逆にそういう意味では根本的な問題を考える上で格好の話題、的確な論点をお示しいただけたと思います。

続きまして、ウーゴ先生からは、歴史的建造物の公共性についてご講演いただきました。〈公共財〉、〈公共性〉、そういったことに対する分かり易いご解説をいただきまして、その後、特に歴史的建造物の保護という立場から、ヨーロッパの事例を中心に、成り立ち等について論じていただきました。

そして、奈良文化財研究所の石村さんからは、ミクロネシア連邦におけるナン・マドール遺跡の事例ということで、〈コミュニティ〉あるいは〈地域住民〉についてお話しいただきました、一言に〈コミュニティ〉といっても、その中にもまた、さまざまな立場の方がいて、さまざまな利害関係がある。そうした状況の下、ナン・マドール遺跡の世界遺産登録へ向けての取組の中で、プラスの面、マイナスの面、さまざまな側面があり、それらを踏まえつつ、持続可能な文化遺産保護の仕組みを構築する試みについてお話しいただきました。

昨日の討論は、これらの講演を踏まえまして、松田先生に座長をお務めいただきまして、《遺跡、遺産におけるパブリック概念》ということを中心に、思想、概念、考え方を中心にご議論いただきました。

2日目になりまして、本日の基調講演は、松田先生からは、〈パブリック・アーケオロジー〉の用語の説明等を基点としてお話しいただきました。

そして、遺跡に接する人々の〈観点〉や〈立場〉の違いで、遺跡の〈解釈〉の違いがあることについて、イタリア・ナポリ近郊のソンマ・ヴェスヴィアーナでの取組事例を取り上げていただきました。松田先生のご専門である考古学の立場から、さまざまな対応の方法の多様

性、あるいは、対応されたことに関する解釈などをご紹介いただきました。〈遺跡〉に対する〈コミュニティ〉とさまざまな関わり方、そういったことの可能性なども含めて論じていただきました。

続きまして、張先生からは、パブリックの意味するものの、心というものは、人によって、あるいは見方、立場等によって異なっているということで、例えば、関先生であれば人類学の観点から、ウーゴ先生であれば建造物保護の観点から、松田先生のほうからは、パブリック・アーケオロジーという観点からということで、考古学的遺跡の場合、発掘されたものですからそこに住み続けている方というのはいらっしやらないわけで、それとは異なる観点から、張先生は生きている都市といった観点から、実際にそこに暮らしている人々の生活と一体となっていて、そういう場合、暮らしながら文化財を生かすということに関して、専門家がどのように対応していくべきかといったという観点も含めて、その中で生じているさまざまな問題点についてもお話しいただきました。

そして、岡田先生には、近代の土木遺跡を中心に、公共性の意味、その公共性がどのようにでき上がっていくのか、どのように公共性を持つようになるのかという話をいただきました。土木遺跡については、本来の〈機能〉というのがあるわけですから、その機能とは別の価値、別の意味が、その地域の人を中心に見出されていく、その過程、どのようにして、そういう意味合いを持たされる、持つようになるのかといったことに対してさまざまな事例をもとにお話しいただきました。

最後に、土井先生からは、行政でもその地域住民でもない日本ナショナルトラストの活動について、歴史、活動についてご紹介いただきまして、それから、東日本大震災の折の被災された遺産の復興支援ということで、さまざまな事例をご紹介いただきました。

日本ナショナルトラストがさまざまな遺産登録と築いてきたさまざまなかかわり方ということで、先ほども申し上げましたが、地元住民でも地元外住民でもない、行政でもない、大学でもない。そういう立場であるがゆえに、地元住民とも地元外住民とも行政とも大学とも手を取りながら協力しながらやっていっておられるご様子、まさに、プロジェクトを共有すること、それを実践されていっておられる事例だったと思います。

以上で、昨日と本日の午前中のご講演の要約とさせていただきます。

この後の予定ですけれども、午後の部は予定どおり14時開始ということで、1時間15分ほど休憩をとっていただきたいと思います。

(4) 討論b (2012年12月22日)

【青木】 時間になりましたので、午後の部を開始したいと思います。午後は討論として、『パブリックな存在としての遺跡・遺産のマネジメント』ということで、座長は奈良文化財研究所、平澤毅が務めます。

では、ここからは座長に交代いたします。

【平澤】 ありがとうございます。

この研究集会、2日目の討論では、参加人数が減るのが、だいたいいつものパターンですが、今回はだいぶ多くの方が残っていただけたのではないかと思います。少し冒頭、私から補足を申し上げたいと思います。

■冒頭補足・所感

【平澤】 今回の研究集会のテーマは、『パブリックな存在としての遺跡・遺産』という、このタイトルに謳ったその心を、もう少し別の言い方で話したいと思います。この〈パブリック〉という言葉日本語でどうするかということも考えてみましたが、これがいわゆる「公共」という言葉に相当するかどうか、ということとでなかなか難しいのではないかと話、ウーゴさんからも松田さんからもいただきました。この〈パブリック〉ということに込めている、企画者である私の思いとしては、あらゆる人々の交渉になる、そういう「遺跡」、「遺産」ということを考えたいということです。

それは、2年前に開いた《地域における遺跡の総合的マネジメント》の中で、いろいろな〈ステークホルダー〉の存在がかなり明確に打ち出されて、そのことを相当議論したわけですが、そういう〈ステークホルダー〉ということを考えてときに、それを交渉テーブルの相手方とか、いろいろな協働するカウンターパートとして捉えたときに、どういうふうな括りをするかという、そういう意味で〈パブリック〉という言葉が片仮名で使うことにいたしました。日本語で言う「公」とか「公共」という言葉には、松田さんの本日のご講演の中であったように、「お上」ということを印象づけるような傾向が強いのではないかとこともあります。

それから、これは、遺跡整理研究室で主催してきた前回のシリーズ、『遺跡整備・活用研究集会』での検討を受けてということで、「遺跡」ということを組み入れました。例えば、多少でもそのことについて研究をされたり、いろいろな先生方の本を読まれたりしてきた方の中には、「遺跡」は「遺構」と「遺物」から成っているという、そういうふうな理解があると思います。そこで「遺跡」という言葉だけにした場合には、なにか物質的な存



在が強調されるように感じましたので、もう少し「地域」及びその「住民」のほか、さまざまな〈ステークホルダー〉との関係に焦点を当てる意味もあり、また、近年、「遺跡」そのものも「遺跡」のみで考えるのでは十分ではないという雰囲気醸成されてきたことを受けつつ、「遺産」を併記してタイトルに加えたということでもあります。

昨日の私の冒頭の趣旨説明では、少し興奮しながら、マヤの暦の話をしたところ、こうして地球は無事に滅亡しなかったわけですが、あそこでお伝えしなかったのは、「遺跡」や「遺産」、もしくはそれらを情報源とした諸事については、客観、冷静な判断とは或る意味、まったく無関係な反応が展開されることがあるということです。昨日のマヤの暦の話では、特に「人類滅亡」ということに対して、いろいろな遺跡とかいろいろな山とか、そこは助かる場所だとか、いろいろなことを思っただけで行動する人々がいて、さらには、その期日が過ぎて、察知された重大な危機を無事に過ごした場合には無用の長物となるような、ああいうシェルターみたいなものに極めて多額の資金を注ぎ込んで買い求めるとか、その予約に殺到するとかということがあったわけです。これは、「滅亡」という極めて我々にインパクトを及ぼすこと、そういう集団的な〈解釈〉がもたらした、いろいろな人々のさまざまな反応で、極端な例として非常にわかりやすく、そういう現象が顕著に例示されたものと考えます。

ところが、ふだん過ごしている中では見えない同様のことが、「遺跡」、「遺産」にもあるのではないかと考えられます。なおかつ、昨日は金環日食の話が非常にナゾでしたが、ああいう一見関係ないような話も、これは1300年に1回のとんでもないことだというふうなことから、マヤの暦のことから〈解釈〉した「人類滅亡」という話とが結びつけられる。そういうことが、いまの私たちの社会では容易に起きる。「遺跡」も「遺産」も、そういう文脈の社会の中にあるわけですね。いまは、ソーシャルネットワークの関係であつという間に、そういう



情報なり、事情なりが遣り取りされて、そういう認識が予測不能なたちで次々と展開していく。そういうことがあるということでした。

それから、もうひとつ補足しますけども、今回、ご講演、ご報告いただいた事例の多くは海外のことであります。最後のほうに、岡田さんの産業遺産の話や、それから、土井さんのナショナルトラストの関係の話とか、冒頭の「だれのものか、ではなくて、何か」という話も非常にこの研究集会のテーマと深くかかわっていると思うのですが、日本の事例のみであると、我々は結構身近で、皆さんもいろいろご存じなので、その事例の具体的な内容の説明にどうもその意識が向いてしまうのではないかというおそれが私の中にありましたので、あえて皆さんがあまりご存じないようなところで、それぞれのご講演、ご報告の本旨とご自分の問題意識とを、皆さんの中で引き寄せて、いったいこの講演・報告と自分の関係は何かということを考えていただきたい、そういう機会になればと思ったわけです。

少し前置きが長くなりましたけども、その中で、今回、11通ものご質問票をいただきました。いままで、ここ何回か、私はこの研究集会の開催・運営を担当してまいりましたけれども、10通を超える質問票をいただいたのは今回が初めてでして、しかもこれらのご質問にはいろいろ難しい問題を含むものが多くて、そのことを、先ほど短い時間でしたけれども、ここにいらっしゃるパネリストの方々と少しご相談させていただきました。

そういう準備打合せの中で、先ほどはどなたも補足はないというお話でしたが、改めまして、まず冒頭、パネリストの中で何かコメントされたい方はいらっしゃいませんか。きのう、きょうを通じて、あるいはほかの方のご講演、ご報告に対する質問とか。

では、石村さん、お願いします。

【石村】 土井さんご紹介された事例のなかに、震災のために福島教会が解体されたという話がありました。



福島教会はヴォーリズが建てた歴史的建造物で、登録有形文化財だったのですが、その取り壊しに関して実は議論がありました。教会は震災のあった直後の3月下旬に解体されたのですが、どうしてそこまで性急に壊してしまうのか、という批判があり、一部には牧師や教会員に対するいわれなき批判もあったと聞きます。実際には、建物はいつ倒壊してもおかしくない状況でした。教会があるのは市の中心部に近い住宅地の中なのですが、例えば教会が倒壊して周辺の民家を破壊したり、あるいは通行している人をけがさせたりした場合にどういことが起こるかということを考えると、この問題の深刻さがわかるかと思います。事実、いまでも日本ではキリスト教はある意味マイノリティの存在であり、もし教会のせいで一般市民を傷つけてしまって、その時クリスチャンがどういう目で見られるか、という問題まで考えなくてはならないわけです。もちろん解体を批判した人というのも、たぶん教会の建築が好きという人だと思います。しかし教会を失うことで一番悲しんだのは、その教会の牧師であり、教会員の人々であったと思います。

〈地域住民〉とか〈パブリック〉とひとくちに言っても、その中には、やはりいろいろな立場があって、時には利害の対決があったりして、私の発表の中でもそういった実例をご紹介したと思います。そのなかで、自分たちの遺産をやむをえず手放さなければいけないという判断に迫られる局面もあるということです。

こうした困難な状況をどう考えるかということが、ほんとうの意味でパブリックな議論なのかな、というふうにも思ったりします。

【平澤】 ありがとうございます。最初に、また改めて〈パブリック〉ということの取扱いのデリケートな部分に触れていただきました。ほかの方、冒頭はよろしいでしょうか。後で自分がお話しになりたいことの予告でも結構ですけれども。おられない。

そういたしましたら、ご質問全部に十分にお答えでき

るかというのは保証の限りではないですが、いただいた質問をこちらでアレンジしつつ、順番に議論を進めていきたいと思います。

■「遺跡」・「遺産」の〈存在〉と〈愛着〉

ひとつ目は、埼玉県平和資料館の村田さんからいただいたご質問ですけれども、村田さんは本日ご欠席ということで、昨日いただきました。これは、昨日の討論にかかわるご質問ですけれども、「松田先生のご質問にありました『遺跡が失われても過去は失われない』のではないかとありましたが、『遺跡が失われること』で失われるものは、『過去』ではなく『現在』(の価値)なのではないでしょうか。私たちが自己や他者と関わりながら生きていくに当たり、ひとつの大きな価値対象として文化遺産は存在していると思います。」そして、最後に括弧書きで、「(抽象的で済みません)」とありますけれども、これについて、どういたしましょう、まず、松田さんからコメントをいただければと思います。

【松田】 いま、平澤さんからご紹介ありましたけれども、「遺跡が失われても『過去』は失われないかもしれないが、『現在』は失われるのではないか」という鋭いご質問についての私の考えを述べてみたいと思います。

このご質問の最後には、「私たちが自己や他者と関わりながら生きていくに当たり、ひとつの大きな価値対象として文化遺産は存在していると思います」という言葉が添えられています。つまり、質問の中では「遺跡」という言葉と「文化遺産」という言葉が入っていて、両者がほぼ同義で使われています。ただ、私は遺跡イコール文化遺産とは考えておりません。そこで考えました。もしも、その失われる「遺跡」が「文化遺産」として人々に広く認知されていたものであれば、たしかに何か社会的に大切なものが「現在」の中で失われると思います。「文化遺産」である「遺跡」というのは、人々がそこに何らかの〈愛着〉を見出している、あるいは〈アイデンティティ〉のようなものを感じているものです。そのような「文化遺産」である「遺跡」が失われたとしたら、たしかに「現在」において何か重要なものが失われる、と言えると思います。

しかし、仮に失われる「遺跡」が誰も「文化遺産」だと思っていないものであれば、すなわち、専門家以外の人々がそこに何の〈愛着〉も感じていないようなものである場合、それでも、「現在」において社会的に重要な何か失われる、と言えるのでしょうか。

たしかに、何らかの〈見識〉、すなわち〈知識〉が失われる、とは言えなくはないでしょう。しかし、現代に



生きる多くの人々にとって重要な〈アイデンティティ〉のようなものまでも失われるのかとなりますと、おそらく私は失われないと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

「遺跡」を保護しようという取組については、趣旨説明でも申し上げましたけれども、日本では100年余りの歴史を持っています。その中で、「遺跡」そのものに〈愛着〉を持つと、先ほど「文化遺産」と言って〈愛着〉を持つということは、相当程度、普及してきたと思うのですけれども、逆に、100年前とか70～80年前に〈愛着〉を持っていたものが、例えば《史蹟名勝天然紀念物保存法》の規定に基づいて指定されていたとしても、いまは、〈愛着〉が失われているというか、地域の人に聞いてもそれがどこにあるのかすら知らないということもあり得るわけです。ですから、その意味では、昨日の議論とは少し矛盾するかもしれませんが、必ずしも「遺跡」が「遺産」であるかどうかはイコールではないという、そういうことにも関係すると思います。

いまのようなお話に、パネリストの方から、どなたかコメントございますか。

では、張さん、お願いいたします。

【張】 そのことについて、実はいろいろ考えていて、整理を試みたいと思います。ものの存在として、もともと誰も使わないもの、貴重とも思われない場合には、衰えて自然に返っていきます。使われているものは存在する、使われなければ消えていくわけですが、使われていないのだけれども消えていないものももしあれば、おそらくそれは、皆さんの言っている、〈アイデンティティ〉と関連しているのではないかと思います。そういった意味では「遺産」は物質として捉えるものではなく、ひとつの〈象徴的な意味〉として存在して、その〈象徴的な意味〉が求められている場合には、それも存続していくことに繋がるのではないかなと思います。

ですから、いまのお話のとおり、そういったような



〈アイデンティティ〉とか、〈象徴的なもの〉を、専門家などがいろいろ発掘、発見して、それをほんとうに皆さんが認めていただけるのであれば、それもひとつ、〈存在する意味〉がそこにあるのではないかと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

松田さんが追加してコメントしたいということですので、よろしくをお願いします。

【松田】 いま、張先生の話聞いて思い出したのは、岡田さんのご発表の中で出てきた、児童公園の中に残されている「ラジオ塔」のことです。おそらく児童公園の中に〈何げなく〉置いてある「ラジオ塔」のようなものは、人々が〈愛着〉を抱く対象ではないのかもしれませんが、岡田さんのような研究者がそこに〈関わり〉、その価値を語っていくことによって、人々がそこに新たに〈愛着〉を見出すようになる例はあると思います。

ですので、現時点で「遺跡」と言われるものに誰も〈愛着〉を見出していなかったとしても、専門家といわれる考古学者のような方々が働きかけをすることによって、そこで地元の人が〈愛着〉あるいは〈アイデンティティ〉を感じるようになるという〈現象〉はあるのではないかと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

このことは、今回の研究集会の主題でもありますし、〈マネジメント〉の対象である「遺跡」や「遺産」をどう考えるのかということで、とても重要なポイントですが、ほかのパネリストの方は、コメントされなくてもよろしいですか。では、先に進むこととして、村田さんからいただいた質問から展開したい今の議論は、また村田さんにもお伝えいたして、またそこで少しフォローアップできればと思います。

※村田章人さんからの追加コメント

私の質問は、「遺跡が失われても、過去は失われたいのではないか」という松田先生から提供された議論の種について、その場で

感じたことを質問票に記したものです。質問の趣旨は単純で、「遺跡」とは「過去」に関する情報が集積されているものではあるものの、その存在や「遺跡」が持つ様々な価値は、単純に「現在」に属するものであろう、だから、遺跡が失われることで失われるものは「過去」ではなく、「現在」（の価値）なのではないかと思ったのです。討論では、主に遺跡に対する「認知」や愛着の度合いと、地域のアイデンティティとの関わりが討議されましたが、そのことは遺跡の管理・保護にとって重要な論点であると考えます。「活用」という言葉以上に、地域形成、もっと広く言えば、社会の在り様にとって「遺跡」・「遺産」が持つ意味について、改めて考える機会をいただきました。

■ 〈官〉と〈民〉、あるいは、〈公〉

【平澤】 さて、今回の研究集会のテーマである〈パブリック〉ということについて、いただいたご質問をもとに議論していきたいと思いますが、私たち、ここにお集まりの皆さんを含め、「文化遺産」とか「文化財」の〈保護〉の見地から議論をしているわけですが、〈保護〉の〈保護〉が、地域の現在、将来とどのような関係にあるのかという、そういうことをこの議論では基本的認識に立てたいと思います。それは、前回、前々回の研究集会の、ある意味暗黙の結論のひとつでもありますけれども、その地域社会の構成員である住民をはじめ、それぞれの「遺産」にかかわるさまざまな〈ステークホルダー〉がいて、しかも先ほどの松田さんのお話でも非常に如実に表現されていましたが、例えば重要文化財と言ったって、その中にまたさまざまな捉え方があるという、非常に複雑な状態です。そういうものが〈パブリック〉ということと関係するというふうに理解しています。

場合によっては、〈地域住民〉のほとんどが、いわゆる〈保護〉を優先したいと考える、そういう立場に立つ私たちが思うようには「遺跡」・「遺産」を捉えてくれないという、そういうことが、おそらく多くのケースであると思うわけです。場合によっては、自分たちとは何の関係もないものであるとか、むしろその存在すら意識することなく無関心であるという可能性も極めて高いと考えます。「遺跡」・「遺産」が自分たちに属するものではないという意識が〈地域住民〉の多くにある場合、「遺跡」・「遺産」の保護のスキームは、まず〈知ってもらう〉ということから着手することになります。それがどういうふうに受けとめられるかということも、我々は工夫するわけですが、なかなか思うとおりにはいかないケースがあると思います。

そういういろいろな立場がある中で、ひとつ、これは

少し難しいご質問なのですが、きょうも毛利さんは、この会場にいらっやっていますよね。はい。

毛利さんからは、「高松塚古墳を国にゆだねたのは末永先生の国家観によるところが大きいと思われるが、そこからわかるように、日本には、官と民という二元論しかなく、公という考え方はなかったように思われる。壁画の劣化が問題となり遺跡・文化財は、その地域力がかかわって守っていかねばならないことがはっきりし、遺跡・遺産が公のものであることをはっきりさせたと思う。」と、こういうご意見をいただいています。

毛利さんに補足のコメントをいただいて、それで少し私のほうもコメントさせていただき、それでまたパネリストの方々からコメントいただければと思うのですが、まずは、毛利さん、よろしいですか。

【毛利】 補足のコメントといたしますか、考古学にとって、「高松塚古墳の壁画の劣化」の問題と「旧石器遺跡の捏造」の問題というのは非常に大きな問題を投げかけたと思うわけです。そのうちのひとつの高松塚古墳壁画の劣化、そのことに関しては、私がそこに書いているように、まとめるとそういうふうになると思うのですが、日本の歴史の中で、〈官〉と〈民〉という対立があつて、〈公〉というのは、言葉としてはあつたかもしれませんが、現実としたら無かつたと思います。現在の法体系を含めて、〈官〉と〈民〉しかなかつたと思うわけです。

それで、最近になって、新しい〈公共〉とか〈NPO〉とかについて法律をつくって支援していくというふうな政策も出てきたわけですが、法律の体系全体としても、〈官〉と〈民〉しかなかつたのではないかと、霞が関の考え方も、そのとおりではなかつたかと思つています。

もうひとつの例を挙げますと、「世界遺産」の助言機関(Advisory Body)に「イコモス」(ICOMOS)があるわけですが、日本の場合は、石見銀山について、「イコモス」から登録延期(Deferral)の勧告が出されましたが、逆転登録されました。あの後に、私は日本で準備を進めていくときに、「日本イコモス国内委員会」にそれなりの位置づけを与えた——「与える」というのは少し語弊がありますが——ほうが良いのではないかとということで申し上げたのですが、文化庁のほうでは、「いや、イコモスというのは民間の団体で、ほかの民間団体との兼ね合いを考えると、特別扱いはできない」というふうな言い方でした。ところが、平泉の推薦が登録延期(Deferral)の決議を受けた後、これはやはりいろいろ協力してもらわないと、推薦したものはすべて登録できなければいけないということで、「日本イコ



モス国内委員会」に対する位置づけも変わつてきたと思つています。これも、やはり〈官〉と〈公〉というものが、日本の場合は正確な理解が無いというか、それこそ、〈お上〉という認識しかないのが、戦後もずっと続いているのかもしれませんが。現実に関つた2つの例でいくと、いずれも〈官〉と〈公〉の中で、やはり〈官〉しかなかつたのではないかと思つています。

【平澤】 ありがとうございます。

いま、毛利さんからいただいたご意見には非常に重要なことを含んでいると思つています。

ひとつは、お話しいただいた2つのケース、もしくはその他のケースも頭の中におありだと思つていますけれども、〈国〉が責任的立場を持つと、この資料館がある平城宮跡も、1960年代に池田勇人内閣が、閣議決定で〈国〉がきちんとすべて面倒を見ると、そういう決定をされた遺跡のたぐいですが、そのような個別のケースが、やはりいろいろ霞が関の構造の中に組み込まれる中で異質のものとなつていくということがあつると、私は思つています。

一方、国の史跡の中でも、地元の市町村が取り組んでいる事案というのは、その市町村の担当専門職員という方は、まず1人しかいないのが普通で、1人もいないかもしれない。一般行政の職員が担当することもあります。その他の仕事も山ほど兼任しているという中で、毎日その遺跡のそばに行ける立場にあつて、しかもその遺跡の周辺に暮らす人々とも直に、日々、交渉できる立場にあるというので、昭和40年代以降、全国に、国直轄以外の遺跡における個々の取組のほうが圧倒的多数を占める中で違和感というのも増えていると思つています。

それから、もうひとつ私がコメントしたいのは、先ほどの張さんの話とか、昨日のウーゴさんの話にもあるように、〈遺産〉そのものがもともと〈パブリック〉であつたものを、別のシフトで〈パブリック〉としてどう扱うかということと、それから、もともと〈プライベート〉

だったものを、もう持ち切れない、でも無くなってほしくないといういろいろな声があって、こういった〈パブリック〉になっていくというケースと、さらには、もともと〈パブリック〉だったけれども、〈プライベート〉で残しているというのもあるわけです。

だから、そういう意味で言うと、総括的議論の中では、「遺跡」「遺産」と私たちが括っているものの中には、いろいろな状況がある中で、すべてを〈パブリックなもの〉として扱うかどうかという問題も、実はあるのではないかなと思っています。

私からのコメントはこんな感じなのですが、どなたかパネリストの中で反応していただけないでしょうか。

無いですか。土井さんと目が合ったのですが、土井さん、何かあるのではないですか。会場のほうでは、いまの毛利さんのご意見と私のコメントから何か発言したいという方はいらっしゃいますか。

では、松田さん。困ったときの松田さんで。

【松田】いや、困ったときの松田が、実は最終的に土井さんに振るかたちになってしまうかもしれないのですが、毛利さんのご指摘にありました、〈官〉と〈民〉という二元論がずっと占めていて、〈公〉というものが出てこないといけない、というご指摘に私も賛同しておりますので、それに関連すると思うことを述べさせていただきます。

昨日、夜の懇親会の際に、土井さんとおでんをつつきながらお話をさせていただいているとき、「日本においてNPOに対してもう少し税制の優遇措置が図られたら、遺産保護に対する人々の意識は違ってくるのでしょうか」という質問をさせていただきました。なぜこの質問をしたかと申しますと、アメリカやイギリスではNPOに対する「税制上の優遇措置」が強く、個人ないしは団体からの寄附金が公共の利益を増進する団体に直接届きやすくなっていて、したがって、ナショナルトラストのような団体が民間から資金を獲得する仕組みができ上がっているからです。それに対して日本は、最近でこ



そ改善されてきましたけども、まだまだNPOに対する税制上の優遇措置への規制が厳しいです。そういうことが足枷になっているのでしょうか、と土井さんにお尋ねしました。そうしたところ、土井さんからは、「それもあるのですけれども、やはり一般の人々の中に、自分たちで何かをやっていく、という意識が根づかないと変わらないかもしれませんね」というご返答をいただきました。そう伺って私が思いましたのは、〈官〉でも〈民〉でもなく〈公〉がもっと出てくれば、というのはたしかに理想的なのでしょうが、それは逆に言いますと、〈公〉がもっと義務を負うこと、負担を負うということをも意味するのではないかということです。

要するに、「歴史的建造物」「伝統的な町並み」「遺跡」というのは、これまでは何となく〈官〉が自動的に守ってくれるという意識が我々自身の中にもあって、自分たちが自分自身の時間、エネルギー、場合によってはお金を費やして守る、という意識がこれまであまりなかったのではないか、ということでもあります。この人々の意識という根本的な部分が変わらないと、日本の遺産保護の領域において〈公〉の意識は育たないのではないか。それが土井さんのお話で感じたところです。

ということで、司会者でもないのにムチャ振りして申し訳ございませんが、土井さんからコメントをいただければと思います。

【平澤】ありがとうございます。では、土井さん、よろしくお願いします。

【土井】〈官〉と〈民〉の話ですか。

【平澤】いまの松田さんのコメントに関連して、昨日、おでんをつつきながらお話しされたところで、土井さん側のほうでお感じになったことで結構です。

【土井】昨日、松田さんとお話しさせていただいたのは、ナショナルトラストもそうなのですが、とてもよいことだと思うのだけれども、わざわざ自分が、例えば時間を費やしたり、身銭を切ったりしてまでやることとまでは考えていない、という人が残念ながら大半であるということをよく感じます。

それは、「だれかがやってくればよい」、その〈だれか〉というのは〈公〉であることが多い、〈公〉というか〈お上〉というか、〈行政〉がやることが多いのかもしれないのですけれども、でも、そこに例えば要望したり反対運動したりということだけでは、やはりうまくいかないというの、気づき始めているというのはあるのかなと思います。

先ほどの岡田先生の話の中で「タウシュベツ橋梁」の話が出てきました。いま、あれは登録文化財になってい



ますけれども、もちろんあれだけ大規模な土木構造物を修理するというのも大変なことで、だけれども、そこご紹介のあったNPO、友の会が大変活発に活動されています。それを〈行政〉はどうやって応援するかというと、ふるさと納税のかたちで、アーチ橋を修復するための資金の受け皿になって、それを友の会の活動に回していくというようなことが行われたりしている。それぞれの〈役割〉というのは、たぶん二項対立ではなくて、補完し合いながら、お互いの得意なところを生かしていくというようなかたちで、徐々に根づきつつあるかなと思いますし、そういうことに対する〈コーディネーター〉、〈インタープリター〉みたいなかたちの〈役割〉というもの、そもそも肝なかなというふうに思います。

【平澤】 ありがとうございます。

いまのことで私も思ったことがあります。例えば、いろいろな〈役割分担〉の中で、〈国〉が果たすべき〈役割〉が必ずしもいろいろな期待に応えられていないという、これはいろいろ十分ではなかったりもしているので、現状としてあるのはあると思うのです。

いま、松田さんと土井さんのコメントに対して、また毛利さんから一言いただきたいと思いますが、ここでひとつ私から毛利さんにご質問したいのは、ある意味、ではここで言う〈官〉がきちんともっと期待どおり、もしくは期待を超えるような働きをすれば、〈公〉にしなくてもよいという可能性はあるのか、ないのか、そういうことを含めて少しお伺いしたいと思います。

【毛利】 それは、〈官〉とは何か、〈公〉とは何かとかいう問題より、もっと具体的に、「遺跡」をどうするかというレベルのことになってくると思います。それはやはり地域の人々がどうかかわっていけるかというふうなことが大きいと思います。日本の場合、開発で「遺跡」が壊れそうなときに保存運動を起こして、その保存運動に取り組んでいるのは、やはり市民の団体なわけですから、それだけではなくて、研究者の方々が「遺跡」の意味がど

ういうものかというようなことを明らかにされるし、行政の方も、場合によっては、裏で市民団体の人に、ぜひこの遺跡の保存のため取組を進めてくださいとかいうことを伝えるようなかたちでかかわられる方も、現実にはあったわけでありまして、そういうことも含めまして、〈行政〉と〈研究者〉と〈市民の団体〉が、やはりそれぞれの立場から協力し合ってやっていかなければいけないと思います。「遺跡」自体、〈公〉のものだということ、文化財保護法で言えば、「国民共有の財産」かもしれませんが、そういうことが当たり前かどうか、通常行われてきたわけで、それで、〈行政〉では〈国〉とか〈地方公共団体〉がどうかたちでかかわっていくのかに関しては、地方分権の建前はありますが、現実には、財政事情もあるでしょうし、そのときの地方公共団体の首長の考え方によるところも大きいと思います。

都市計画の場合は「公聴会」などを開いて一般の方の意見を聞かなければいけないというようなシステムもありますので、遺跡などに関してもそういうシステムを取り入れて整備に取り組んだというので、例えば、松江市の「田和山遺跡」の場合などは、保存運動に取り組んだ団体の人が、これで保存されたからもうそれでよいということではなくて、ワークショップが開かれ、それに参加していきなりして、遺跡の整備に結びつけてきたというふうなこともあるわけでありまして。

そうした例というのは、ただひとつの例ではないと思いますから、〈官〉がしっかりすれば、それで済むということではなくて、〈官〉がしっかりしてなかったら困りますけれども、ほかの〈セクター〉とか、〈ステークホルダー〉も一緒になってやっていかなければいけないということであろうと思います。

【平澤】 どうもありがとうございます。

個別の「遺産」の保護を考えると、具体的にある「遺跡」のことを考えるときにということで、おそらくこの話を突き詰めていくと、やはり「遺跡」と括られるものの個別に応じて、何とか遺跡とか、何とかという歴史的建造物とか、やはりその固有の問題の中で〈あるべき姿〉というのを、いろいろ〈官〉が主導というか、力を発揮しながら進めていくこともありますし、おそらく〈民〉が主体となりながらそれを支える〈官〉があるとか、いろいろなケースというのをこれから研究していかなければいけないというふうに思います。

それから、〈公〉という、ここで言うこの研究集会のテーマの言葉を使わせていただければ、〈パブリック〉の程度も、そのケース、ケースによって違いますから、例えば石村さんからご紹介いただいたようなナン・マ

ドール遺跡のような場合には、例えばほかの壮麗な建造物とかそういうようなものを含んで観光財とするような「遺跡」の取扱いとは、当然戦略を違えなければ、〈保護〉という目的そのものも逸しますので、そのことも、どういうケースがあるかということこれから研究していかなければいけないのではないかとおっしゃいました。

■ 「遺跡」・「遺産」の取扱い、その展望

【平澤】 さて、とても重要な話と考えましたので時間を多く割かせていただきました。

3つ目のご質問で、これもなかなか難しいご質問で、どういうふうに組み込もうかという、非常に悩ましいところですが、磯三男さんはいらっしゃいますか。平城宮跡解説ボランティアの磯三男さん、おられますか。

難しい問題なので、ご質問をお読みした上でコメントをいただきましたかったところですが、いらっしゃらないようですので、ご質問だけ読み上げさせていただきます。

まず、「資本主義を基盤とする発展モデルを持続可能な資源の運営と対立して説明している」とあります。その上で、「資本主義に限らず(速度の違いはあるにしても)社会主義、共産主義でも同じではないのか。単に、生活の発展手法の未熟から来るのではないか。資本主義手法と対立させるのではなく、アンバランスな進化を生じていることでは、評価方法(環境アセスメント等)の進化から少しずつ改善されて来ていると思う。遺跡・遺産という見方からの評価方法の確立が必要。」とのこと。

ご質問というよりも、ご意見に近い方たちですけども、これには、何か反応されるパネリストの方……、では、張さんからよろしくお祈りします。

【張】 質問の内容に関して、〈未熟〉という言葉が使われて、少し気になっています。

〈成熟社会〉という表現がよく取り上げられていて、このことについては、私はそもそも〈成熟〉とは何であるのかと思ったりします。結局、それは、ひとつ、〈安定している状態〉であるということとして捉えられていると思いますけれども、ある状況がずっと継続して、それに必要な仕組みがどんどん組み込まれていって、全体としてうまく運んでいっているような状況だろうと思うわけです。なので、そういう〈安定的な状況〉というのは、確かに〈成熟〉という中でのことだろうと思いますけれども、今回議論しているような〈パブリック〉とか、あるいは、その中にある〈文化財の保存〉という、そういうことに関わる〈ステークホルダー〉もいろいろと変化する状況の中で、逆に〈成熟〉している状況であっても、新しい場面にうまく対応できるのかどうか、という



ような状況が出てくるかもしれないとも思うわけです。

実際、いま、〈まちづくり〉などに取り組まれているところについて、例えば〈都市発展〉という文脈などで考えると、そういうところからいろいろ〈社会的分業〉、〈役割分担〉ということができて、いろいろ自由な時間、ライフスタイルが生まれてくるというメリットもあるかもしれません。けれども、例えば現在のような〈少子高齢化〉の状況下では、むしろ〈相互扶助〉が薄くなっている問題もありますし、そうなると、ある程度、その社会が発展してきたときに、それが〈成熟〉と捉えるか否かは、或る程度疑ってもよいものではないかとも思います。

したがって、〈保存〉の場面をいろいろ考えると、それこそ、常にこれまでいろいろ自発的に活動しているような、例えば〈町内会〉とか、あるいは、それぞれの〈地縁組織〉などの活動が盛んになっている現状においても、〈保存〉や〈まちづくり〉のような課題と向き合う時に、乗り越えなければならないものとして、場合には、高度に分化している故に発生したルール、既得権、組織間の垣根などがあるのではないかと思います。時間をかけて取り組むべきご意見があるかもしれないけれども、〈社会発展〉は一般的に、〈インフォーマルな部分〉を取り除く〈フォーマル化〉の過程と思いますが、大きな転換点を迎える時に、構造再編にともなう様々な場面をつなぐ手段として、色々なインフォーマルな仕組みが再び求められるようになると思います。ニーズに対応して派生するボランティア活動がその好例ですが、いまの〈少子高齢化〉社会にも、インフォーマルな部分が多く残っている古き良きコミュニティやその代替システムが求められているように、〈社会発展〉の度合いと〈成熟〉は、必ずしも比例関係にあると限らないとも気がします。〈転換期〉とのタイミングとも関係しているが、その辺はどのように受け止めたらよいのかはわかりませんが、

【平澤】 ありがとうございます。このコメントにつきましては、どういうふう到我々は受けとめたらよいのかという、難しいところもありますが、どうでしょう。

はい、関先生、お願いします。

【関】 私は、昨日からのずっと皆さん方の議論を聞いていて思ったことがあって、このコメントの方がいらっ



しゃらないので、はっきりしたことはわからないのですが、要するに「資本主義」と比較して、対立させて何かものを考えているような、あたかも私たちが「社会主義者」か何かのように、誤解されているようなところがあるようにも感じました。

少なくともこの会場では共有できると思いますけれども、問題は、その「資本主義」が生み出した「グローバル化」の現象の中でさまざまな「矛盾」が起こっているということです。それをどういうふうにして我々は認識し、対応したらよいかということを考えていたわけで、例えば過去の「社会主義」なり「共産主義」であれば、実はもっとひどいといいますか、ひどいと言ったら語弊がありますが、中央政府による抑圧があり、民意の発現が完全に抑圧されてしまっているという極端な事例まであったわけですね。

私たちがいま直面して討議しているのは、そういうものではなくて、グローバルな、私は「新自由主義」と昨日申し上げましたけども、そういう動きが、直接的に、あるいは間接的に、地域社会に——経済というひとつの尺度かもしれませんが——影響を与えている。これが「文化遺産」の現場でも大きな齟齬というか、問題を起しているのという認識から議論が始まったと思うのです。だから、イデオロギーの問題として私たちは取り上げたいわけではないということを理解していただきたいなと思いました。

その続きから言うと、すみません、先ほど言いそびれてしまったのですが、〈パブリック〉というのも大きな意味が変わってきたのだと思うのです。私は、〈官〉と〈民〉という二項対立的構造は、確かに1970年代から90年代くらいまでは確実にあったと思います。

もう倒れてしまいましたけれど、民主党政権が初めて新しい〈公共政府〉のモデルを出しましたよね。首相の所信表明演説、あれは劇作家の平田オリザさんが裏で書いた原稿だとか本人から聞きましたが、あそこで、新しい〈公共性〉が謳われました。あの着眼点というのは、まさに〈市民の参加〉のことなのですが、この〈市民〉というのは、ひとつの〈国〉に閉ざされるものを想定していたわけではないのですね。〈国〉を越えた連携

とか連帯までできるということを射程に入れた〈公共〉だったと思います。そういう意味において、これから例えば〈国〉が「遺跡」を管理すれば済むという問題では、私はないと思うのです。

といっても、〈市民〉なりの参加を前提にした〈コミュニティ〉の側が、自分たちの生活の域にあるような「遺跡」を守ることもないと考えます。それだけではなくて、あんまり大げさには言いたくないですけど、「地球市民」のような、インターナショナルな人たちで、あるいはSNSなどさまざまなメディアも含めた人たちで、連帯できる〈新しい公共〉というものができるようになってくれればいいなと思っています。むしろ、こういうことを前提に、〈地域〉の「遺産」も守っていくことが必要なのでしょう。だからこそ、すべてを〈官〉に投げて守ればよいという状況ではないというふうに私は思います。

【平澤】 ありがとうございます。

ウーゴさんからも手が挙がりましたので、よろしくお願いします。

【ウーゴ】 「資本主義」という言葉は、たぶん、私の発表にもあったと思うのですが、しかし、まさに関先生のおっしゃったとおりの意味ですね。

つまり、ここで重要だと思うのは、当たり前かもしれませんが、「遺跡」・「遺産」を利用するとしても、けっして消耗させない〈マネジメント〉、そういうことだと思うのです。短期的に〈利益〉を得るということではなくて、長期的に見て「遺跡」・「遺産」をどのように生かしていくのかということが問われるのではないかと思います。当然、観光客が1年間に何千人、何万人来れば、入館料がいくら得られて、その収益を保存修復事業に充てるという考え方はできるのですが、しかし、ここでの私の理解は、〈パブリック〉と言うからには、そういう収支のレベルを越えて、「遺跡」あるいは「遺産」を通していろいろな関係の〈コミュニティ〉がアクセスして、それを堪能することによって、さまざまな人たちの交流がもたらされる、そちらの方に重心があります。「遺跡」・「遺産」を通じて、いろいろな〈コミュニティ〉が話し合うことができたり、意見を交換できたりする〈ツール〉としての役割のほうが大切なのではないかと思います。

結果として、〈コミュニケーション〉を通じて共通の目的が確認でき、長期的な視点から、「遺産」・「遺跡」の社会的な役割が見えてきます。真の意味で、社会における、社会の一部としての「遺産」・「遺跡」が考えられるようになるのではないかと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

少しこの研究集会のまとめに近いような議論になって

いますが、質問者の意図を私なりに突っ込んで解釈すれば、後半の部分に「評価方法」のことが書いてあるところに注目したいと思います。

例えば、例示として「環境アセスメント」のことが挙げられています。「環境アセスメント」、あるいは、その問題意識の根本を成す「公害」に対する意識にしても、それぞれ1970年代に深く検討が進められてきてから既に30年くらい経っています。それから、10年ほど前から、「景観アセスメント」ということが、制度的にも整えられてきました。ただ、「景観アセスメント」の枠組みは、なぜか見た目に終始するような傾向があって、少しそういうツール自体を改善する必要があると思いますが、「環境アセスメント」も「景観アセスメント」も、非常に社会的認知が高くなってきていて、何か事業を検討するときには組み込まれるようになってきています。

ところが、〈文化〉の側面は、そういう事業の中で、議論に参加するどころか、計画検討段階においてコメントを加える場面がほとんど与えられていない場合がほとんどであるという現状があります。そのときに、私は、最近この種の問題を〈マネジメント〉という枠組みで総括するかたちで検討することにしてきてしまいましたので、個別的問題としてそれ自体の検討を深めてはいませんが、例えば、「文化遺産アセスメント」というのが必要ではないかと、そういう趣旨のコメントでもあろうと思うわけです。

しかし、例えば、〈環境〉と〈景観〉と〈文化遺産〉とこうやってくると、それは地域全体をどういうふう理解して、どうアセスメントするのか、何かのアクションを起こしたときにこの先どうなるかということ、なるべくその観点で総合的に見ようという態度に集約されると思うので、おそらく〈文化遺産アセスメント〉ということの整理が立つ前に、何かそういうもう少し包括的な枠組みが検討されるのではないかとこのところまで、実は、現状は進んでしまっている、そういう感じもいたします。ですから、そういった意味で、これからの議論の文脈にも関連をしていくと思うわけです。

ここまで、よろしいでしょうか。

いただいたご質問などへの対応が、いま、まだ3つで、司会者としては、少々焦って来ておりまして、最後のほうは総括的なこととなりますけれども、個別の事実関係などについて、ご講演者へのご質問もいただいていますので、そちらのほうの検討に移ってまいりたいと思います。

※磯三男さんからの追加コメント

1. 関先生、ウーゴ先生のご説明でよろしいと思います。ありが

とうございます。

2. ただ、文化というものはイデオロギーに関係無く、どのように「遺跡」・「遺産」を活用するかで、動くと思っています。例えば、資本の原理か、中央政府の原理（意思）かなどと云うようなことで、その要求により動く、発展もするし屈折もする、新たな文化が加わり、変化してゆくものと思います。
3. 活動形態、例えば、資本の原理の場合、その行き過ぎがどうしても起こる。社会の進化の過程での大きなアンバランス面の作用が環境に現れた。そこで環境アセスメントが生まれたが、「遺跡」・「遺産」にも活かすことです。「遺跡」・「遺産」の健全な管理のためのアセスメントであり、問題が起きてから取り組むことではないと思います。
4. 「遺跡」・「遺産」は、過去の文化ではあるが、現在の社会では、それが新たな文化（人が集まり、和合する場所）創造の磁場となるため、その土地の地域文化として、そこに参加する人々の「意思」によって、新たな文化の創造へと、どのように繋いで行くかが、「遺跡」・「遺産」を取り巻く経営の重要なところと思います。
5. そのため、「遺跡」・「遺産」の価値を生かすことは、元の価値を損なうことなく、新たな文化創造に繋ぐことで、地域文化へ参加する人たちが「どうするか」という「意志」(will)が、重要になってくると思いますし、それをバックアップすることも重要であると思います。

■さまざまな〈アクセス〉

【平澤】 さて、昨日、松田さんに素晴らしいコーディネートしていただいた討論の中でご質問いただいた北海道大学の山浦さんから質問票をいただいています。

ご質問自体は、「ICOMOSの憲章で、文化遺産へのアクセスの重要性が指摘されました。」と始まるのですが、先ほどの事前打合せで、ここのところに我々は少しひっかかって、それに該当する憲章があったかなということだったので、ひとつは、おそらく、これはまた、山浦さんのほうに確認できたと思うのですが、1999年にICOMOSが採択した《国際文化観光憲章》⁵⁾のことを指しているのではないかとこのように考えました。その中で、「知的アクセス、物理的アクセス、感性へのア

5) INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER: Managing Tourism at Places of Heritage Significance, Adopted by ICOMOS at the 12th General Assembly in Mexico, October 1999. [資料参照] なお、次々頁で山浦さんが「国際文化観光憲章に対する方針とガイドライン」として挙げているのは、「ICOMOS International Cultural Tourism Charter: Principles And Guidelines For Managing Tourism At Places Of Cultural And Heritage Significance, ICOMOS International Cultural Tourism Committee, December 2002 のことで、<http://hgk.biznet.hr/hgk/fileovi/5674.pdf>からpdf ファイルをダウンロードすることができる。



クセスの3点」が重視されているとのことで、「今回、この点には触れられませんでした。アクセスに関する見解をお願いします。」ということで、山浦さんはいらっしゃいますかね。お帰りになされましたか。山浦さんから、1999年の《国際文化観光憲章》のことで正しいかどうか確認したかったのですが、その解説をここでしていると時間も無いので、また皆さん、ネットか何かで確認していただければと思うのですが、これに関連して、岡田さんのほうから、〈パブリック・アクセス〉というところにかかわるようなことでコメントをいただくことになっています。よろしくをお願いします。

【岡田】 一般の人たちがなかなか近寄ることが難しいものに対する〈アクセス〉の仕方として、〈パブリック・アクセス〉という概念があります。1980年代のアメリカで、特にウォーターフロントに関するパブリック・アクセスの議論がありました。港湾地区に残された水辺空間や様々な工業・流通施設の集積する工業地帯など、人々の生活から遠ざかってしまったものをもう一度取り戻そうという考えです。その先には、〈パブリック・アウェアネス〉つまり〈公的な関心〉を取り戻そう、という意図があります。パブリック・アクセスには3つの〈アクセス〉が提唱されていてなかなか興味深いので、参考にさせていただきたいと思います。

1つ目は、ウォーターフロントに直接、物理的に〈アクセス〉するもの、いわゆる〈フィジカル・アクセス〉です。2つ目は、物理的アクセスが難しい場合、対岸にビュー・ポイントなどを設置して、視覚的にはアクセスできるようにしようというもの。〈ビジュアル・アクセス〉と言います。3つ目は、〈インタープレティブ・アクセス〉といって、いろいろなメディアを用いてそこに間接的にアクセスしようというものです。いわば「解釈の〈アクセス〉」を提供するということです。先ほどから議論に挙がっている〈知的アクセス〉においても、このようないくつかの“段階”を設定して、〈パブリック・アライアンス〉を向上していこうという観点は重要であると思

ます。〈文化財〉や〈文化遺産〉にも当てはまる概念として、とても重要なことではないかと思いました。

【平澤】 ありがとうございます。ほかにどなたか、コメントございますか。では、松田さん。

【松田】 補足ということになるかもしれませんが、博物館学の世界では、〈物理的アクセス〉と〈知的アクセス〉ということが長らく議論されてきました。

これは、おそらく〈文化遺産〉にも適用できると思うのですが、〈物理的アクセス〉というのは、文字どおり、人々がその場所に物理的に行くことができるかの問題です。例えば、交通の便が良いか、あるいは、例えば身体に障害がある方々をサポートする体制が整っているかということです。

〈知的アクセス〉というのは、そういう物理的な次元の話ではなく、人々が博物館や文化遺産を理解し、知的に享受できるようになっているかの問題です。例えば、解説パネルの文章に専門用語がたくさん入っていれば、説明は伝わりません。したがって、専門用語をできるだけ使わないようにするか、写真や図を多く使うとか、フォントを大きくするとかして、人々が遺跡や博物館をより知的に理解できるようにしようと努めることになります。

先ほどのお話で出た〈感性アクセス〉は、これは私の憶測になるかもしれませんが、無理やり申し上げれば、おそらく〈知的アクセス〉と対立させることができるのではないかと思います。

一般的に博物館に行く、あるいは「文化遺産」のサイト(Site)、「遺跡」のようなどころに行く、もちろん「歴史的建造物」でもよいのですが、そういうところに〈行く〉という行為は、何かを〈学びに行く〉と我々は思いがちなのですが、実は〈学ぶ〉こと以外にも、古の人々の存在や生活との精神的なつながりを感じるとか、自分たちのアイデンティティを確認するとか、そういう〈心の〉作用も起こるのだと思います。そして、この〈心の〉作用は、遺産マネジメントの領域では軽視されていると思うのですが、〈感性アクセス〉という概念は、そういう心の領域もカバーできるのではないかと思います。とはいえ、ここは私自身ももっともっと勉強せねばならない領域です。

【平澤】 ありがとうございます。追加してコメントのある方はいらっしゃいますか。

先ほどの岡田さんのご報告や土井さんのご報告で話された、いわゆる〈市民からのアプローチ〉ということで、いくつか関連するお話があったと思いますし、それはまた、きちんと確認をして来年の報告書に反映させたいと



思います。

先ほど、このご質問の前に、関先生から〈パブリック〉というものの自体が変容してきているということがございまして、これは非常に多様化しているということも含まれると思いますけれども、私の趣旨説明のパワーポイント打ち出しにもお示しいたしましたとおり、オックスフォードの辞典で最初に挙げられているのは、‘connected with ordinary people in society in general’ということとして、何か、当たり前のごく普通の人々がごく普通にかかわるようなというふうなことではないかと思うのですけれども、そのことをもう少しここでの議論も踏まえて、この先、個別の「遺産」の現場でどういうふうにしていくかと、こういうことが大切なのではないかということを少し強調させていただきたいと思います。

※山浦修さんからの追加コメント

当日は、質問票を提出しながら、急用で退席せざるを得ず、失礼いたしました。また、質問で挙げたICOMOSの憲章は、1999年の《国際文化観光憲章》のことで、ご指摘のとおりです。言葉足らずで恐縮でした。

ここでお示した〈知的アクセス〉、〈物理的アクセス〉、〈感性へのアクセス〉は、北海道大学観光学高等研究センターの山村高淑先生が《国際文化観光憲章》に関する検討に基づき「文化遺産（の価値）へのアクセス」として整理されたものに刺激を受けて、私なりの理解の範囲でご質問に挙げさせていただいたものです。岡田さんと松田さんからのコメントをいただけて、とても勉強にな

りました。このうち、特に松田さんからは、博物館学における議論から、〈知的アクセス〉、〈物理的アクセス〉についてとても重要なご見解をいただきまして、まことにありがとうございました。

私が質問票に記載した〈感性へのアクセス〉については、山村先生がお示しされた〈感性的アクセス〉と表現されたものに相当するもので、正しく言葉を引用できていませんでしたが、先生は以下に参照したように整理されています。私は、特に遺跡や歴史的な場所ということに対する場合、例えば、復元整備されている吉野ヶ里遺跡に訪れ、高樓にのぼって周囲を見渡したときに、何となく弥生時代の雰囲気を感じたりする、そのようなことではないかと考えます。あるいは、8月19日（月）の朝日新聞朝刊に掲載されたキトラ古墳石室の一般公開の記事に、「飛鳥時代の人たちと同じ空間に建つことができ感動した」との見学者のコメントが掲載されていましたが、このようなことも〈感性へのアクセス〉ではないかと思いました。

〔参考文献〕

- 1) 加藤博文・山村高淑 編著 (2012)：『先住民文化遺産とツーリズム～アイヌ民族における文化遺産活用の理論と実践～』：北海道大学アイヌ・先住民研究センター
- 2) 山村高淑 (2012)：セッションの趣旨といくつかの論点について；北海道大学サステナビリティ・ウィーク2012国際シンポジウム『先住民文化遺産とツーリズム ―北海道の可能性―』配布資料

※なお、以下は、ICOMOS (2002)『国際文化観光憲章に対する方針とガイドライン』21pを基に山村高淑先生が整理され、参考文献2) p.6の「文化遺産（の価値）へのアクセス」の項目において、「文化遺産（の価値）へのアクセス方法には以下の3つの様態がある。」として示されたものです。

- ①物理的アクセス (physical access) は、to experience。体験すること。つまり実際に現地へ行き、そこで文化遺産を生で見た、聴いたり、触れたり、物理的に体験するという。
- ②知的アクセス (intellectual access) は、to learn。すなわち学ぶこと。知識情報へのアクセス。事前に書物やガイドブック、インターネットなどで当該文化遺産に関する知識を得たり、現地で案内板やガイドによるインタープリテーションを通して知識を得たり、といった形式の情報へのアクセス。
- ③感性的アクセス (emotive access) は、to feel、感じる。その場所にいるということをしみじみと感じるという感覚、文化遺産に対する親しみや親近感、楽しさといった感覚。物理的な体験でも、知識情報でもなく、心で文化遺産の存在、その特質や価値といったものを感じる。

■遺跡の毀損・保護に対する地域住民の認識

【平澤】 それでは、個別事項の確認なり意見ということで、この後、質問がいくつか続きますので、それに取り組んでまいりたいと思います。

ひとつ目は、関西大学の野村さんから石村さんということで、「現地の住民は、遺跡の毀損についてどうするのが良いとか考えているのでしょうか。」というご質問があります。石村さん、よろしくお願いします。

【石村】 ナン・マドール遺跡の問題として、物理的な毀損と社会的な問題のふたつの側面があります。

物理的なもの、例えば経年変化で崩れていくということに関して、実は地元の方はあまり気を払っていません。かつてあったものが崩れていくのは自然な姿であるにとらえているようです。私たちも遺跡の保存を支援していくうえで、崩壊を物理的に止めるとか、修復するということについて現状では考えておりません。

むしろ問題となるのは、社会的な問題です。

実は具体的な例として、この遺跡があるマタレニウム地区に中国資本のカジノホテルが建つという計画が持ち上がったことがありました。もしそれが建ったらどういうことが起こるか、容易に想像がつくのではないだろうか。特にこのマタレニウム地区は非常に伝統的な文化がよく残っている地域で、例えば地区内ではお酒を飲んではいけないというような、地域に固有のおきてがあったりするわけです。そういうところに、このようなホテルが建って、賭博が行われて、お酒を飲ませるようになると、地域住民、特に若い人は、何らかの影響を受けることとなります。それによって、地域の文化が崩れていく可能性があります。

こうした社会的な問題についてやはり地域の人は一歩気にして、カジノホテルの話は、地域住民が反対したのでつぶれましたけど、ミクロネシア連邦のヤップ州

というところでは、やはり同様に、中国資本の新しいリゾートホテルが建設されようとしていて、地元が真っ二つに割れて喧嘩しているという状況があります。

たぶん、似たような事は、日本でも起こっていると思うのですが、やはりそういう、「遺跡」自体の毀損ではないかもしれないけど、「遺跡」と関係のある伝統的な文化が毀損していくということを地域住民はかなり憂慮しているということがあるかと思います。

【平澤】 ありがとうございます。背景も含めて、とても重要なご回答をいただきましてありがとうございます。

単純に、「遺構」の毀損について現地の住民はどう考えているかという事例で、これはどことは少し申し上げませんが、或るお城としておきましょう。その或るお城に石垣の遺構があります。その石垣が一部崩れているという状況があって、何とかそれ以上壊れないようにということで、それでは修理しましょうというのが今日的な「遺跡」の保存整備のセオリーになりますけれども、では現地の人はどう対応するかというと、例えば、ひとつの動きとしては、自分たちのまちにあるこの城というのはたいそう立派だったに違いないと感じ、いまの壊れている状態はこれでは恥ずかしいとあって、当然、自分たちの地域のことに認識していますから、役所には相談もせず、自ら積み直したりする。また同じそのお城で、今度は別に何が起きるかということ、畑の端を極める境界のようなところに使う石が少し足りなくて、ちょうどよい石がここにたくさんあるとあって持っていくと、そういうこともあります。そういうことが、ひとつの案件で起きていたという話を聞いたことがあります。

ですから、いろいろな意味で、大切に思うというのが、いわゆる文化財保護の、いままで私たちが積み上げてきたようには受け取れないとか、それは日常生活の関係でどうなのかということが、そうしたいろいろなことがあると思います。

そうしたことにに関して、何か特別にコメントをさらに加えたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

【石村】 地域にとって大切ということで、ですか。

【平澤】 はい。

【石村】 ナン・マドール遺跡では、「遺跡」の保存管理計画を立てるに当たって、例えばツーリズムのコントロールということが非常に重要であるということをお前は強調したのですが、単に「遺跡」に関するツーリズムだけでなく、その地域全体のツーリズムに関するマスタープランというものを総合的に考えていかないと、こういう問題が起こってくるというふうには思いますので、そのことを追加させていただきます。



【平澤】 ありがとうございます。この件に関しては、関先生からも加えてコメントいただければと思いますが、関先生がかかわっておられる数多くの「遺跡」で、それが壊れないかどうかということについて、「遺跡」があるということを現地の人に周知したときに、それをこういようなかたちで壊れないかどうか心配されていた、そういうケースがある場合、もしくは無ければ、どういう対象として感じられているのかということを少し補足をお願いできればと思います。

【関】 私のフィールドで一番大きな問題となっているのはマチュピチュですね。

マチュピチュでは、一極集中といいますか、ほとんど観光客がそこに集まるということで、1日当たり、いま2,000人か、2,500人かの制限をしていますけど、これが実際には4,000人くらいが入っているというデータも出てきて、これをどうするかということで、日本を含めたユネスコのチームが対策を立てたことがあります。

ただ、こういう議論のときに、そのマスタープランの中に地域住民が参加するということはほとんど無いのが現状です。もっともマスタープランが立てられるのは、「大きな遺跡」や「世界遺産」のように、「世界中で注目されている遺跡」だから仕方がないというところはあるわけですけども。

だからこうしたケースでは、地域住民の関心は、愛着を持った対象が壊れるから困る、あるいは嫌だというのではなくて、むしろその周辺で行っている自分たちの観光産業に対する影響に向けられます。

その意味では、先ほど石村さんがおっしゃったことは正しいのであって、マスタープランがしっかりしていないと問題が起きます。マチュピチュの例については発表で触れませんでしたけれども、実は大きな問題がありました。民活というところから、ロープウェイの建設が取り組まれた時期がありました。ロープウェイ建設をガ

ンガン観光省が進め、環境アセスメントもしませんでした。しかも応札して落札した業者は、環境に配慮するために「鉄塔を緑に塗る」とかいう幼稚な発言しかしませんでした。この計画はユネスコの反対で頓挫しましたが、計画がないと非常にバランスの悪い観光開発が行われてしまう危険性があります。「大きな遺跡」に関してはそういうことです。

「小さい遺跡」に関していうと、正直いって、壊れてしまうということに対する危機感みたいなのは、あんまり無いですね。「遺跡」の価値とか、「遺跡」が壊れる、壊れないという保存レベルの認識は、かなり倒壊してしまってもう使えなくなるようなというようなレベルの破壊ならばともかく、日々だんだんに削れていくというような破壊というのは、むしろ、或る種、受け入れやすいプロセスなのかもしれないという気がします。感想です。

【平澤】 済みません。突然に振りまいたけれども、適切にいろいろといただきまして、ありがとうございます。

いまのようなお応えでということになりますが、関西大学の野村さんはいらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。コメントをいただこうと思ったのですけれども、また、このご質問に関する遣り取りについても、記録整理の際にフォローアップできればと思います。

※野村朱音さんからの追加コメント

現地住民にとって遺跡はあくまで町の一部であって、生活の一部となっていることがわかりました。また、様々な周辺地域の開発によって現地住民の生活に大きな影響が与えられ、地域の文化というものが崩れる恐れがあると考えると、周辺住民に与えられる影響は、世界遺産などの遺跡に与えられる影響よりも大きなものになるのでは、と思いました。しかし、当の現地住民は遺跡の毀損よりも、毀損によって生じる観光産業への打撃が一番関心がある現状はさみしくも悲しく感じました。現地の人々にすれば生活を支える仕事だからこそこの考えだということには納得しました。ただこのような考えの背景に、マ

スタープラン検討などに地域住民が参加できていないということがあ
るのなら、少しでも、そのような問題をなくして欲しいとも思いまし
た。遺跡を守るためには専門的知識が必要なのはわかります。しかし、
その地の文化からできあがり、現在に残っているものが遺跡なのだ
とも思います。そうだとするならば、専門的知識だけでなく、現地の宗
教や文化で生活してきた人々の意見なしでは本当の意味での遺跡の
保護、現地住民の文化を守ることは出来ないのではと思いました。

■多義的／批判的な〈アプローチ〉について

次のご質問で、松田さんへのご質問が2つあります。
ひとつは関西大学の住吉さんから、「南イタリアの事例
についておっしゃられていましたが、北ヨーロッパやイ
ギリスでの遺跡発掘の事例では、教育的アプローチまたは
多義的アプローチはどのように受け入れられているの
でしょうか。」ということです。よろしくお祈りします。

【松田】 まずもって申し上げなければならないのは、イ
ギリスでもイタリアでも、北ヨーロッパでもおそらくそ
うなのですけども、遺跡発掘の大部分というのは、いわ
ゆる緊急発掘であります。要するに、「遺跡」がある場所
で何か開発工事を行うから、その前に記録の保存を行う
ための発掘がほとんどです。ですので、通常の遺跡発掘
において教育活動、あるいは〈パブリック・アーケオロ
ジー〉の実践が行われることはほとんどありません。

そうした活動が行われるのは、学術発掘である場合が
ほとんどでして、その中に〈パブリック・アーケオロ
ジー〉の実践に取り組む意思のある人がいる場合に限ら
れます。もちろん、緊急発掘の場合でも、その請け負っ
た業者あるいはその団体が、小規模レベルで教育活動に
取り組む例はありますが、基本的に、緊急発掘には時間
の制限がありますので、実際に実施できる教育活動ある
いは〈パブリック・アーケオロジー〉の実践活動は限ら
れると思います。

そのことを踏まえた上であえてお答えするとすれば、
最近では、遺跡から出土したモノを教育活動において解
説する場合に、〈多義的〉や〈批判的〉な〈アプローチ〉
が採用されることが増えてきました。例えば、出土品を
ただ従来のように解説するのではなく、その出土品は異
なる人にとって異なる意味を持つ、という解説がされる
ことが増えてきました。

より具体的に申し上げますと、例えばローマ時代の出
土品でしたら、かつてはそれが持ち主から見たらどうい
う意味があって、どういう風に使われていたか、という
情報を示すのが一般的でしたが、最近では、そのモノが
ローマ時代の奴隷にとってはこういう意味を持っていた
かもしれない、というような説明を加える例が増えてい

ます。男女の差や大人と子供の差が、遺物の持つ意味に
どう影響を与えていたのかの説明も増えてきました。ま
た、人骨を展示する場合、近年では〈批判的アプローチ〉
を意識して、「このような人骨展示に宗教的な理由で気
分を害される方もいるかと思いますが……」というよう
な説明が入ることが増えました。

もうひとつ申し上げますと、私が最近見ておもしろ
かったのは、古代エジプトの出土物がイギリスのロン
ドンにあるベトリ博物館で展示されたときに、従来でし
たら、エジプトのものでしたら、第何王朝の何とかとい
うような説明がされていたわけですが、最近、発掘した
人の名前がつけ加えられるようになりました。これは実
はとても画期的なこととして、発掘した人の名前は100
年くらい前のイギリス人の発掘隊長さんのものではな
く、その隊長が作業員として雇っていたエジプト人のモハ
メット何さんとか、何とかアリさんとかいう名前でした。

これもおそらく出土物の展示において〈多義的〉ある
いは〈批判的〉な〈アプローチ〉が採用された結果では
ないかと思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

関西大学の住吉さん、いらっしゃいますか。いらっ
しゃいませんか。そうしたら、またこれも住吉さんには、
お伝えしておきたいと思います。

■普遍化と固有化

【平澤】 もうひとつ、松田さんに、NTTファシリ
ティーズの前川さんから、「文化財（遺産）の価値判断が、
普遍化する方向と固有化する方向の二極化にあるという
お話でしたが、その2つの価値判断を統合することが重
要であると思いました。その統合のための方法について
何かお考えがあればお聞きしたいです。」ということで、
お願いします。

【松田】 おそらくこれは、〈普遍化する方向〉と〈固有化
する方向〉というお話を、私がスライドの中で示したこ
とに反応していただいたと思います。そのスライドで
は、文化財や遺産が一方では、グローバルのより上の次
元に向かう、例えば世界遺産になったり、国の史跡指定
を受けたりするのに対し、〈固有化する〉というのは、そ
の逆の方向に向かうことを意味し、文化財や遺産がロー
カルなものに留まることもある、というお話をさせてい
ただきました。

ある「遺跡」が、例えば、地域のレベルにとどまらず、
国の指定を受ける、あるいは世界遺産に登録されて、よ
り〈普遍的な価値〉があると見なされるようになること
があります。それに対して、「遺跡」がローカルなままで

とどまると、地元の人たちにとっては、それがより自分たちにとって親しみのあるものであり続ける、そして自分たちがより独占的に享受することができる、というメリットもあります。この両方の方向性を述べ、この2つの価値判断を〈統合する〉ことが重要だと申し上げました。いただいたご質問は、その〈統合〉のための方法について知りたいということなのですが、例えば、地域の中で健全に機能している「遺跡」、あるいは「文化遺産」、「歴史的建造物」でも、「伝統的町並み」でもよいのですが、そういうものがあつたときに、それを何とか「世界遺産」にしようという動きは、とりわけ日本において盛んに見られるようになってきたかと思います。それは当然、地域の人が、その遺産のより上位の普遍的な価値を求めているいろいろな活動されることを意味します。

石村さんのご発表にありましたように、そうした活動がしっかりと〈保存〉につながって、かつ全員が納得するかたちに進んでいけば、それはまったく問題無いと思いますし、むしろ良いことのような気がいたします。ですが、「世界遺産」ブランドを目指して、何か少し無理をしているのではないかと思うような事例も少なからず見られます。より上位のスケールの「遺産」認定を受けるということは、それに伴って〈コスト〉もあるということで、ここでいう〈コスト〉というのは、単に金銭的な負担だけではない、違う意味での〈コスト〉もあるということは認識した上で、そういう活動をしたほうがよいのではと思います。

ある地域の「文化遺産」が国レベルになった途端に、自分たちがそれまでは地域レベルで抑えられていたもの、〈自分たちのもの〉でとどまっていたものに〈国〉が関与してくることになる、あるいは地域レベルの「文化遺産」と言われるものが「世界遺産」になった途端、〈世界〉の干渉を受ける、ということがあるわけです。そのことをしっかり考慮すること、つまり、「世界遺産」になることは良いことばかりではなく、それにともなうこういう課題が生じるのですよ、ということをしかりと認識した上で、「世界遺産」への推薦であったり、国の指定を受けるための申請・申出であったり、そういうことを目指した方がよいのではないかと思います。

もうひとつ、本日も会場にいらっしゃいますけれども、星野有希枝さんから伺ったことで、彼女がスコットランドに行ったときに、ヒストリック・スコットランドという、日本でいう文化庁に当たる組織があるのですが、そのヒストリック・スコットランドの方に世界遺産について聞き取りをしてきたときのコメントをメールでいただきました。私と岡村勝行さんはそれを拝見する機会があ



りまして、とてもおもしろいと思いましたので、ご紹介させていただきます。スコットランドにおいては、無理して世界遺産を増やそうとは思っていない、もう十分に自分たちの国の中で健全に機能しているのだから、何でそういうユネスコのようなややこしい、干渉を受けるようなものを目指すのかわからないということでした。達観していると言えるのかもしれませんが、ある意味でうらやましいといえますか、大人の対応をしているという風に感じました。別に無理をしなくても、上のレベルを目指す、それに伴う〈コスト〉があるということも考えたほうがよいのではないかと、そういうことでした。

【平澤】 ありがとうございます。

前川さん、いらっしゃいますか。前川さん、いまの松田さんのコメントに、コメントと言うかご回答に対して、何かあればお願いします。

【前川】 ご回答ありがとうございます。いまの話はとてもわかりやすかったのですが、ひとつだけ、松田さんのお話の中で、要は〈ローカル〉な方向性を正当化していく根底にあるのは〈愛着〉であるとか、非常に〈主観的な価値判断〉であると、そういうお話があつたと思うのですが、主観的な価値を、交換可能な価値、それを〈グローバル〉というのかどうかかわからないのですが、言わば〈普遍的な価値〉に変えていく必要があるのか、ないのかという、その点をもう少し教えていただければと思います。

【松田】 これは、私が判断するというよりも、その地域の住民の方々がそれを〈願う〉かどうかということになってくるのではないかと思います。ソンマ・ヴェスヴィアーナの事例を引き合いに出しますと、私は調査隊の一員ですから、遺跡のマネジメントについて自分の意見を申し上げることはあります。しかし、その最終判断というのは、やはり地元の方が行うべきものではないかと思っております。おそらくそれはほかの遺跡に関しても同じじゃないかと思えます。例えば、ソンマ・ヴェスヴィアーナの市長が「我々の遺跡をポンペイと同じぐらい重要だ」と言っていたと申し上げましたが、それは

当然、国の遺跡指定を受け、世界遺産を目指すということにつながる発想です。現実に世界遺産は無理でしょうし、ポンペイに並ぶこともないと思いますが、地元の方々が本当にそれを目指すのであれば、当然、それに伴う〈コスト〉と申しますか、さまざまな弊害もあるということをお話し上げると申します。もしそれでもソマ・ヴェスヴィアーナの町が、そういうようなステータスを求めて活動するのであれば、それはそれで良いのだと、そういう風に思います。

【平澤】 今のお話で、どっちかみたいな感じで統合するとかという話がありましたけれども、地域住民も一枚岩ではないというところがあることも考えたいポイントです。資料集の10ページ、石村さんのレジュメの初めのページの一番下に四角で囲っているところがありますが、けれども、「しばしば『地域住民』としてひとくりにされる存在は、決して一枚岩ではない。」とあります。住民ですらそうで、例えば、後で少し取り上げますが、役所の中も一枚岩ではない。

そうすると、分類としていくつか〈ステークホルダー〉を明示したとしても、その何かという〈ステークホルダー〉の中でもまだいろいろな利害関係があったりなどして、その中で、例えばこれは、いや、世界遺産だろうと何であろうと関係なく自分たちが大事だと考えている人もいて、これはもうどんどん世界に認められたほうが良いに違いないというふうにする向きもある。

そういう中でも、いろいろな取組が、全体として破綻せず調和的に続くという、そういうことがおそらく何か少し統合につながるのかなというふうには思いましたけれども、ここで、石村さんから手が挙がりましたので、よろしくをお願いします。

【石村】 〈グローバル〉と〈ローカル〉の問題に関して、もう手垢がついた言い方かもしれませんが、「グローカリズム」という言葉があります。そのときに、モットーとして言われるのは、‘Think globally, act locally’ということです。でも私は、もうひとつ加えておく必要があるのは、〈マイノリティ〉に対する視線だと思います。というのは、〈グローバル〉と〈ローカル〉が対決した場合、たいてい〈グローバル〉が勝つわけです。〈ローカル〉というのは、そういう意味では〈マイナー〉な存在であり、周縁に位置づけられる存在問題なのです。ですので、やはりその部分への視点を大事にしながら考えていくことが必要なのかなと思います。〈ステークホルダー〉がたくさんいた時、単純に多数決になってしまったらやはりよくない。〈マイノリティ〉で、なかなか発言の機会が与えられないのだけれど、重要なことを言っているという場



合は多々あると思うので、その意見を酌み取っていくという、そういう対話のあり方というのが重要なのではないかと考えます。

【平澤】 関先生、お願いします。

【関】 私の発表でいまのテーマをお話したわけですが、いろいろな論考で私はそれを〈主観的歴史観〉というふうに表示しています。この場合の〈歴史観〉は、昨日言った〈社会的記憶〉と同じことを指しています。

この〈主観的歴史観〉と〈客観的歴史観〉があると言ったわけです。もちろん、客観性をもった歴史など無いですが、言いたかったのは、いわゆる考古学者とか文化財関係者が使うように、術語でもって語る、「遺跡」の〈価値〉とかそういうことですね。これらは別の相（phase）に属しているように見えますけれども、現実としては共存しているものであるということです。

だから、これを「文化遺産」の、「遺跡」の保存の中にどうやって組み入れるかというのは、もうお2人が話した結論で十分だと思うのですが、方法論としてあげておきたい点があります。私が強調したい点は、すでに『京都ビジョン』⁶⁾の文書に書かれています。

世界遺産関連の会議でしたが、たしかアフリカからの参加者が、「世界遺産に登録する前に我々を参加させろ」と発言したのです。要するに、自分たちには知らされない間に世界遺産に登録されて、それから参加を要求されるという状況は勘弁してくれということです。私は、まったくこれは、正しい意見だと思いました。

私は、この1月から、世界遺産の暫定リストに挙がっている遺跡の開発に関わる仕事に、JICAの専門家として行く予定ですが、そこでも、遺跡が暫定リストに挙

6) Kyoto Vision : 2012年11月6日から8日にかけて、国立京都会館を会場に開催された世界遺産条約採択40周年記念最終会合（京都会合）において取りまとめられた成果文書 [p.149資料参照]。この中で、世界遺産条約採択40周年の意義を踏まえ、地球の持続可能性実現のために果たすべき世界遺産の役割とともに、地域社会（コミュニティ）の役割の重要性が強調され、それらの実現のための行動を国際社会に呼びかけた。

がっているにも拘わらず、周辺の〈コミュニティ〉にはそのことが知らされていないという状況であることが判明しています。

私が扱っている遺跡だったらば、きちんと対応できたと思うのですけれど、そういうことが行われなまま、ことが進んでしまっていて、これから〈コミュニティ〉に説明しに行くという嫌な役回りとなっています。

ボタンのかけ違いというのは、私の発表で最初にお見せした、30年間も壊され続けているワカロマ遺跡でもそうでした。ボタンのかけ違いを最初にしてしまいますと、その後は、決してうまくはいきません。ですから、スタート地点で、どうやってその〈主観的歴史観〉を取り入れることができるのが重要です。もちろん、取り入れないという判断もありえます。それは、先ほど松田さんがおっしゃったように、現地の人たちの最終的な判断があるかもしれない。しかし、それを取り入れるかどうかも含めて、最初からその点を考慮することが必要だろうと考えます。そのためには、遺跡のことを知っている人、あるいは行政側の中に入っていってもよいのですけれども、ある種の〈ファシリテーター〉、〈インタープリター〉が存在して、その人たちが親身になってやっていくという必要があるでしょう。

だから、先ほど平澤さんもおっしゃったように、いまの日本における文化財保護の体制では、もうあっぷあっぷの状態、こうしたことがなかなかできないというのであるならば、遺跡の保護や整備に関して、この部分を強調するようなアクションを日本全体で、声を高くしていくことが必要なのではないかと思います。

【平澤】 どうもありがとうございます。

とても重要なことが議論されてきたので、ここで更に時間をとりたい感じですが、この研究集会も広くさまざまなお質問、ご意見の下に進めてまいりたいと考えておりますので、いただいたご質問のすべてについて検討することをまず第一目標として、また最後のほうで、このことを含めた議論を深めたいと思います。

■平城宮跡のマネジメント

【平澤】 次のご質問は、これは平城宮跡とか、関連する都城遺跡にかかわるご質問で、松尾さんからいただいています。2ついただいている、「平城宮跡のマネジメントは、どのような状態にあるのか説明いただけないでしょうか。」それから、2つめが、「飛鳥京、藤原京、平城京を一体でマネジメントする選択はありでしょうか。」ということで、皆さんにということなのですが、平城宮跡その他、奈良の遺跡の具体的な実情を、パネリストの方で

詳しい方がいらっしゃらないものですから、奈文研関係のほうがコメントということにしたいと思います。

まず私のほうで、今回せっかくお配りしたので、別紙を参照いただきながら少しお話をしたいと思いますけれども、このご質問の中に、もうひとつ隠れた課題があると思います。それは、この朝日新聞に掲載された私の記事（2009年8月14日奈良版、《暮らしの中の「遺跡」》）の中でも、少し冒頭で触れていますけれども、平城宮跡を守るといったときに、いったいそれは何を対象とするのかということです。例えば、奈良時代の「平城宮」であることを強調するのか、もしくは、現代に、この場所にあるこの「平城宮跡」であることを強調するのか、両方なのか、どちらでもなく別のことなのかということがあります。ここにお集まりの方の中では、おそらく1番目と2番目の両方というところの意識で共通していると思うわけですが、平城宮跡を訪れる人の多くは、たぶん、最後の、どちらでもないというところではないかと思われまので、そのときにそのマネジメントをどうするかということも含まれていると考えます。

その平城宮跡の現状とか、2つ目のご質問の、平城宮跡だけではなくて、平城京跡も含め、しかももっと広域に含まれる複数の密接に関連する遺跡を、一体でマネジメントする選択はあるのかということを含めて、当研究所の小野文化遺産部長からコメントをいただければと思います。

【小野】 奈文研で文化遺産長をしております小野でございます。

このご質問に答える立場として私のポジションがよいのかどうかよくわからないのですけれども、この研究集会の会場に、ほかに答えるべき立場の方もいないようなので、それなりに事情を把握しているという観点から、ひとつ、私のほうでコメントさせていただきます。

まず、第1点目の「平城宮跡のマネジメントの現状」でございます。これは、皆様ご存じのように、奈良文化財研究所は2001年に独立行政法人という組織に移行しました。それまでは、奈文研が平城宮跡の整備、管理を、



所管して行っていました。これは、文化庁の附属機関として予算事業として実施してきました。ところが、2001年に独立行政法人になった時点で、平城宮跡を所管するのは文化庁本庁であるという整理になり、奈文研の立場は変えられたわけです。そこから、実は非常に混乱が生じました。文化庁がそれを所管すると言っても、文化庁は平城宮跡に常駐する職員を配置できないために、実際の管理を行うことは難しいわけです。実は、文化財保護法の規定に基づく「管理団体」というのがございまして、これは奈良県が指定されているわけですが、国が直轄して土地を国有化して管理に当たってきた従来の行きがかり上、少なくともこの半世紀の間、ほとんど実務上の管理に携わることがなかったということがあります。そうした状況の中で、2010年の遷都1300年の節目に向けて、平城宮跡で取り組むこととなった事業が山積している、そういう状況でございました。それは、ほんとうに、どうにかこうにかというのか、そういうかたちでやりくりをしていたというのが現状でございます。

私自身も、2004年から2009年まで5年間、文化庁に赴任しておりまして、実は文化庁の職員としての立場で、この平城宮跡のことにかなりかかわりました。ちょうど先程申し上げているような状況にあって、正直言って非常に苦労しました。

2010年の遷都1300年祭と前後して、平城宮跡を国交省管轄の国営公園にするという選択がとられました。そのことによって、国有地である平城宮跡を所管する文化庁、それから国営公園の主体である国交省、それから文化財保護法上の管理団体である奈良県、さらに地元の自治体である奈良市、そしてそこを調査・研究のフィールドとしている奈文研、その5者が一緒に、平城宮跡のマネジメントにかかわるべき立場になったわけでございます。

そうした中で、結局、文化庁、国交省、奈良県、奈良市、奈文研の5者が、やはりこの平城宮跡のマネジメントの問題をしっかりと取り組んでいかなければいけないということで、協議会を発足させました。平城宮跡のマネジメントに関するさまざまな問題を、この5者で共有するということです。それで、これから何とかうまくやっていないかというものが昨今の状況でございます。

そうした中、奈文研のほうで主体的に、また中心となって組織してまいりましたボランティア、特にボランティアガイドとしてご活躍いただいておりますけれども、いまは本当に欠くべからざる存在になっているのだと思っています。

課題は山積しているわけですが、今後、先ほど申しました5者の関係機関を中心に、このボランティアガイ

ドの方々、さらに平城宮跡にご興味、ご関心を持っていただけるような市民の方々の協力を得ながら、よりよい方向にしていかなければならないということで、希望的な話ですが、そういうふうと考えております。

それと、第2点の話ですけれど、飛鳥京、藤原京、平安京を一体でマネジメントする選択はあるかということです。このことについては、飛鳥京、藤原京、平城京の、古代の都市域はすべてが史跡に指定されているわけでもございませんので、実態の管理という観点から申し上げれば、極めて難しいと考えます。

特別史跡に指定されている藤原宮跡と平城宮跡、さらに明日香にある史跡に指定されている遺跡については、関連するものとして一体的にマネジメントしていく可能性というのは、それはむしろそうあるべきとも思っています。その場合、どこが主体となるのかということが非常に大きな問題でございます。〈民〉の存在ということがこの研究会でも重要なこととして言及されてきましたが、やはりやはり〈パブリック〉ということで、〈官〉のかかわりというのも不可欠であると思えます。

そうした場合に、どこが管理の中心的主体となるのか。これは私のまったく個人的な意見ですが、「国営公園」というのがひとつの選択肢として挙がるのではないかと思います。重要なのは、マネジメントにかかわる組織が地元にあるということですね。そういうことを言うと反発される方もいらっしゃるかもしれませんが、現実には、やはり現地に組織がある〈官〉というのは、非常に重要な役割を果たし得ると思っております。

独立行政法人としての奈文研は、かつて、文化庁の附属機関であった時代にはそういう立場にございましたけど、いまはもうそういう立場でございませぬので、現状では、いわゆる〈メンテナンス〉にしっかり取り組める体制にある、それから現地にある国交省の国営公園事務所というのは、ひとつの現実的な可能性を示しているものと思います。ただ、すべてを国交省に任せるということではなくて、平城宮跡では5者ですけれども、飛鳥地域や藤原宮跡では、当然、奈良市にかわって橿原市や明日香村、そういうふうな地方公共団体がかわる、あるいはその地域の住民の方がかわるということです。

やはり〈協業〉と申しますか、〈協働〉してよりよいかたちをつくり上げるということが、ほんとうの望ましい選択肢だと私は考えています。

【平澤】 どうもありがとうございました。

この件に関して、パネリストの方々からご意見などはございますか。

【関】 個人的に興味があって質問したいのですが、

ボランティアの方々の動きについてですが、まずボランティアは、独立したNPOか何かの組織なのかということです。例えば、実は、私どもの国立民族学博物館では、ボランティア組織はNPO組織とは別です。そのボランティア組織は、とても勉強家で、彼ら自身がいろいろな論文とか資料に目を通して、そうしたことを基礎としてプログラムをつくり上げるわけです。それで、私たちに疑問なことなどぶつけてきて、これがほんとうに正しいかどうかとか、いろいろディスカッションします。最終的に実行するのは彼らですが、まったく野放しではありません。こういう形でやっているのですけども、平城宮跡のボランティアの方はどういう組織で、そしてその方たちが語るることとか、そういうのは、どなたがどういうかたちでかかわっていらっしゃるのでしょうか。それだけ少し確認させていただければと思います。

【小野】 平城宮跡のボランティアは、《平城宮跡解説ボランティア》といまして、来訪者に対して、平城宮跡に関する解説活動をしているものです。平城宮あるいは奈良時代に関する知識等を奈文研の研究者がレクチャーするというかたちで、知識を身につけていただいでいて、組織としては、奈文研が運営しています。

これとは別に、NPO法人《平城宮跡サポートネットワーク》という組織があります。こちらのほうは自主的な団体として組織されていて、平城宮跡やその保護に関するさまざまなことの子どもたちへの普及・啓発活動や、定期的な清掃活動などの環境保全事業などに組み込まれておられまして、その中で、奈文研とも協力関係を保っていただいている、そういうふうな状況でございます。

【平澤】 関先生、よろしいですか。

【関】 はい。

【平澤】 松尾さんはいらっしゃいますでしょうか。いまのことについてコメントいただければと思います。

【松尾】 私は、奈良市民であり、皆さんのような研究者と違ひまして、オーディナリーピープルの1人という立場から、本日参加しております。

「マネジメント」という言葉にひかれて参加したわけですが、平城宮跡の第一次朝堂院改修工事に対する反対運動が起こったときに、セメント舗装されるから反対、草原がなくなることに反対、そういう主張が報じられていたけれども、それに対して、工事の意義や効果、保存する対象が何なのか、明確な理由がどこからも聞こえてこなかったのが気になりました。また、地下の木簡は大丈夫という発言がしきりにあったのも唐突に感じました。

私も奈良市民で、関心はありますけれども、どのようにかかわっていかうかと考えたときに、いま、ここで話



し合われている市民の声、それがほんとうに、この平城宮跡にあるのか、疑問に思ったわけです。いま、実際に保存しようとしている、活動している人がいるのかどうかという疑問もあるわけです。国の大きな予算をかけるこの事業は、一般市民から見たら、バランスシートもはっきりしない、そのような事業をまた始めてしまうのか、と感じてしまいます。

公園として整備することには反対ではありません。しかし、何の議論も起こらない、文化庁の熱意ある説明も無いという、このような現状で、いったい自分はこういうふうにかかわったらよいのかと、そのような思いがあって、質問をさせていただいたわけです。

【平澤】 どうもありがとうございます。

いま、具体的な事例で取り上げていただいた大極殿の南側、朝堂院の舗装問題については、大方、関係者間で、どこにその問題があったかというところの一番大きいポイントは、説明というか、情報を提供して議論すると、そのところが十分でなかったのだろうという認識にあるものと伺っています。それは奈文研も含めてのことだと思います。

では、そこで何が起こったのかというと、例えばあの朝堂院の空間の舗装を公園としてどう整備するか、どういふかたちにするかというのは、ひとつは「国営公園」の基本計画検討のときに一応は議論がされていて、ここは朝堂の空間性を再現しようというエリアにしたというのがあります。それから、これは当然、特別史跡において〈現状を変更する行為〉ですから、文化審議会の文化財分科会の審議にかけて、具体的案件として第三専門調査会⁷⁾の検討に付して、そこでの審議成果を踏まえ

7) 文化財に関わる案件のうち、記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する事項について検討する調査会組織。「文化審議会運営規則」に基づき文化審議会文化財分科会の下に設置される調査会のひとつで、指定・登録・選定のほか、特に保存上影響が懸念される現状変更等に係る諮問につき、文化審議会文化財分科会長からの依頼に基づいて調査審議を行う。「文化審議会文化財分科会運営規則」に基づき、第三専門調査会には、史跡委員会、名勝委員会、天然記念物委員会、文化的景観委員会、埋蔵文化財委員会を置き、それぞれに関する事項の専門的審議を行う。

たものとして、行政的手続きとしては規則に遵って経てきているということがあります。

ところが、結果的に、その過程でフォローが十分でなかったこととして、特に1300年祭前後から、この平城宮跡にいろいろな人々がさまざまな活動を通して関係してきて、以前にも増して、一般にも関心が高まっている状況において、どのような広がりの中でこのことを考えるかということでもあったかと思えます。特に春や夏、秋に開かれている、1300年祭を継承した平城京天平祭には、1990年代ころには見られなかったようないろいろな人々がかかわって実施してきているということもあります。

平城宮跡をめぐるそういう最近の変化の中で、やはり平城宮跡そのものに対するいろいろな認知も変わってきたことでもありますし、いろいろな人々がそれまでには無かったことも含めて関心や活動上の関わりを持たれているということについて、結果として、とても観測が甘かったというところは、現在、関係者の中で議論はされ続けているということも補足しておきたいと思えます。

パネリストの中から何かコメントはございますか。

小野さんのほうはよろしいですか。何か追加してコメントをいただけますか。

【小野】 市民の方々の声をくみ上げる方策というのは、今後考えていくべき大きな課題だというふうに考えております。

ただ、パブリックコメントなどについては、平城宮跡の国営公園基本計画検討の段階でもいたしておりますし、それを受けた上で、行政手続的に言えば順序を踏まえて進められてきたと言えます。そうした中で、いかに今後、市民の方々の声を真摯にくみ上げていくかが問われているのだと思えます。市民の方々の声といっても、決してひとつの意見に集約されているわけではない、多様な意見がありますから、その中で、この平城宮跡の今後を考える上で、傾聴すべき意見を取り入れながら、総体としてより良い選択をしていく。そういうことになるのではないのでしょうか。すべて100%の方が満足していただける結果というのは、こういう問題ではなかなか難しいことというふうに思っています。

【平澤】 おそらく、今回の事態とか、ほかにもいくつか課題があるわけですが、その中で、今後いかにして〈国〉が提供する情報への〈アクセス〉を改善していくのかとか、それから、そういうことへのかかわり方をどうしたらよいのかということは、検討されていくはずですし、検討されていかなければならないので、我々としても、その辺のところ、やはりいろいろな意見交換のかたちをつくっていったりして、どういう方策をとって

いくかということをもっと深めるべきであると考えております。

またいろいろお叱りの言葉や、「どうなっているの」ということがあれば、これからもいろいろお伝えいただければというふうに思いますし、積極的な意味でそうした声を集めることも重要だと思います。

■メッセンジャーの役割と地域主導

【平澤】 さて、田代さんから「あと5分」という字幕が出されましたので、この討論の収束というか、整理に向かってまいりたいと思います。

その前に、ひとつ、富山大学の関森さんからいただいている3つのご質問について取り組みたいと思います。

ご質問を読み上げますが、全部に個別に答えられないかもしれませんが、3つご質問いただいた意図など、関森さんからいただければと思います。関森さん、いらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。そういたしましたら、とにかく、ご質問を読み上げます。

「今回の講演等で取り上げられていないが、アメリカのNational Heritage Areaも、経済性や市民参加など、今回とも関連する部分があると考えるが、この事例を、今日の講演者の方々はどのように捉えているかが知りたい。」というのがひとつ。それから、2つ目が、「各地の遺跡に行くと、『私は遺跡等の専門家ではないので詳しいことは答えられない』と、ボランティアスタッフが答えるケースが見られる。これでは、真の意味での遺跡への市民参加を達成できていないと考えるが、この状態を脱却し、市民を遺跡の守り手と育てていくためにはなにが必要なのか、教えていただきたい。」それから、もうひとつ、「今日は海外の事例発表が多かったが、この部分については私が冒頭にその趣旨を補足いたしました。『海外の事例』や今日のテーマである‘パブリック考古学’から、これまでの日本の遺跡や遺産の整備や活用の見直しや、これからを描くのか、お考えをうかがいたい。」ということでした。

この最後のご質問は、この討論の終わりに、総括的なコメントを皆さんからいただくことにしていますので、その中でコメントいただければと思います。

関森さんは、いまこの会場にいらっしゃらないようなので、読み上げましたご質問に対して、パネリストの中で、これに反応していただける方はいらっしゃいますか。

では、これは全体の、「〈マネジメント〉とは何か」というコメントをいただくところで織り込んでいただくとして、次に、もう時間があと僅かということですが、何とか最後のご質問まで進められればと思います。

※関森想さんからの追加コメント

- ・指定管理者制度で博物館を市民が守るケースが増えてきています。それに応じるように博物館に学芸員を置かないのも当たり前になっています。市民も多様で、学芸員の代わりもできないのが現状であると思います。しかし、「……専門家ではないので……」という言葉で、博物館の内容に関する質問まで断ることに疑問を感じたりしました。考古学の市民参加を目指すならば、博物館の内容(=市民にとっての地域の歴史)を最低限知った上で、行わなければ教育施設としての博物館の意味合いも無くなってしまわないのでしょうか。地域の歴史を学んで、それを多くの人に率先して伝えるメッセンジャーとしての役割を果たすことが大事ではないかということで質問させていただきました。
- ・アメリカのNational Heritage Areaでは、プランニングする際に何年もかけて地域住民との話し合いを行い、地域住民が納得するまで作り上げていくということが行われていると聞きました。しかし、日本でなかなか事例紹介されず、今回のパブリック・アーケオロジーの一例としても紹介されなかったのが、アメリカのNational Heritage Areaはパブリック・アーケオロジーから見て、どのように捉えられているのか教えていただければと思いました。

※松田陽さんからの回答コメント

- ・博物館にて学芸業務あるいは市民とのコミュニケーションに携わる人が、所蔵品に関する情報を知っていることが不可欠というのは、まさにその通りだと私も考えております。その博物館が歴史系である場合には、地域の歴史のことを知っておくことも必要だと思います。そうした知識は、博物館が専門知識を伝達するメッセンジャーの役割を果たすために不可欠だと思います。一方で、博物館はただ自分たちが伝えたい、あるいは伝えるべきと考えるメッセージを伝えるだけではなく、利用者である市民がどのようなことを知りたいと思っているのかをしっかりと考慮した上で、コミュニケーションを図るべきだと思います。これからの博物館には、専門知識を伝えるメッセンジャーと、市民の疑問や要望を汲み取るメッセンジャーという、二つの意味でのメッセンジャーの役割が求められているように思えます。
- ・私を知る限りであります。アメリカのNational Heritage Areaは、パブリック・アーケオロジーの中で、と言うよりは、遺産研究(heritage studies)の中で取り上げられることの方が多いと思います。National Heritage Areaが考古学の典型的なイメージである発掘調査と関わりがないことが多いから、というのがその理由だと推測します。遺産研究の中ではNational Heritage Areaは好意的に捉えられることが多く、その理由の一つは、関森さんご指摘されているように、地域主導でのマネジメントが採用されているからだだと思います。地域住民との話し合いの詳細については私ももっと勉強せねばなりません。ご指摘のように、かなりじっくりと行われるということ、そして、凍結

保存の概念が弱く、地域社会の社会経済発展に寄与するようなかたちでマネジメントが追求される、という話にはよくうかがいます。National Heritage Areaが好意的に捉えられるもう一つの理由は、「景観」概念が強調されていることにあると思います。個別の歴史的建造物や史跡単位での保存とマネジメントを考えるのではなく、景観全体のマネジメントを考えましょう、すなわち、遺産を点で考えるのではなく、面で考えましょう、という包括的なアプローチは、日本を含めた他の国でも参考にできるのではないかと思います。

■「遺跡」・「遺産」をめぐる〈学〉あるいは〈知〉

【平澤】 先ほどお昼の打合せで、いろいろ意見交換をさせていただきました。それで、今回『入門パブリック・アーケオロジー』の共著者でいらっしゃる岡村勝行さんが、本日はいらしていただいていますので、いろいろ議論にも加わっていただきました。その中で、岡村さんから、少し疑問というか、コメントをいただきましたので、先ほどの事前の打合せの議論を踏まえて、岡村さんの方から直接コメントいただければと思います

【岡村】 大阪の岡村と申します。松田さんと『入門パブリック・アーケオロジー』という本を書かせてもらいました。昨日、私は参加できなかったのですが、本日、お話を聞いたりレジュメを読ませていただいたりして、それぞれの発表者の方の内容はすばらしく、ひとつひとつに対して何かコメントというわけではないのですけれども、いつもこういう研究会で気になっていることとして、その現状の理解がどうかという点がまずあります。例えば私は30年間、遺跡調査に携わっていますが、〈パブリック〉度についてはかなり上がってきたのではないかなという理解がひとつあります。

昔だったら、「遺跡」がたくさんつぶされていくところで、現在はかなり守られる部分もあり、私の場合、難波宮から始まりましたが、〈保存〉されるべきものは〈保存〉され、そうでないものはつぶされる、それは或る意味〈仕方なし〉にということでもあるのですが。

だから、長い目で見れば結構良い方向に来ているというふうを感じつつ、ここに来て何か〈危機感〉がすごく高まっているという思いもあります。それは、関先生の〈グローバリズム〉の問題もありますし、〈新自由主義〉的な運動ということで、特に大阪市はそういう状況もあるのですが、日本の「遺跡」に関しましては、さっき〈官〉と〈民〉という話になりましたけれども、〈お上〉もかなり弱ってきているのではないかというのが正直なところで、一方で、そういう状況だから〈パブリック〉の部分は何とか高めていかなければいけないというもので、今



回の研究集会のような問題設定のされ方もしているのかなというふうに思っています。

例えば、日本の場合でいえば、市町村が1,700くらいありますけれども、そのうちの3分の2くらいは、地方自治体の担当者が頑張っているということで、「遺跡」を守ったりということにも取り組んでということなのですが、そういう方たちも高齢化したり、次世代の採用が無かったり、民間会社が入ってきたりということで、なかなか実際には弱ってきているということもあるのではないかと思います。〈新自由主義〉的な運動というのはどんどんまだ今後も強くなっていくだろうというときに、こういうような研究集会が、より実りのあるようなかたちで持続して行って、その連携が深まっていくにはどうしたらよいのかなと思うときに、少し漠とした疑問ですけれども、〈知〉のあり方といいますか、あるいは〈学〉のあり方というのが、少し成長時代のものと、脱成長時代といいますか、成熟時代というものと、少し変わってきているのではないかとすることがあります。

これはかなり漠としているものですが、考古学の場合で言えば、日本の場合は学生さんの数が大きく減っていています。それは、〈学〉の魅力が相対的に薄まっているのか、どうかということはあるのですが、実は、おそらくそういう人材が育成されて地域に張り付いて行って、また持続可能なものをつくっていくということで、また〈パブリック〉な存在としての遺跡とか、そういうものを問うていくというような状況が生まれてくると思うわけです。そのときに、皆さんはそれぞれの立場で〈ファシリテーター〉的な役割をするというようなイメージがあるわけですが、そういったところで、実際に〈知〉のあり方なり〈学〉のあり方というものが変わってきているのか、変わってはいないのか。変わらなければいけないのか、変わらなくてもよいのかというところが、漠とした疑問ですけれども、根本的な問題と感じております。

【平澤】 ありがとうございます。

さて、時間ということで、毎回この研究集会は時間を超過して、いつも怒られているのですが、今回は、当然、怒られるという覚悟の中で、時間を追加していただけますよう、皆様をお願い申し上げます。

ということで、いまの岡村さんのコメントにどなたかご反応いただけませんか。では、石村さんからお願いいたします。

【石村】 〈知〉のあり方という、いままでは、研究者や専門家が独占してしまうところがあったと思うのですが、最近、非常に注目されているのは、〈地域知〉、つまり地域の知能・知識という〈知〉のあり方です。

例えば、ある地域に行けば、ここで魚がよく獲れるぞということをよく知っている人がいたり、あるいは、星を見ながら船で航海する方法を知っている人がいたりとかいうことがあると思います。そういう人たちが持っている〈知識〉というのは、私たち専門家や研究者が持っている〈知識〉とはまったく違うし、近代的な〈知〉のあり方では体系づけられない〈知識〉といえるでしょう。

しかしながら、どちらの〈知識〉が偉いかなんていう優劣はたぶんつけられない。同じように、この〈地域〉の〈知〉というものも、地域の文脈の中で体系立てられた〈知〉なんです。もしかしたら、そういう〈知識〉の中に、あるいは地域の問題を解決していくカギがあるのではないかとすることが、最近非常に注目され出してきたということです。

そういった〈知〉と、いわゆる近代的な〈知〉というものがどういうふうに交流していけるかということを考えたときに、さまざまな〈知〉を横断し、解釈し、あるいは通訳していく、そういう立場が必要になってくるわけですね。〈インタープリター〉とはそういうことです。

特に〈マネジメント〉とかいうことを考えたときに、我々専門家というのは、もちろん基礎研究の積み上げも大事ですが、そういう〈ジェネラリスト〉というか、いろいろな〈知〉をつないでいく〈ファシリテーター〉であるとか〈インタープリター〉という、そういう役割が、今後非常に重要になっていくのだというふうな見通しを、私は持っています。

「〈マネジメント〉とは何か」ということを考えるに当たっても、今日的な意味で〈マネジメント〉という言葉を選んだのは、ピーター・ドラッカー⁸⁾であることは

8) Peter Ferdinand Drucker (ピーター・フェルディナンド・ドラッカー), 1909-2005: オーストリア生まれ、経営学者、社会生態学者。『マネジメント—課題、責任、実践』(野田一夫・村上恒夫監訳、ダイヤモンド社、1974など) / Management: Tasks, Responsibilities, Practices' (New York: Harper & Row, 1973) の著者として有名。

ほぼ間違いのないと思うのですが、彼が言っていることは、〈マネジメント〉というのは支配するということではなくて、必要な〈知識〉を〈調整〉して〈解釈〉していく、そういう役割が〈マネジメント〉であるというふうに書いているのです。今後、〈マネジメント〉のあり方に関しては、そういうことが重要になってくるのではないかとこのように思います。

【平澤】 ありがとうございます。これは少し最後のコメントにも片足突っ込んだみたいになってしまったのですが、岡村さん、よろしいですか。

【岡村】 はい。

■ 〈マネジメント〉とは何かを問う前に

【平澤】 さて、まだ、2つご質問をいただいています。これは最後に、「〈マネジメント〉とは何か」、そういうかたちで皆さんにコメントをいただきたいと思いますが、そこに移る前に、何か岡田さんなどは、あまりご発言をいただいていませんが、何かここで話して置きたいということはありませんか。大丈夫ですか。最後にまとめてお話しされますか。わかりました。

そういたしましたら、ご質問のほうで、ひとつは、大阪府の小川さん、それからもうひとつは、奈良文化財研究所の渡邊さんからいただいています。これは、2つとも、「〈マネジメント〉とは何か」ということを語っていただく上で重要なご質問だと思いますが、小川さんのご質問は図式的に記載していただいたので、読み上げるには少し難しいということもありまして、小川さんと渡邊さんとそれぞれご質問票に記入されたこと意図などについて、コメントをいただければと思います。

【小川】 大阪府の小川です。

すみません、聞き苦しい声で。ふだんはもう少しかわいらしい声なのですけれども。

昨日の、特に〈公共財〉として、という議論の中でたくさん出てきたお話だったと思います。例えば、〈水〉といったような〈公共財〉のように「文化遺産」を取り扱うというお話を、ウーゴ先生からいただいたと思います。ただ、私の中では、自治体の一職員として毎日直面している状況からすると、「文化遺産」が有ったほうがよい、有ったほうが〈生活の質〉が上がるとかというレベルと、〈水〉などのように、無かったら困る、無くなったら絶対困るというレベルの間には、すごく高いハードルがあると思うのです。もちろん、〈マネジメント〉する側に立っている人間としては、いずれ、みんなにそういうふうな、「無くなったら困る」と思ってもらいたいというのが、理想としてはあるのですけれども、現実問



題、いまの状況からして、絶対そうはなっていないと思っています。

この高いハードルを越えるというのが、いま、私たちが直面しているとても大きな課題かなと思っています。そういう〈マネジメント〉の仕方について、現状をどう思われますか。また、どうこの課題を乗り越えられるのか。とても抽象的な質問になりますけれども、何かご示唆いただければと思って、質問させていただきました。

【平澤】 よくわかりました。ありがとうございます。

もうひとつ、渡邊さんからは、「社会的記憶自体を受け継いだり育てていったりすることが、遺跡や文化財の本物の保護につながっていくのではと思いますが、それに専門家はどのようにかかわっていくべきだと思いますか。」というご質問をいただいています。渡邊さんからもこのご質問について、追加のコメントをいただけますか。

【渡邊】 奈良文化財研究所の渡邊です。私のほうは先ほどのご質問とも関連してくるかなと思うのですけれども、繰り返して端的に申し上げますと「社会的記憶を受け継いでいくために専門家は（遺跡に）どう関わっていくべきなのか？」ということです。

今回のシンポジウムで、関先生や松田さんから出てきた〈主観的歴史観〉や、石村さんが先ほどおっしゃった〈地域知〉というのは、私たち研究者の考古学的な解釈を超えた、地域がずっと育んできたその「遺跡」に対する〈感覚〉のようなものだと思います。それがいまの日本の場合、たいへん薄くなってしまったところが多いのではないかなと思っています。遺跡に対する社会的記憶をつないでいくために、専門家として、研究者としての立場で、どのようにかかわっていくのが良いのかと考えています。ここで専門家というのは、考古学者とか歴史学者に限らず、先ほどお話が出たような〈インタープリター〉とか〈コーディネーター〉という役割も含めてお伺いしたいなと思います。

【平澤】 いま、渡邊さんがおっしゃった「専門家」というのは、文化財、あるいはその保護にいろいろなかたち



でかかわっている人すべてという、そういう理解でよろしいですか。わかりました。

さて、小川さん、渡邊さんから、いまいただいたご質問も含めて、全体のコメントをいただきたいと思うのですが、実は、先月、同じくこの会場で日本遺跡学会の大会を開催したときに、本日ご参加いただいている増淵さんから、今回の研究集会のテーマにもかかわる重要なご発言もありましたので、ここでも、何か関連してコメントを、もしいただくことができれば、増淵さんからのコメントも受けたかたちで、パネリストの方に一言ずついただくと思うのですが、少し突然のムチャ振りです、後で怒られるかもしれませんが、ぜひ、お願いいたします。

【増淵】 京都橘大学の増淵です。ここで不意打ちを受けるとは思わなかったもので、まとめられるかどうかわかりませんが、折角なので。昨日は参加できなかったのですが、本日の皆さんのお話を伺って、昨日も参加できればよかったと残念に思いました。

私自身は、それぞれの皆さんが〈公共〉という言葉でお話しになっていた事柄に強く引かれる部分がありました。原理的な、といいますか、杓子定規な言い方をすると、日本の場合は、主に地方自治体が「文化遺産」の保護という業務に当たっていましたから、その意味で言うと、〈公共機関〉が携わっている業務であるから、当然、それは〈公共〉なわけですね。行政が極めて社会的な業務をしてきたわけです。

ただ、〈官〉のみが〈公共〉であるかという点、おそらくはそう単純ではない。皆さんも踏まえられたように、例えば、奈良文化財研究所が国の直轄機関から独立行政法人になったように、国や地方公共団体のさまざまな機関が民営化される一方で、また同時に、民間のNPOなども多数認定されて、そこに関わる人たちの活動も盛んに行われるようになってきたりしてきたという現実を踏まえれば、もう実際的には〈官〉のみが〈公共〉であるという時代ではなくなっているだろうし、おそらくこの動きは、岡村さんもおっしゃったように、収束するのではなくて、むしろこれが当たり前というふうにな



なっていくということでもあるのだろうと思います。

同時に、地方社会も決して一元化された話で議論できる状態ではない。例えば、少子化と高齢化が急速に進行して地域崩壊の状態に近いところもあれば、逆に人口が流れ込んできて肥大化していく部分もある。地域産業の維持の見通しの立たないところもあれば、その中で何か特色を見つけて、うまくそれを拡大していこうと努力する地域もある。地域間の格差が大きくなればなるほど、おそらく、かつての成長期の時代のような、〈国〉が立てる政策がひとつの模範として全国一律に適用できるという時代ではなくなっているということも、また一方では事実なのだろうと思います。

〈新しい公共〉という言葉を取上げお話しになりましたけれども、私も、政治的な立場はともあれ、〈新しい公共〉ということは確かに必要な時代になってきたのだろうし、おそらくそれに対応するような〈遺産保護〉の〈行政〉もできなければいけないのだと思います。それは、見方によっては、従来の自治体の行う〈公共的な政策〉の内容を広げていくということでもあると思いますし、本来、きちんとやるべき業務、仕事はしっかりと継承しつつも、「何を扱うのか」という〈視点〉であったり、あるいは「どう扱うのか」という〈手法〉であったり、あるいは「だれが扱うのか」というような〈担い手〉の問題も含めて、多様に対応した取組を位置づけることができるような、おそらく〈遺産保護行政〉の柔軟さが必要になってくる。行政組織も、そういう対応を目指して手を広げていかなければならないのだろうと思います。

岡村さんが指摘された、〈官〉だって相当弱っているのではないかという、その部分を〈民〉で補う、そういう側面もあるのではないかということです。ただ、〈官〉の不足部分を〈民〉で補うというだけではなくて、おそらくそこからもうひとつ越えて、適当な表現かどうかわかりませんが、〈官〉の中に〈民〉を取り込むという点、〈民〉の方々からすると自分たちが利用されている表現だと思われるかもしれませんが、〈官〉が〈民〉の発想

をうまく「文化遺産」の〈保護〉あるいは〈活用〉という方向に向けてリードする、あるいは調整する役割も含めて、手を広げていく試みがたぶん必要になってくるのだろうと思いながら伺いました。おそらく、昨日の情報交換会では、お見えになっているいくつかの自治体の参加者の方からはそんなお話が出たのではないのかなと想像もしております。

うまく座長のご指名にこたえた話ではないかもしれませんが、感想だけ申し上げます。

【平澤】 どうもありがとうございます。

司会の力量不足のために、この討論の最後に向かって行くところで、もう一押ししたいと考えておりましたら、増渕さんの姿が目に入りましたので、頼らせていただき突然ご指名させていただきましたが、思ったとおり、司会の至らないところを随分と助けていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、この討論の最後に向かって、パネリストの方々からコメントをいただこうと思います。

■ 〈パブリック〉な〈マネジメント〉

【平澤】 さて、小川さんの《ハードルを越える》ということ、それから渡邊さんの《社会的記憶を継いでいく》ということが保護への思いへとつながる》ということの中で、「遺跡」・「遺産」の〈保護〉にかかわる人々はどのようにかかわっているだろうかということについて、いろいろな視点があると思いますけれども、そういうことも踏まえて、ここで言う「遺跡」・「遺産」の〈マネジメント〉ということについて、土井さんのほうから順にコメントをいただいて、最後、松田さんからいただくという、そういう順番でお願いしたいと思います。よろしいですか。準備はできていますか。それではお願いします。

【土井】 先ほど、ご本人がいらっしゃらなくて、コメントいただけなかった「真の意味での市民参加ではないのではないか」というようなことと少し関連するかと思うのですが、〈市民参加〉かくあるべしというのは、そもそも〈官〉が思うとおりにいくことは、たぶんないだろうなというふうに思っていて、むしろ〈ステークホルダー〉が増えるということは、手間暇もすごくかかることだと思います。

我々が取り組んでいる保護活動の中でも、思い入れのある人を育てていくというのは、一見して或る意味ではとても美しいこととか、そういうふうに見えるのですが、一方では、やはり、その思い入れの矛先というのは、いろいろなところに作用するわけですね。いろいろ意見がやはり出てくる。でも、それを煩わしいと



思わずに、そこに向き合うということが、非常に地味なことではあるのですけれども、とても大事なのではないかとこのように、常日ごろ思っています。

昨日、関先生のお話で、「彼らはわかっていない、だから教育しなければいけないのだ」という立場の人々についてのお話がありましたけど、逆に、たぶん、国立民族学博物館のボランティアの方々などそうなのかもしれないと思うのですが、非常に熱心に勉強して、「こうではないか」というようなことで、むしろ提案してくださるような方もいらっしゃるのだと思います。そういう人たちから見れば、たまにやってくる研究者の方々は、あの先生は何もわかっていないなどと言われてしまうこともありまして、両方に挟まれながら、でもどちらが間違っているということではなくて、そういうこともやはり受けとめていかなければいけないし、いま、この時代に、この「遺産」に向き合っている我々が、どういう選択をするのかということに真摯でなければならない。例えば、小さなことかもしれませんが、たかだか木を1本切るのも、それは〈文化財〉の一部で、例えば〈文化財〉としてはそれを切るべきなのだと、オーセンティシティの問題からしても切るべきものだとすることがあるときに、日ごろから接している人にとってみれば、木はここで生きていて、切るなんてとんでもない、ということで、木を1本切るにしても大変いろいろな議論をしたりします。でも、そういう手間暇をかけることを厭わないというか、そこに向き合っていく姿勢、それが結果的にどういう結論になるのか、結果的に切ることになるのかならないのかは、そのときそのときですけど、そういう姿勢を持っておく。それは市民の側もそうですし、研究者の側も、また広い意味での専門家も、そういう姿勢を持っている必要があるのかなというふうに思いました。

【平澤】 ありがとうございます。

岡田さん、よろしくお願います。

【岡田】 最初のご質問に戻るような感じで恐縮ですが、まず、やはり大事なことは〈モノを残していく〉ということではないかと思えます。最初のご質問で「遺跡が失



われても」という話がありました。やはり少なくとも遺跡の実像を知る手がかりとして機能するようなモノを確実に残していくということが最も大事なのではないかと思います。

そもそも「遺産」や「遺跡」は、私たち現代人が過去とつながる重要な手がかりです。過去はすでに過ぎ去った時間ですが、モノがそこにあれば〈過去とつながる〉という行為自体は現在進行形となります。私たちは常に過去と関わるができるわけです。ところが、その「遺跡」までもが無くなってしまふと、結局、〈過去とつながる〉ということ自体が過去になってしまう。これは、やはり大きな違いだと思いますし、そういったことで〈失われる記憶〉はあまりにも大きい。モノと接することで後々まで蓄積されていくべき〈記憶〉が、モノが無くなった途端、蓄積されなくなる。この損失はたいへん大きいと強く感じます。

それからもうひとつ、先ほど岡村さんがおっしゃっていた〈学〉のあり方ということについても、いろいろと考えさせられるところがありました。私は考古学ではなく土木工学の人間です。今日のこの場にも、考古学のほか都市計画学や建築学の方もおられる。「遺産」というひとつのテーマに対して、たくさんのジャンルに細分化された各々の学問体系が関わっていて、それぞれが異なる〈知〉の泉をもっている。それぞれの分野で新しい考えを創り出していく上では、当然ながらその分野の人たちを増やさなければならないことは、私も痛切に感じます。ただ、一方でこの「遺産」というテーマは独特で、私は非常に面白いと思っています。そもそも私のような工学部の人間が、遺産を考える研究集會に呼んでいただけていることも象徴的です。

先ほど松田さんがおっしゃっていた〈お上〉というのは、いろいろな意味を含んでいるかと思いますが、仮に価値を規定する機関（例えば、学会）が〈お上〉の1つだとすると、各学会つまりそれぞれの〈お上〉が議論している遺産の〈種類〉が、その〈質〉とともに広がりを持ち始めている。例えば、「建築遺産」には当然ながら

長い歴史がありますし、それに比べれば歴史は浅いかも知れませんが「土木遺産」「産業遺産」についても社会的関心が近年どんどん高まっています。それから、皆さんご存じかと思いますが、最近ですと日本機械学会が指定し始めた「機械遺産」、日本化学会の「化学遺産」、そして（平澤さんや自分も関わっている）日本造園学会の「ランドスケープ遺産」などもあります。このように実にいろいろな分野において、「遺産」というテーマがクローズアップされている時代になっています。

つまり、「遺産」というのはある意味、従来の学問分野の垣根を完全に超えた共通のテーマであるということ、自分はとても面白いことだと思っています。「遺産」をひとつのステージとして、土木、造園、考古、人文地理、美術史、あるいは機械工学や化学など、様々な人たちが〈協働〉できる。そこで育まれる価値の可能性についてはいままでも数多く議論されてきましたし、「遺産」はまさにこのような知のシナジーを結実させるテーマとしてもきわめて有意義ではないかなと思っています。その意味でも、ヘリテージ・スタディという分野の知的蓄積において他分野に比べて一歩前を進んでおられる考古学分野に対して、私は非常に大きな期待を感じています。

これからも、こういった機会を自分も意図的にどんどん作っていきたいと思いますし、おそらくそれが〈学〉というものを発展させるひとつの重要な手がかりになるものと思っています。

【平澤】 ありがとうございます。張さん、よろしくお願ひします。

【張】 やや一般論的な話から入りたいと思いますけれども、まず、〈マネジメント〉の方法というか、私は経営学の専門家ではありませんけれども、一般的に、やはり共有されやすい〈使命〉というようなものが存在しているかどうかということに関わるものだと考えます。それをみんなが共有して、そしてそれに向けて最適な組織をつくって、その目的を達成するためにみんなが頑張っていくということ、その間に、また違った意見などが出てきたりするときに、もう一度、自分たちの〈使命〉を見直して、また全体としてひとつの方向性を持っていくというような組織運営のことだと考えます。

では、この「遺産」・「遺跡」、あるいは「世界遺産」の〈マネジメント〉のことを考える場合、その〈使命〉はどんなふう設定されるのだろうかということにはなりませんけれども、例えば世界遺産の場合、それに〈誇り〉を持つことができれば、そういうみんなが一体となる力としても統括しやすいのではないかと思いつつ、しかし、いっぽうで、実際、そういうことを〈使命〉として



共有できないということも、当然あって、そういうことに〈誇り〉を持つたりすることができない人がいるかもしれない。例えば、〈発展〉ということのほうが、そういう「世界遺産」に象徴されるようなことよりも重要だという人たちもいるでしょう。そうなると、「世界遺産」よりも、何かそれよりももっと大きな、みんなを動かすことができるようなことが必要ではないかということになります。

一方、「世界遺産」の〈マネジメント〉にあたって、何かひとつの〈使命〉を全員に与えてさえいれば、うまくいくということでもありません。「世界遺産」の〈マネジメント〉は、多くの既存の民間組織や小さなグループのサポートで取組が進められますが、彼らの活動を何でもかんでも「世界遺産」に関連づけて進めることはできないと思います。既存のグループそれぞれに本来の〈使命〉があれば、「世界遺産」と直接に関係のないところから出発されたものがほとんどであろうし、まずそれぞれの小さなグループが、みんなが何について興味があって、何について必要であるとか、不可欠であるとかを知ることがむしろ重要です。本来の目的の達成に向けて、「世界遺産」の〈マネジメント〉にも貢献できる違ったコンテキストの共有しやすい、あるいは、共有すべき、共有したい〈使命〉の解釈が必要かと思えます。

つまり、ひとつ大きな、はっきりその方向に持っていくような〈使命〉を、間接的なかたちで設けつつ、結果として〈マネジメント〉に寄与するようなもの、そういう次元が違うようなこともあるのではないかなと思います。

先ほど、〈官〉と〈民〉という二元論の議論がありましたけれども、〈パブリック〉ということを見ると、オフィシャルofficialには〈官〉というような解釈もあれば、もうひとつは、コモンズcommonsという、皆さんが〈共有〉して運営していくような仕組みもあるわけです。〈官〉と〈民〉ということで、〈お上〉と〈一般住民〉、そういう役所仕事のかたちに当てはめて理解しがちという、そういうような歴史もあるのかもしれない。

しかし、よく思ってみると、例えば、農漁村では、生



活の必然から、農業用水の管理とか、漁具の管理とか、みんなのこととしてやってきた伝統もありますよね。本質的な部分で見れば、その〈資源〉に対して、つまり、自分の生活にその重要性を見つけ出して、それを守ることの条件や環境を意識的に無意識的に感じているかもっている部分があると思います。

この点は〈マネジメント〉と共通しているのではないかと思うのですが、みんなが「遺跡」なり「遺産」なり、そういうものの存在に対して、例えば、不満に感じる場合であっても、それもひとつの方向をもっていきっかけになることもあるかもしれません。それぞれのグループの活動を補完するような、共通な方向を見つけて活用することは〈共有〉、〈協働〉に向かう第一歩になるかと思えます。

【平澤】 ありがとうございます。

そうしましたら、石村さん、先ほどの続きになるかと思えますけれども、よろしく願います。

【石村】 先ほど先走って申し上げましたが、それでほほ言い尽くしていると思います。〈マネジメント〉というのは、やはり〈インタープリター〉の役割がとても重要で、これから専門家が果たしていく新しい役割ではないかなと思います。〈ステークホルダー〉間の関係を調整するだけではなくて、例えば、「文化なんか要らないよ」と言っているような人たちにも、〈インタープリター〉として責任を持って説得にあたる、ということも必要ではないかと思えます。

小川さんが、〈公共財〉の〈アセスメント〉の話で、文化なんて有ったほうがよいけれども、無くても問題無いよねという意見もありうることを指摘されていましたが、「〈文化〉が無くてもよい」ということは、実はこれは証明されていない命題なのですね。〈文化〉を持っていない人類集団というのは、世界中見渡したって、ひとつも無い。ひょっとしたら、人間の〈生存〉に〈文化〉というのは必要不可欠なものかもしれないわけです。これはまだ証明されていませんけれども、ここにいる我々は〈文化〉が大事だと思っているので、そういう信念を持ち



ながら、真摯に責任を持って、自分の仕事を果たしていけばよいのではないかな、というように思っています。

【平澤】 ありがとうございます。ウーゴさん、お願いします。

【ウーゴ】 岡田さんがおっしゃった「分野を超える」という発想や、例えば、松田さんがおっしゃった〈批判的アプローチ〉、いろいろな〈インタープリテーション〉を提供するという話ともつながるように思うのですが、重要に思うのは、「相手の言葉で話す」ということだと思います。たとえば、こちらが一生懸命に「遺跡は大事です」とばかり話してみても、〈コミュニケーション〉が成り立たない場合が少なくないと思うのです。分野の別を超える、或る区分を越えることが欠かせないのはもちろんですが、やはり、相手がどういう分野の人で、どういう専門の人であるか、あるいは、どういう立場の人であるかによって、こちらもどういう言葉、どういう文法で説明するか工夫しなければいけないのではないかなという気がします。

その点からすると、「遺跡」・「遺産」を〈特別扱い〉しないで、まず、その地域にはどのような要素があるのか、それらの要素を研究した上で、その社会のニーズがいったいどこにあるのかということをやはり理解しなければいけないと思います。地域のさまざまな要素の中の一つとして、地域全体の〈マネジメント〉の中で、取り組みのあり方を考える。例えば、相手がデベロッパーだったら、あるいは経済学者だったら、経済の言葉と文法で話をすることによって、まず、話し合いの入口に立たないと何も生み出さないように思うわけです。一生懸命こちらの専門用語で論旨を捲し立てても、話し合いそのものが成り立たないと元も子もありません。

以上のような考え方をしますと、さまざまな分野との協力を得るなかで、最終の目的は「遺産」の〈保護〉にあるのではなくて、社会のニーズに応えることにあるのかもしれません。その結果として、「遺産」の〈保護〉も実現できるというかたちになるのではないかと思います。おそらく、そうした取り組みの中で、地域に暮らす

人々、地域に訪れる人々が、多様な文化的体験をする可能性が自ずと生まれていくのだと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

関先生、お願いいたします。

【関】 先ほど、小川さんからご質問のあったことというのは、確かに私たちも悩みます。私たちの分野の学者がいつも言うことは、「人間の営みは効率ばかりで成り立っているわけではない」という、漠然としたことです。たいてい、九十何パーセントの行動は、ほとんど役に立っていない行動ばかりですね、人間というのは。自然的に見てもそうだし、あるいは文化的に見てもそうだと思います。

ですから、効率性だけを追うというのは、むしろ歪んだ世界観であるということを主張しているのですけれども、それが当たり前のこととして広がっていないというのは、あまり説得力がない言葉だと言わざるを得ません。ですから、少し違うことを言いたいと思います。

石村さんが指摘した〈文化〉の存在というのは、とても大事な問題だと思います。私はずっと注目をしている〈コミュニティ〉、つまり〈地域〉というものを考えたときに、かつては、この〈地域〉を感じさせるさまざまな〈装置〉というのを我々は持っていました。けれども、それが、ここ数十年で、情報を伝達する手段や人工的な〈環境〉など急速な変化を受けて、次々に失われてきています。

そうなるかどうかという、これについてフランスの有名な歴史家のピエール・ノラ⁹⁾が言っています。「かつてこういうものが失われたとするならば、私たちは、新しい装置と記憶の場を確保しなくてはいけない。」つまりそういう状態では、私たちは、やはり〈新しい地域〉を感じさせる〈装置〉をつくるべきだと思うわけです。

たしかに、これが〈生態環境の保護〉であったり、あるいは〈博物館〉であったり、〈遺跡の保全〉であるのかもしれません。場合によっては、それによって〈景観〉が守られるということも、副次的には起こり得るでしょう。しかし、こういった〈装置〉は、私たち人類の長い〈歴史〉から見るとごく最近生まれたものです。私たちの持っている〈文化〉、〈近代の文化〉というものは、たかだか明治以降にできたものでしょう。

9) Pierre Nora (ピエール・ノラ)：歴史学者、社会科学高等研究院(École des hautes études en sciences sociales)教授、アカデミー・フランセーズ (l'Académie française) 会員。1984年から8年の歳月をかけて、『記憶の場』全7巻 (Les lieux de mémoire, 7 vols., Paris, Gallimard, 1984-1992) / 『記憶の場：フランス国民意識の文化=社会史』全3巻、谷川稔監訳、岩波書店、2002-2003) を刊行した。



ですから私たちが自然にその〈装置〉に対して参加したり、内面化させ自分の中に取り込んだりということは、まだまだできていないのだと思います。しかも、こうした〈装置〉というのは、当初、〈行政〉や〈官〉、あるいは〈研究者〉の側から与えられてきたという〈歴史〉があります。そう考えると、いきなり短期間で、〈コミュニティ〉の人々に〈参加〉せよというのは、無理なのかもしれないとも思います。

一方で、だからこそ〈コミュニティ〉の〈参加〉が必要なんだともいえるのではないのでしょうか。実は、また別の会議で同じようなことを発表することになっています。その会議では、東日本大震災における「埋蔵文化財」の調査について何か提言するという目標があります。大変な委員会だと思いつつも、いろいろ議論しなければいけない。その中で、大きな問題となっていることの中に、ご存じのとおり、東北地方の〈一般住民〉、あるいは、〈マスコミ〉の人々が、「遺跡」の発掘、「埋蔵文化財」の調査なんかしてないで、そんなものはすっ飛ばして、早く高台移転を実現しろ、と堂々と〈表明〉している件があります。

あの〈表明〉は、「埋蔵文化財」が生活の一部だというような認識は全くないということを示しているわけですね。その原因は、先ほど言ったように、〈新しい装置〉であるからです。歴史的な背景から見れば、〈コミュニティ〉の〈参加〉が自然に行われた〈装置〉ではなかったわけですね。

だからこそ、こういう場面で簡単に切り離されてしまうのでしょうか。では、どうしたらよいかといえば、とりあえず、それを〈回復〉することを考えざるを得ないと思います。国際協力の現場で私がやってきた経験からいうならば、「埋蔵文化財」の調査や保存決定のプロセス、そして遺構復元のプロセスを含めて、〈コミュニティ〉の〈参加〉が、日本では育まれてこなかったということ、行政主体であったというところに、メスを入れるべきではないかと思います。

いままでの教育プログラムは、〈コミュニティ〉が〈参

加〉していると言いながら、そのほとんどは、遺構の復元後に〈コミュニティ〉が〈参加〉するものばかりであったような気がします。日本の場合、ほかの国と比べると、それだけでもやってきたという意味で、立派だと思えますけれども。しかし、さらに先ほど言ったように、調査や保存決定のプロセス、遺構復元の段階から〈参加〉できるような仕組みを作っておくならば、全員とまでは言わないにせよ、おそらく、さまざまな〈愛着〉を持つファンが生まれるのではないかと思います。こうした〈参加〉自体が、おそらく〈世界観〉とか〈社会的記憶〉を生みだし、それらを「遺構」の〈保存〉に役立てることもつながるでしょう。

一方において、単にそうした〈世界観〉だけが〈保存〉プログラムに組み込まれるということではなくて、さらに〈地域開発〉の中に位置づければ、たとえば〈観光〉を通じた〈経済発展〉が実現するかもしれません。これは、途上国で国際協力をやっている私なんかは、とても強く感じる場所です。その場合は、もちろん、一定の〈コントロール〉あるいは〈マスタープラン〉は必要だと思います。

こうして〈コミュニティ〉が〈参加〉をすることによって、より自立的な〈個〉がおそらく生まれてくるでしょう。そこから、先ほどどなたかがおっしゃったように、〈グローバル時代〉における〈個〉を認識し、世界と連帯して、いろいろな〈新しい公共性〉を目指す社会が生まれてくる可能性はあると思います。ただ、これを単に期待して、評論家みたいに言っているのではなくて、石村さんや皆さんがおっしゃったように、実践していく必要性があります。

ただし、実践している立場からいうと、やはり行政の人たちと同様に、とても忙しいです。結局、論文を書く暇が無くなったりとか、個人的な悩みはものすごくあります。ですから、どんどん仲間を増やして、一部の人に集中しないようなシステムをつくり上げていくことも、研究者あるいは行政のひとつの責任ではないかと思っています。

【平澤】 どうもありがとうございました。そういたしましたら、松田さんに、昨日の討論のことと、本日のいまの討論も含めて、最後にコメントいただければと思います。少し、何か、突然振られたみたいな顔をされていますけれども、どうぞよろしくお願いします。

【松田】 いや、先ほどの関先生のお言葉に感銘を受けましたので、そのまま私の最後に使わせていただこうかと思っておりました。

まず、渡邊さんのコメントにありました「社会的記憶



を受け継ぐことが遺跡や文化財のほんとうの保護につながっていくのではないか」というご提言、私は、そのとおりだと思います。昨今の社会情勢あるいは経済情勢を考えますと、増渕先生が仰っていたように、〈新しい公共〉というのをやはり考えざるを得ないような状況に来ているのではないかと思います。

それは、具体的には、〈官〉と〈民〉がうまく連携していくことになるのであって、そうすることによって、〈新しい公〉という概念を追求していくことになると思うのです。ところが、この市民一人一人というのは、我々も、本日皆様も感じられたかと思いますが、ほんとうに面倒くさいといえますか、多種多様な価値観を持っている人がいて、我々の思うようにぜんぜん動いてくれないうし、勝手に「文化財」とか「文化遺産」、「遺跡」を使おうとするし、基本的に面倒なものだと思います。我々が考古学や歴史学の研究に専念していれば、そんなことを考えなくてもよいのに、現代社会において遺産や遺跡に関わる実践を行おうとすると、複雑なことまで考えなければいけなくなります。

私は〈パブリック・アーケオロジ〉に取り組んでいますので、同僚の考古学者の方に、「もっとこういうパブリックと仲よくやっていこうよ」とよく言うのですが、「何でそんな面倒くさいことをやるんだ」と思われているように感じることもありますし、そうした気持ちもよく理解できます。加えて、小川さんもおっしゃいましたように、〈水〉は無くなったら困るが、「文化遺産」や「遺跡」も無くなったら同じ程度に困るのか、と問われますと、それはなかなかそう言えないと思います。〈文化〉はたしかに無くなってしまったら困るかも知れない、と石村さんのご発言にありましたが、「遺跡」や「文化遺産」が無くなった場合、我々がどうなるかというのは、実はよくわからないのです。

ところが、それでも、有っても無くてもよいというわけではなく、有ったほうが望ましいという、少なくとも、少しプラスに向いているということ自体、既に救いなのではないかと思うのです。

私が勝手に思いますのは、私を含めてこの会場にご

参加の人々はおそらく皆、「遺跡」とか「文化遺産」が大好きな〈マニア〉の方ばかりだということです。それは勝手な思い込みかもしれませんが、ここにいる人は、少なくとも一般の〈市民〉と言われる人に比べたら、「遺跡」とか「文化遺産」が大事だと思っていて、それを何とかして守っていく、あるいは使っていきたい、それを社会の発展につなげたいと思っているような人たちがばかりだと思います。ですので、やはりまず我々の方からスタートして、実際、その面倒くさいかも知れない市民の方々とうまく付き合っていく、それがやはりスタート地点になるかと思うのです。

岡田さんの発表の中にありました、研究者の方から、あるいはマニアの方から働きかけていって、新しい「文化遺産」が生まれていく、という過程が私にはとても新鮮でした。これまで考えたことのなかったようなジャンルの「文化遺産」が生まれ得るのだ、そしてそれが人々によって大事にされるのだ、ということは、とても参考になりました。ですので、我々もそういうかたちで、我々が本当に面白いと思うものを、いかに面白いのかということ、さまざまな切り口で語っていき、ウーゴさんがおっしゃったように、ただおもしろい、おもしろいと言うだけではなくて、我々も〈コミュニケーション〉の相手によって〈コミュニケーション〉の仕方を適応させながら市民と対話を続け、そうすることによって我々にとっての遺産の社会全体で価値を高めていく、ということになるでしょうか。月並みかもしれませんが、それに最後は尽きるのではないかと考えています。

【平澤】 どうもありがとうございました。

■今後の検討について

【平澤】 少し速足に行こうかと思って、しばしばそういうことを宣言して進めてきたわけですけど、それとはぜんぜん反対で、今回はいつも以上にもっと超過幅が大きくなって、たいへん申し訳ありませんでした。

そうは言いつつも、少し私からも、一応この企画、主催の任に当たっている立場から、一言申し上げたいと思います。

漠然とした話かもしれないですが、いろいろ変化する社会状況とか、遺産価値も、この10年というか、とくにこの5年くらいの間に、ものすごい勢いで多様化してきているということがあると思います。そういう動向は、常に注視をしてみたいと思います。この遺跡等マネジメント研究集会の、今回の非常に重要なキーワードをひとつ言えば、ステークホルダーの問題、これは一昨年の研究集会での議論から関係するわけですが、この



問題について、今回のご講演、ご報告、そして討論を通じて、非常に重要な、いろいろな切り口、それから研究理論の可能性というのも見えてきた部分もあるのでないかと思います。

そういうことを踏まえて、これからマネジメントの体系や方向の具体的なあり方、何か手軽に「こうやればよいのだよ」とかいうマニュアル的な話ではなくて、言えば、そういうその具体的なことを、どうやって紐解いて、そしてまた組み立てるのか。先ほどの土井さんや石村さんや、いろいろなことをおっしゃったことを合わせれば、どうやって責任を持って向き合っているのか、これだったら何とか頑張っていけるよというような、何か具体的な方法とか仕掛けとか、そういうことをこれから追求して、いろいろしんどいことはありますけれども、しんどくても向き合っている、そういう何か方法、仕掛けというのを考えていくのが、この研究集会の役割ではないかと思いました。

また、再来年以降がどうなのかわかりませんが、引き続き来年もそういうかたちで開催したいと考えておりますので、どうぞ皆さん、ご参加いただければ幸いです。

どうもありがとうございました。(拍手)

【青木】 ありがとうございました。

では、先生方、席のほうにどうぞお戻りください。

最後に、奈良文化財研究所、文化遺産部長、小野より閉会のご挨拶を申し上げます。

【小野】 皆さん、2日間にわたりまして、遺跡等マネジ

メント研究集会に、最後までご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

かなり議論は尽くされたかと思います。ご講演いただいた先生方、あるいはご参加いただいた皆様方のおかげで、非常に盛りだくさんな内容になったかと思います。

やはり最後に松田先生がおっしゃいましたように、「遺跡もある社会」がよりよい社会だというふうに思います。その遺跡が積極的に認知されていくためには、やはりパブリック、多義的なパブリックの理解を通じて、遺跡を社会に認知してもらい、それが一番大事なのではないかという気がいたします。かつ、‘Talk only, no action’にならないように、やはりそれぞれが、それぞれの立場、持ち場で、この問題に取り組んでいただければ、大変うれしく存じます。そのことにこの研究集会が少しでも役に立ったとすれば、大変喜びとするところでございます。

最後に平澤が申しましたように、来年度以降もこの研究集会は続けていく予定でございますので、ぜひ来年度以降もご参加いただければと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【青木】 以上をもちまして、平成24年度《遺跡等マネジメント研究集会》の全プログラムを終了いたします。アンケートをまだご提出いただいていない方は、お帰りの際に受付のほうまでお願いいたします。2日間の長時間にわたりまして、ご参加ありがとうございました。お疲れさまでございました。

— 了 —

Summary Record of the Research Symposium, FY2012 on the “Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public”

1. Introduction

The “Management Research Symposium for Cultural Sites,” held every year since FY2011, is a series of symposia on “Comprehensive Sites Management in Communities” aiming to further deepen the exploration related to the “Comprehensive Management of Historic/Archaeological Sites in Communities” which was the main topic of the “Research Symposium on Preservation and Utilization of Historic Sites (the 5th)” held in FY2010, using the term “Management” as the keynote.

The most noteworthy theme among the studies on the main topic of the 1st symposium namely “Management of Natural Heritage as Cultural Properties”, was “What should be regarded as a cultural property and how should they be addressed for protection from a comprehensive perspective on cultural properties, irrespective of whether the origin is artificial or natural?”

Under such conceptualization, the important issue that arose was “the exploration of the way management ought to be” which focused attention on the viewpoints/standpoints of the various stakeholders involved in archaeological sites and cultural heritage (hereinafter referred as ‘Sites/Heritage’ in this summary report).

In this paper, we report on the outlined explorations of the 2nd Symposium in FY2012 held on December 21 and 22, 2012, based on recent research results of Public Archaeology.

2. ‘Sites/Heritage’ as Management Targets

‘Archaeological Sites’ and/or ‘Cultural Heritage’, as to the main consideration in this symposium, are not an exclusive domain of researchers, experts, and administrative organizations. The ‘Sites/Heritage’ themselves are public. Being public is a key characteristic (*Merkmal*) of ‘Sites/Heritage’. At this symposium, we tried to explore how they are public as the subject of management.

With regard to the protection of historic sites, it is well-known as the earliest example of the national protection movement that the effort made by Karl XI of the Kingdom of Sweden in the middle of the 17th century to protect the mementos/relics passed down from the people of their ancestral lands in the past. After the latter half of the 19th century, European nations, in which modernization was rapidly advancing, reacted against the disappearance of various kinds of legacy which were the symbols of their identity. In addition, through the rapid intensification of international exchanges, national movements developed to consciously recognize the significance and values existing within their borders. These events provided the major impetus to bring ‘Sites/Heritage’ to social attention. In Japan, this trend appeared as the counter-reaction to sharp, large-scale changes arising from trends such as that to “Break down antiquated notions” or “Change everything” popular in the context of the Meiji Restoration and the Westernization. As a counter-reaction, Japan steadily enacted cultural property protection laws including the Act for the Preservation of Ancient Artifacts in 1871, the Law for the Preservation of Ancient Shrines and Temples in 1897, the Law for the Preservation of Historic Sites, Places of Scenic Beauty and Natural Monuments in 1919 and the Law for the Protection of Cultural Properties in 1950. Today, then, as typified by the

efforts based on the World Heritage Convention (Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, 1972) which has marked its 40th anniversary since adoption, the protection of ‘Sites/Heritage’ has been recognized as into “universal”, exceeding the individual protection efforts made in any single nation or community.

On the other hand, exploring the current state from the angle that a century has already passed since the ‘Sites/Heritage’ protection efforts have begun across the world, we might be afraid that; (i) the more powerful such efforts are, the more ‘Sites/Heritage’ are unnecessarily emphasized and treated as something special; and, (ii) in the past, efforts may have adversely affected ‘Sites/Heritage’, separating them from the real world in which we are living everyday. In short, I wish to query whether public ‘Sites/Heritage’ are truly “public” or not, nowadays.

3. Contents of the Research Symposium

This symposium was composed of two sub-sessions as a two-day program in order to; (i) explore the perception of “archaeological sites” and “cultural heritage” based on the concept of “public”; and, (ii) discuss the perception of “management” which should be envisioned based on the conclusion of (i) above. Through this two-day program, an opportunity for discussions was provided after lectures and other events.

To begin the opening day (Dec. 21), HIRASAWA Tsuyoshi as secretariat of this symposium introduced the research symposium aim: the importance of exploring the concept of “public” related to sites, based on the conclusions of the past symposia that public attention to cultural properties is becoming more focused due to changes in communities and stakeholders or social structure and living environment.

The three lectures described below were presented through which speakers provided diverse perspectives related to “As what kind of objective are ‘Sites/Heritage’ recognized within society?” --- (i) “Rethinking the Participation of Local Communities in the Cultural Heritage Management” (Keynote Lecture I: SEKI Yuji, Professor, the National Museum of Ethnology) in which the presenter discussed his long years of experience in site research/preservation in Latin America from the perspective of cultural anthropology; (ii) “Cultural Heritage as Common Good: the Case of the Architectural Heritage ” (Lecture 1: UGO Mizuko, Associate Professor, Gakushuin Women’s College) in which the presenter centered on the preservation of Italian historical buildings; and, (iii) “How are Local People Involved in Heritage Management?: Case in the Nomination Process on the List of UNESCO World Heritage at the Ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia ” (Lecture 2: ISHIMURA Tomo, Researcher, Nara National Research Institute for Cultural Properties) in which the presenter discussed the efforts undertaken at the Nan Madol Site, Federated States of Micronesia.

Based on these lectures, the Discussion-(a) entitled “The Concept of ‘Public’ for ‘Sites/Heritage’” (Chairperson: MATSUDA Akira, Lecturer, the University of East Anglia, UK; the Keynote speaker on the 2nd day).

On the 2nd day, based on the Discussion-(a), the “Relationship between the Concept of ‘Public’, Archaeological Sites, Heritage, Cultural Properties, and Archaeology” (Keynote Lecture II: MATSUDA Akira) was delivered and in which there was a discussion of the development of Public

Archaeology, taking up specific cases in Somma Vesuviana, in a suburb of Naples, Italy.

The three reports described below were presented, through which 'Sites/Heritage' were recognized from a range of various viewpoints/standpoints, and the existence of various concerned stakeholders and their diverse movements were indicated; --- (i) "Relationship between Historic Town Space and People in the thinking of 'Public': Comparison of Malacca and George Town World Heritage Sites" (Anecdotal Report 1: CHONG Hon Shyan, Associate Professor, Tottori University of Environmental Studies); (ii) "Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value" (Anecdotal Report 2: OKADA Masaaki, Associate Professor, Kinki University); and, (iii) "SEEDS OF FURUSATO: Cultural Heritage Existing as the Symbol of the Regional People" (Anecdotal Report 3: DOI Sachiko, Chief Researcher, Japan National Trust for Cultural and Natural Heritage Conservation; Public Interest Incorporated Foundation).

In addition, after contemplating the theme based on the question slips submitted by the audience, we discussed "Management of 'Sites/Heritage' as Public Entities" (Moderator: HIRASAWA Tsuyoshi) as Discussion-(b) on comprehensive perspectives.

4. Topics of the Panel Discussions

The main topic of Discussion-(a) was originally a fundamental question "What do 'Sites/Heritage' and their protection mean in society?"

First of all, upon receipt of the raised thesis, "Doubting Cultural Heritage", we affirmed "Should cultural anthropological 'viewpoint of the post-colonial turn' occur in Japan as well?" which was discussed in the context of Latin America in the Keynote Lecture I. Then, with regard to considerations arising throughout the three lectures, we explored the topic, "Public properties in the context of 'Development'". Especially, the importance of exploring how things that modern-day people refer to as "heritage" were originally treated by the communities directly involved with it, before considering measures for preservation and utilization.

Meanwhile, based on the perspective to redefine a more fundamental thesis, two questions were raised; (i) what disadvantage will occur in the modern society, if the sites that people strive to preserve by spending enormous effort, time, and money; and, (ii) to what extent are "cultural heritage" needed in practice. As a result, the discussion centered about the role and function of heritage as a social apparatus discussed in "'Sites/Heritage' as Social Memory", as well as about how to measure benefits from a noneconomic perspective.

In other words, if we do not preserve cultural heritage, what would our society lose? Or, if we do preserve them, what privilege will be brought about? Even admitting that cultural heritage sites are deeply involved with the social memory or the cultural life indispensable for us to survive into the future, it can hardly be said that they are as indispensable to survival as air or water. For such 'Sites/Heritage', is there any management method which does not produce an economic profit, but is sustainable? If yes, then, what kind of management is it?

The conclusion was reached that we need to make further investigations into what we want from the protection of 'Sites/Heritage'.

At the beginning of Discussion-(b), it was especially emphasized that the term "public" was prefixed, because the participants hoped to discuss 'Sites/Heritage' based on the perspective that the 'Sites/Heritage' could be an object of negotiation with any and every person.

Furthermore, centering on the question submitted by the audience, we

shared our awareness of issues and held discussions. In response to one question, "When 'Sites/Heritage' disappear, isn't what is lost the present (value), not the past?", we explored the perspective of "the existence and attachment of 'Sites/Heritage'". In response to the question that "In Japan, in the site-protection field, has there been only the 'government-private' concept, not 'public' concept?", we explored the relationship of the mutually complementary role between 'government', 'private' and 'public'.

In addition, based on the change in the significance of "public" in the globalized society, we discussed "the treatment of 'Sites/Heritage' and the prospects". In response to a question about varying access to 'Sites/Heritage'; we discussed public access as a platform of communication. Furthermore, for such questions as; (i) "Awareness of community residents for the damage/protection of archaeological sites"; (ii) "Equivocal and critical approaches"; (iii) "universalization and individualization"; and, (iv) "Management of the Nara Palace Site", discussions centered around the relationship between 'Sites/Heritage' protection activities and residents.

Meanwhile, extending to the discussion about "'knowledge' or 'intelligence' involved with 'Sites/Heritage'", the participants emphasized the necessity of management based on the perspective of addressing the many problems existing in communities that, notwithstanding recent improvements in understanding the preservation of 'Sites/Heritage', various risks have arisen due to rapid changes in social conditions.

Lastly panelists gave their final comments, reflecting a range of viewpoints, emphasizing the importance of communication with diverse types of stakeholders and of developing effective measures to upgrade communication skills.

5. For Establishing the Public Management

As previously mentioned, during human history, extending for tens of thousands of years, it is only in the last two centuries that the common understanding developed that various 'Sites/Heritage' are valuable properties for our present and future. This value judgment is still evolving, and we are striving to adapt it to our concept of values. In other words, every matter related to 'Sites/Heritage' is a distinctly modern thesis.

From the late modern period to now, 'Sites/Heritage' have been identified according to strict guidelines in society, and the route towards 'Sites/Heritage' protection has been established. Even so, we must continue to consider the ideals under which we should act in order to ensure 'Sites/Heritage' become truly part of the public entities which forms the foundation of our life.

How should we peruse and reorganize the system and method of management, while paying particular attention to the trend of changing social conditions and diversifying heritage-values? During such a process, how should we confirm, represent, and progress toward the ultimate intentions involved with protection (additionally with conservation or safeguarding)?

I firmly believe that the role of this research symposium lies in further broadening the specific mechanisms and methods enabling those engaging in 'Sites/Heritage' protection against events/situations presenting serious difficulties in various aspects, to face those difficulties responsibly.

HIRASAWA Tsuyoshi
(Nara National Research Institute for Cultural Properties)

Management Research Symposium for Cultural Sites in fiscal 2012 (the 2nd)

Outline of the Programme <Actual Results>

- a. **Theme:** “Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public”
b. **Date:** 21 Friday-22 Saturday, December, 2012
c. **Place:** Hall in the Material Pavilion of the Heijo Palace Site
d. **Secretariat:** Sites Management Research Section, Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties

e. **Programme:**

*the 1st day

- 12:00-13:00 Registration
13:00-13:30 Explanation of Aim of the Symposium
About to be “Public” concerning Archaeological Sites and Cultural Heritage
HIRASAWA Tsuyoshi (Head / Landscape Research Section, Department of Cultural Heritage)
- Keynote Address I: Rethinking the Participation of Local Communities
13:30-14:30 in the Cultural Heritage Management
SEKI Yuji (Professor, National Museum of Ethnology)
- Lecture 1: Heritage as Common Good - The case of the architectural heritage
14:30-15:15 UGO, Mizuko (Associate Professor, Gakushuin Women’s College)
- Lecture 2: How Are Local People Involved in Heritage Management?
15:15-16:00 Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage
at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia
ISHIMURA Tomo (Research Fellow, International Cooperation Section,
Nara National Research Institute for Cultural Properties)

Break 16:00-16:15

- Panel Discussion-(a): The Concept of ‘Public’ for Archaeological Sites and Cultural Heritage
16:15-17:40 [Chairperson: MATSUDA Akira]

*the 2nd day

- Keynote Address II: Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public
9:00-10:00 MATSUDA Akira (Lecturer, University of East Anglia)
- Anecdotal Report 1: Relation between Historic Town Space and People in the thinking of ‘Public’
10:00-10:40 - Comparison of Melaka and George Town World Heritage Sites
CHONG Hong Shyan (Associate Professor / Tottori University of Environmental Studies)

Break 10:40-10:50

- Anecdotal Report 2: Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value
10:50-11:30 OKADA Masaaki (Associate Professor / Kinki University)
- Anecdotal Report 3: SEEDS OF FURUSATO
11:30-12:10 - Cultural Heritage existing as the symbol of the regional people
DOI Sachiko (Chief Senior Research Fellow / Japan National Trust)
- 12:10-12:15 Summarization of Lectures and Reports [Secretariat; AOKI Tatsuji]

Break 12:15-14:00

- Panel Discussion-(b): Management of ‘Archaeological Sites and Cultural Heritage’ as Public Entities
14:00-16:40 [Moderator: HIRASAWA Tsuyoshi]
- Closing Remarks ONO Kenkichi (Director / Department of Cultural Heritage)
16:40-16:45

“Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public”

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites in fiscal 2012 (the 2nd)

Table of Contents

PHOTOGRAPHIC ILLUSTRATIONS: Curious Links between Heritage and the Public

I. Study Reports / section A

- [1] Rethinking the Participation of Local Communities in the Cultural Heritage Management 004
SEKI, Yuji (Professor / National Museum of Ethnology)
- [2] Cultural Heritage as Common Good - The case of the architectural heritage 010
UGO, Mizuko (Associate Professor / Gakushuin Women's College)
- [3] How Are Local People Involved in Heritage Management?
Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage
at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia 016
- Column** / The one taken, the one left: Stories of two historic churches at Fukushima
in the aftermath of Great East Japan Earthquake 021
ISHIMURA, Tomo (Research Fellow / International Cooperation Section,
Nara National Research Institute for Cultural Properties)
- [4] Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public 022
MATSUDA, Akira (Lecturer / University of East Anglia)
- [5] Relation between Historic Town Space and People in the thinking of 'Public'
- Comparison of Melaka and George Town World Heritage Sites 028
CHONG, Hong Shyan (Professor / Tottori University of Environmental Studies)
- [6] Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value 036
OKADA, Masaaki (Associate Professor / Kinki University)
- [7] SEEDS OF FURUSATO
- Cultural Heritage existing as the symbol of the regional people 042
DOI, Sachiko (Chief Senior Research Fellow / Japan National Trust)

II. Study Reports / section B

- [a] Intervention and Engagement with 'Public' in George Town World Heritage Site,
Malaysia Study Report [in English and in Japanese] 086
PILLAI, Janet (Associate Professor / School of Arts, Universiti Sains Malaysia)
- [b] Access to History and Culture of the Indigenous People in Japan
through Archaeological Sites and Heritage 098
OKADA, Mayumi (Doctor Research Fellow / Hokkaido University Center for Ainu and Indigenous Studies)
- [c] Relaying Our History and Culture
An Essay about the Actions on “Learning” 108
WATANABE, Junko (Associate Fellow / Nara National Research Institute for Cultural Properties)
- [d] Sites and Heritage in the Hands of Citizens —DAZAI-FU Citizens' Heritage 118
KIDO, Yasutoshi (Dupty Chief / Cultural Properties Section, Dazaifu City Board of Education)
- [e] Making of Archaeological Resources and Making of Cultural Heritage:
Archaeological Sites and Public Archaeology 124
UOZU, Toshikatsu (Chief Staff / The Otemae Research Center of History)
- [f] Our Experiences and Meanings with Archaeological Sites and Cultural Heritage 128
HIRASAWA, Tsuyoshi (Head of Landscape Research Section,
Nara National Research Institute for Cultural Properties)
- Column** / Archaeological Sites, Grave Robbing, and the Public 134
TASHIRO, Akiko (Associate Fellow / Nara National Research Institute for Cultural Properties)

III. Information Documents A

International Trend on Heritage and the Public	136
KIKUCHI, Yoshito (Associate Fellow / Nara National Research Institute for Cultural Properties)	
Appendix	138
A. INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER Managing Tourism at Places of Heritage Significance, 1999	
B. BUDAPEST DECLARATION ON WORLD HERITAGE, 2002	
C. Council of Europe Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society, 2005	
D. THE ICOMOS CHARTER FOR THE INTERPRETATION AND PRESENTATION OF CULTURAL HERITAGE SITES, 2008	
E. The Kyoto Vision, 2012	

IV. Information Documents B

1. Summary Record of the Research Symposium	154
2. Outline of the Programme	155
3. Participants	156
4. Records of the Purpose Description and Discussions	157

Summary Record of the Symposium / Table of Contents in English	212
----------------------------------------------------------------------	-----

Notes

1. The purpose of this report is to give an overview of the results of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 2nd) held under the theme of the “Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public” (hereinafter referred to as “Research Symposium”) on December 21 (Fri) and 22 (Sat), FY2012 in the auditorium of the Nara Palace Site Museum.
2. The Research Symposium was planned and organized by the Sites Management Research Section of the Department of Cultural Heritage, Nara National Research Institute for Cultural Properties, as part of the “Research Study on Management for the Preservation and Utilization of Archaeological Sites”, while ONO Kenkichi, HIRASAWA Tsuyoshi, and AOKI Tatsuji took charge of the preparatory work. The Research Symposium was attended by about 100 people, including the Japanese local government employees, researchers, and working-level staff, as well as others involved in site protection.
3. While the Study Articles in this report were requested of each author to contribute in FY2013, it should be noted that author information with regard to the newly-contributed articles in this report, such as organizational affiliations, titles, etc. is information as of December, 2013. On the other hand, author information corresponding to the symposium record is as of December 2012.
4. This report consists of five parts; Photographic Illustrations, I. Study Reports / section A, II. Study Reports / section B, III. Information Documents-A, and VI. Information Documents-B.
5. Photographic Illustrations at the beginning of this report showcase various examples of 'curious' links between heritage and the public.
6. I. Study Reports / section A contains the papers written by the speakers/presenters based on the discussion-results of the Research Symposium, together with a number of presentation images used at the Research Symposium. Meanwhile, II. Study Reports / section B contains additional papers related to the main topic of the Research Symposium.
7. III. Information Documents-A provides the list and overall descriptions of international conferences/charters, etc. related to the “publicity/publicness” of archaeological sites and cultural heritage. VI. Information Documents-B includes the symposium summary and the participant list as an official record in addition to the Explanation of the aim (December 21), Discussion-(a) (December 21), General overview of lectures/reports (December 22), and the record of Discussion-(b) (December 22). For the purpose of reference, the record of discussions, etc. was outlined by HIRASAWA Tsuyoshi based on transcription from voice recordings, and checked by each speaker. Some wordings within the speeches have been corrected slightly, but ensuring the effect of the speech did not change. Furthermore, after the event, we sent drafts of the discussion to questioners who were absent from discussions despite rendering question slips prior to the summations of the reports. Additional comments were made on these drafts, which were included in Discussion-(b).
8. At the end of the report, a table of contents and an outline of the Research Symposium are provided in English.
9. TECBO LTD. rendered cooperation regarding the translation work for “note” and “Results of 2012 Management Research Symposium for Cultural Sites (2nd)” [from Japanese to English], and the article by PILAI, Janet of Assist. Professor of School of Arts, Universiti Sains Malaysia [from English to Japanese] in this report. Meanwhile it should be noted that request, checking and adjusting the article by PILLAI was under the cooperation of Dr. CHONG Hon Shyan especially from a technical review.
10. This report was edited by HIRASAWA Tsuyoshi.

研究集会開催実績

■遺跡整備・活用研究集会（2006～2010年度）

第1回 平成19年（2007）1月25日（木）・26日（金）

テーマ「教育面に関する活用」

第2回 平成20年（2008）1月25日（金）・26日（土）

テーマ「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」

第3回 平成21年（2009）1月30日（金）・31日（土）

テーマ「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」

第4回 平成22年（2010）1月28日（木）・29日（金）

テーマ「遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～」

第5回 平成23年（2011）1月21日（金）・22日（土）

テーマ「地域における遺跡の総合的マネジメント」

■遺跡等マネジメント研究集会（2011年度～）

第1回 平成24年（2012）2月16日（木）・17日（金）

テーマ「自然的文化財のマネジメント」

第2回 平成24年（2012）12月21日（金）・22日（土）

テーマ「パブリックな存在としての遺跡・遺産」

The Research Symposiums on Preservation and Utilization of Historic Sites

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2006 to 2010)

1st January 25 Thu.- 26 Fri., 2007

Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education

2nd January 25 Fri.- 26 Sat., 2008

Preservation and Utilization of Historic Sites, and the Specified Management System under the Local Autonomy Law

3rd January 30 Fri.- 31 Sat., 2009

Current Issues regarding *In Situ* Exhibition of Archaeological Features from a viewpoint of
Preservation and Utilization of Buried Cultural Properties

4th January 28 Thu.- 29 Fri., 2010

Environments and Landscapes of Inside and Outside of Cultural Sites; Sites Management and Regional Promotion

5th January 21 Fri.- 22 Sat., 2011

Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritage

Management Research Symposium for Cultural Sites

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2011)

1st February 16 Thu.- 17 Fri., 2012

Management of Natural Heritage as Cultural Properties

2nd December 21 Fri.- 22 Sat., 2012

Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public

“Archaeological Sites and Cultural Heritage in Public”

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 2nd)

Issued on 21 December 2013

Edited and Published by
Site Management Research Section,
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
(Independent administrative agency) National Institute for Cultural Heritage
2-9-1, Nijo-cho, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

パブリックな存在としての遺跡・遺産

— 平成24年度 遺跡等マネジメント研究集会(第2回)報告書 —

発行日 2013年12月21日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室
〒630-8577 奈良県奈良市二条町二丁目9番1号

印刷者 能登印刷株式会社
〒924-0013 石川県白山市番匠町293番地

ISBN978-4-905338-37-6